

のむラップ・ファンド

のむラップ・ファンド(保守型)
のむラップ・ファンド(やや保守型)
のむラップ・ファンド(普通型)
のむラップ・ファンド(やや積極型)
のむラップ・ファンド(積極型)

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2023年11月18日)

この目論見書により行なうのむラップ・ファンド(保守型)/(やや保守型)/(普通型)/(やや積極型)/(積極型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月19日に関東財務局長に提出しており、2023年5月20日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	24
4【手数料等及び税金】	30
5【運用状況】	34
第2【管理及び運営】	63
1【申込（販売）手続等】	63
2【換金（解約）手続等】	64
3【資産管理等の概要】	65
4【受益者の権利等】	68
第3【ファンドの経理状況】	70
1【財務諸表】	70
【中間財務諸表】	318
2【ファンドの現況】	359
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	362
第三部【委託会社等の情報】	363
第1【委託会社等の概況】	363
1【委託会社等の概況】	363
2【事業の内容及び営業の概況】	365
3【委託会社等の経理状況】	366
4【利害関係人との取引制限】	402
5【その他】	402
約款	403

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

のむラップ・ファンド（保守型）

のむラップ・ファンド（やや保守型）

のむラップ・ファンド（普通型）

のむラップ・ファンド（やや積極型）

のむラップ・ファンド（積極型）

（以上を総称して「のむラップ・ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々、「のむラップ・ファンド（保守型）」を「保守型」、「のむラップ・ファンド（やや保守型）」を「やや保守型」、「のむラップ・ファンド（普通型）」を「普通型」、「のむラップ・ファンド（やや積極型）」を「やや積極型」、「のむラップ・ファンド（積極型）」を「積極型」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①各ファンドにつき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1% (税抜1.0%) 以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2023年5月20日から2024年5月17日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆「のむラップ・ファンド」は、リスク水準が異なるスイッチング可能なファンドで構成されています。
- ◆国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象^{※1}とし、以下の投資方針に基づき分散投資を行ないます。

保守型 ^{※2}	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
やや保守型 ^{※2}	安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
普通型 ^{※2}	信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
やや積極型 ^{※2}	信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。
積極型 ^{※2}	信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

- ◆各資産への分散投資を行なうにあたっては、ファンドの投資助言会社である野村証券株式会社^{※3}が、独自に開発したモデルを用い最適化した結果を踏まえ、各ファンドごとに投資配分比率を決定します。

※1 各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「世界 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 「保守型」、「やや保守型」、「普通型」、「やや積極型」、「積極型」の名称は、各ファンド間の相対的なリスク量を表すものです。また、いずれの名称も、元本を確保することを意味するものではありません。

※3 野村証券株式会社は金融商品取引法に基づき、投資運用業および投資助言・代理業の登録を行なっています。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき 1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- (のむラップ・ファンド (保守型))
- (のむラップ・ファンド (やや保守型))
- (のむラップ・ファンド (普通型))
- (のむラップ・ファンド (やや積極型))
- (のむラップ・ファンド (積極型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券				
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債				
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型)	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経 225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

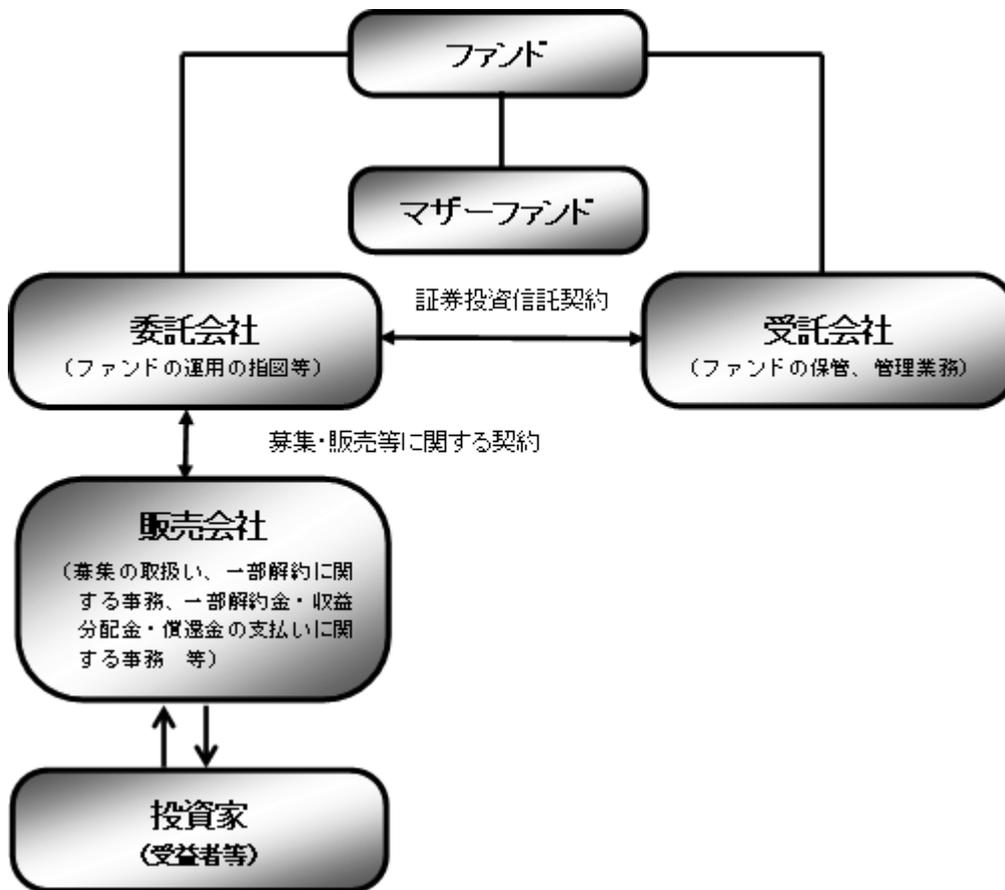
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2010年3月15日 「保守型」「普通型」「積極型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

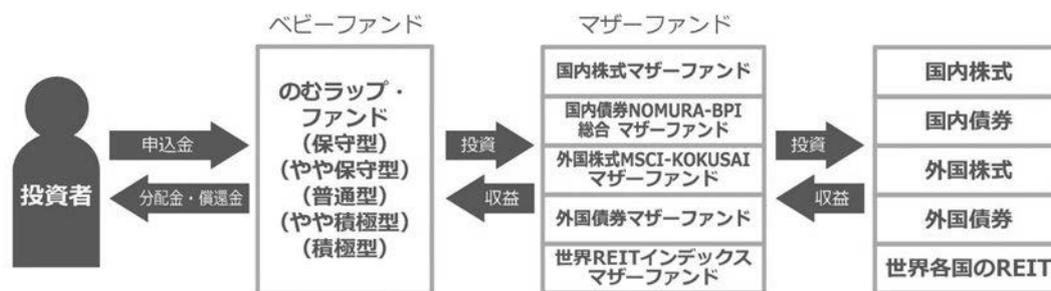
2016年11月11日 「やや保守型」「やや積極型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	のむラップ・ファンド（保守型） のむラップ・ファンド（やや保守型） のむラップ・ファンド（普通型） のむラップ・ファンド（やや積極型） のむラップ・ファンド（積極型）
マザーファンド （親投資信託）	国内株式マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 世界 REIT インデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年9月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] マザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不

動産投資信託証券（REIT）に分散投資を行ないます。

◆各マザーファンドは、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

<p><国内株式> 国内株式マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 わが国の株式 ○対象指数 東証株価指数（TOPIX）</p>
<p><国内債券> 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 わが国の公社債 ○対象指数 NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）</p>
<p><外国株式> 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 外国の株式 ○対象指数 MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）* * MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。</p>
<p><外国債券> 外国債券マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 外国の公社債 ○対象指数 FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）</p>
<p><世界各国の REIT> 世界 REIT インデックス マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 世界各国の REIT ○対象指数 S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）* * S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。</p>

[2] 各マザーファンドへの投資配分比率は、ファンドの投資助言会社である野村証券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。

◆一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

[3] 各ファンドにおける、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「世界 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して以下のとおりとします。

保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
原則 50%以内	原則 60%以内	原則 75%以内	原則 85%以内	制限なし

◆各ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、上記制限のもと、下記を上限の目処とします。

	保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
国内株式マザーファンド	20%	25%	30%	35%	40%
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	80%	70%	60%	50%	40%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	30%	35%	45%	50%	60%
外国債券マザーファンド	50%	50%	50%	50%	50%
世界 REIT インデックスマザーファンド	20%	25%	30%	35%	40%

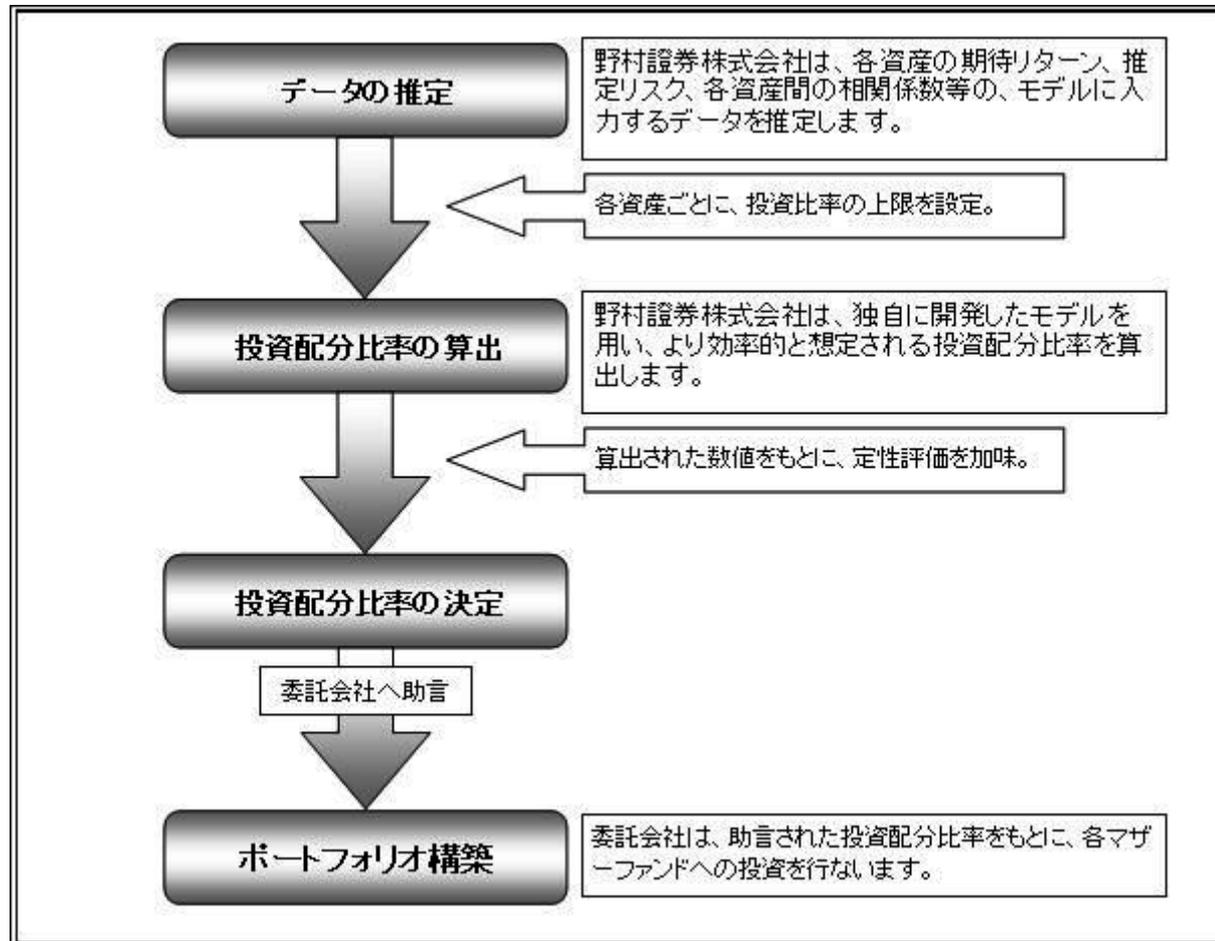
※上記の各マザーファンドへの投資比率の上限の目処は、今後変更される場合があります。また、一時的に上限の目処を超える場合があります。

[4] 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。

◆市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

[5] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■ポートフォリオ構築プロセス■



*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■各マザーファンドが対象とする指数等の著作権等について■

「東証株価指数 (TOPIX)」

- ① 東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出又は公表の誤

謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

- ⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありま

せん。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

「S&P先進国REIT指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&Pは、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいはS&P先進国REIT指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&Pは、被許諾者とは、S&PおよびS&P先進国REIT指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P先進国REIT指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なくS&Pにより決定、作成、および計算されています。

S&Pは、S&P先進国REIT指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&Pは、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&Pは、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&Pは、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&Pは、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人がS&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&Pは、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）^{*}を実質的な主要投資対象とします。

◆各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「世界 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行いません。

^{*}世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

<各ファンドに共通>

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド) 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動

きを概ね捉える投資成果を目指します。

- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
 - ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
 - ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
 - ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
 - ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
 - ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債^{*}への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
 - ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
 - ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(世界 REIT インデックス マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

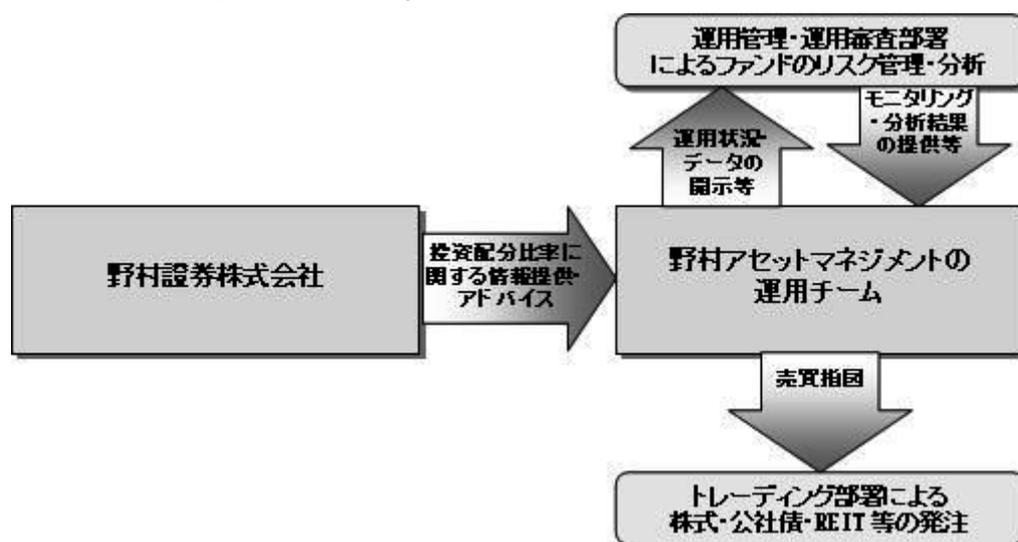
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 15 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えるこ

ととなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

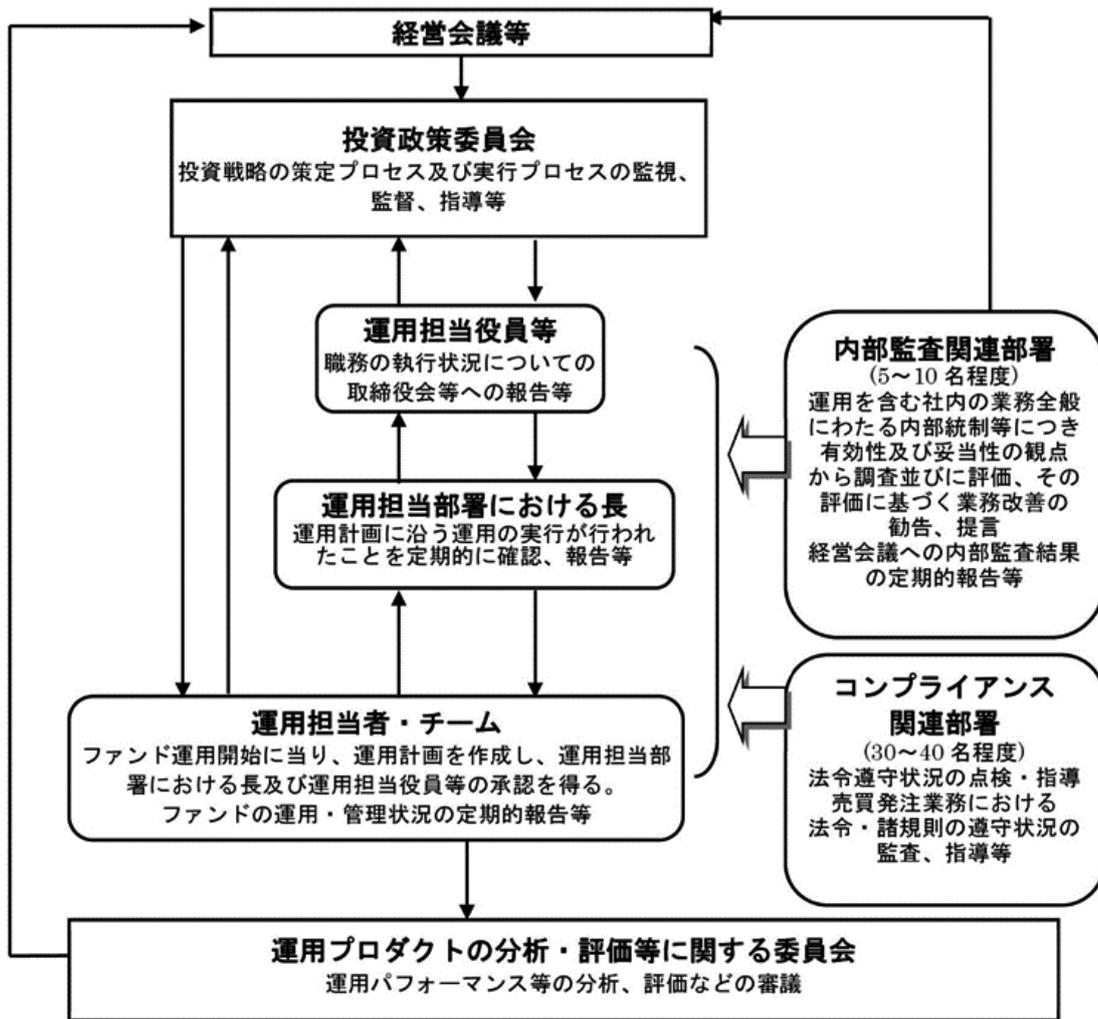
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
 - ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。
- ※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、

当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年2月18日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<各ファンドに共通>

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

④公社債の借入れ(約款第19条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

3 【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REIT の価格変動リスク]

REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的に REIT に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドで使用するモデルは、委託会社が信頼できると判断したデータ等の評価に基づき採用しておりますが、今後の運用成果を保証するものではありません。また、今後使用するモデルが変更となる場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

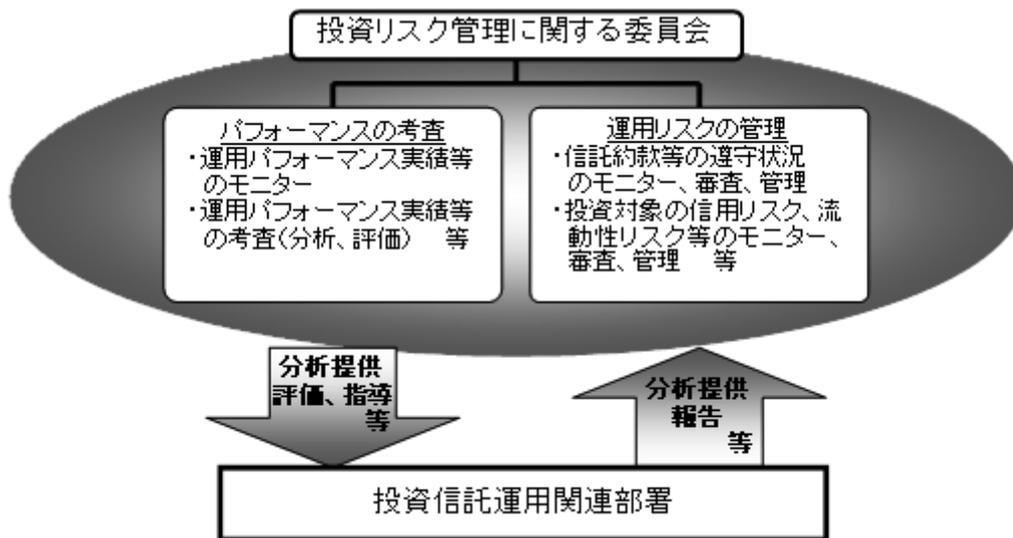
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

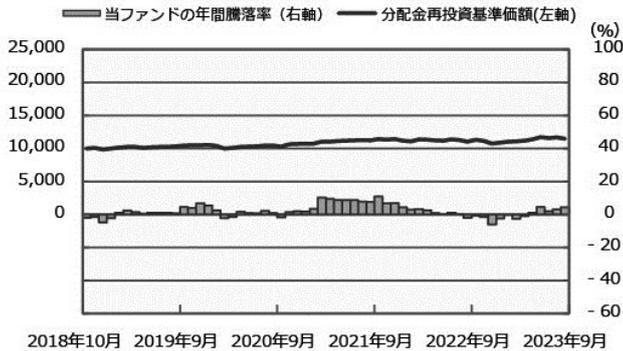


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

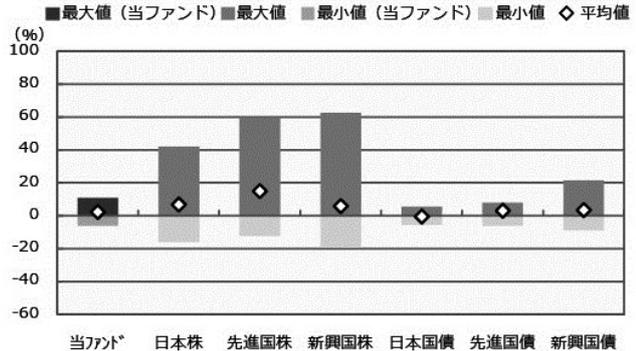
リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

保守型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



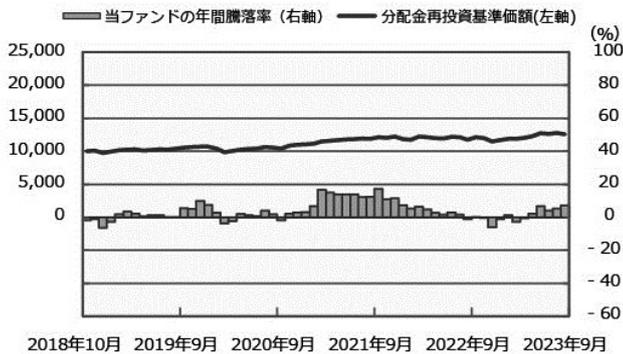
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 6.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.2	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

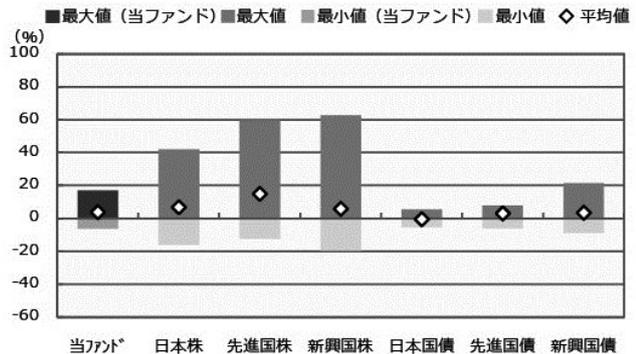
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

やや保守型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



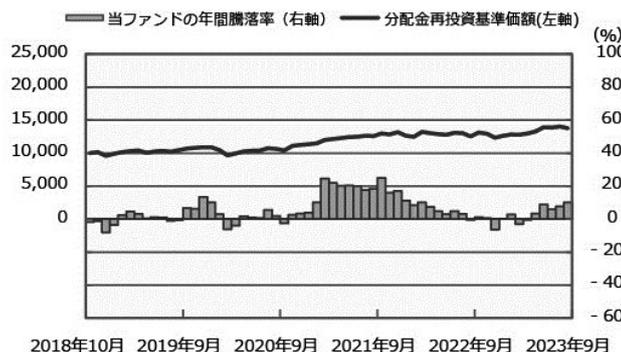
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 6.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.8	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

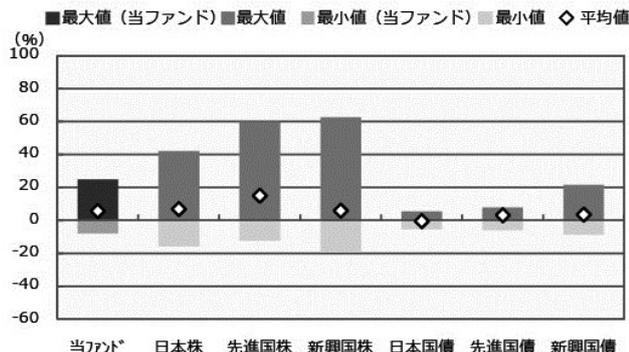
普通型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



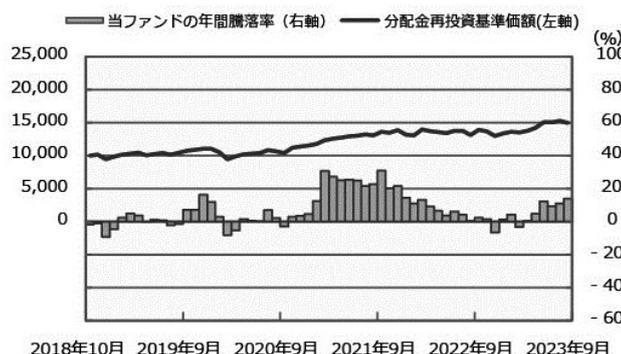
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 8.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	5.6	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

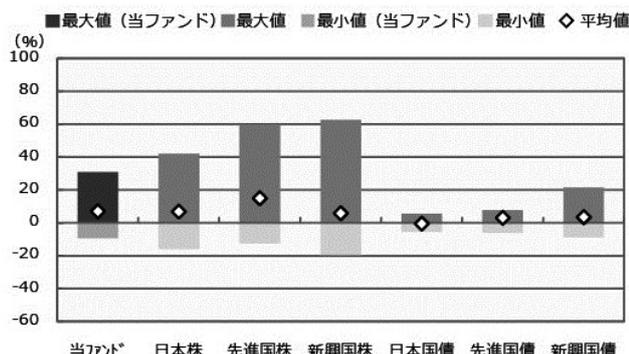
やや積極型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



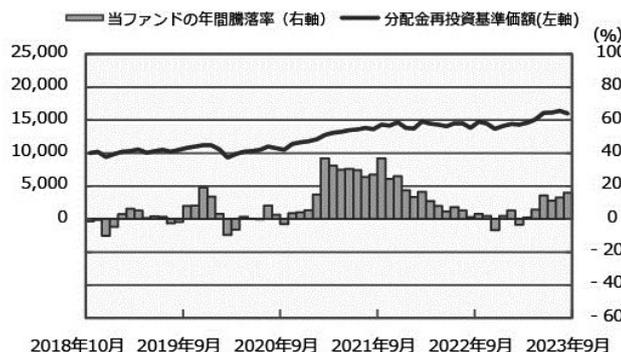
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	30.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 9.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	7.1	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

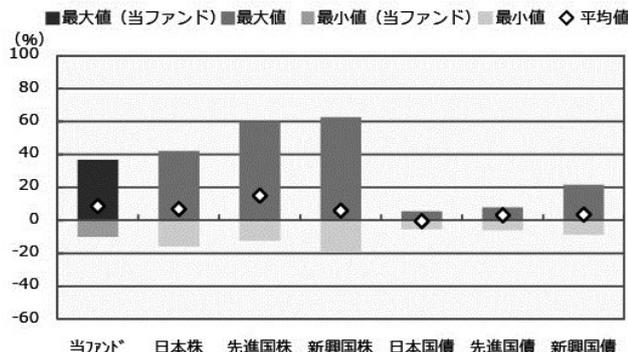
積極型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	36.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 10.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	8.6	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①各ファンドにつき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率) (税抜 1.0%) 以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り (税抜) とします。

ファンド	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
保守型	年 1.188% (税抜年 1.08%)	年 0.70%	年 0.35%	年 0.03%
やや保守型	年 1.2705% (税抜年 1.155%)	年 0.75%	年 0.375%	年 0.03%
普通型	年 1.353% (税抜年 1.23%)	年 0.80%	年 0.40%	年 0.03%
やや積極型	年 1.4355% (税抜年 1.305%)	年 0.85%	年 0.425%	年 0.03%
積極型	年 1.518% (税抜年 1.38%)	年 0.90%	年 0.45%	年 0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年2月および8月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、各ファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

ファンド	率
保守型	年 0.35%
やや保守型	年 0.375%
普通型	年 0.40%
やや積極型	年 0.425%
積極型	年 0.45%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
 - ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
 - ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
 - ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
 - ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- *これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。保守型、やや保守型、普通型、やや積極型は、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定であり、積極型は、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年9月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収^{*}が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益^{*}については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

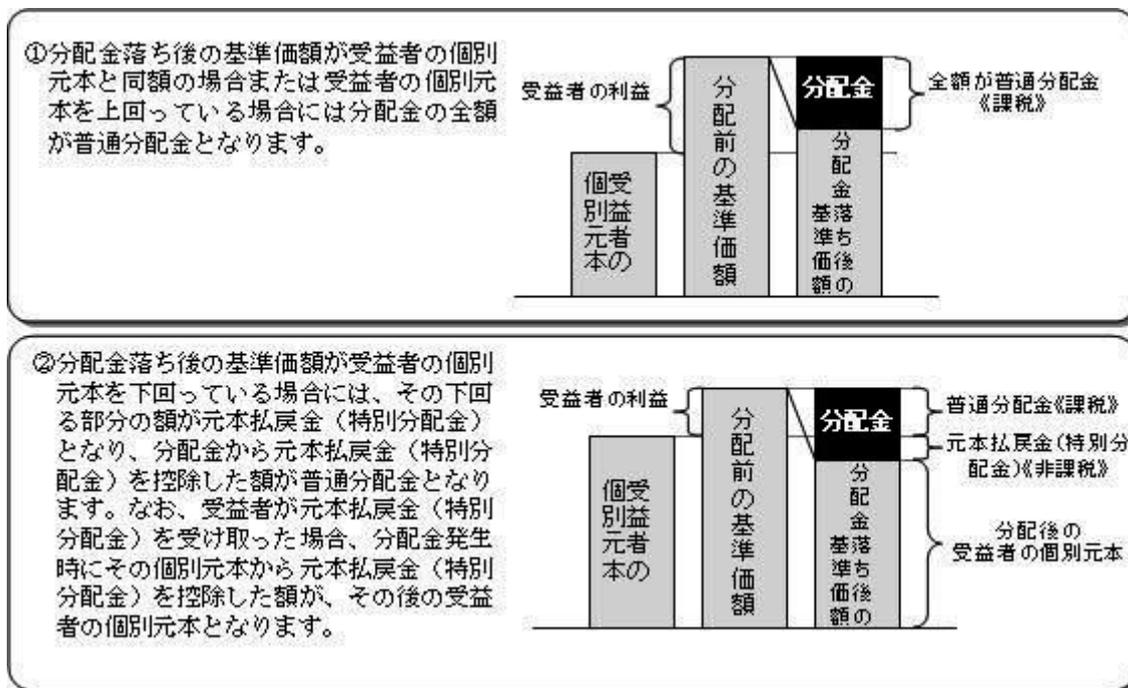
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年9月末現在）が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は2023年9月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

のむラップ・ファンド（保守型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	58,121,898,086	98.86
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	667,721,253	1.13
合計（純資産総額）		58,789,619,339	100.00

のむラップ・ファンド（やや保守型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,818,429,707	98.76
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	110,616,866	1.23
合計（純資産総額）		8,929,046,573	100.00

のむラップ・ファンド（普通型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	292,261,248,023	98.81
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,513,689,872	1.18
合計（純資産総額）		295,774,937,895	100.00

のむラップ・ファンド（やや積極型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	18,198,418,891	98.64
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	250,475,030	1.35
合計（純資産総額）		18,448,893,921	100.00

のむラップ・ファンド（積極型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	150,433,417,121	98.76
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,883,690,081	1.23
合計（純資産総額）		152,317,107,202	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	570,982,209,830	97.40
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	15,187,598,309	2.59

合計（純資産総額）	586,169,808,139	100.00
-----------	-----------------	--------

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	12,523,665,000	2.13

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	756,335,208,900	81.93
地方債証券	日本	53,993,972,441	5.84
特殊債券	日本	62,408,851,611	6.76
社債券	日本	43,251,845,000	4.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,157,461,292	0.77
合計（純資産総額）		923,147,339,244	100.00

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,269,063,823,867	71.58
	カナダ	59,458,425,386	3.35
	ドイツ	41,478,698,622	2.33
	イタリア	12,785,517,052	0.72
	フランス	58,679,453,073	3.31
	オランダ	22,147,766,162	1.24
	スペイン	12,689,361,453	0.71
	ベルギー	3,800,711,851	0.21
	オーストリア	916,820,280	0.05
	ルクセンブルグ	256,437,792	0.01
	フィンランド	4,304,442,664	0.24
	アイルランド	2,687,089,094	0.15
	ポルトガル	1,068,280,028	0.06
	スイス	526,874,700	0.02
	イギリス	76,392,971,674	4.30
	スイス	49,641,234,582	2.80
	スウェーデン	15,544,148,047	0.87
	ノルウェー	3,602,830,822	0.20
	デンマーク	16,447,485,382	0.92
	オーストラリア	34,605,942,276	1.95
ニュージーランド	930,099,185	0.05	
香港	10,370,201,794	0.58	

	シンガポール	5,800,756,587	0.32
	イスラエル	1,942,745,058	0.10
	小計	1,705,142,117,431	96.18
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	29,412,197,337	1.65
	カナダ	160,725,821	0.00
	フランス	587,616,852	0.03
	ベルギー	133,756,480	0.00
	イギリス	499,906,957	0.02
	オーストラリア	2,059,653,199	0.11
	香港	416,607,555	0.02
	シンガポール	727,877,229	0.04
	小計	33,998,341,430	1.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,620,568,279	1.89
合計（純資産総額）		1,772,761,027,140	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,978,925,121	1.40
	買建	カナダ	1,149,631,797	0.06
	買建	ドイツ	3,126,870,560	0.17
	買建	イギリス	1,480,425,978	0.08
	買建	スイス	948,900,002	0.05
	買建	オーストラリア	711,285,876	0.04

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	370,440,570,778	48.24
	カナダ	15,504,862,788	2.01
	メキシコ	7,531,196,276	0.98
	ドイツ	39,327,344,958	5.12
	イタリア	67,968,332,001	8.85
	フランス	54,019,979,511	7.03
	オランダ	9,940,026,029	1.29
	スペイン	42,934,618,746	5.59
	ベルギー	14,190,436,858	1.84
	オーストリア	9,071,097,669	1.18
	フィンランド	2,268,890,476	0.29
	アイルランド	3,428,173,346	0.44

	イギリス	36,939,141,977	4.81
	スウェーデン	1,495,599,066	0.19
	ノルウェー	1,228,096,415	0.15
	デンマーク	2,389,406,986	0.31
	ポーランド	3,756,079,661	0.48
	オーストラリア	11,219,334,767	1.46
	ニュージーランド	1,735,597,572	0.22
	シンガポール	3,513,731,868	0.45
	マレーシア	4,054,435,066	0.52
	中国	53,369,009,497	6.95
	イスラエル	2,320,100,382	0.30
	小計	758,646,062,693	98.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,164,128,203	1.19
合計（純資産総額）		767,810,190,896	100.00

（参考）世界REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	10,717,994,500	7.81
	アメリカ	98,070,560,038	71.49
	カナダ	2,036,639,162	1.48
	ドイツ	46,858,060	0.03
	イタリア	13,409,460	0.00
	フランス	2,105,000,820	1.53
	オランダ	234,097,881	0.17
	スペイン	487,356,530	0.35
	ベルギー	1,294,414,557	0.94
	アイルランド	40,745,040	0.02
	シンガポール	47,779,200	0.03
	イギリス	5,784,428,451	4.21
	オーストラリア	8,256,133,583	6.01
	ニュージーランド	370,183,095	0.26
	香港	1,533,736,074	1.11
	シンガポール	4,364,467,851	3.18
	韓国	248,586,352	0.18
	イスラエル	157,362,472	0.11
	小計	135,809,753,126	99.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,357,823,585	0.98
合計（純資産総額）		137,167,576,711	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
REIT 指数先物取引	買建	日本	79,550,000	0.05
株価指数先物取引	買建	アメリカ	921,266,210	0.67

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

のむラップ・ファンド (保守型)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	21,747,481,704	1.2617	27,439,406,122	1.2547	27,286,565,294	46.41
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	5,724,491,811	2.5113	14,375,916,285	2.7162	15,548,864,657	26.44
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	1,186,661,082	4.7688	5,658,995,719	5.4974	6,523,550,632	11.09
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	1,823,587,594	2.1742	3,964,993,110	2.5839	4,711,967,984	8.01
5	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックスマザーファンド	1,693,894,844	2.4075	4,078,114,269	2.3915	4,050,949,519	6.89

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.86
合計	98.86

のむラップ・ファンド (やや保守型)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	2,341,401,356	1.2633	2,958,063,443	1.2547	2,937,756,281	32.90
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	987,260,404	2.5193	2,487,209,791	2.7162	2,681,596,709	30.03
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	272,298,976	4.8143	1,310,951,968	5.4974	1,496,936,390	16.76
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	345,967,767	2.1806	754,427,867	2.5839	893,946,113	10.01
5	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックスマザーファンド	337,944,476	2.4092	814,193,229	2.3915	808,194,214	9.05

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.76
合計	98.76

のむラップ・ファンド (普通型)

順	国/	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資
---	----	----	-----	----	----	----	----	----	----

位	地域				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	30,674,292,509	2.5279	77,542,997,191	2.7162	83,317,513,312	28.16
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	12,719,623,449	4.8046	61,112,848,992	5.4974	69,924,857,948	23.64
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	51,620,532,506	1.2653	65,317,478,489	1.2547	64,768,282,135	21.89
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	14,552,147,710	2.1784	31,700,994,365	2.5839	37,601,294,467	12.71
5	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックス マザーファンド	15,324,817,128	2.3987	36,760,018,121	2.3915	36,649,300,161	12.39

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.81
合計	98.81

のむラップ・ファンド (やや積極型)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	1,310,268,273	4.8212	6,317,184,737	5.4974	7,203,068,803	39.04
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	1,633,030,287	2.5401	4,148,219,200	2.7162	4,435,636,865	24.04
3	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックス マザーファンド	1,080,213,661	2.4027	2,595,492,784	2.3915	2,583,330,970	14.00
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	965,106,750	2.2028	2,126,027,055	2.5839	2,493,739,331	13.51
5	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	1,181,671,254	1.2641	1,493,831,111	1.2547	1,482,642,922	8.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.64
合計	98.64

のむラップ・ファンド (積極型)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	14,644,444,775	4.8273	70,693,650,420	5.4974	80,506,370,706	52.85
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	9,676,883,443	2.5395	24,574,491,610	2.7162	26,284,350,807	17.25
3	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックス マザーファンド	8,616,057,674	2.4052	20,724,195,174	2.3915	20,605,301,927	13.52
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	6,283,412,427	2.1965	13,801,951,658	2.5839	16,235,709,370	10.65
5	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	5,420,964,622	1.2644	6,854,781,220	1.2547	6,801,684,311	4.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)

親投資信託受益証券	98.76
合計	98.76

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,523,800	1,953.55	18,605,260,824	2,677.50	25,499,974,500	4.35
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,226,900	12,547.06	15,394,000,008	12,240.00	15,017,256,000	2.56
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,698,100	876.04	9,372,007,542	1,268.50	13,570,539,850	2.31
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	55,723,900	167.17	9,315,780,720	176.60	9,840,840,740	1.67
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	173,500	64,085.30	11,118,800,222	55,500.00	9,629,250,000	1.64
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,214,000	5,710.91	6,933,056,737	7,347.00	8,919,258,000	1.52
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,118,800	5,429.96	6,075,041,442	7,128.00	7,974,806,400	1.36
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	851,800	7,865.31	6,699,676,551	9,275.00	7,900,445,000	1.34
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	367,100	15,914.04	5,842,046,434	20,440.00	7,503,524,000	1.28
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,539,500	4,564.59	7,027,201,405	4,641.00	7,144,819,500	1.21
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,229,600	1,231.22	5,207,598,140	1,682.00	7,114,187,200	1.21
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,283,700	4,368.05	5,607,265,785	5,423.00	6,961,505,100	1.18
13	日本	株式	任天堂	その他製品	1,095,000	5,756.71	6,303,600,578	6,230.00	6,821,850,000	1.16
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,470,400	2,031.28	5,018,085,516	2,541.00	6,277,286,400	1.07
15	日本	株式	信越化学工業	化学	1,444,100	4,006.12	5,785,245,276	4,343.00	6,271,726,300	1.06
16	日本	株式	第一三共	医薬品	1,515,400	4,424.88	6,705,478,035	4,106.00	6,222,232,400	1.06
17	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,344,200	4,219.11	5,671,331,860	4,577.00	6,152,403,400	1.04
18	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,130,800	4,716.14	5,333,012,863	5,406.00	6,113,104,800	1.04
19	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,320,000	3,882.95	5,125,494,784	4,609.00	6,083,880,000	1.03
20	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,688,500	2,773.31	4,682,737,994	3,465.00	5,850,652,500	0.99
21	日本	株式	HOYA	精密機器	367,500	15,024.12	5,521,366,800	15,325.00	5,631,937,500	0.96
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	858,100	5,270.50	4,522,623,816	6,335.00	5,436,063,500	0.92
23	日本	株式	ダイキン工業	機械	209,100	25,678.13	5,369,297,300	23,475.00	4,908,622,500	0.83
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,797,300	1,534.69	4,292,992,940	1,690.50	4,728,835,650	0.80
25	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	943,600	4,881.57	4,606,254,080	4,909.00	4,632,132,400	0.79
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,578,000	2,580.97	4,072,780,175	2,734.00	4,314,252,000	0.73
27	日本	株式	SMC	機械	56,800	69,874.69	3,968,882,392	66,980.00	3,804,464,000	0.64
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	632,400	6,248.71	3,951,690,400	5,855.00	3,702,702,000	0.63
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,037,800	2,991.32	3,104,393,000	3,440.00	3,570,032,000	0.60
30	日本	株式	パナソニックホールディングス	電気機器	2,069,100	1,317.15	2,725,321,942	1,682.00	3,480,226,200	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.09
		食料品	3.31
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.18
		化学	5.63
		医薬品	4.97
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.98
		非鉄金属	0.64
		金属製品	0.49
		機械	5.20
		電気機器	16.18
		輸送用機器	8.62
		精密機器	2.22
		その他製品	2.19
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	2.83
		海運業	0.65
		空運業	0.46
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.86
		卸売業	6.61
		小売業	4.21
		銀行業	6.95
証券、商品先物取引業	0.76		
保険業	2.37		
その他金融業	1.18		
不動産業	1.88		
サービス業	4.59		
合 計			97.40

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付	28,000,000,000	99.94	27,985,900,000	99.95	27,986,560,000	0.005	2025/9/1	3.03

			(2年)第45 2回								
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 60回	10,500,000,000	98.79	10,373,540,000	97.14	10,200,015,000	0.1	2030/9/20	1.10
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 50回	10,150,000,000	100.02	10,152,436,000	99.22	10,071,642,000	0.1	2028/3/20	1.09
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 39回	10,000,000,000	101.03	10,103,340,000	100.66	10,066,800,000	0.4	2025/6/20	1.09
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 51回	9,500,000,000	99.83	9,484,420,000	99.02	9,407,280,000	0.1	2028/6/20	1.01
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 38回	9,000,000,000	100.96	9,086,580,000	100.59	9,053,910,000	0.4	2025/3/20	0.98
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 62回	9,200,000,000	98.44	9,056,817,000	96.49	8,877,724,000	0.1	2031/3/20	0.96
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 7回	8,000,000,000	100.54	8,043,380,000	99.66	7,973,520,000	0.2	2028/3/20	0.86
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 3回	8,000,000,000	99.85	7,988,000,000	99.33	7,946,800,000	0.005	2027/6/20	0.86
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 61回	8,000,000,000	98.58	7,886,460,000	96.80	7,744,720,000	0.1	2030/12/20	0.83
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 8回	7,300,000,000	100.16	7,311,680,000	99.78	7,284,159,000	0.005	2026/6/20	0.78
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 45回	7,000,000,000	100.37	7,025,970,000	99.90	6,993,210,000	0.1	2026/12/20	0.75
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	7,000,000,000	100.31	7,021,700,000	99.81	6,986,700,000	0.1	2027/3/20	0.75
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 9回	7,000,000,000	99.67	6,977,015,000	99.02	6,931,680,000	0.1	2028/6/20	0.75
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 52回	7,000,000,000	99.75	6,983,170,000	98.90	6,923,000,000	0.1	2028/9/20	0.74
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 69回	7,000,000,000	101.66	7,116,230,000	98.05	6,863,920,000	0.5	2032/12/20	0.74
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 70回	7,000,000,000	100.76	7,053,285,000	97.83	6,848,380,000	0.5	2033/3/20	0.74
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 48回	6,800,000,000	100.17	6,812,104,000	99.54	6,769,196,000	0.1	2027/9/20	0.73
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 67回	7,000,000,000	99.59	6,971,580,000	95.93	6,715,240,000	0.2	2032/6/20	0.72
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 68回	7,000,000,000	98.69	6,908,600,000	95.66	6,696,200,000	0.2	2032/9/20	0.72
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 63回	6,950,000,000	98.19	6,824,205,000	96.20	6,686,317,000	0.1	2031/6/20	0.72
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 59回	6,700,000,000	99.00	6,633,119,000	97.43	6,527,944,000	0.1	2030/6/20	0.70

23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 44回	6,400,000,000	100.43	6,427,712,000	99.98	6,399,040,000	0.1	2026/9/20	0.69
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 64回	6,650,000,000	98.10	6,523,750,000	95.90	6,377,749,000	0.1	2031/9/20	0.69
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 0回	6,300,000,000	100.01	6,301,134,000	99.59	6,274,737,000	0.005	2026/12/20	0.67
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	6,500,000,000	98.44	6,398,938,000	96.19	6,252,805,000	0.2	2032/3/20	0.67
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	6,500,000,000	97.82	6,358,720,000	95.63	6,216,275,000	0.1	2031/12/20	0.67
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第14 3回	6,070,000,000	100.37	6,092,641,100	100.16	6,079,712,000	0.1	2025/3/20	0.65
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 74回	6,970,000,000	91.35	6,367,095,000	86.34	6,018,455,600	0.4	2040/9/20	0.65
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	6,000,000,000	100.46	6,027,960,000	100.04	6,002,400,000	0.1	2026/6/20	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	81.93
地方債証券	5.84
特殊債券	6.76
社債券	4.68
合計	99.22

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	3,575,100	24,333.06	86,993,125,730	25,531.81	91,278,774,646	5.14
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,605,600	42,655.85	68,488,248,295	46,914.27	75,325,553,839	4.24
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,099,000	15,389.99	32,303,592,417	18,844.08	39,553,741,552	2.23
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	561,440	41,652.61	23,385,443,200	64,452.52	36,186,226,310	2.04
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,350,400	15,178.91	20,497,605,253	19,790.92	26,725,671,602	1.50
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,201,600	15,208.08	18,274,040,916	19,913.58	23,928,164,217	1.34
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	648,400	29,488.08	19,120,072,071	36,853.52	23,895,822,627	1.34

8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	502,800	31,351.71	15,763,640,768	45,466.33	22,860,474,143	1.28
9	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	918,800	16,379.91	15,049,861,833	17,870.32	16,419,252,405	0.92
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	211,670	70,375.05	14,896,287,268	76,300.75	16,150,581,446	0.91
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	294,600	45,789.62	13,489,622,059	53,409.03	15,734,301,652	0.88
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	183,400	51,626.68	9,468,334,351	81,438.83	14,935,881,605	0.84
13	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	664,200	19,307.11	12,823,784,298	22,076.51	14,663,219,403	0.82
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	547,246	22,977.96	12,574,601,786	23,466.11	12,841,735,052	0.72
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	367,800	33,292.35	12,244,928,489	34,651.70	12,744,896,290	0.71
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	535,700	22,069.45	11,822,606,635	21,889.53	11,726,225,078	0.66
17	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	93,800	95,379.59	8,946,605,687	124,450.56	11,673,462,528	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	192,400	53,816.10	10,354,217,652	59,748.23	11,495,560,452	0.64
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	412,400	24,282.15	10,013,959,651	25,516.85	10,523,149,847	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	228,500	42,733.89	9,764,695,330	45,396.03	10,372,993,815	0.58
21	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	741,800	11,455.10	8,497,394,833	13,805.28	10,240,760,413	0.57
22	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	606,900	18,090.30	10,979,003,925	16,820.03	10,208,078,635	0.57
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	401,000	23,566.24	9,450,064,137	22,773.55	9,132,195,555	0.51
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	576,800	15,859.47	9,147,745,407	15,601.19	8,998,768,699	0.50
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	100,700	73,704.74	7,422,067,876	85,055.67	8,565,106,513	0.48
26	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	336,600	21,831.62	7,348,525,780	24,312.73	8,183,665,995	0.46
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	91,630	98,515.65	9,026,989,788	87,026.40	7,974,229,032	0.44
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	312,900	27,044.63	8,462,267,005	25,353.81	7,933,207,149	0.44
29	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	103,600	57,409.27	5,947,600,467	75,488.53	7,820,612,599	0.44
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	934,200	9,239.78	8,631,807,973	8,348.05	7,798,757,465	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.27
		メディア	0.73
		娯楽	1.05

不動産管理・開発	0.32
エネルギー設備・サービス	0.32
石油・ガス・消耗燃料	5.16
化学	1.88
建設資材	0.28
容器・包装	0.22
金属・鉱業	1.46
紙製品・林産品	0.09
航空宇宙・防衛	1.61
建設関連製品	0.59
建設・土木	0.31
電気設備	0.85
コングロマリット	0.87
機械	1.82
商社・流通業	0.42
商業サービス・用品	0.53
航空貨物・物流サービス	0.53
旅客航空輸送	0.05
海上運輸	0.06
陸上運輸	1.04
運送インフラ	0.09
自動車用部品	0.17
自動車	2.00
家庭用耐久財	0.28
レジャー用品	0.02
繊維・アパレル・贅沢品	1.16
ホテル・レストラン・レジャー	2.03
販売	0.09
大規模小売り	2.63
専門小売り	1.59
生活必需品流通・小売り	1.70
飲料	1.63
食品	1.51
タバコ	0.58
家庭用品	1.07
パーソナルケア用品	0.61
ヘルスケア機器・用品	2.19
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.18
バイオテクノロジー	1.98
医薬品	5.23

		銀行	5.28
		金融サービス	3.07
		保険	3.11
		情報技術サービス	1.28
		ソフトウェア	7.96
		通信機器	0.70
		コンピュータ・周辺機器	5.40
		電子装置・機器・部品	0.50
		半導体・半導体製造装置	5.86
		各種電気通信サービス	0.93
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.60
		ガス	0.10
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08
		消費者金融	0.33
		資本市場	3.04
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.26
		専門サービス	1.01
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.91
合 計			98.10

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,493.82	15,158,401,908	16,313.56	14,135,707,322	6.25	2030/5/15	1.84
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,882.67	13,928,205,047	15,691.29	12,945,315,914	5.375	2031/2/15	1.68
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	16,217.75	13,655,346,431	15,349.47	12,924,260,294	5.25	2028/11/15	1.68
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,659.35	13,725,424,818	14,425.70	12,644,130,092	4.125	2032/11/15	1.64
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	73,100,000	15,821.07	11,565,206,994	15,291.63	11,178,183,143	6	2026/2/15	1.45
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000	18,214.39	10,555,240,599	17,459.00	10,117,490,500	5.5	2029/4/25	1.31
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	13,049.16	9,291,004,552	12,887.83	9,176,138,689	0.5	2027/4/30	1.19
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	14,015.05	9,053,726,826	13,753.17	8,884,553,938	2	2026/11/15	1.15
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,000,000	14,014.57	9,249,620,371	13,128.56	8,664,853,756	2.875	2032/5/15	1.12
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	48,050,000	18,433.75	8,857,418,617	17,389.14	8,355,485,710	4.75	2035/4/25	1.08

			O. A. T								
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	15,817.52	8,541,465,780	15,275.44	8,248,737,600	3.85	2029/12/15	1.07
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,354.77	8,426,860,897	12,859.78	8,114,526,851	1.125	2028/2/29	1.05
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,367.27	8,117,509,406	14,127.71	7,982,157,750	2.25	2025/11/15	1.03
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	51,750,000	15,632.52	8,089,829,100	15,256.48	7,895,228,400	3.4	2028/4/1	1.02
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	54,500,000	14,563.25	7,936,974,606	14,357.34	7,824,751,425	3	2025/10/31	1.01
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	48,850,000	15,800.92	7,718,749,984	15,656.22	7,648,063,470	3.6	2025/9/29	0.99
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,668.92	8,859,637,559	7,298.45	7,459,016,878	1.375	2050/8/15	0.97
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	17,856.31	7,829,992,096	16,931.28	7,424,366,280	5.75	2033/2/1	0.96
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,383.36	7,691,684,063	14,420.44	7,210,223,438	4	2030/2/28	0.93
20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,490.24	7,435,527,613	18,534.36	7,070,859,790	5.75	2032/10/25	0.92
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,450,000	18,322.54	7,228,243,171	17,713.06	6,987,803,748	6.5	2027/7/4	0.91
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,653.87	7,107,128,138	14,373.70	6,971,246,016	3	2025/9/30	0.90
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,650,000	13,619.85	6,898,456,403	13,640.40	6,908,867,468	0.25	2025/8/31	0.89
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,800,000	13,870.21	6,907,365,226	13,861.27	6,902,914,181	0.375	2025/4/30	0.89
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,201.37	7,007,531,130	17,562.50	6,761,564,733	6	2029/1/31	0.88
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,500,000	13,059.73	6,595,163,678	12,835.54	6,481,947,990	1.25	2028/5/31	0.84
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,200,000	12,937.27	6,494,509,814	12,843.42	6,447,401,570	0.5	2027/5/31	0.83
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,300,000	13,660.97	6,461,639,358	13,563.86	6,415,708,871	1.375	2026/8/31	0.83
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,750,000	17,424.50	6,577,749,982	16,958.93	6,401,996,075	5.15	2028/10/31	0.83
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,900,000	19,336.20	6,554,972,860	18,446.02	6,253,202,814	5.5	2031/1/4	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.80
合計	98.80

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	655,000	18,126.63	11,872,946,474	16,772.40	10,985,925,537	8.00
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	66,350	105,437.56	6,995,782,286	107,842.69	7,155,362,654	5.21
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	112,200	42,998.42	4,824,423,386	39,531.00	4,435,378,469	3.23
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	367,900	10,906.51	4,012,507,717	12,035.20	4,427,752,582	3.22
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	214,700	15,875.39	3,408,448,120	17,731.21	3,806,891,474	2.77
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	232,100	17,946.30	4,165,336,423	16,278.79	3,778,307,484	2.75
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	502,800	9,564.63	4,809,099,848	7,422.15	3,731,861,847	2.72
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	719,000	4,920.73	3,538,010,896	4,408.12	3,169,440,149	2.31

9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	149,900	20,513.12	3,074,918,030	18,072.25	2,709,031,114	1.97
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	100,800	25,316.14	2,551,867,729	25,621.55	2,582,653,067	1.88
11	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1,214,000	1,851.15	2,247,307,966	2,072.97	2,516,591,407	1.83
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	244,000	9,084.47	2,216,612,842	8,790.81	2,144,959,250	1.56
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	407,000	4,640.69	1,888,762,407	4,750.66	1,933,518,946	1.40
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	206,500	7,708.09	1,591,722,607	8,955.35	1,849,280,725	1.34
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	284,700	7,170.98	2,041,579,199	6,312.27	1,797,104,977	1.31
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	110,600	22,436.99	2,481,531,895	14,854.78	1,642,939,752	1.19
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	82,600	23,094.51	1,907,606,818	19,286.84	1,593,093,414	1.16
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	88,000	21,658.09	1,905,912,787	17,708.77	1,558,372,306	1.13
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	45,400	32,365.19	1,469,380,042	31,523.98	1,431,188,919	1.04
20	香港	投資証券	LINK REIT	1,821,100	1,119.81	2,039,291,816	706.11	1,285,905,116	0.93
21	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	185,900	7,713.09	1,433,863,620	6,895.63	1,281,899,104	0.93
22	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	131,900	10,026.64	1,322,513,875	9,502.81	1,253,421,615	0.91
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	151,500	12,148.58	1,840,510,304	8,179.03	1,239,123,712	0.90
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	504,000	2,542.16	1,281,250,639	2,456.10	1,237,876,214	0.90
25	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	439,000	3,129.41	1,373,813,156	2,637.09	1,157,684,881	0.84
26	アメリカ	投資証券	UDR INC	214,700	5,923.72	1,271,823,951	5,335.51	1,145,535,843	0.83
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	225,200	4,806.26	1,082,371,982	5,064.77	1,140,588,186	0.83
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	870,000	1,482.30	1,289,601,419	1,284.64	1,117,642,142	0.81
29	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	146,700	8,785.26	1,288,798,567	7,422.15	1,088,830,813	0.79
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	75,600	16,943.49	1,280,928,218	14,153.25	1,069,986,426	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.01
合計	99.01

②【投資不動産物件】

のむラップ・ファンド（保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（普通型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

のむラップ・ファンド (保守型)

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (やや保守型)

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (普通型)

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (やや積極型)

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (積極型)

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2023年12月限)	買建	539	日本円	12,660,347,305	12,523,665,000	2.13

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2023年12月限)	買建	770	米ドル	171,121,397.5	25,596,338,640	166,993,750	24,978,925,121	1.40
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2023年12月限)	買建	44	カナダドル	10,562,266	1,169,665,336	10,381,360	1,149,631,797	0.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2023年12月限)	買建	473	ユーロ	20,055,905	3,168,832,990	19,790,320	3,126,870,560	0.17
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2023年12月限)	買建	42	豪ドル	7,516,075	721,994,165	7,404,600	711,285,876	0.04
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2023年12月限)	買建	106	英ポンド	8,091,780	1,476,992,598	8,110,590	1,480,425,978	0.08
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2023年12月限)	買建	53	スイスフラン	5,847,510	955,833,980	5,805,090	948,900,002	0.05

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
REIT指数先物取引	日本	大阪取引所	REIT指数先物(2023年12月限)	買建	43	日本円	81,136,630	81,136,630	79,550,000	79,550,000	0.05
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボードオプション取引所	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2023年12月限)	買建	203	米ドル	6,616,150	989,643,717	6,159,020	921,266,210	0.67

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

のむラップ・ファンド (保守型)

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2014年2月18日)	9,827	9,835	1.2452	1.2462

第5計算期間	(2015年2月18日)	14,449	14,460	1.3886	1.3896
第6計算期間	(2016年2月18日)	21,912	21,929	1.3443	1.3453
第7計算期間	(2017年2月20日)	30,711	30,733	1.3697	1.3707
第8計算期間	(2018年2月19日)	35,454	35,480	1.4018	1.4028
第9計算期間	(2019年2月18日)	40,084	40,112	1.4138	1.4148
第10計算期間	(2020年2月18日)	42,494	42,523	1.4787	1.4797
第11計算期間	(2021年2月18日)	41,691	41,719	1.5157	1.5167
第12計算期間	(2022年2月18日)	48,732	48,763	1.5470	1.5480
第13計算期間	(2023年2月20日)	56,567	56,604	1.5386	1.5396
	2022年9月末日	54,021	—	1.5403	—
	10月末日	56,396	—	1.5803	—
	11月末日	55,984	—	1.5585	—
	12月末日	54,625	—	1.5036	—
	2023年1月末日	55,789	—	1.5235	—
	2月末日	56,709	—	1.5419	—
	3月末日	57,515	—	1.5495	—
	4月末日	58,210	—	1.5640	—
	5月末日	58,679	—	1.5873	—
	6月末日	59,810	—	1.6361	—
	7月末日	59,298	—	1.6188	—
	8月末日	59,638	—	1.6291	—
	9月末日	58,789	—	1.6060	—

のむラップ・ファンド（やや保守型）

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2017年2月20日)	1,754	1,756	1.0428	1.0438
第2計算期間	(2018年2月19日)	2,561	2,564	1.0771	1.0781
第3計算期間	(2019年2月18日)	3,292	3,295	1.0905	1.0915
第4計算期間	(2020年2月18日)	4,330	4,334	1.1619	1.1629
第5計算期間	(2021年2月18日)	4,097	4,101	1.2108	1.2118
第6計算期間	(2022年2月18日)	6,168	6,173	1.2645	1.2655
第7計算期間	(2023年2月20日)	7,996	8,002	1.2751	1.2761
	2022年9月末日	7,446	—	1.2628	—
	10月末日	7,837	—	1.3083	—
	11月末日	7,812	—	1.2887	—

12月末日	7,562	—	1.2363	—
2023年1月末日	7,850	—	1.2591	—
2月末日	7,923	—	1.2757	—
3月末日	8,033	—	1.2786	—
4月末日	8,167	—	1.2938	—
5月末日	8,232	—	1.3189	—
6月末日	8,610	—	1.3704	—
7月末日	8,789	—	1.3595	—
8月末日	8,960	—	1.3727	—
9月末日	8,929	—	1.3504	—

のむラップ・ファンド（普通型）

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間（2014年2月18日）	11,197	11,205	1.4361	1.4371
第5計算期間（2015年2月18日）	21,005	21,017	1.7185	1.7195
第6計算期間（2016年2月18日）	37,150	37,173	1.5776	1.5786
第7計算期間（2017年2月20日）	45,690	45,717	1.6899	1.6909
第8計算期間（2018年2月19日）	58,457	58,490	1.7636	1.7646
第9計算期間（2019年2月18日）	75,805	75,847	1.7954	1.7964
第10計算期間（2020年2月18日）	92,176	92,223	1.9561	1.9571
第11計算期間（2021年2月18日）	103,707	103,757	2.0652	2.0662
第12計算期間（2022年2月18日）	163,445	163,518	2.2197	2.2207
第13計算期間（2023年2月20日）	241,990	242,096	2.2751	2.2761
2022年9月末日	212,701	—	2.2220	—
10月末日	229,174	—	2.3290	—
11月末日	230,121	—	2.2906	—
12月末日	225,471	—	2.1835	—
2023年1月末日	235,635	—	2.2374	—
2月末日	243,091	—	2.2716	—
3月末日	247,361	—	2.2680	—
4月末日	254,169	—	2.3020	—
5月末日	262,247	—	2.3567	—
6月末日	278,013	—	2.4698	—
7月末日	282,889	—	2.4591	—
8月末日	294,263	—	2.4878	—

9月末日	295,774	—	2.4422	—
------	---------	---	--------	---

のむラップ・ファンド（やや積極型）

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間（2017年2月20日）	448	448	1.0761	1.0771
第2計算期間（2018年2月19日）	1,565	1,566	1.1287	1.1297
第3計算期間（2019年2月18日）	2,229	2,231	1.1485	1.1495
第4計算期間（2020年2月18日）	3,070	3,072	1.2717	1.2727
第5計算期間（2021年2月18日）	4,445	4,448	1.3517	1.3527
第6計算期間（2022年2月18日）	8,492	8,497	1.4851	1.4861
第7計算期間（2023年2月20日）	14,003	14,012	1.5475	1.5485
2022年9月末日	11,625	—	1.4883	—
10月末日	12,780	—	1.5794	—
11月末日	12,958	—	1.5493	—
12月末日	12,799	—	1.4682	—
2023年1月末日	13,481	—	1.5132	—
2月末日	14,016	—	1.5416	—
3月末日	14,487	—	1.5326	—
4月末日	15,062	—	1.5616	—
5月末日	15,583	—	1.6089	—
6月末日	16,633	—	1.7042	—
7月末日	17,149	—	1.7063	—
8月末日	18,117	—	1.7310	—
9月末日	18,448	—	1.6939	—

のむラップ・ファンド（積極型）

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間（2014年2月18日）	7,914	7,919	1.5322	1.5332
第5計算期間（2015年2月18日）	12,370	12,377	1.8855	1.8865
第6計算期間（2016年2月18日）	15,939	15,949	1.6702	1.6712
第7計算期間（2017年2月20日）	19,026	19,036	1.8662	1.8672
第8計算期間（2018年2月19日）	22,241	22,253	1.9744	1.9754
第9計算期間（2019年2月18日）	26,325	26,338	2.0233	2.0243
第10計算期間（2020年2月18日）	32,358	32,372	2.2782	2.2792

第11 計算期間	(2021年2月18日)	39,717	39,733	2.4423	2.4433
第12 計算期間	(2022年2月18日)	73,291	73,317	2.7430	2.7440
第13 計算期間	(2023年2月20日)	119,576	119,617	2.8906	2.8916
	2022年9月末日	99,669	—	2.7523	—
	10月末日	110,647	—	2.9457	—
	11月末日	110,742	—	2.8820	—
	12月末日	108,279	—	2.7223	—
	2023年1月末日	114,696	—	2.8132	—
	2月末日	119,366	—	2.8756	—
	3月末日	121,427	—	2.8524	—
	4月末日	124,615	—	2.9125	—
	5月末日	128,168	—	3.0109	—
	6月末日	137,652	—	3.2054	—
	7月末日	142,466	—	3.2206	—
	8月末日	150,182	—	3.2687	—
	9月末日	152,317	—	3.1924	—

②【分配の推移】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4 計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	0.0010円
第5 計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	0.0010円
第6 計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7 計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8 計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9 計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10 計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11 計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12 計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13 計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1 計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	0.0010円
第2 計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第3 計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第4 計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円

第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	0.0010円
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	0.0010円
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	0.0010円
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円

③【収益率の推移】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	10.1%
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	11.6%
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△3.1%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	2.0%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	2.4%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.9%
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	4.7%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	2.6%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	2.1%
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	△0.5%
第14期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	4.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	4.4%
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	3.4%
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.3%
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	6.6%
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	4.3%
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	4.5%
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.9%
第8期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	5.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	17.5%
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	19.7%
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△8.1%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	7.2%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	4.4%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.9%

第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	9.0%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	5.6%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	7.5%
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	2.5%
第14期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	7.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	7.7%
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	5.0%
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.8%
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	10.8%
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	6.4%
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	9.9%
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	4.3%
第8期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	8.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	21.6%
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	23.1%
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△11.4%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	11.8%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	5.9%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	2.5%
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	12.6%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	7.2%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	12.4%
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	5.4%
第14期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	9.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	3,849,180,143	970,300,281	7,892,260,794
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	5,232,995,552	2,719,491,723	10,405,764,623
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	8,647,464,358	2,752,459,905	16,300,769,076
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	10,074,422,211	3,953,141,382	22,422,049,905
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	8,245,634,392	5,375,777,007	25,291,907,290
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	6,683,674,568	3,622,632,363	28,352,949,495
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	7,256,673,085	6,871,185,722	28,738,436,858
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	5,853,220,978	7,084,358,604	27,507,299,232
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	9,295,649,362	5,302,580,330	31,500,368,264
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	9,157,557,507	3,892,291,676	36,765,634,095
第14期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	4,130,657,390	4,331,052,922	36,565,238,563

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	1,683,928,835	1,075,577	1,682,853,258
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	1,216,556,735	520,704,097	2,378,705,896
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	827,317,233	187,003,223	3,019,019,906
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	1,362,550,967	654,402,581	3,727,168,292
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	1,382,305,912	1,725,139,133	3,384,335,071
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	2,299,623,862	805,460,496	4,878,498,437
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	2,060,079,927	667,367,425	6,271,210,939
第8期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	960,848,667	708,016,598	6,524,043,008

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	3,301,811,164	1,221,662,831	7,797,636,696
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	6,938,730,583	2,513,534,586	12,222,832,693
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	14,624,481,293	3,298,164,142	23,549,149,844
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	8,370,562,015	4,882,793,242	27,036,918,617
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	13,898,310,644	7,788,778,406	33,146,450,855
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	14,762,704,987	5,687,029,247	42,222,126,595
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	17,015,753,904	12,114,213,571	47,123,666,928
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	17,367,085,936	14,274,396,250	50,216,356,614
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	35,642,462,288	12,225,527,102	73,633,291,800
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	42,856,076,867	10,124,771,864	106,364,596,803

第14期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	22,995,879,125	12,825,501,942	116,534,973,986
-----------	-----------------------	----------------	----------------	-----------------

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	418,434,475	2,119,224	416,315,251
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	1,136,667,950	165,912,216	1,387,070,985
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	748,002,975	193,991,442	1,941,082,518
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	1,250,105,711	776,826,920	2,414,361,309
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	1,873,074,115	998,933,831	3,288,501,593
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	3,455,675,677	1,026,066,157	5,718,111,113
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	4,165,589,208	834,803,538	9,048,896,783
第8期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	2,369,021,953	1,146,999,738	10,270,918,998

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2013年2月19日～2014年2月18日	2,155,523,440	1,094,037,100	5,165,405,651
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	3,164,392,511	1,768,791,397	6,561,006,765
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	4,833,876,039	1,851,238,866	9,543,643,938
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	2,890,629,040	2,239,285,849	10,194,987,129
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	4,305,044,963	3,234,715,551	11,265,316,541
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	4,187,189,703	2,441,328,586	13,011,177,658
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	5,773,245,162	4,580,921,634	14,203,501,186
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	7,849,562,545	5,791,022,042	16,262,041,689
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	15,921,073,680	5,463,445,749	26,719,669,620
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	19,997,678,152	5,349,774,563	41,367,573,209
第14期（中間期）	2023年2月21日～2023年8月20日	11,077,424,612	7,348,108,097	45,096,889,724

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2023年9月29日現在)

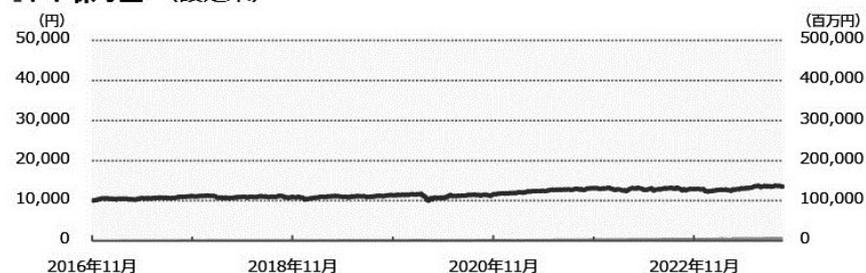
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

■ 保守型



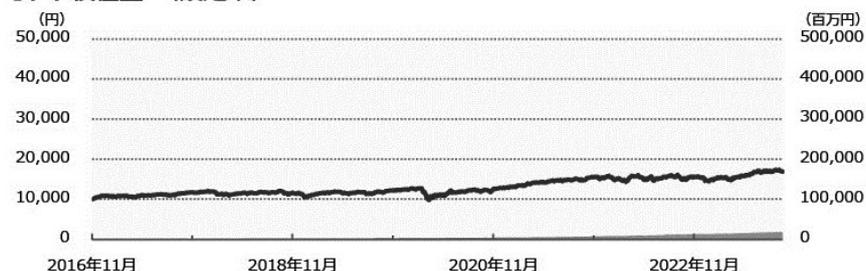
■ やや保守型 (設定来)



■ 普通型



■ やや積極型 (設定来)



■ 積極型



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 保守型

2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
2019年2月	10 円
設定来累計	110 円

■ やや保守型

2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
2019年2月	10 円
設定来累計	70 円

■ 普通型

2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
2019年2月	10 円
設定来累計	120 円

■ やや積極型

2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
2019年2月	10 円
設定来累計	70 円

■ 積極型

2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
2019年2月	10 円
設定来累計	120 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)				
	保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
国内株式マザーファンド	8.0	10.0	12.7	13.5	10.7
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	46.4	32.9	21.9	8.0	4.5
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	11.1	16.8	23.6	39.0	52.9
外国債券マザーファンド	26.4	30.0	28.2	24.0	17.3
世界REITインデックス マザーファンド	6.9	9.1	12.4	14.0	13.5

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.3	0.4	0.6	0.6	0.5
2	ソニーグループ	電気機器	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
4	日本電信電話	情報・通信業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
5	キーエンス	電気機器	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	国庫債券 利付（2年）第452回	国債証券	1.4	1.0	0.7	0.2	0.1
2	国庫債券 利付（10年）第360回	国債証券	0.5	0.4	0.2	0.1	0.0
3	国庫債券 利付（10年）第350回	国債証券	0.5	0.4	0.2	0.1	0.0
4	国庫債券 利付（10年）第339回	国債証券	0.5	0.4	0.2	0.1	0.0
5	国庫債券 利付（10年）第351回	国債証券	0.5	0.3	0.2	0.1	0.0

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.6	0.9	1.2	2.0	2.7
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.5	0.7	1.0	1.7	2.2
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.2	0.4	0.5	0.9	1.2
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.2	0.3	0.5	0.8	1.1
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.3	0.4	0.6	0.8

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

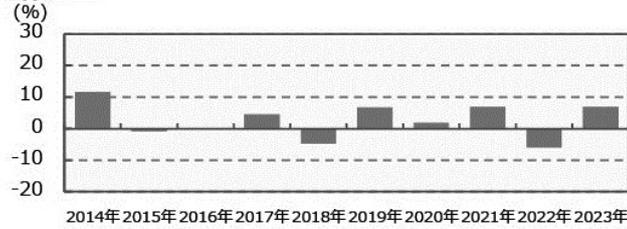
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.5	0.6	0.5	0.4	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

・「世界REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

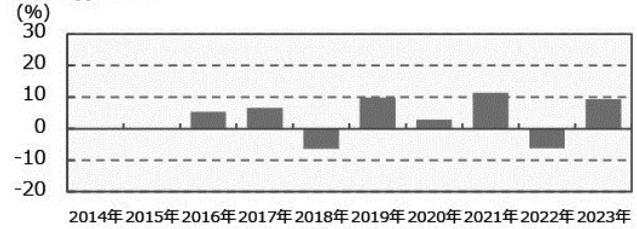
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.6	0.7	1.0	1.1	1.1
2	EQUINIX INC	投資証券	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4
4	WELLTOWER INC	投資証券	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

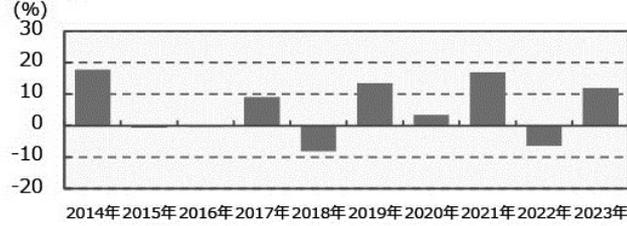
■ 保守型



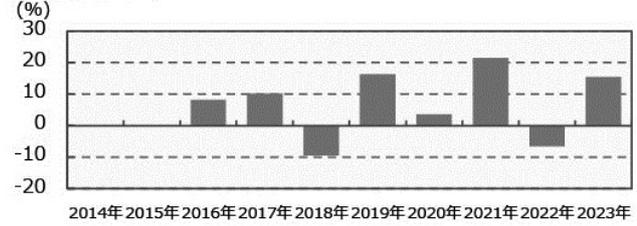
■ やや保守型



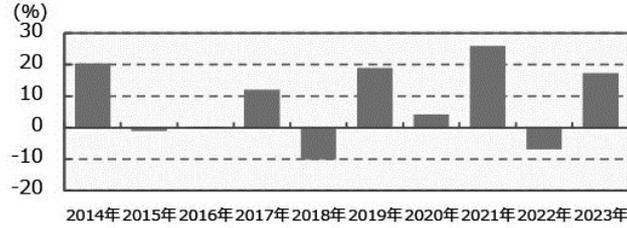
■ 普通型



■ やや積極型



■ 積極型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・『やや保守型』『やや積極型』の2016年は設定日（2016年11月11日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの横軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4) 販売単位

「一般コース」の場合は 1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)または 1 万円以上 1 円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は 1 万円以上 1 円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して 5 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

なお、販売会社によっては「(年 3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)」「(年 6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)」の換金代金をもって、各ファンドへのスイッチングが可能です。

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

^{*}当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後 3 時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 換金単位

「一般コース」の場合は 1 万口単位、1 口単位または 1 円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は 1 円単位または 1 口単位で換金できます。

(4) 換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 10 億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口換金について、1 日 1 件 10 億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

(保守型、普通型、積極型：2010年3月15日設定)

(やや保守型、やや積極型：2016年11月11日設定)

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月19日から翌年2月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本

経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において

一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

のむラップ・ファンド（保守型）

のむラップ・ファンド（普通型）

のむラップ・ファンド（積極型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2022年2月19日から2023年2月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

のむラップ・ファンド（やや積極型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年2月19日から2023年2月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（保守型）の2022年2月19日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（保守型）の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（保守型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2022年2月18日現在)	第13期 (2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	913,003,722	998,076,425
親投資信託受益証券	48,043,347,894	56,013,229,733
未収入金	140,000,000	-
流動資産合計	49,096,351,616	57,011,306,158
資産合計	49,096,351,616	57,011,306,158
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	31,500,368	36,765,634
未払解約金	46,143,074	71,233,414
未払受託者報酬	7,939,095	9,307,135
未払委託者報酬	277,868,277	325,749,695
未払利息	579	206
その他未払費用	793,846	930,644
流動負債合計	364,245,239	443,986,728
負債合計	364,245,239	443,986,728
純資産の部		
元本等		
元本	31,500,368,264	36,765,634,095
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,231,738,113	19,801,685,335
(分配準備積立金)	3,327,695,097	3,344,929,514
元本等合計	48,732,106,377	56,567,319,430
純資産合計	48,732,106,377	56,567,319,430
負債純資産合計	49,096,351,616	57,011,306,158

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日	第13期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,323,426,453	295,097,839
営業収益合計	1,323,426,453	295,097,839
営業費用		
支払利息	169,097	195,141
受託者報酬	15,063,249	17,723,998
委託者報酬	527,213,405	620,339,831
その他費用	1,506,202	1,772,273
営業費用合計	543,951,953	640,031,243

営業利益又は営業損失 (△)	779,474,500	△344,933,404
経常利益又は経常損失 (△)	779,474,500	△344,933,404
当期純利益又は当期純損失 (△)	779,474,500	△344,933,404
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	224,098,764	57,851,487
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	14,184,648,751	17,231,738,113
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,270,299,306	5,134,209,395
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,270,299,306	5,134,209,395
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,747,085,312	2,124,711,648
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,747,085,312	2,124,711,648
分配金	31,500,368	36,765,634
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	17,231,738,113	19,801,685,335

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2022年2月18日現在	第13期 2023年2月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 31,500,368,264 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 36,765,634,095 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5470円 (10,000口当たり純資産額) (15,470円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5386円 (10,000口当たり純資産額) (15,386円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第13期 自2022年2月19日 至2023年2月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>404,000,796円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>151,374,940円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>13,904,043,016円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,803,819,729円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>17,263,238,481円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>31,500,368,264口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>5,480円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>31,500,368円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	404,000,796円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	151,374,940円	収益調整金額	C	13,904,043,016円	分配準備積立金額	D	2,803,819,729円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,263,238,481円	当ファンドの期末残存口数	F	31,500,368,264口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,480円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	31,500,368円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>400,290,624円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>16,456,755,821円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,981,404,524円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>19,838,450,969円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>36,765,634,095口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>5,395円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>36,765,634円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	400,290,624円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	16,456,755,821円	分配準備積立金額	D	2,981,404,524円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,838,450,969円	当ファンドの期末残存口数	F	36,765,634,095口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,395円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,765,634円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	404,000,796円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	151,374,940円																																																											
収益調整金額	C	13,904,043,016円																																																											
分配準備積立金額	D	2,803,819,729円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,263,238,481円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	31,500,368,264口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,480円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	31,500,368円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	400,290,624円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	16,456,755,821円																																																											
分配準備積立金額	D	2,981,404,524円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,838,450,969円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	36,765,634,095口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,395円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,765,634円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 12 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 12 期 2022 年 2 月 18 日現在	第 13 期 2023 年 2 月 20 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 12 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第12期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日		第13期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	
期首元本額	27,507,299,232円	期首元本額	31,500,368,264円
期中追加設定元本額	9,295,649,362円	期中追加設定元本額	9,157,557,507円
期中一部解約元本額	5,302,580,330円	期中一部解約元本額	3,892,291,676円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日	第13期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,085,355,640	186,799,999
合計	1,085,355,640	186,799,999

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	2,401,983,630	5,219,030,031	
		外国債券マザーファンド	6,393,085,013	16,053,675,776	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	1,178,903,328	5,611,815,621	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	19,781,691,103	24,924,930,789	
		世界REITインデックス マザーファンド	1,740,118,187	4,203,777,516	
	小計		銘柄数: 5 組入時価比率: 99.0%	31,495,781,261	56,013,229,733 100.0%
合計				56,013,229,733	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや保守型）の2022年2月19日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや保守型）の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや保守型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年2月18日現在)	第7期 (2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	128,671,318	144,757,900
親投資信託受益証券	6,081,757,195	7,909,326,340
流動資産合計	6,210,428,513	8,054,084,240
資産合計	6,210,428,513	8,054,084,240
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,878,498	6,271,210
未払解約金	-	1,486,751
未払受託者報酬	953,555	1,292,203
未払委託者報酬	35,758,344	48,457,552
未払利息	81	29
その他未払費用	95,293	129,165
流動負債合計	41,685,771	57,636,910
負債合計	41,685,771	57,636,910
純資産の部		
元本等		
元本	4,878,498,437	6,271,210,939
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,290,244,305	1,725,236,391
(分配準備積立金)	430,450,717	441,780,405
元本等合計	6,168,742,742	7,996,447,330
純資産合計	6,168,742,742	7,996,447,330
負債純資産合計	6,210,428,513	8,054,084,240

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日	第7期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	233,802,248	137,769,145
営業収益合計	233,802,248	137,769,145
営業費用		
支払利息	20,561	27,768
受託者報酬	1,708,699	2,402,792
委託者報酬	64,076,181	90,104,389
その他費用	170,747	240,165
営業費用合計	65,976,188	92,775,114
営業利益又は営業損失(△)	167,826,060	44,994,031

経常利益又は経常損失 (△)	167,826,060	44,994,031
当期純利益又は当期純損失 (△)	167,826,060	44,994,031
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	39,732,659	15,488,903
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	713,536,464	1,290,244,305
剰余金増加額又は欠損金減少額	630,839,227	589,241,208
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	630,839,227	589,241,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	177,346,289	177,483,040
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	177,346,289	177,483,040
分配金	4,878,498	6,271,210
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,290,244,305	1,725,236,391

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年2月18日現在	第7期 2023年2月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,878,498,437口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,271,210,939口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2645円 (10,000口当たり純資産額) (12,645円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2751円 (10,000口当たり純資産額) (12,751円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第7期 自2022年2月19日 至2023年2月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>64,533,431円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>63,559,970円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>859,793,588円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>307,235,814円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,295,122,803円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,878,498,437口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,654円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>4,878,498円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	64,533,431円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	63,559,970円	収益調整金額	C	859,793,588円	分配準備積立金額	D	307,235,814円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,295,122,803円	当ファンドの期末残存口数	F	4,878,498,437口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,654円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,878,498円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>64,428,672円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,283,455,986円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>383,622,943円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,731,507,601円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>6,271,210,939口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,761円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>6,271,210円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	64,428,672円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	1,283,455,986円	分配準備積立金額	D	383,622,943円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,731,507,601円	当ファンドの期末残存口数	F	6,271,210,939口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,761円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,271,210円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	64,533,431円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	63,559,970円																																																											
収益調整金額	C	859,793,588円																																																											
分配準備積立金額	D	307,235,814円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,295,122,803円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	4,878,498,437口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,654円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,878,498円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	64,428,672円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	1,283,455,986円																																																											
分配準備積立金額	D	383,622,943円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,731,507,601円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	6,271,210,939口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,761円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,271,210円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 6 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 6 期 2022 年 2 月 18 日現在	第 7 期 2023 年 2 月 20 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 6 期	第 7 期

自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日		自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日	
期首元本額	3,384,335,071 円	期首元本額	4,878,498,437 円
期中追加設定元本額	2,299,623,862 円	期中追加設定元本額	2,060,079,927 円
期中一部解約元本額	805,460,496 円	期中一部解約元本額	667,367,425 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日	第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	204,912,940	109,616,291
合計	204,912,940	109,616,291

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	431,058,818	936,604,599	
		外国債券マザーファンド	969,268,372	2,433,929,808	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	259,266,504	1,234,160,412	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,989,918,739	2,507,297,611	
		世界REITインデックス マザーファンド	330,049,636	797,333,910	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.9%	3,979,562,069	7,909,326,340	100.0%
合計				7,909,326,340	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（普通型）の2022年2月19日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（普通型）の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（普通型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2022年2月18日現在)	第13期 (2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,516,795,289	4,426,333,857
親投資信託受益証券	161,136,655,674	239,418,807,215
流動資産合計	164,653,450,963	243,845,141,072
資産合計	164,653,450,963	243,845,141,072
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	73,633,291	106,364,596
未払解約金	102,818,003	193,812,851
未払受託者報酬	25,108,814	37,831,260
未払委託者報酬	1,004,352,360	1,513,250,320
未払利息	2,230	915
その他未払費用	2,510,817	3,783,066
流動負債合計	1,208,425,515	1,855,043,008
負債合計	1,208,425,515	1,855,043,008
純資産の部		
元本等		
元本	73,633,291,800	106,364,596,803
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	89,811,733,648	135,625,501,261
(分配準備積立金)	16,969,346,950	18,791,496,852
元本等合計	163,445,025,448	241,990,098,064
純資産合計	163,445,025,448	241,990,098,064
負債純資産合計	164,653,450,963	243,845,141,072

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日	第13期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,262,931,508	7,131,210,541
営業収益合計	9,262,931,508	7,131,210,541
営業費用		
支払利息	548,770	847,327
受託者報酬	44,248,330	68,033,644
委託者報酬	1,769,932,804	2,721,345,596
その他費用	4,424,710	6,803,236
営業費用合計	1,819,154,614	2,797,029,803
営業利益又は営業損失(△)	7,443,776,894	4,334,180,738

経常利益又は経常損失 (△)	7, 443, 776, 894	4, 334, 180, 738
当期純利益又は当期純損失 (△)	7, 443, 776, 894	4, 334, 180, 738
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1, 451, 794, 460	610, 591, 755
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	53, 491, 193, 666	89, 811, 733, 648
剰余金増加額又は欠損金減少額	43, 719, 074, 005	54, 623, 493, 359
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43, 719, 074, 005	54, 623, 493, 359
剰余金減少額又は欠損金増加額	13, 316, 883, 166	12, 426, 950, 133
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13, 316, 883, 166	12, 426, 950, 133
分配金	73, 633, 291	106, 364, 596
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	89, 811, 733, 648	135, 625, 501, 261

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2022年2月18日現在	第13期 2023年2月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 73, 633, 291, 800 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 106, 364, 596, 803 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2. 2197 円 (10, 000口当たり純資産額) (22, 197 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2. 2751 円 (10, 000口当たり純資産額) (22, 751 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第13期 自2022年2月19日 至2023年2月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2, 102, 790, 228 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>3, 889, 192, 206 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>72, 842, 386, 698 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>11, 050, 997, 807 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>89, 885, 366, 939 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>73, 633, 291, 800 口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> <td>12, 207 円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000</td> <td>73, 633, 291 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2, 102, 790, 228 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3, 889, 192, 206 円	収益調整金額	C	72, 842, 386, 698 円	分配準備積立金額	D	11, 050, 997, 807 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89, 885, 366, 939 円	当ファンドの期末残存口数	F	73, 633, 291, 800 口	10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	12, 207 円	10, 000口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	73, 633, 291 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2, 756, 558, 494 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>967, 030, 489 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>116, 834, 004, 409 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>15, 174, 272, 465 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>135, 731, 865, 857 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>106, 364, 596, 803 口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> <td>12, 760 円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000</td> <td>106, 364, 596 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2, 756, 558, 494 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	967, 030, 489 円	収益調整金額	C	116, 834, 004, 409 円	分配準備積立金額	D	15, 174, 272, 465 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135, 731, 865, 857 円	当ファンドの期末残存口数	F	106, 364, 596, 803 口	10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	12, 760 円	10, 000口当たり分配金額	H	10 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	106, 364, 596 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2, 102, 790, 228 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3, 889, 192, 206 円																																																											
収益調整金額	C	72, 842, 386, 698 円																																																											
分配準備積立金額	D	11, 050, 997, 807 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89, 885, 366, 939 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	73, 633, 291, 800 口																																																											
10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	12, 207 円																																																											
10, 000口当たり分配金額	H	10 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	73, 633, 291 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2, 756, 558, 494 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	967, 030, 489 円																																																											
収益調整金額	C	116, 834, 004, 409 円																																																											
分配準備積立金額	D	15, 174, 272, 465 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135, 731, 865, 857 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	106, 364, 596, 803 口																																																											
10, 000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	12, 760 円																																																											
10, 000口当たり分配金額	H	10 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	106, 364, 596 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 12 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 12 期 2022 年 2 月 18 日現在	第 13 期 2023 年 2 月 20 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 12 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 12 期	第 13 期

自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日		自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日	
期首元本額	50,216,356,614 円	期首元本額	73,633,291,800 円
期中追加設定元本額	35,642,462,288 円	期中追加設定元本額	42,856,076,867 円
期中一部解約元本額	12,225,527,102 円	期中一部解約元本額	10,124,771,864 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 12 期 自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日	第 13 期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,892,854,445	6,686,640,156
合計	8,892,854,445	6,686,640,156

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年 2月 20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年 2月 20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	16,059,765,541	34,894,658,567	
		外国債券マザーファンド	27,479,287,335	69,003,238,426	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	11,952,614,536	56,896,835,714	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	37,874,260,849	47,721,568,669	
		世界REITインデックス マザーファンド	12,791,831,211	30,902,505,839	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.9%	106,157,759,472	239,418,807,215	100.0%
合計			239,418,807,215		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや積極型）の2022年2月19日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや積極型）の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや積極型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年2月18日現在)	第7期 (2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	182,235,406	258,121,837
親投資信託受益証券	8,372,558,080	13,859,589,450
流動資産合計	8,554,793,486	14,117,711,287
資産合計	8,554,793,486	14,117,711,287
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,718,111	9,048,896
未払解約金	3,288,178	12,792,821
未払受託者報酬	1,230,223	2,121,021
未払委託者報酬	52,284,461	90,143,288
未払利息	115	53
その他未払費用	122,960	212,036
流動負債合計	62,644,048	114,318,115
負債合計	62,644,048	114,318,115
純資産の部		
元本等		
元本	5,718,111,113	9,048,896,783
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,774,038,325	4,954,496,389
(分配準備積立金)	744,842,966	1,042,106,047
元本等合計	8,492,149,438	14,003,393,172
純資産合計	8,492,149,438	14,003,393,172
負債純資産合計	8,554,793,486	14,117,711,287

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日	第7期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	513,140,726	590,452,370
営業収益合計	513,140,726	590,452,370
営業費用		
支払利息	27,403	48,959
受託者報酬	2,089,265	3,725,815
委託者報酬	88,793,712	158,347,039
その他費用	208,799	372,454
営業費用合計	91,119,179	162,494,267
営業利益又は営業損失(△)	422,021,547	427,958,103

経常利益又は経常損失 (△)	422,021,547	427,958,103
当期純利益又は当期純損失 (△)	422,021,547	427,958,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	93,219,418	39,949,312
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,156,533,751	2,774,038,325
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,681,635,721	2,212,532,421
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,681,635,721	2,212,532,421
剰余金減少額又は欠損金増加額	387,215,165	411,034,252
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	387,215,165	411,034,252
分配金	5,718,111	9,048,896
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,774,038,325	4,954,496,389

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年2月18日現在	第7期 2023年2月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,718,111,113口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,048,896,783口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4851円 (10,000口当たり純資産額) (14,851円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5475円 (10,000口当たり純資産額) (15,475円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第7期 自2022年2月19日 至2023年2月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>98,212,499円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>230,589,630円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,029,195,359円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>421,758,948円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,779,756,436円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>5,718,111,113口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>4,861円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>5,718,111円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	98,212,499円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	230,589,630円	収益調整金額	C	2,029,195,359円	分配準備積立金額	D	421,758,948円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,779,756,436円	当ファンドの期末残存口数	F	5,718,111,113口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,861円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,718,111円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>188,860,179円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>199,148,612円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,912,390,342円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>663,146,152円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,963,545,285円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>9,048,896,783口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>5,485円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>9,048,896円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	188,860,179円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	199,148,612円	収益調整金額	C	3,912,390,342円	分配準備積立金額	D	663,146,152円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,963,545,285円	当ファンドの期末残存口数	F	9,048,896,783口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,485円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,048,896円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	98,212,499円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	230,589,630円																																																											
収益調整金額	C	2,029,195,359円																																																											
分配準備積立金額	D	421,758,948円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,779,756,436円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	5,718,111,113口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,861円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,718,111円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	188,860,179円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	199,148,612円																																																											
収益調整金額	C	3,912,390,342円																																																											
分配準備積立金額	D	663,146,152円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,963,545,285円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	9,048,896,783口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,485円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,048,896円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第6期 自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日	第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年 2月 18日現在	第7期 2023年 2月 20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日	第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期	第7期

自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日		自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日	
期首元本額	3,288,501,593 円	期首元本額	5,718,111,113 円
期中追加設定元本額	3,455,675,677 円	期中追加設定元本額	4,165,589,208 円
期中一部解約元本額	1,026,066,157 円	期中一部解約元本額	834,803,538 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日	第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	500,705,844	573,907,927
合計	500,705,844	573,907,927

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	903,738,769	1,963,643,597	
		外国債券マザーファンド	1,329,297,599	3,337,999,200	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	1,151,901,975	5,483,283,781	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	877,740,565	1,105,953,111	
		世界REITインデックス マザーファンド	814,930,773	1,968,709,761	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 99.0%	5,077,609,681	13,859,589,450	100.0%
合計				13,859,589,450	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（積極型）の2022年2月19日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（積極型）の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（積極型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2022年2月18日現在)	第13期 (2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,686,719,543	2,428,847,355
親投資信託受益証券	72,215,893,593	118,319,858,246
流動資産合計	73,902,613,136	120,748,705,601
資産合計	73,902,613,136	120,748,705,601
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,719,669	41,367,573
未払解約金	76,993,214	294,865,722
未払受託者報酬	11,014,729	18,137,146
未払委託者報酬	495,662,847	816,171,881
未払利息	1,069	502
その他未払費用	1,101,413	1,813,652
流動負債合計	611,492,941	1,172,356,476
負債合計	611,492,941	1,172,356,476
純資産の部		
元本等		
元本	26,719,669,620	41,367,573,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	46,571,450,575	78,208,775,916
(分配準備積立金)	9,047,637,371	11,912,304,478
元本等合計	73,291,120,195	119,576,349,125
純資産合計	73,291,120,195	119,576,349,125
負債純資産合計	73,902,613,136	120,748,705,601

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2021年2月19日 至 2022年2月18日	第13期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,859,335,465	6,351,870,653
営業収益合計	5,859,335,465	6,351,870,653
営業費用		
支払利息	250,474	436,086
受託者報酬	18,744,212	31,978,385
委託者報酬	843,489,507	1,439,027,517
その他費用	1,874,299	3,197,716
営業費用合計	864,358,492	1,474,639,704
営業利益又は営業損失(△)	4,994,976,973	4,877,230,949

経常利益又は経常損失 (△)	4,994,976,973	4,877,230,949
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,994,976,973	4,877,230,949
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,120,400,218	639,183,521
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	23,455,045,555	46,571,450,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,474,295,353	36,869,407,308
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,474,295,353	36,869,407,308
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,205,747,419	9,428,761,822
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,205,747,419	9,428,761,822
分配金	26,719,669	41,367,573
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	46,571,450,575	78,208,775,916

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2022年2月18日現在	第13期 2023年2月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 26,719,669,620口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 41,367,573,209口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7430円 (10,000口当たり純資産額) (27,430円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8906円 (10,000口当たり純資産額) (28,906円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第13期 自2022年2月19日 至2023年2月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>888,897,768円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,985,678,987円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>37,523,813,204円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>5,199,780,285円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>46,598,170,244円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>26,719,669,620口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>17,439円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>26,719,669円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	888,897,768円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,985,678,987円	収益調整金額	C	37,523,813,204円	分配準備積立金額	D	5,199,780,285円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,598,170,244円	当ファンドの期末残存口数	F	26,719,669,620口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	17,439円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,719,669円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,646,239,180円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,591,808,248円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>66,296,471,438円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>7,715,624,623円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>78,250,143,489円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>41,367,573,209口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>18,915円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>41,367,573円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,646,239,180円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,591,808,248円	収益調整金額	C	66,296,471,438円	分配準備積立金額	D	7,715,624,623円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,250,143,489円	当ファンドの期末残存口数	F	41,367,573,209口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,915円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	41,367,573円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	888,897,768円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,985,678,987円																																																											
収益調整金額	C	37,523,813,204円																																																											
分配準備積立金額	D	5,199,780,285円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,598,170,244円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	26,719,669,620口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	17,439円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,719,669円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,646,239,180円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,591,808,248円																																																											
収益調整金額	C	66,296,471,438円																																																											
分配準備積立金額	D	7,715,624,623円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,250,143,489円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	41,367,573,209口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,915円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	41,367,573円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 12 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 12 期 2022 年 2 月 18 日現在	第 13 期 2023 年 2 月 20 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 12 期 自 2021 年 2 月 19 日 至 2022 年 2 月 18 日	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 12 期	第 13 期

自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日		自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日	
期首元本額	16,262,041,689 円	期首元本額	26,719,669,620 円
期中追加設定元本額	15,921,073,680 円	期中追加設定元本額	19,997,678,152 円
期中一部解約元本額	5,463,445,749 円	期中一部解約元本額	5,349,774,563 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2021年 2月 19日 至 2022年 2月 18日	第13期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	5,800,190,731	6,265,587,133
合計	5,800,190,731	6,265,587,133

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	6,211,392,540	13,496,113,710	
		外国債券マザーファンド	8,202,755,480	20,597,939,285	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	13,188,576,033	62,780,259,632	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	4,162,983,938	5,245,359,761	
		世界REITインデックス マザーファンド	6,705,930,068	16,200,185,858	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.9%	38,471,638,059	118,319,858,246	100.0%
合計				118,319,858,246	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「のむらっぴ・ファンド」の各ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「世界REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資

信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月20日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	15,449,340,384
株式	477,053,778,050
派生商品評価勘定	166,778,670
未収入金	977,431
未収配当金	812,154,028
未収利息	236,684
その他未収収益	20,972,416
差入委託証拠金	102,012,379
流動資産合計	493,606,250,042
資産合計	493,606,250,042
負債の部	
流動負債	
未払金	937,013,460
未払解約金	165,911,802
未払利息	3,195
有価証券貸借取引受入金	9,554,821,080
流動負債合計	10,657,749,537
負債合計	10,657,749,537
純資産の部	
元本等	
元本	222,272,766,631
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	260,675,733,874
元本等合計	482,948,500,505
純資産合計	482,948,500,505
負債純資産合計	493,606,250,042

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>す。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,1728円
(10,000口当たり純資産額)	(21,728円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	9,105,846,890円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており</p>

ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月20日現在	
期首	2022年2月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	205,105,857,885円
同期中における追加設定元本額	40,915,059,585円
同期中における一部解約元本額	23,748,150,839円
期末元本額	222,272,766,631円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	124,786,866円
バランスセレクト50	289,028,074円
バランスセレクト70	435,037,006円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,078,515,017円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,693,374,609円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,090,994,334円
野村資産設計ファンド2015	32,950,704円
野村資産設計ファンド2020	35,627,762円
野村資産設計ファンド2025	59,080,063円
野村資産設計ファンド2030	92,946,624円
野村資産設計ファンド2035	89,273,409円
野村資産設計ファンド2040	156,435,716円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	12,227,557,006円
のむラップ・ファンド(保守型)	2,401,983,630円
のむラップ・ファンド(普通型)	16,059,765,541円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,211,392,540円
野村資産設計ファンド2045	34,839,655円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,175,903,520円
マイ・ロード	2,891,588,693円
ネクストコア	26,714,330円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,450,147,467円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,709,719,879円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	942,423,082円
野村資産設計ファンド2050	39,680,531円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	10,151,709円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	6,531,060円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	5,112,569円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,676,273円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	431,058,818円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	903,738,769円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,240,016円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,833,339円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	23,085,630円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	8,491,531円
インデックス・ブレンド(タイプV)	32,768,338円
野村6資産均等バランス	3,602,035,803円
世界6資産分散ファンド	84,543,295円
野村資産設計ファンド2060	31,407,124円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,157,792,438円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	230,964,911円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	126,796,709円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	324,875,147円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	180,251,983円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,541,740円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	7,106,688円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	205,530円

野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	1,843,010,482円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	2,817,398円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	25,645,940円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	48,406,812円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	11,087,362円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	82,351,864円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	165,029,340円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	3,780,278,037円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	35,916,545円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	166,793,152円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	4,236,755,480円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	19,103,282円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	74,115,103円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	2,202,080円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5,690,876円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	28,052,807円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	32,344,796円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	111,996,062円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	8,566,741,323円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	24,830,262,617円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	29,860,484,451円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	37,362,874,145円
マイバランスDC30	3,656,898,149円
マイバランスDC50	6,397,472,222円
マイバランスDC70	7,103,488,285円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,259,253,877円
野村DC運用戦略ファンド	983,252,865円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	75,779,942円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,815,012,453円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,864,354,356円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,496,622,020円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,345,527円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	6,820,274円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	114,197,415円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	39,845,565円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	37,643,967円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	28,562,521円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	994,065,132円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	738,557,134円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	514,371,281円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	651,302,242円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	21,301,623円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	224,653,768円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	181,041,812円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	182,899,617円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	48,089,152円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	8,800	3,630.00	31,944,000	貸付有価証券 1,200株
		ニッスイ	232,700	544.00	126,588,800	貸付有価証券 100株
		マルハニチロ	34,600	2,443.00	84,527,800	
		雪国まいたけ	19,800	1,007.00	19,938,600	
		カネコ種苗	7,100	1,670.00	11,857,000	
		サカタのタネ	26,500	4,045.00	107,192,500	貸付有価証券 100株
		ホクト	20,700	1,881.00	38,936,700	
		ホクリヨウ	2,900	850.00	2,465,000	貸付有価証券 400株 (400株)
		住石ホールディングス	32,200	383.00	12,332,600	貸付有価証券 15,000株
		日鉄鉱業	9,300	3,530.00	32,829,000	
		三井松島ホールディングス	10,500	3,790.00	39,795,000	貸付有価証券 2,100株 (1,100株)
		I N P E X	860,700	1,426.00	1,227,358,200	貸付有価証券 56,100株
		石油資源開発	27,000	4,845.00	130,815,000	
		K&Oエナジーグループ	10,600	2,198.00	23,298,800	貸付有価証券 400株 (400株)
		ショーボンドホールディングス	31,700	5,260.00	166,742,000	貸付有価証券 6,500株
		ミライト・ワン	80,700	1,504.00	121,372,800	
		タマホーム	14,600	3,215.00	46,939,000	貸付有価証券 6,800株 (100株)
		サンヨーホームズ	2,500	747.00	1,867,500	貸付有価証券 1,100株 (600株)
		日本アクア	8,600	950.00	8,170,000	
		ファーストコーポレーション	5,300	748.00	3,964,400	貸付有価証券 400株
		ベステラ	4,500	916.00	4,122,000	貸付有価証券 2,300株
		R o b o t H o m e	39,600	205.00	8,118,000	貸付有価証券 11,500株 (11,400株)
		キャンディル	3,200	509.00	1,628,800	貸付有価証券 1,600株
		ダイセキ環境ソリューション	4,200	934.00	3,922,800	貸付有価証券 400株
第一カッター興業	6,000	1,089.00	6,534,000			
安藤・間	134,800	872.00	117,545,600	貸付有価証券		

				1,700株
東急建設	66,300	671.00	44,487,300	
コムシスホールディングス	78,800	2,486.00	195,896,800	
ビーアールホールディングス	37,000	342.00	12,654,000	貸付有価証券 100株
高松コンストラクショングループ	15,100	1,982.00	29,928,200	
東建コーポレーション	6,700	7,600.00	50,920,000	
ソネック	2,200	958.00	2,107,600	貸付有価証券 1,100株
ヤマウラ	11,800	1,052.00	12,413,600	貸付有価証券 5,500株
オリエンタル白石	83,600	316.00	26,417,600	貸付有価証券 300株
大成建設	162,000	4,375.00	708,750,000	貸付有価証券 400株
大林組	582,200	978.00	569,391,600	貸付有価証券 100株
清水建設	489,400	733.00	358,730,200	
飛島建設	18,000	1,065.00	19,170,000	
長谷工コーポレーション	168,000	1,539.00	258,552,000	
松井建設	15,200	642.00	9,758,400	
銭高組	1,800	2,959.00	5,326,200	
鹿島建設	361,000	1,607.00	580,127,000	
不動テトラ	11,300	1,623.00	18,339,900	
大末建設	5,300	1,174.00	6,222,200	
鉄建建設	11,700	1,788.00	20,919,600	
西松建設	27,600	3,555.00	98,118,000	貸付有価証券 300株
三井住友建設	131,300	421.00	55,277,300	貸付有価証券 200株
大豊建設	6,700	3,900.00	26,130,000	
佐田建設	9,200	513.00	4,719,600	
ナカノフドー建設	10,300	329.00	3,388,700	貸付有価証券 100株
奥村組	26,400	3,235.00	85,404,000	
東鉄工業	22,400	2,761.00	61,846,400	
イチケン	3,300	1,813.00	5,982,900	
富士ピー・エス	6,500	452.00	2,938,000	貸付有価証券 3,300株 (500株)
浅沼組	13,000	3,255.00	42,315,000	

戸田建設	200,300	710.00	142,213,000	
熊谷組	28,200	2,751.00	77,578,200	
北野建設	2,700	2,956.00	7,981,200	
植木組	4,100	1,381.00	5,662,100	貸付有価証券 1,800株
矢作建設工業	22,200	819.00	18,181,800	
ピーエス三菱	20,600	642.00	13,225,200	
日本ハウスホールディングス	32,300	398.00	12,855,400	貸付有価証券 500株 (100株)
新日本建設	22,900	871.00	19,945,900	
東亜道路工業	3,200	6,440.00	20,608,000	貸付有価証券 100株
日本道路	3,300	6,760.00	22,308,000	
東亜建設工業	14,000	2,606.00	36,484,000	貸付有価証券 5,800株
日本国土開発	48,800	552.00	26,937,600	
若築建設	7,200	2,998.00	21,585,600	
東洋建設	52,700	908.00	47,851,600	貸付有価証券 6,500株 (4,800株)
五洋建設	230,800	660.00	152,328,000	
世紀東急工業	21,500	800.00	17,200,000	
福田組	6,100	4,415.00	26,931,500	貸付有価証券 2,300株
住友林業	124,900	2,640.00	329,736,000	貸付有価証券 37,700株 (1,200株)
日本基礎技術	8,700	536.00	4,663,200	貸付有価証券 100株
巴コーポレーション	16,200	411.00	6,658,200	
大和ハウス工業	454,900	3,114.00	1,416,558,600	貸付有価証券 200株
ライト工業	31,000	1,974.00	61,194,000	
積水ハウス	510,000	2,545.50	1,298,205,000	貸付有価証券 7,700株
日特建設	15,500	931.00	14,430,500	
北陸電気工事	11,200	768.00	8,601,600	
ユアテック	35,900	758.00	27,212,200	
日本リーテック	10,700	870.00	9,309,000	
四電工	6,800	1,848.00	12,566,400	
中電工	25,300	2,129.00	53,863,700	
関電工	89,200	877.00	78,228,400	
きんでん	114,600	1,509.00	172,931,400	

東京エネシス	16,200	906.00	14,677,200	
トーエネック	5,400	3,405.00	18,387,000	
住友電設	15,500	2,394.00	37,107,000	
日本電設工業	26,700	1,501.00	40,076,700	
エクシオグループ	75,000	2,399.00	179,925,000	
新日本空調	9,000	1,905.00	17,145,000	
九電工	39,600	3,405.00	134,838,000	
三機工業	36,100	1,486.00	53,644,600	
日揮ホールディングス	161,000	1,758.00	283,038,000	貸付有価証券 69,600株(69,600 株)
中外炉工業	5,300	1,783.00	9,449,900	
ヤマト	12,000	805.00	9,660,000	
太平電業	10,100	3,825.00	38,632,500	
高砂熱学工業	39,200	2,032.00	79,654,400	
三晃金属工業	1,800	3,840.00	6,912,000	
朝日工業社	6,800	2,104.00	14,307,200	
明星工業	28,000	789.00	22,092,000	
大気社	19,600	3,515.00	68,894,000	
ダイダン	10,700	2,252.00	24,096,400	
日比谷総合設備	14,000	2,009.00	28,126,000	
フィル・カンパニー	2,900	1,072.00	3,108,800	
テスホールディングス	17,500	1,076.00	18,830,000	
インフロニア・ホールディングス	170,600	1,037.00	176,912,200	
レイズネクスト	23,500	1,348.00	31,678,000	
ニッポン	44,000	1,596.00	70,224,000	
日清製粉グループ本社	151,100	1,561.00	235,867,100	
日東富士製粉	2,900	4,455.00	12,919,500	
昭和産業	14,200	2,490.00	35,358,000	
鳥越製粉	11,600	591.00	6,855,600	貸付有価証券 4,400株(400株)
中部飼料	22,600	1,036.00	23,413,600	
フィード・ワン	23,900	683.00	16,323,700	
東洋精糖	2,700	892.00	2,408,400	
日本甜菜製糖	9,500	1,638.00	15,561,000	
DM三井製糖ホールディングス	16,200	2,046.00	33,145,200	

塩水港精糖	17,400	198.00	3,445,200	貸付有価証券 900株
ウェルネオシュガー	8,400	1,675.00	14,070,000	貸付有価証券 500株
森永製菓	30,300	3,905.00	118,321,500	
中村屋	4,100	3,050.00	12,505,000	
江崎グリコ	46,700	3,490.00	162,983,000	貸付有価証券 700株
名糖産業	6,400	1,685.00	10,784,000	
井村屋グループ	8,900	2,212.00	19,686,800	
不二家	11,200	2,493.00	27,921,600	貸付有価証券 4,900株
山崎製パン	109,400	1,587.00	173,617,800	貸付有価証券 1,700株
第一屋製パン	2,800	398.00	1,114,400	
モロゾフ	5,300	3,410.00	18,073,000	
亀田製菓	10,400	4,320.00	44,928,000	貸付有価証券 400株
寿スピリッツ	17,400	8,630.00	150,162,000	
カルビー	74,800	2,924.00	218,715,200	
森永乳業	29,700	4,820.00	143,154,000	
六甲バター	12,000	1,351.00	16,212,000	貸付有価証券 1,800株
ヤクルト本社	116,800	9,240.00	1,079,232,000	
明治ホールディングス	101,300	6,420.00	650,346,000	貸付有価証券 3,900株
雪印メグミルク	39,500	1,801.00	71,139,500	貸付有価証券 1,300株
プリマハム	22,000	2,161.00	47,542,000	貸付有価証券 100株
日本ハム	63,900	3,770.00	240,903,000	
林兼産業	4,400	458.00	2,015,200	
丸大食品	16,500	1,482.00	24,453,000	貸付有価証券 2,500株 (500株)
S F o o d s	18,000	2,750.00	49,500,000	貸付有価証券 200株
柿安本店	6,400	2,044.00	13,081,600	貸付有価証券 1,600株
伊藤ハム米久ホールディングス	127,000	716.00	90,932,000	貸付有価証券 100株
サッポロホールディングス	53,800	3,135.00	168,663,000	貸付有価証券 3,300株
アサヒグループホールディングス	377,700	4,711.00	1,779,344,700	貸付有価証券 3,800株

キリンホールディングス	737,500	2,006.50	1,479,793,750	貸付有価証券 13,300株
宝ホールディングス	111,600	1,067.00	119,077,200	貸付有価証券 900株
オエノンホールディングス	48,900	267.00	13,056,300	
養命酒製造	5,400	1,829.00	9,876,600	貸付有価証券 100株(100株)
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	128,000	1,419.00	181,632,000	
サントリー食品インター ナショナル	115,100	4,740.00	545,574,000	貸付有価証券 4,700株
ダイドーグループホール ディングス	9,300	4,800.00	44,640,000	貸付有価証券 2,400株
伊藤園	55,400	4,450.00	246,530,000	貸付有価証券 3,100株
キーコーヒー	18,300	2,074.00	37,954,200	
ユニカフェ	4,800	888.00	4,262,400	貸付有価証券 2,500株(100株)
ジャパンフーズ	2,300	1,097.00	2,523,100	
日清オイリオグループ	23,000	3,305.00	76,015,000	
不二製油グループ本社	38,000	1,998.00	75,924,000	
かどや製油	1,800	3,545.00	6,381,000	
J-オイルミルズ	16,600	1,559.00	25,879,400	
キッコーマン	108,300	6,520.00	706,116,000	貸付有価証券 200株
味の素	400,000	4,123.00	1,649,200,000	
ブルドックソース	6,500	1,905.00	12,382,500	貸付有価証券 2,200株
キューピー	87,800	2,248.00	197,374,400	貸付有価証券 800株
ハウス食品グループ本社	50,000	2,689.00	134,450,000	貸付有価証券 100株
カゴメ	76,100	3,030.00	230,583,000	貸付有価証券 7,900株
焼津水産化学工業	6,500	993.00	6,454,500	
アリアケジャパン	14,300	4,885.00	69,855,500	
ピエトロ	2,100	1,828.00	3,838,800	貸付有価証券 1,100株
エバラ食品工業	4,400	3,040.00	13,376,000	貸付有価証券 100株(100株)
やまみ	1,400	1,413.00	1,978,200	
ニチレイ	74,900	2,720.00	203,728,000	貸付有価証券 4,200株
東洋水産	82,600	5,570.00	460,082,000	

イトアンドホールディングス	6,900	2,325.00	16,042,500	貸付有価証券 3,200株
大冷	1,800	1,894.00	3,409,200	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,300	1,021.00	10,516,300	貸付有価証券 4,800株 (200株)
日清食品ホールディングス	57,500	11,380.00	654,350,000	
永谷園ホールディングス	8,000	2,095.00	16,760,000	
一正蒲鉾	6,200	706.00	4,377,200	
フジッコ	16,800	1,868.00	31,382,400	
ロック・フィールド	18,300	1,579.00	28,895,700	貸付有価証券 8,500株
日本たばこ産業	1,075,900	2,788.50	3,000,147,150	貸付有価証券 7,100株
ケンコーマヨネーズ	11,200	1,289.00	14,436,800	
わらべや日洋ホールディングス	12,000	1,885.00	22,620,000	
なとり	10,300	2,045.00	21,063,500	
イフジ産業	2,500	913.00	2,282,500	
ファーマフーズ	25,300	1,513.00	38,278,900	貸付有価証券 11,800株 (5,700株)
ユーグレナ	105,200	958.00	100,781,600	貸付有価証券 4,100株
紀文食品	12,800	961.00	12,300,800	貸付有価証券 200株 (200株)
ピックルスホールディングス	9,600	1,243.00	11,932,800	貸付有価証券 4,500株
ミヨシ油脂	5,100	953.00	4,860,300	貸付有価証券 2,600株
理研ビタミン	14,100	2,034.00	28,679,400	
片倉工業	15,300	1,746.00	26,713,800	貸付有価証券 500株
グンゼ	12,500	4,365.00	54,562,500	
東洋紡	71,900	1,047.00	75,279,300	
ユニチカ	50,200	230.00	11,546,000	貸付有価証券 7,800株
富士紡ホールディングス	6,500	3,100.00	20,150,000	
倉敷紡績	12,400	2,447.00	30,342,800	
シキボウ	8,200	1,018.00	8,347,600	
日本毛織	43,800	958.00	41,960,400	
ダイトウボウ	24,100	83.00	2,000,300	貸付有価証券 6,800株 (2,300株)
トーア紡コーポレーショ	5,800	354.00	2,053,200	

ン				
ダイドーリミテッド	22,500	276.00	6,210,000	貸付有価証券 11,700株
帝国繊維	18,700	1,593.00	29,789,100	貸付有価証券 200株
帝人	159,700	1,449.00	231,405,300	
東レ	1,114,000	801.90	893,316,600	
住江織物	3,100	1,909.00	5,917,900	
日本フェルト	8,100	414.00	3,353,400	
イチカワ	1,800	1,341.00	2,413,800	
日東製網	1,600	1,526.00	2,441,600	
アツギ	8,600	386.00	3,319,600	
ダイニック	3,800	777.00	2,952,600	
セーレン	32,100	2,519.00	80,859,900	貸付有価証券 5,600株 (5,600株)
ソトー	4,700	797.00	3,745,900	
東海染工	1,400	1,077.00	1,507,800	
小松マテーレ	24,100	722.00	17,400,200	
ワコールホールディングス	32,000	2,335.00	74,720,000	
ホギメディカル	22,300	3,225.00	71,917,500	
クラウディアホールディングス	3,400	363.00	1,234,200	
T S I ホールディングス	59,500	568.00	33,796,000	
マツオカコーポレーション	4,000	1,387.00	5,548,000	貸付有価証券 200株 (100株)
ワールド	21,300	1,336.00	28,456,800	貸付有価証券 1,600株
三陽商会	5,600	1,419.00	7,946,400	貸付有価証券 300株 (200株)
ナイガイ	4,900	258.00	1,264,200	貸付有価証券 100株
オンワードホールディングス	107,800	337.00	36,328,600	貸付有価証券 24,500株
ルックホールディングス	4,200	2,162.00	9,080,400	貸付有価証券 500株
ゴールドウイン	29,500	11,350.00	334,825,000	
デサント	28,600	3,925.00	112,255,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
キング	6,500	510.00	3,315,000	貸付有価証券 200株
ヤマトインターナショナル	11,600	250.00	2,900,000	貸付有価証券 5,700株 (2,300株)

特種東海製紙	7,400	2,947.00	21,807,800	貸付有価証券 300株
王子ホールディングス	692,600	538.00	372,618,800	
日本製紙	86,600	1,007.00	87,206,200	
三菱製紙	17,800	299.00	5,322,200	貸付有価証券 200株
北越コーポレーション	105,100	786.00	82,608,600	貸付有価証券 34,700株
中越パルプ工業	6,000	972.00	5,832,000	貸付有価証券 100株
巴川製紙所	4,600	682.00	3,137,200	
大王製紙	73,400	1,077.00	79,051,800	貸付有価証券 100株
阿波製紙	3,500	770.00	2,695,000	貸付有価証券 1,800株
レンゴー	151,400	903.00	136,714,200	貸付有価証券 400株
トーモク	9,600	1,534.00	14,726,400	
ザ・パック	12,400	2,894.00	35,885,600	貸付有価証券 100株
北の達人コーポレーション	70,100	334.00	23,413,400	貸付有価証券 32,800株 (22,600株)
クラレ	264,300	1,209.00	319,538,700	貸付有価証券 8,000株
旭化成	1,038,300	954.10	990,642,030	貸付有価証券 7,500株
共和レザー	8,500	507.00	4,309,500	貸付有価証券 3,000株
レゾナック・ホールディングス	160,700	2,309.00	371,056,300	貸付有価証券 11,600株
住友化学	1,233,400	477.00	588,331,800	貸付有価証券 900株
住友精化	6,900	4,215.00	29,083,500	
日産化学	78,900	5,890.00	464,721,000	
ラサ工業	6,400	2,106.00	13,478,400	
クレハ	14,200	8,300.00	117,860,000	
多木化学	6,500	4,330.00	28,145,000	貸付有価証券 1,100株
テイカ	11,200	1,173.00	13,137,600	
石原産業	30,100	1,065.00	32,056,500	
片倉コープアグリ	3,000	1,870.00	5,610,000	
日本曹達	17,800	4,510.00	80,278,000	
東ソー	222,000	1,786.00	396,492,000	貸付有価証券

				200 株
トクヤマ	53,700	2,116.00	113,629,200	
セントラル硝子	26,700	2,908.00	77,643,600	貸付有価証券 300 株
東亜合成	83,400	1,225.00	102,165,000	貸付有価証券 1,000 株
大阪ソーダ	10,000	4,215.00	42,150,000	
関東電化工業	32,100	1,015.00	32,581,500	貸付有価証券 300 株
デンカ	60,500	2,944.00	178,112,000	貸付有価証券 300 株
信越化学工業	280,600	19,210.00	5,390,326,000	貸付有価証券 2,000 株
日本カーバイド工業	5,600	1,308.00	7,324,800	
堺化学工業	12,700	1,801.00	22,872,700	貸付有価証券 3,500 株
第一稀元素化学工業	15,100	1,022.00	15,432,200	貸付有価証券 400 株
エア・ウォーター	156,900	1,620.00	254,178,000	
日本酸素ホールディングス	161,300	2,363.00	381,151,900	
日本化学工業	5,500	1,977.00	10,873,500	
東邦アセチレン	3,100	1,258.00	3,899,800	
日本パーライジング	82,300	947.00	77,938,100	
高压ガス工業	24,100	662.00	15,954,200	
チタン工業	1,800	1,452.00	2,613,600	
四国化成ホールディングス	19,700	1,283.00	25,275,100	
戸田工業	3,800	2,514.00	9,553,200	貸付有価証券 300 株 (300 株)
ステラ ケミファ	9,800	2,518.00	24,676,400	
保土谷化学工業	4,700	3,120.00	14,664,000	
日本触媒	25,300	5,720.00	144,716,000	
大日精化工業	11,600	1,782.00	20,671,200	
カネカ	38,000	3,445.00	130,910,000	
三菱瓦斯化学	124,200	1,940.00	240,948,000	貸付有価証券 500 株
三井化学	137,100	3,250.00	445,575,000	
J S R	155,200	3,105.00	481,896,000	貸付有価証券 300 株
東京応化工業	29,100	7,240.00	210,684,000	貸付有価証券 3,400 株

大阪有機化学工業	12,500	2,000.00	25,000,000	貸付有価証券 100株
三菱ケミカルグループ	1,122,000	812.50	911,625,000	貸付有価証券 5,800株
KHネオケム	27,700	2,625.00	72,712,500	貸付有価証券 5,400株
ダイセル	244,500	938.00	229,341,000	
住友ベークライト	24,600	4,480.00	110,208,000	
積水化学工業	340,000	1,811.00	615,740,000	
日本ゼオン	99,700	1,285.00	128,114,500	
アイカ工業	42,000	3,030.00	127,260,000	
UBE	85,700	2,069.00	177,313,300	
積水樹脂	24,200	1,933.00	46,778,600	
タキロンシーアイ	36,300	497.00	18,041,100	
旭有機材	11,100	2,835.00	31,468,500	貸付有価証券 100株
ニチバン	10,300	1,806.00	18,601,800	貸付有価証券 100株
リケンテクノス	35,800	553.00	19,797,400	貸付有価証券 100株
大倉工業	7,700	1,890.00	14,553,000	貸付有価証券 500株
積水化成品工業	23,300	390.00	9,087,000	
群栄化学工業	3,900	2,492.00	9,718,800	
タイガースポリマー	6,700	421.00	2,820,700	
ミライアル	4,500	1,570.00	7,065,000	貸付有価証券 800株
ダイキアクシス	5,400	681.00	3,677,400	貸付有価証券 2,600株
ダイキョーニシカワ	36,700	635.00	23,304,500	
竹本容器	5,000	837.00	4,185,000	
森六ホールディングス	8,400	1,828.00	15,355,200	貸付有価証券 100株
恵和	10,800	1,544.00	16,675,200	貸付有価証券 5,000株 (200株)
日本化薬	127,000	1,193.00	151,511,000	
カーリットホールディングス	14,900	724.00	10,787,600	
日本精化	9,400	2,468.00	23,199,200	
扶桑化学工業	15,400	3,645.00	56,133,000	
トリケミカル研究所	22,200	2,313.00	51,348,600	貸付有価証券 2,900株

ADEKA	58,000	2,128.00	123,424,000	
日油	51,400	5,900.00	303,260,000	貸付有価証券 200株
新日本理化	20,400	214.00	4,365,600	貸付有価証券 700株
ハリマ化成グループ	10,400	886.00	9,214,400	
花王	404,900	5,116.00	2,071,468,400	貸付有価証券 22,800株
第一工業製薬	6,000	1,950.00	11,700,000	
石原ケミカル	7,600	1,309.00	9,948,400	
日華化学	5,900	846.00	4,991,400	
ニイタカ	2,700	2,069.00	5,586,300	
三洋化成工業	10,200	4,280.00	43,656,000	
有機合成薬品工業	10,900	291.00	3,171,900	貸付有価証券 600株
大日本塗料	20,300	840.00	17,052,000	
日本ペイントホールディングス	735,700	1,257.00	924,774,900	貸付有価証券 16,200株
関西ペイント	152,300	1,845.00	280,993,500	貸付有価証券 3,200株
神東塗料	12,300	127.00	1,562,100	貸付有価証券 2,300株
中国塗料	27,300	1,087.00	29,675,100	
日本特殊塗料	9,400	920.00	8,648,000	
藤倉化成	22,300	434.00	9,678,200	
太陽ホールディングス	25,300	2,361.00	59,733,300	貸付有価証券 100株
D I C	65,000	2,429.00	157,885,000	貸付有価証券 5,300株
サカタインクス	37,000	1,023.00	37,851,000	貸付有価証券 1,200株
東洋インキSCホールディングス	32,600	1,895.00	61,777,000	貸付有価証券 100株
T&K TOKA	14,800	1,272.00	18,825,600	貸付有価証券 6,900株 (2,700株)
富士フイルムホールディングス	319,400	6,419.00	2,050,228,600	貸付有価証券 100株
資生堂	347,600	6,153.00	2,138,782,800	貸付有価証券 4,200株
ライオン	199,700	1,476.00	294,757,200	
高砂香料工業	11,300	2,503.00	28,283,900	
マンダム	36,000	1,434.00	51,624,000	
ミルボン	24,700	5,820.00	143,754,000	

ファンケル	72,800	2,561.00	186,440,800	貸付有価証券 34,100株(34,100株)
コーセー	33,900	15,730.00	533,247,000	貸付有価証券 2,200株
コタ	13,900	1,670.00	23,213,000	貸付有価証券 300株(300株)
シーボン	1,900	1,600.00	3,040,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	85,300	1,760.00	150,128,000	貸付有価証券 1,000株
ノエビアホールディングス	14,800	5,560.00	82,288,000	
アジュバンホールディングス	3,600	1,010.00	3,636,000	貸付有価証券 1,600株
新日本製薬	9,500	1,424.00	13,528,000	貸付有価証券 3,600株
エステー	12,800	1,548.00	19,814,400	
アグロ カネショウ	6,700	1,530.00	10,251,000	貸付有価証券 2,300株
コニシ	27,800	1,777.00	49,400,600	
長谷川香料	34,500	2,935.00	101,257,500	貸付有価証券 1,500株
星光PMC	7,500	540.00	4,050,000	
小林製薬	48,400	8,320.00	402,688,000	
荒川化学工業	14,100	984.00	13,874,400	
メック	13,700	2,219.00	30,400,300	貸付有価証券 800株
日本高純度化学	4,100	2,454.00	10,061,400	
タカラバイオ	44,800	1,772.00	79,385,600	貸付有価証券 300株
JCU	18,800	3,065.00	57,622,000	
新田ゼラチン	9,100	813.00	7,398,300	貸付有価証券 2,400株(100株)
OATアグリオ	6,000	1,442.00	8,652,000	貸付有価証券 2,400株
デクセリアルズ	48,100	2,708.00	130,254,800	
アース製薬	15,100	4,860.00	73,386,000	
北興化学工業	16,800	823.00	13,826,400	
大成ラミック	5,200	2,897.00	15,064,400	
クミアイ化学工業	66,100	872.00	57,639,200	貸付有価証券 6,300株
日本農薬	30,500	696.00	21,228,000	貸付有価証券 100株
アキレス	10,800	1,244.00	13,435,200	

有沢製作所	27,300	1,400.00	38,220,000	
日東電工	120,800	8,390.00	1,013,512,000	貸付有価証券 100株
レック	23,700	933.00	22,112,100	
三光合成	21,000	546.00	11,466,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
きもと	21,800	200.00	4,360,000	貸付有価証券 4,800株
藤森工業	13,200	3,075.00	40,590,000	
前澤化成工業	10,700	1,380.00	14,766,000	貸付有価証券 3,200株
未来工業	6,000	1,503.00	9,018,000	
ウェーブロックホールディングス	4,400	612.00	2,692,800	貸付有価証券 800株 (800株)
J S P	11,700	1,590.00	18,603,000	貸付有価証券 5,400株
エフピコ	31,500	3,605.00	113,557,500	
天馬	14,100	2,307.00	32,528,700	
信越ポリマー	30,800	1,349.00	41,549,200	
東リ	33,200	270.00	8,964,000	
ニフコ	60,100	3,460.00	207,946,000	
バルカー	13,900	3,240.00	45,036,000	
ユニ・チャーム	346,800	5,059.00	1,754,461,200	貸付有価証券 6,600株
ショーエイコーポレーション	4,300	569.00	2,446,700	貸付有価証券 1,700株 (200株)
協和キリン	201,100	2,943.00	591,837,300	貸付有価証券 6,200株
武田薬品工業	1,473,200	4,263.00	6,280,251,600	貸付有価証券 2,500株
アステラス製薬	1,595,400	1,886.00	3,008,924,400	貸付有価証券 19,700株
住友ファーマ	123,500	868.00	107,198,000	貸付有価証券 200株
塩野義製薬	212,700	6,160.00	1,310,232,000	
わかもと製薬	13,800	225.00	3,105,000	貸付有価証券 500株 (200株)
日本新薬	39,200	6,310.00	247,352,000	
中外製薬	521,100	3,570.00	1,860,327,000	貸付有価証券 14,000株
科研製薬	28,500	3,640.00	103,740,000	貸付有価証券 200株
エーザイ	202,500	7,811.00	1,581,727,500	

ロート製薬	161,300	2,582.00	416,476,600	
小野薬品工業	321,200	2,851.00	915,741,200	
久光製薬	37,000	3,915.00	144,855,000	貸付有価証券 100株
持田製薬	19,900	3,420.00	68,058,000	
参天製薬	313,300	1,006.00	315,179,800	貸付有価証券 700株
扶桑薬品工業	5,300	1,954.00	10,356,200	
日本ケミファ	1,500	1,743.00	2,614,500	
ツムラ	52,400	2,630.00	137,812,000	
キッセイ薬品工業	25,700	2,519.00	64,738,300	
生化学工業	31,700	817.00	25,898,900	
栄研化学	27,000	1,566.00	42,282,000	
鳥居薬品	8,900	3,255.00	28,969,500	
JCRファーマ	56,300	1,557.00	87,659,100	貸付有価証券 1,600株
東和薬品	25,600	1,908.00	48,844,800	
富士製薬工業	10,800	1,056.00	11,404,800	
ゼリア新薬工業	23,100	2,197.00	50,750,700	貸付有価証券 900株
第一三共	1,450,300	4,277.00	6,202,933,100	貸付有価証券 9,300株
キョーリン製薬ホールディングス	36,100	1,690.00	61,009,000	
大幸薬品	30,100	425.00	12,792,500	貸付有価証券 14,000株
ダイト	11,600	2,437.00	28,269,200	
大塚ホールディングス	380,900	4,164.00	1,586,067,600	貸付有価証券 3,000株
大正製薬ホールディングス	37,000	5,430.00	200,910,000	
ペプチドリーム	80,700	1,875.00	151,312,500	貸付有価証券 500株
あすか製薬ホールディングス	17,100	1,183.00	20,229,300	
サワイグループホールディングス	38,100	3,790.00	144,399,000	
日本コークス工業	150,100	88.00	13,208,800	貸付有価証券 14,300株 (6,700株)
ニチレキ	19,700	1,386.00	27,304,200	
ユシロ化学工業	8,600	828.00	7,120,800	
ビーピー・カストロール	5,700	898.00	5,118,600	

富士石油	34,000	252.00	8,568,000	貸付有価証券 4,900株(100株)
MORESCO	4,800	1,218.00	5,846,400	貸付有価証券 2,400株(100株)
出光興産	184,900	3,075.00	568,567,500	貸付有価証券 400株
ENEOSホールディングス	3,007,700	462.60	1,391,362,020	貸付有価証券 300株
コスモエネルギーホールディングス	65,800	3,910.00	257,278,000	貸付有価証券 2,200株
横浜ゴム	94,700	2,441.00	231,162,700	貸付有価証券 2,700株
TOYO TIRE	95,700	1,599.00	153,024,300	貸付有価証券 10,800株
ブリヂストン	531,600	5,222.00	2,776,015,200	貸付有価証券 30,100株
住友ゴム工業	163,300	1,230.00	200,859,000	貸付有価証券 700株
藤倉コンポジット	10,500	979.00	10,279,500	
オカモト	9,200	3,910.00	35,972,000	
フコク	8,700	1,049.00	9,126,300	
ニッタ	16,900	2,929.00	49,500,100	
住友理工	32,300	710.00	22,933,000	
三ツ星ベルト	24,300	3,870.00	94,041,000	
バンドー化学	26,400	1,015.00	26,796,000	
日東紡績	19,800	2,109.00	41,758,200	
AGC	169,400	4,980.00	843,612,000	
日本板硝子	84,900	696.00	59,090,400	貸付有価証券 9,600株
石塚硝子	2,300	1,445.00	3,323,500	貸付有価証券 1,000株(100株)
日本山村硝子	5,500	639.00	3,514,500	
日本電気硝子	68,000	2,489.00	169,252,000	貸付有価証券 10,000株
オハラ	7,900	1,195.00	9,440,500	貸付有価証券 2,900株(1,900株)
住友大阪セメント	23,400	3,830.00	89,622,000	
太平洋セメント	106,000	2,460.00	260,760,000	貸付有価証券 500株
日本ヒューム	14,600	664.00	9,694,400	
日本コンクリート工業	32,300	232.00	7,493,600	貸付有価証券 100株
三谷セキサン	7,000	4,395.00	30,765,000	貸付有価証券 3,200株

アジアパイルホールディングス	26,000	635.00	16,510,000	
東海カーボン	139,600	1,298.00	181,200,800	
日本カーボン	9,500	4,160.00	39,520,000	
東洋炭素	10,400	4,270.00	44,408,000	貸付有価証券 700株
ノリタケカンパニーリミテド	8,300	4,470.00	37,101,000	
TOTO	109,900	4,570.00	502,243,000	貸付有価証券 300株
日本碍子	197,000	1,794.00	353,418,000	貸付有価証券 1,000株
日本特殊陶業	126,700	2,736.00	346,651,200	
ダントーホールディングス	10,400	401.00	4,170,400	貸付有価証券 5,300株
MARUWA	6,100	17,360.00	105,896,000	貸付有価証券 200株
品川リフラクトリーズ	4,700	4,300.00	20,210,000	
黒崎播磨	3,400	6,590.00	22,406,000	
ヨータイ	11,100	1,495.00	16,594,500	
東京窯業	13,500	309.00	4,171,500	貸付有価証券 100株
ニッカトー	6,600	574.00	3,788,400	貸付有価証券 1,000株 (100株)
フジミインコーポレーテッド	13,300	6,360.00	84,588,000	
クニミネ工業	4,300	881.00	3,788,300	
エーアンドエーマテリアル	2,700	923.00	2,492,100	
ニチアス	42,100	2,589.00	108,996,900	
ニチハ	20,900	2,648.00	55,343,200	
日本製鉄	766,900	3,097.00	2,375,089,300	貸付有価証券 32,600株
神戸製鋼所	344,400	890.00	306,516,000	貸付有価証券 500株
中山製鋼所	35,200	1,069.00	37,628,800	貸付有価証券 11,800株
合同製鐵	8,500	3,415.00	29,027,500	
JFEホールディングス	457,700	1,745.00	798,686,500	貸付有価証券 700株
東京製鐵	48,100	1,494.00	71,861,400	
共英製鋼	19,500	1,550.00	30,225,000	貸付有価証券 1,100株
大和工業	28,200	5,270.00	148,614,000	貸付有価証券 500株

東京鐵鋼	8,100	1,794.00	14,531,400	貸付有価証券 3,800株
大阪製鐵	7,900	1,325.00	10,467,500	貸付有価証券 200株
淀川製鋼所	19,500	2,639.00	51,460,500	
中部鋼鈹	14,100	1,958.00	27,607,800	貸付有価証券 6,600株
丸一鋼管	52,100	2,823.00	147,078,300	貸付有価証券 300株
モリ工業	3,500	3,045.00	10,657,500	
大同特殊鋼	21,600	5,310.00	114,696,000	
日本高周波鋼業	5,100	343.00	1,749,300	
日本冶金工業	12,500	4,485.00	56,062,500	
山陽特殊製鋼	16,900	2,658.00	44,920,200	
愛知製鋼	9,900	2,320.00	22,968,000	
日本金属	3,300	938.00	3,095,400	
大太平洋金属	12,200	1,987.00	24,241,400	
新日本電工	109,400	374.00	40,915,600	貸付有価証券 2,800株 (400株)
栗本鐵工所	8,100	2,019.00	16,353,900	
虹技	1,800	1,011.00	1,819,800	
日本鑄鉄管	1,500	974.00	1,461,000	
三菱製鋼	10,700	1,230.00	13,161,000	
日亜鋼業	15,400	274.00	4,219,600	貸付有価証券 3,300株
日本精線	2,300	4,635.00	10,660,500	
エンビプロ・ホールディングス	10,500	720.00	7,560,000	貸付有価証券 4,900株 (3,000株)
シンニッタン	16,400	259.00	4,247,600	貸付有価証券 1,000株
新家工業	3,300	2,387.00	7,877,100	
大紀アルミニウム工業所	24,400	1,416.00	34,550,400	貸付有価証券 3,900株
日本輕金属ホールディングス	46,200	1,448.00	66,897,600	
三井金属鈹業	49,800	3,385.00	168,573,000	貸付有価証券 300株
東邦亜鉛	10,100	2,084.00	21,048,400	
三菱マテリアル	114,300	2,142.00	244,830,600	
住友金属鈹山	198,600	5,203.00	1,033,315,800	貸付有価証券 14,100株
DOWAホールディング	38,500	4,515.00	173,827,500	

ス				
古河機械金属	25,100	1,378.00	34,587,800	
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	25,100	3,065.00	76,931,500	貸付有価証券 11,700株(5,700株)
東邦チタニウム	31,000	2,129.00	65,999,000	貸付有価証券 14,500株
UACJ	24,000	2,508.00	60,192,000	貸付有価証券 9,000株
CKサンエツ	4,100	4,215.00	17,281,500	
古河電気工業	57,000	2,427.00	138,339,000	貸付有価証券 1,500株
住友電気工業	591,400	1,669.50	987,342,300	
フジクラ	183,600	966.00	177,357,600	
昭和電線ホールディング ス	19,100	1,903.00	36,347,300	
タツタ電線	34,800	711.00	24,742,800	貸付有価証券 100株
カナレ電気	2,400	1,303.00	3,127,200	貸付有価証券 900株(800株)
平河ヒューテック	9,800	1,373.00	13,455,400	貸付有価証券 4,600株
リョービ	18,200	1,451.00	26,408,200	
アーレスティ	16,800	549.00	9,223,200	
アサヒホールディングス	69,300	1,972.00	136,659,600	貸付有価証券 500株
稲葉製作所	10,000	1,406.00	14,060,000	
宮地エンジニアリンググ ループ	4,700	3,680.00	17,296,000	
トーカロ	47,100	1,239.00	58,356,900	貸付有価証券 300株
アルファC o	5,600	987.00	5,527,200	
SUMCO	326,000	1,873.00	610,598,000	貸付有価証券 54,600株
川田テクノロジーズ	4,000	3,520.00	14,080,000	
RS Technolo gies	11,400	3,550.00	40,470,000	
ジェイテックコーポレー ション	2,000	2,774.00	5,548,000	貸付有価証券 1,000株(700株)
信和	8,400	742.00	6,232,800	
東洋製罐グループホール ディングス	113,300	1,738.00	196,915,400	
ホッカンホールディング ス	9,200	1,345.00	12,374,000	
コロナ	9,600	915.00	8,784,000	

横河ブリッジホールディングス	22,600	2,029.00	45,855,400	
駒井ハルテック	2,500	1,689.00	4,222,500	
高田機工	1,200	2,679.00	3,214,800	
三和ホールディングス	157,700	1,418.00	223,618,600	貸付有価証券 400株
文化シャッター	49,300	1,145.00	56,448,500	貸付有価証券 23,100株(16,300 株)
三協立山	19,600	648.00	12,700,800	
アルインコ	13,100	1,065.00	13,951,500	
東洋シャッター	3,500	515.00	1,802,500	貸付有価証券 100株
L I X I L	249,500	2,138.00	533,431,000	
日本ファイルコン	9,900	454.00	4,494,600	
ノーリツ	25,200	1,584.00	39,916,800	
長府製作所	17,300	2,101.00	36,347,300	
リンナイ	31,000	9,690.00	300,390,000	
ダイニチ工業	7,600	677.00	5,145,200	
日東精工	24,800	512.00	12,697,600	貸付有価証券 200株
三洋工業	1,700	1,919.00	3,262,300	
岡部	27,500	718.00	19,745,000	貸付有価証券 100株
ジーテクト	19,100	1,399.00	26,720,900	貸付有価証券 200株
東プレ	30,200	1,192.00	35,998,400	貸付有価証券 200株
高周波熱錬	27,900	671.00	18,720,900	
東京製綱	10,100	1,235.00	12,473,500	貸付有価証券 700株
サンコール	13,500	620.00	8,370,000	
モリテック スチール	11,200	331.00	3,707,200	貸付有価証券 5,200株
パイオラックス	23,600	1,929.00	45,524,400	
エイチワン	17,600	623.00	10,964,800	
日本発條	151,500	898.00	136,047,000	貸付有価証券 100株
中央発條	9,500	706.00	6,707,000	貸付有価証券 100株
アドバネクス	1,900	1,086.00	2,063,400	貸付有価証券 400株
立川ブラインド工業	7,700	1,256.00	9,671,200	貸付有価証券

				300 株
三益半導体工業	13,200	2,513.00	33,171,600	
日本ドライケミカル	3,600	1,652.00	5,947,200	
日本製鋼所	46,200	2,625.00	121,275,000	
三浦工業	70,000	3,340.00	233,800,000	
タクマ	51,500	1,384.00	71,276,000	
ツガミ	37,200	1,468.00	54,609,600	貸付有価証券 2,100 株
オークマ	16,800	5,240.00	88,032,000	
芝浦機械	16,700	2,899.00	48,413,300	
アマダ	267,500	1,199.00	320,732,500	貸付有価証券 600 株
アイダエンジニアリング	34,500	790.00	27,255,000	貸付有価証券 100 株
TAKI SAWA	3,900	1,117.00	4,356,300	
F U J I	72,900	2,055.00	149,809,500	貸付有価証券 100 株
牧野フライス製作所	18,500	4,770.00	88,245,000	
オーエスジー	80,000	1,928.00	154,240,000	
ダイジェット工業	1,500	830.00	1,245,000	貸付有価証券 700 株
旭ダイヤモンド工業	46,800	765.00	35,802,000	
DMG 森精機	101,600	2,154.00	218,846,400	貸付有価証券 38,100 株 (100 株)
ソディック	46,200	740.00	34,188,000	
ディスコ	26,900	40,000.00	1,076,000,000	
日東工器	8,100	1,705.00	13,810,500	
日進工具	14,000	1,069.00	14,966,000	
パンチ工業	13,000	447.00	5,811,000	貸付有価証券 100 株
富士ダイス	7,000	585.00	4,095,000	貸付有価証券 100 株
豊和工業	8,100	988.00	8,002,800	
ニデックオーケーケー	6,000	886.00	5,316,000	
東洋機械金属	10,300	564.00	5,809,200	貸付有価証券 100 株
津田駒工業	2,700	516.00	1,393,200	貸付有価証券 1,200 株 (300 株)
エンシュウ	3,200	711.00	2,275,200	貸付有価証券 100 株 (100 株)
島精機製作所	26,700	1,851.00	49,421,700	貸付有価証券 1,700 株

オプトラン	24,800	2,100.00	52,080,000	
NCホールディングス	3,000	1,926.00	5,778,000	
イワキポンプ	11,200	1,281.00	14,347,200	
フリュー	17,600	1,216.00	21,401,600	
ヤマシンフィルタ	40,000	405.00	16,200,000	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
日阪製作所	16,300	929.00	15,142,700	
やまびこ	27,400	1,275.00	34,935,000	貸付有価証券 300株
野村マイクロ・サイエンス	5,700	4,375.00	24,937,500	
平田機工	8,000	6,470.00	51,760,000	
ペガサスミシン製造	18,500	672.00	12,432,000	貸付有価証券 2,900株(2,600株)
マルマエ	8,100	1,896.00	15,357,600	貸付有価証券 3,800株
タツモ	9,200	1,674.00	15,400,800	貸付有価証券 100株
ナブテスコ	105,200	3,525.00	370,830,000	
三井海洋開発	21,000	1,528.00	32,088,000	
レオン自動機	17,600	1,212.00	21,331,200	貸付有価証券 200株
SMC	54,400	66,940.00	3,641,536,000	
ホソカワミクロン	12,800	2,630.00	33,664,000	
ユニオンツール	7,400	3,235.00	23,939,000	貸付有価証券 100株(100株)
オイレス工業	23,400	1,625.00	38,025,000	貸付有価証券 100株
日精エー・エス・ビー機械	7,600	4,340.00	32,984,000	
サトーホールディングス	23,800	2,309.00	54,954,200	
技研製作所	17,500	2,802.00	49,035,000	
日本エアーテック	8,500	1,095.00	9,307,500	
カワタ	4,300	852.00	3,663,600	
日精樹脂工業	12,400	972.00	12,052,800	
オカダアイオン	4,600	1,598.00	7,350,800	貸付有価証券 800株
ワイエイシイホールディングス	6,300	2,300.00	14,490,000	貸付有価証券 2,700株(1,200株)
小松製作所	785,500	3,307.00	2,597,648,500	貸付有価証券 1,500株
住友重機械工業	99,200	2,946.00	292,243,200	貸付有価証券 10,400株

日立建機	66,800	3,115.00	208,082,000	
日工	24,800	627.00	15,549,600	
巴工業	7,200	2,427.00	17,474,400	貸付有価証券 1,500株
井関農機	15,700	1,182.00	18,557,400	貸付有価証券 100株
TOWA	17,100	1,831.00	31,310,100	貸付有価証券 2,200株
丸山製作所	2,500	1,730.00	4,325,000	貸付有価証券 100株 (100株)
北川鉄工所	6,600	1,104.00	7,286,400	
ローツェ	8,800	10,270.00	90,376,000	貸付有価証券 500株 (400株)
タカキタ	4,200	444.00	1,864,800	貸付有価証券 2,500株 (200株)
クボタ	887,100	2,086.00	1,850,490,600	貸付有価証券 19,500株
荏原実業	8,000	2,924.00	23,392,000	
三菱化工機	5,400	2,221.00	11,993,400	
月島機械	22,700	1,116.00	25,333,200	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,100	2,594.00	31,387,400	
東京機械製作所	3,500	556.00	1,946,000	貸付有価証券 100株
新東工業	33,900	754.00	25,560,600	
澁谷工業	15,700	2,408.00	37,805,600	
アイチ コーポレーシ ョン	23,700	777.00	18,414,900	
小森コーポレーシ ョン	38,800	871.00	33,794,800	
鶴見製作所	12,800	1,983.00	25,382,400	
住友精密工業	1,100	3,645.00	4,009,500	貸付有価証券 100株 (100株)
日本ギア工業	5,000	487.00	2,435,000	
酒井重工業	2,400	3,790.00	9,096,000	
荏原製作所	68,600	5,590.00	383,474,000	
石井鐵工所	1,700	2,319.00	3,942,300	
西島製作所	14,500	1,535.00	22,257,500	
北越工業	16,900	1,385.00	23,406,500	
ダイキン工業	200,100	23,350.00	4,672,335,000	貸付有価証券 1,200株
オルガノ	23,000	3,380.00	77,740,000	
トーヨーカネツ	6,400	2,638.00	16,883,200	

栗田工業	93,800	6,030.00	565,614,000	貸付有価証券 2,000株
樺本チエイン	23,800	3,095.00	73,661,000	
大同工業	6,000	751.00	4,506,000	
木村化工機	12,800	735.00	9,408,000	貸付有価証券 2,400株
アネスト岩田	28,500	911.00	25,963,500	貸付有価証券 1,000株
ダイフク	86,400	7,240.00	625,536,000	貸付有価証券 300株
サムコ	5,500	3,485.00	19,167,500	
加藤製作所	7,000	874.00	6,118,000	
油研工業	2,200	2,017.00	4,437,400	
タダノ	88,400	1,003.00	88,665,200	貸付有価証券 700株
フジテック	61,400	3,215.00	197,401,000	貸付有価証券 8,900株
CKD	46,400	2,011.00	93,310,400	
平和	55,800	2,474.00	138,049,200	
理想科学工業	14,900	2,382.00	35,491,800	貸付有価証券 100株
SANKYO	32,900	5,570.00	183,253,000	
日本金銭機械	18,400	1,252.00	23,036,800	貸付有価証券 300株
マースグループホールディングス	9,900	2,481.00	24,561,900	
フクシマガリレイ	12,300	4,270.00	52,521,000	
オーイズミ	5,600	477.00	2,671,200	
ダイコク電機	9,200	2,676.00	24,619,200	貸付有価証券 2,600株
竹内製作所	30,400	2,966.00	90,166,400	
アマノ	47,600	2,492.00	118,619,200	
JUKI	26,000	634.00	16,484,000	
ジャノメ	17,000	613.00	10,421,000	
マックス	20,700	2,143.00	44,360,100	
グローリー	43,500	2,671.00	116,188,500	
新晃工業	16,900	1,553.00	26,245,700	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	25,700	1,233.00	31,688,100	
セガサミーホールディングス	134,800	2,348.00	316,510,400	貸付有価証券 500株
日本ピストンリング	5,000	1,319.00	6,595,000	

リケン	6,600	2,591.00	17,100,600	貸付有価証券 100株
T P R	19,200	1,370.00	26,304,000	貸付有価証券 100株
ツバキ・ナカシマ	41,300	1,087.00	44,893,100	貸付有価証券 100株
ホシザキ	107,900	4,700.00	507,130,000	貸付有価証券 300株
大豊工業	14,500	647.00	9,381,500	
日本精工	308,000	746.00	229,768,000	貸付有価証券 100株
N T N	330,500	338.00	111,709,000	貸付有価証券 4,900株
ジェイテクト	149,200	1,018.00	151,885,600	貸付有価証券 800株
不二越	12,400	3,860.00	47,864,000	
日本トムソン	41,100	594.00	24,413,400	
T H K	96,700	2,868.00	277,335,600	貸付有価証券 7,200株
ユーシン精機	13,300	729.00	9,695,700	
前澤給装工業	11,800	969.00	11,434,200	
イーグル工業	18,500	1,173.00	21,700,500	
前澤工業	8,500	628.00	5,338,000	貸付有価証券 100株
日本ピラー工業	15,500	3,340.00	51,770,000	
キッツ	61,700	857.00	52,876,900	貸付有価証券 500株
マキタ	208,600	3,480.00	725,928,000	貸付有価証券 5,500株
三井E & Sホールディングス	76,600	427.00	32,708,200	貸付有価証券 10,500株
日立造船	137,400	896.00	123,110,400	
三菱重工業	293,200	5,046.00	1,479,487,200	
I H I	105,600	3,630.00	383,328,000	貸付有価証券 4,100株
サノヤスホールディングス	19,900	130.00	2,587,000	貸付有価証券 5,700株 (1,600株)
スター精密	31,600	1,639.00	51,792,400	貸付有価証券 100株
日清紡ホールディングス	136,500	990.00	135,135,000	貸付有価証券 3,200株
イビデン	96,200	4,490.00	431,938,000	貸付有価証券 1,100株
コニカミノルタ	374,400	602.00	225,388,800	貸付有価証券 26,300株

ブラザー工業	224,000	2,011.00	450,464,000	貸付有価証券 100株
ミネベアミツミ	291,600	2,381.00	694,299,600	貸付有価証券 900株
日立製作所	815,200	7,050.00	5,747,160,000	貸付有価証券 2,600株
東芝	322,600	4,337.00	1,399,116,200	
三菱電機	1,732,700	1,549.50	2,684,818,650	貸付有価証券 11,100株
富士電機	101,900	5,230.00	532,937,000	貸付有価証券 100株
東洋電機製造	4,800	885.00	4,248,000	貸付有価証券 400株
安川電機	198,600	5,150.00	1,022,790,000	
シンフォニアテクノロジー	18,500	1,633.00	30,210,500	
明電舎	25,400	1,914.00	48,615,600	
オリジン	3,300	1,273.00	4,200,900	
山洋電気	7,200	5,640.00	40,608,000	
デンヨー	12,800	1,583.00	20,262,400	
PHCホールディングス	23,300	1,419.00	33,062,700	
ソシオネクスト	17,200	8,290.00	142,588,000	
東芝テック	25,000	3,860.00	96,500,000	貸付有価証券 600株
芝浦メカトロニクス	3,200	13,330.00	42,656,000	
マブチモーター	41,600	3,750.00	156,000,000	
日本電産	407,100	6,932.00	2,822,017,200	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	477.00	5,867,100	貸付有価証券 600株 (600株)
トレックス・セミコンダクター	7,900	2,520.00	19,908,000	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
東光高岳	10,100	2,026.00	20,462,600	
ダブル・スコープ	54,800	1,320.00	72,336,000	貸付有価証券 25,700株 (23,200株)
ダイヘン	15,100	4,245.00	64,099,500	
ヤーマン	29,000	1,452.00	42,108,000	貸付有価証券 13,300株 (2,000株)
JVCケンウッド	152,700	385.00	58,789,500	貸付有価証券 4,700株
ミマキエンジニアリング	15,900	557.00	8,856,300	
I-PEX	9,300	1,215.00	11,299,500	貸付有価証券 1,100株

日新電機	40,200	1,696.00	68,179,200	貸付有価証券 1,500株
大崎電気工業	39,800	526.00	20,934,800	
オムロン	153,600	7,239.00	1,111,910,400	
日東工業	22,600	2,648.00	59,844,800	
I D E C	24,700	3,275.00	80,892,500	
正興電機製作所	5,600	1,001.00	5,605,600	貸付有価証券 300株
不二電機工業	3,000	1,116.00	3,348,000	貸付有価証券 500株
ジーエス・ユアサ コー ポレーション	55,000	2,479.00	136,345,000	貸付有価証券 100株
サクサホールディングス	3,100	1,523.00	4,721,300	
メルコホールディングス	4,500	3,360.00	15,120,000	貸付有価証券 900株
テクノメディカ	4,100	1,721.00	7,056,100	貸付有価証券 300株 (300株)
ダイヤモンドエレクトリ ックホールディング	5,600	929.00	5,202,400	貸付有価証券 100株 (100株)
日本電気	237,100	4,780.00	1,133,338,000	
富士通	167,000	17,510.00	2,924,170,000	貸付有価証券 600株
沖電気工業	75,800	719.00	54,500,200	
岩崎通信機	6,500	784.00	5,096,000	
電気興業	6,800	2,166.00	14,728,800	
サンケン電気	15,600	8,830.00	137,748,000	
ナカヨ	2,400	1,173.00	2,815,200	貸付有価証券 100株
アイホン	10,200	1,954.00	19,930,800	
ルネサスエレクトロニク ス	1,093,800	1,710.50	1,870,944,900	
セイコーエプソン	223,300	1,873.00	418,240,900	貸付有価証券 1,200株
ワコム	132,800	661.00	87,780,800	
アルバック	39,800	5,270.00	209,746,000	貸付有価証券 3,000株
アクセル	5,600	1,767.00	9,895,200	貸付有価証券 300株 (300株)
E I Z O	12,300	3,700.00	45,510,000	
日本信号	38,200	1,039.00	39,689,800	貸付有価証券 200株
京三製作所	35,100	409.00	14,355,900	貸付有価証券 1,600株

能美防災	22,700	1,656.00	37,591,200	
ホーチキ	12,500	1,457.00	18,212,500	
星和電機	5,900	456.00	2,690,400	貸付有価証券 300株
エレコム	40,100	1,305.00	52,330,500	
パナソニック ホールディングス	1,980,300	1,180.50	2,337,744,150	
シャープ	201,900	977.00	197,256,300	貸付有価証券 76,600株 (9,600株)
アンリツ	118,100	1,257.00	148,451,700	
富士通ゼネラル	47,500	3,760.00	178,600,000	
ソニーグループ	1,174,200	11,440.00	13,432,848,000	貸付有価証券 6,400株
TDK	265,500	4,550.00	1,208,025,000	貸付有価証券 400株
帝国通信工業	7,600	1,450.00	11,020,000	
タムラ製作所	71,900	754.00	54,212,600	貸付有価証券 600株
アルプスアルパイン	149,700	1,425.00	213,322,500	貸付有価証券 300株
池上通信機	4,700	608.00	2,857,600	
日本電波工業	20,100	1,422.00	28,582,200	貸付有価証券 100株
鈴木	8,900	1,019.00	9,069,100	
メイコー	18,300	2,752.00	50,361,600	貸付有価証券 7,700株
日本トリム	3,800	2,841.00	10,795,800	
ローランド ディー. ジー.	9,400	3,115.00	29,281,000	
フォスター電機	15,500	947.00	14,678,500	
SMK	4,000	2,500.00	10,000,000	
ヨコオ	13,300	2,002.00	26,626,600	
ティアック	23,000	117.00	2,691,000	貸付有価証券 1,000株 (700株)
ホシデン	40,200	1,604.00	64,480,800	貸付有価証券 100株
ヒロセ電機	27,700	16,950.00	469,515,000	
日本航空電子工業	34,400	2,268.00	78,019,200	貸付有価証券 9,500株 (9,500株)
TOA	19,100	791.00	15,108,100	貸付有価証券 100株
マクセル	36,400	1,464.00	53,289,600	
古野電気	21,800	944.00	20,579,200	

スミダコーポレーション	15,300	1,641.00	25,107,300	
アイコム	6,500	2,571.00	16,711,500	貸付有価証券 1,000株
リオン	6,900	1,853.00	12,785,700	
横河電機	183,400	2,071.00	379,821,400	貸付有価証券 100株
新電元工業	6,400	3,480.00	22,272,000	貸付有価証券 600株
アズビル	116,000	3,610.00	418,760,000	貸付有価証券 2,300株
東亜ディーケーケー	6,900	786.00	5,423,400	貸付有価証券 400株 (300株)
日本光電工業	76,700	3,375.00	258,862,500	貸付有価証券 100株
チノー	6,900	1,924.00	13,275,600	貸付有価証券 1,400株
共和電業	13,900	338.00	4,698,200	
日本電子材料	11,000	1,515.00	16,665,000	
堀場製作所	37,000	7,000.00	259,000,000	貸付有価証券 3,100株
アドバンテスト	130,800	10,070.00	1,317,156,000	貸付有価証券 1,600株
小野測器	5,500	409.00	2,249,500	
エスペック	13,300	2,029.00	26,985,700	
キーエンス	166,100	58,250.00	9,675,325,000	貸付有価証券 500株
日置電機	8,700	7,930.00	68,991,000	
シスメックス	143,200	8,302.00	1,188,846,400	
日本マイクロニクス	27,300	1,299.00	35,462,700	
メガチップス	13,600	2,836.00	38,569,600	
OBARA GROUP	7,800	3,840.00	29,952,000	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
澤藤電機	1,700	1,141.00	1,939,700	
原田工業	6,500	866.00	5,629,000	貸付有価証券 3,000株 (400株)
コーセル	20,000	1,085.00	21,700,000	
イリソ電子工業	15,300	4,685.00	71,680,500	
オブテックスグループ	30,500	2,067.00	63,043,500	
千代田インテグレ	5,800	2,175.00	12,615,000	
レーザーテック	76,100	22,555.00	1,716,435,500	
スタンレー電気	118,100	2,834.00	334,695,400	
岩崎電気	5,300	4,445.00	23,558,500	貸付有価証券

				2,300株
ウシオ電機	86,700	1,593.00	138,113,100	貸付有価証券 1,500株
岡谷電機産業	11,400	296.00	3,374,400	貸付有価証券 5,100株(800株)
ヘリオス テクノ ホールディング	13,600	401.00	5,453,600	貸付有価証券 6,100株(1,400株)
エノモト	3,800	1,904.00	7,235,200	貸付有価証券 100株(100株)
日本セラミック	16,900	2,696.00	45,562,400	
遠藤照明	6,600	815.00	5,379,000	
古河電池	12,200	1,148.00	14,005,600	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
双信電機	5,900	375.00	2,212,500	
山一電機	14,500	1,793.00	25,998,500	
図研	14,400	3,470.00	49,968,000	
日本電子	41,600	4,015.00	167,024,000	
カシオ計算機	123,700	1,352.00	167,242,400	貸付有価証券 100株
ファナック	162,900	22,700.00	3,697,830,000	貸付有価証券 1,100株
日本シイエムケイ	35,200	497.00	17,494,400	
エンプラス	4,800	3,955.00	18,984,000	
大真空	20,200	747.00	15,089,400	貸付有価証券 3,300株(1,800株)
ローム	76,700	10,500.00	805,350,000	
浜松ホトニクス	133,200	6,660.00	887,112,000	
三井ハイテック	17,100	6,960.00	119,016,000	貸付有価証券 6,300株
新光電気工業	58,700	3,800.00	223,060,000	
京セラ	257,800	6,689.00	1,724,424,200	
太陽誘電	80,800	4,185.00	338,148,000	
村田製作所	503,400	7,403.00	3,726,670,200	貸付有価証券 100株
双葉電子工業	31,600	548.00	17,316,800	
北陸電気工業	5,500	1,374.00	7,557,000	
ニチコン	33,900	1,314.00	44,544,600	貸付有価証券 10,000株
日本ケミコン	16,400	2,115.00	34,686,000	貸付有価証券 700株(700株)
KOA	25,100	1,856.00	46,585,600	
市光工業	23,900	444.00	10,611,600	貸付有価証券

				200株
小糸製作所	199,600	2,287.00	456,485,200	
ミツバ	31,100	507.00	15,767,700	貸付有価証券 100株
SCREENホールディングス	28,400	10,330.00	293,372,000	
キャノン電子	18,300	1,738.00	31,805,400	
キャノン	910,700	2,960.50	2,696,127,350	貸付有価証券 8,100株
リコー	416,200	1,066.00	443,669,200	貸付有価証券 100株
象印マホービン	49,600	1,635.00	81,096,000	貸付有価証券 5,700株(100株)
MUTOHホールディングス	2,000	1,674.00	3,348,000	貸付有価証券 200株
東京エレクトロン	117,100	45,480.00	5,325,708,000	貸付有価証券 400株
イノテック	11,100	1,331.00	14,774,100	
トヨタ紡織	69,900	2,090.00	146,091,000	
芦森工業	2,700	1,449.00	3,912,300	貸付有価証券 500株(500株)
ユニプレス	29,800	761.00	22,677,800	
豊田自動織機	121,400	7,730.00	938,422,000	
モリタホールディングス	29,100	1,190.00	34,629,000	
三櫻工業	25,300	679.00	17,178,700	
デンソー	342,400	7,386.00	2,528,966,400	
東海理化電機製作所	46,800	1,533.00	71,744,400	
川崎重工業	125,100	3,025.00	378,427,500	貸付有価証券 1,600株
名村造船所	37,800	385.00	14,553,000	貸付有価証券 17,700株(1,200株)
日本車輛製造	6,400	1,952.00	12,492,800	
三菱ロジスネクスト	26,500	838.00	22,207,000	
近畿車輛	2,100	1,170.00	2,457,000	貸付有価証券 500株
日産自動車	2,357,900	524.20	1,236,011,180	貸付有価証券 3,200株
いすゞ自動車	482,600	1,641.00	791,946,600	
トヨタ自動車	9,114,400	1,902.50	17,340,146,000	貸付有価証券 59,000株
日野自動車	214,000	572.00	122,408,000	貸付有価証券 1,500株
三菱自動車工業	647,500	532.00	344,470,000	貸付有価証券 300株

エフテック	10,200	615.00	6,273,000	
レシッポホールディングス	5,800	468.00	2,714,400	貸付有価証券 100株 (100株)
GMB	2,900	809.00	2,346,100	
ファルテック	2,300	590.00	1,357,000	
武蔵精密工業	40,600	1,815.00	73,689,000	貸付有価証券 6,500株 (300株)
日産車体	29,300	883.00	25,871,900	貸付有価証券 1,700株
新明和工業	52,100	1,095.00	57,049,500	
極東開発工業	29,200	1,453.00	42,427,600	貸付有価証券 900株
トピー工業	13,500	1,862.00	25,137,000	
ティラド	4,200	2,225.00	9,345,000	
タチエス	26,300	1,251.00	32,901,300	
NOK	64,500	1,282.00	82,689,000	貸付有価証券 8,600株
フタバ産業	44,500	410.00	18,245,000	
KYB	16,000	3,635.00	58,160,000	
大同メタル工業	32,400	508.00	16,459,200	
プレス工業	74,100	457.00	33,863,700	
ミクニ	16,900	348.00	5,881,200	貸付有価証券 8,800株 (8,500株)
太平洋工業	38,100	1,135.00	43,243,500	貸付有価証券 100株
河西工業	19,600	201.00	3,939,600	貸付有価証券 2,400株 (800株)
アイシン	128,000	3,760.00	481,280,000	貸付有価証券 5,100株
マツダ	549,000	1,170.00	642,330,000	貸付有価証券 200株
今仙電機製作所	9,300	772.00	7,179,600	
本田技研工業	1,349,300	3,460.00	4,668,578,000	貸付有価証券 3,900株
スズキ	304,900	4,777.00	1,456,507,300	
SUBARU	525,200	2,198.00	1,154,389,600	貸付有価証券 5,300株
安永	6,400	686.00	4,390,400	貸付有価証券 2,300株 (300株)
ヤマハ発動機	260,900	3,375.00	880,537,500	貸付有価証券 18,700株
TBK	14,600	253.00	3,693,800	
エクセディ	27,100	1,800.00	48,780,000	

豊田合成	48,400	2,167.00	104,882,800	
愛三工業	27,400	869.00	23,810,600	
盟和産業	2,100	958.00	2,011,800	
日本プラスト	11,600	401.00	4,651,600	
ヨロズ	15,600	753.00	11,746,800	貸付有価証券 2,500株
エフ・シー・シー	29,400	1,471.00	43,247,400	
シマノ	67,900	21,900.00	1,487,010,000	貸付有価証券 700株 (500株)
テイ・エス テック	76,000	1,732.00	131,632,000	
ジャムコ	8,000	1,794.00	14,352,000	貸付有価証券 3,700株 (800株)
テルモ	518,600	3,705.00	1,921,413,000	貸付有価証券 6,500株
クリエートメディック	4,800	885.00	4,248,000	
日機装	41,500	944.00	39,176,000	貸付有価証券 2,300株
日本エム・ディ・エム	9,900	1,038.00	10,276,200	
島津製作所	202,200	3,855.00	779,481,000	
JMS	15,400	516.00	7,946,400	
クボテック	3,400	225.00	765,000	貸付有価証券 1,500株 (100株)
長野計器	12,100	1,207.00	14,604,700	
ブイ・テクノロジー	8,100	2,519.00	20,403,900	
東京計器	12,700	1,297.00	16,471,900	貸付有価証券 5,600株 (900株)
愛知時計電機	6,500	1,451.00	9,431,500	
インターアクション	7,900	1,485.00	11,731,500	貸付有価証券 200株
オーバル	13,000	468.00	6,084,000	貸付有価証券 4,700株 (800株)
東京精密	36,400	4,785.00	174,174,000	
マニー	73,000	1,862.00	135,926,000	貸付有価証券 400株
ニコン	258,000	1,294.00	333,852,000	貸付有価証券 900株
トプコン	87,400	1,698.00	148,405,200	
オリンパス	1,037,600	2,295.00	2,381,292,000	貸付有価証券 1,000株
理研計器	10,300	4,955.00	51,036,500	
タムロン	12,400	3,165.00	39,246,000	
HOYA	354,500	13,410.00	4,753,845,000	

シード	7,500	564.00	4,230,000	
ノーリツ鋼機	15,700	2,130.00	33,441,000	
A&Dホロンホールディングス	24,200	1,257.00	30,419,400	貸付有価証券 2,000株(1,800株)
朝日インテック	185,500	2,356.00	437,038,000	貸付有価証券 3,200株
シチズン時計	182,500	835.00	152,387,500	貸付有価証券 18,500株(5,900株)
リズム	4,600	1,532.00	7,047,200	貸付有価証券 200株
大研医器	11,100	472.00	5,239,200	
メニコン	57,000	2,951.00	168,207,000	貸付有価証券 1,600株
シンシア	1,400	503.00	704,200	貸付有価証券 100株
松風	7,500	2,087.00	15,652,500	貸付有価証券 600株(600株)
セイコーグループ	25,700	2,926.00	75,198,200	貸付有価証券 300株
ニプロ	138,400	1,086.00	150,302,400	貸付有価証券 100株
KYORITSU	21,900	127.00	2,781,300	貸付有価証券 8,900株
中本パックス	4,500	1,638.00	7,371,000	貸付有価証券 2,100株(200株)
スノーピーク	28,400	2,187.00	62,110,800	貸付有価証券 13,300株(2,600株)
パラマウントベッドホールディングス	38,300	2,404.00	92,073,200	貸付有価証券 600株
トランザクション	12,800	1,509.00	19,315,200	貸付有価証券 5,900株(100株)
粧美堂	4,000	377.00	1,508,000	貸付有価証券 2,100株
ニホンフラッシュ	15,600	936.00	14,601,600	貸付有価証券 100株
前田工織	14,000	3,350.00	46,900,000	
永大産業	15,700	219.00	3,438,300	貸付有価証券 100株
アートネイチャー	17,100	749.00	12,807,900	
バンダイナムコホールディングス	151,600	8,575.00	1,299,970,000	
アイフィスジャパン	4,100	599.00	2,455,900	貸付有価証券 1,700株
SHOEI	17,500	5,150.00	90,125,000	
フランスベッドホールディングス	20,600	998.00	20,558,800	

パイロットコーポレーション	26,000	4,420.00	114,920,000	
萩原工業	11,100	1,215.00	13,486,500	貸付有価証券 5,100株
フジシールインターナショナル	33,600	1,616.00	54,297,600	貸付有価証券 100株
タカラトミー	76,700	1,301.00	99,786,700	
広済堂ホールディングス	9,900	2,362.00	23,383,800	貸付有価証券 300株
エステールホールディングス	3,400	630.00	2,142,000	貸付有価証券 1,800株
タカノ	5,500	675.00	3,712,500	貸付有価証券 2,500株
プロネクサス	13,800	988.00	13,634,400	
ホクシン	11,300	148.00	1,672,400	貸付有価証券 1,100株 (200株)
ウッドワン	4,900	913.00	4,473,700	貸付有価証券 100株
大建工業	10,100	2,127.00	21,482,700	
凸版印刷	217,100	2,402.00	521,474,200	貸付有価証券 700株
大日本印刷	196,900	3,640.00	716,716,000	
共同印刷	4,700	2,941.00	13,822,700	貸付有価証券 100株 (100株)
N I S S H A	31,600	1,841.00	58,175,600	貸付有価証券 1,000株
光村印刷	1,200	1,223.00	1,467,600	貸付有価証券 100株
TAKARA & COMPANY	10,600	2,175.00	23,055,000	貸付有価証券 1,400株
アシックス	153,200	3,270.00	500,964,000	貸付有価証券 1,700株
ツツミ	2,900	1,987.00	5,762,300	
ローランド	12,200	3,895.00	47,519,000	貸付有価証券 1,000株
小松ウオール工業	6,100	1,922.00	11,724,200	
ヤマハ	104,600	4,955.00	518,293,000	貸付有価証券 200株
河合楽器製作所	4,500	2,667.00	12,001,500	
クリナップ	18,600	639.00	11,885,400	
ピジョン	105,700	2,200.00	232,540,000	貸付有価証券 15,600株
兼松サステック	1,000	2,247.00	2,247,000	
キングジム	14,600	886.00	12,935,600	貸付有価証券 200株

リンテック	33,300	2,196.00	73,126,800	
イトーキ	34,000	745.00	25,330,000	
任天堂	1,048,000	5,464.00	5,726,272,000	貸付有価証券 400株
三菱鉛筆	23,600	1,480.00	34,928,000	
タカラスタンダード	32,100	1,404.00	45,068,400	貸付有価証券 100株
コクヨ	79,900	1,849.00	147,735,100	
ナカバヤシ	17,900	481.00	8,609,900	
グローブライド	13,400	2,609.00	34,960,600	
オカムラ	50,000	1,348.00	67,400,000	
美津濃	16,500	3,030.00	49,995,000	
東京電力ホールディングス	1,496,300	480.00	718,224,000	貸付有価証券 122,500株
中部電力	611,700	1,450.00	886,965,000	貸付有価証券 3,000株
関西電力	641,000	1,323.00	848,043,000	
中国電力	264,300	704.00	186,067,200	貸付有価証券 14,400株
北陸電力	156,700	571.00	89,475,700	貸付有価証券 7,400株
東北電力	405,800	683.00	277,161,400	貸付有価証券 1,900株
四国電力	141,700	752.00	106,558,400	
九州電力	382,600	754.00	288,480,400	
北海道電力	160,400	485.00	77,794,000	
沖縄電力	38,900	1,070.00	41,623,000	貸付有価証券 2,200株
電源開発	125,000	2,154.00	269,250,000	
エフオン	10,700	592.00	6,334,400	
イーレックス	29,500	2,032.00	59,944,000	
レノバ	44,200	2,251.00	99,494,200	貸付有価証券 16,400株 (12,000株)
東京瓦斯	350,900	2,681.00	940,762,900	
大阪瓦斯	336,200	2,147.00	721,821,400	
東邦瓦斯	65,300	2,510.00	163,903,000	
北海道瓦斯	9,900	1,808.00	17,899,200	
広島ガス	35,000	346.00	12,110,000	
西部ガスホールディングス	15,600	1,773.00	27,658,800	

静岡ガス	37,800	1,122.00	42,411,600	貸付有価証券 6,500株
メタウォーター	20,800	1,645.00	34,216,000	貸付有価証券 100株
SBSホールディングス	14,800	3,235.00	47,878,000	貸付有価証券 1,500株
東武鉄道	182,300	3,005.00	547,811,500	貸付有価証券 100株
相鉄ホールディングス	54,800	2,293.00	125,656,400	
東急	465,400	1,631.00	759,067,400	貸付有価証券 20,100株
京浜急行電鉄	188,300	1,272.00	239,517,600	
小田急電鉄	251,600	1,639.00	412,372,400	貸付有価証券 1,000株
京王電鉄	87,800	4,700.00	412,660,000	
京成電鉄	107,000	3,870.00	414,090,000	貸付有価証券 200株
富士急行	20,400	4,185.00	85,374,000	貸付有価証券 500株 (500株)
東日本旅客鉄道	281,500	6,905.00	1,943,757,500	
西日本旅客鉄道	212,000	5,280.00	1,119,360,000	貸付有価証券 800株
東海旅客鉄道	127,900	15,300.00	1,956,870,000	貸付有価証券 1,700株
西武ホールディングス	200,800	1,412.00	283,529,600	
鴻池運輸	28,300	1,473.00	41,685,900	
西日本鉄道	44,300	2,408.00	106,674,400	
ハマキョウレックス	13,000	3,150.00	40,950,000	
サカイ引越センター	7,900	4,400.00	34,760,000	
近鉄グループホールディングス	165,700	4,115.00	681,855,500	
阪急阪神ホールディングス	221,000	3,840.00	848,640,000	貸付有価証券 200株
南海電気鉄道	79,200	2,753.00	218,037,600	
京阪ホールディングス	68,500	3,400.00	232,900,000	
神戸電鉄	4,500	3,175.00	14,287,500	貸付有価証券 1,700株
名古屋鉄道	183,100	2,077.00	380,298,700	貸付有価証券 100株
山陽電気鉄道	12,500	2,188.00	27,350,000	
アルプス物流	13,200	1,283.00	16,935,600	貸付有価証券 300株 (300株)
ヤマトホールディングス	212,200	2,331.00	494,638,200	貸付有価証券 100株

山九	42,200	4,840.00	204,248,000	
丸運	7,200	220.00	1,584,000	貸付有価証券 800株
丸全昭和運輸	10,200	3,030.00	30,906,000	
センコーグループホール ディングス	87,700	976.00	85,595,200	
トナミホールディングス	3,600	3,840.00	13,824,000	
ニッコンホールディング ス	53,000	2,470.00	130,910,000	
日本石油輸送	1,500	2,337.00	3,505,500	
福山通運	12,600	3,360.00	42,336,000	
セイノーホールディング ス	103,100	1,384.00	142,690,400	貸付有価証券 800株
エスライン	4,100	817.00	3,349,700	貸付有価証券 1,900株
神奈川中央交通	4,700	3,270.00	15,369,000	貸付有価証券 1,500株
AZ-COM丸和ホール ディングス	40,000	1,842.00	73,680,000	貸付有価証券 1,900株 (200株)
C&Fロジホールディン グス	15,900	1,205.00	19,159,500	
九州旅客鉄道	117,200	2,949.00	345,622,800	
S Gホールディングス	318,000	2,095.00	666,210,000	貸付有価証券 600株
NIPPON EXPR ESSホールディン	61,900	7,660.00	474,154,000	
日本郵船	443,300	3,329.00	1,475,745,700	貸付有価証券 400株
商船三井	292,100	3,420.00	998,982,000	貸付有価証券 97,100株
川崎汽船	141,200	3,250.00	458,900,000	貸付有価証券 66,400株
NSユナイテッド海運	8,900	4,165.00	37,068,500	
明治海運	14,300	652.00	9,323,600	貸付有価証券 5,800株
飯野海運	60,800	1,002.00	60,921,600	貸付有価証券 2,300株
共栄タンカー	2,700	958.00	2,586,600	貸付有価証券 1,200株 (300株)
乾汽船	21,000	2,038.00	42,798,000	貸付有価証券 5,600株 (500株)
日本航空	407,000	2,601.00	1,058,607,000	
ANAホールディングス	450,900	2,813.00	1,268,381,700	貸付有価証券 28,100株
パスコ	2,900	1,412.00	4,094,800	

トランコム	4,800	6,930.00	33,264,000	
日新	12,600	2,030.00	25,578,000	
三菱倉庫	35,600	3,115.00	110,894,000	
三井倉庫ホールディングス	15,500	4,030.00	62,465,000	
住友倉庫	45,500	2,107.00	95,868,500	貸付有価証券 5,900株
澁澤倉庫	6,600	2,166.00	14,295,600	
東陽倉庫	19,500	273.00	5,323,500	
日本トランスシティ	33,300	567.00	18,881,100	
ケイヒン	2,600	1,530.00	3,978,000	
中央倉庫	8,000	986.00	7,888,000	貸付有価証券 100株 (100株)
川西倉庫	2,500	1,004.00	2,510,000	貸付有価証券 1,200株
安田倉庫	11,300	945.00	10,678,500	
ファイズホールディングス	2,700	1,174.00	3,169,800	
東洋埠頭	4,200	1,366.00	5,737,200	貸付有価証券 100株
上組	79,500	2,695.00	214,252,500	
サンリツ	3,300	752.00	2,481,600	
キムラユニティー	7,000	1,004.00	7,028,000	貸付有価証券 2,200株 (300株)
キューソー流通システム	8,800	954.00	8,395,200	貸付有価証券 4,000株
東海運	8,600	288.00	2,476,800	貸付有価証券 4,000株
エーアイテイー	10,400	1,578.00	16,411,200	貸付有価証券 500株 (300株)
内外トランスライン	6,000	2,165.00	12,990,000	
日本コンセプト	5,200	1,347.00	7,004,400	
NEC ネットズエスアイ	55,600	1,629.00	90,572,400	
クロスキャット	9,500	1,273.00	12,093,500	貸付有価証券 2,300株 (2,300株)
システナ	279,900	345.00	96,565,500	
デジタルアーツ	10,500	5,430.00	57,015,000	
日鉄ソリューションズ	28,400	3,360.00	95,424,000	
キューブシステム	9,900	1,117.00	11,058,300	貸付有価証券 3,400株
コア	7,400	1,523.00	11,270,200	
手間いらず	2,800	4,965.00	13,902,000	

ラクーンホールディングス	13,800	1,128.00	15,566,400	貸付有価証券 1,500株
ソリトンシステムズ	8,600	1,013.00	8,711,800	貸付有価証券 200株 (200株)
ソフトクリエイトホールディングス	6,800	3,530.00	24,004,000	
T I S	187,100	3,435.00	642,688,500	
J N S ホールディングス	6,700	339.00	2,271,300	貸付有価証券 300株
グリー	44,600	737.00	32,870,200	貸付有価証券 14,000株
GMOペパボ	2,400	1,850.00	4,440,000	
コーエーテクモホールディングス	104,300	2,370.00	247,191,000	貸付有価証券 1,300株
三菱総合研究所	8,200	5,180.00	42,476,000	
ボルテージ	4,200	317.00	1,331,400	貸付有価証券 100株 (100株)
電算	1,700	1,860.00	3,162,000	
A G S	6,200	703.00	4,358,600	貸付有価証券 400株
ファインデックス	13,200	607.00	8,012,400	
ブレインパッド	12,500	654.00	8,175,000	
K L a b	33,200	394.00	13,080,800	貸付有価証券 13,000株 (1,800株)
ポルトウウィンホールディングス	28,400	851.00	24,168,400	貸付有価証券 2,200株
ネクソン	430,400	3,070.00	1,321,328,000	貸付有価証券 3,100株
アイスタイル	48,400	445.00	21,538,000	貸付有価証券 8,800株 (4,700株)
エムアップホールディングス	20,400	1,097.00	22,378,800	貸付有価証券 4,700株
エイチーム	12,300	789.00	9,704,700	
エニグモ	21,200	613.00	12,995,600	貸付有価証券 1,300株
テクノスジャパン	12,200	592.00	7,222,400	
e n i s h	11,100	363.00	4,029,300	貸付有価証券 5,400株 (1,100株)
コロプラ	64,600	597.00	38,566,200	貸付有価証券 900株
オルトプラス	11,300	184.00	2,079,200	貸付有価証券 5,200株 (1,200株)
ブロードリーフ	97,200	439.00	42,670,800	貸付有価証券 100株
クロス・マーケティンググループ	8,900	639.00	5,687,100	貸付有価証券 900株

デジタルハーツホールディングス	10,400	1,535.00	15,964,000	
システム情報	14,700	804.00	11,818,800	
メディアドゥ	6,700	1,524.00	10,210,800	
じげん	48,500	412.00	19,982,000	貸付有価証券 100株
ブイキューブ	20,000	643.00	12,860,000	貸付有価証券 9,400株(6,000株)
エンカレッジ・テクノロジー	3,400	495.00	1,683,000	
サイバーリンクス	4,700	890.00	4,183,000	
ディー・エル・イー	10,600	251.00	2,660,600	貸付有価証券 2,700株(400株)
フィックスターズ	18,800	1,392.00	26,169,600	
CARTA HOLDINGS	7,800	1,452.00	11,325,600	
オブティム	13,700	976.00	13,371,200	貸付有価証券 800株
セレス	6,700	1,108.00	7,423,600	貸付有価証券 400株
SHIFT	12,200	22,550.00	275,110,000	貸付有価証券 2,900株
ティーガイア	17,400	1,650.00	28,710,000	貸付有価証券 500株
セック	2,000	3,475.00	6,950,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
テクマトリックス	30,400	1,511.00	45,934,400	
プロシップ	7,300	1,404.00	10,249,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	50,900	2,328.00	118,495,200	
GMOペイメントゲートウェイ	38,000	11,370.00	432,060,000	貸付有価証券 300株
ザッパラス	4,100	343.00	1,406,300	貸付有価証券 1,400株(800株)
システムリサーチ	5,200	2,207.00	11,476,400	
インターネットイニシアティブ	92,900	2,677.00	248,693,300	
さくらインターネット	18,700	585.00	10,939,500	
ヴィンクス	4,400	1,382.00	6,080,800	貸付有価証券 200株
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,100	3,965.00	20,221,500	貸付有価証券 500株(100株)
SRAホールディングス	8,500	3,025.00	25,712,500	
システムインテグレータ	4,400	422.00	1,856,800	
朝日ネット	17,900	586.00	10,489,400	

e B A S E	23,400	662.00	15,490,800	
アバントグループ	21,000	1,353.00	28,413,000	
アドソル日進	7,000	1,459.00	10,213,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ODKソリューションズ	3,300	595.00	1,963,500	
フリービット	8,700	1,135.00	9,874,500	
コムチュア	22,000	2,224.00	48,928,000	
サイバーコム	2,400	1,417.00	3,400,800	
アステリア	13,000	735.00	9,555,000	貸付有価証券 5,600株 (4,600株)
アイル	9,300	1,912.00	17,781,600	
マークライنز	9,000	2,641.00	23,769,000	
メディカル・データ・ビジョン	24,800	902.00	22,369,600	貸付有価証券 800株
g u m i	25,700	862.00	22,153,400	貸付有価証券 12,000株 (7,500株)
ショーケース	3,400	325.00	1,105,000	
モバイルファクトリー	3,100	913.00	2,830,300	貸付有価証券 1,400株 (1,100株)
テラスカイ	7,200	1,955.00	14,076,000	貸付有価証券 3,300株 (1,000株)
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	9,600	1,640.00	15,744,000	
P C I ホールディングス	6,200	1,008.00	6,249,600	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	2,300	403.00	926,900	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,600	956.00	5,353,600	貸付有価証券 100株
P R T I M E S	4,200	1,835.00	7,707,000	貸付有価証券 1,900株
ラクス	78,700	1,736.00	136,623,200	貸付有価証券 4,100株
ランドコンピュータ	3,600	1,000.00	3,600,000	
ダブルスタンダード	6,700	2,015.00	13,500,500	貸付有価証券 300株
オープンドア	11,600	1,607.00	18,641,200	貸付有価証券 4,600株 (2,900株)
マイネット	4,800	352.00	1,689,600	
アカツキ	7,900	2,160.00	17,064,000	
ベネフィットジャパン	900	1,198.00	1,078,200	
U b i c o mホールディングス	5,200	1,924.00	10,004,800	

カナミックネットワーク	23,900	525.00	12,547,500	
ノムラシステムコーポレーション	13,800	114.00	1,573,200	貸付有価証券 1,100株
チェンジ	40,800	2,665.00	108,732,000	貸付有価証券 2,400株
シンクロ・フード	9,300	509.00	4,733,700	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
オークネット	8,200	1,764.00	14,464,800	貸付有価証券 3,500株
キャピタル・アセット・プランニング	2,800	603.00	1,688,400	
セグエグループ	4,100	776.00	3,181,600	
エイトレッド	2,200	1,492.00	3,282,400	貸付有価証券 1,300株
マクロミル	32,700	1,027.00	33,582,900	貸付有価証券 200株
ビーグリー	2,500	1,254.00	3,135,000	貸付有価証券 100株
オロ	5,000	1,756.00	8,780,000	貸付有価証券 300株
ユーザーローカル	6,000	1,691.00	10,146,000	
テモナ	2,800	299.00	837,200	貸付有価証券 1,400株 (800株)
ニーズウェル	4,500	886.00	3,987,000	
マネーフォワード	40,100	4,840.00	194,084,000	貸付有価証券 14,100株
サインポスト	5,700	582.00	3,317,400	貸付有価証券 900株 (800株)
Sun Asterisk	8,800	1,233.00	10,850,400	貸付有価証券 4,100株
電算システムホールディングス	8,000	2,507.00	20,056,000	
Appier Group	47,300	1,710.00	80,883,000	貸付有価証券 7,400株 (6,400株)
ソルクシーズ	12,000	360.00	4,320,000	貸付有価証券 100株
フェイス	4,100	506.00	2,074,600	貸付有価証券 600株
プロトコーポレーション	20,800	1,246.00	25,916,800	
ハイマックス	5,200	1,422.00	7,394,400	
野村総合研究所	341,500	2,952.00	1,008,108,000	
サイバネットシステム	13,900	980.00	13,622,000	貸付有価証券 1,800株
CEホールディングス	7,600	563.00	4,278,800	貸付有価証券 600株 (500株)
日本システム技術	6,200	1,715.00	10,633,000	

インテージホールディングス	18,800	1,680.00	31,584,000	貸付有価証券 3,400株 (1,300株)
東邦システムサイエンス	4,100	1,095.00	4,489,500	貸付有価証券 1,800株 (100株)
ソースネクスト	84,600	234.00	19,796,400	貸付有価証券 33,200株 (10,400株)
インフォコム	21,500	2,361.00	50,761,500	貸付有価証券 100株
シンプレクス・ホールディングス	27,900	2,360.00	65,844,000	
HEROZ	5,600	1,071.00	5,997,600	貸付有価証券 2,600株 (800株)
ラクスル	47,000	1,354.00	63,638,000	貸付有価証券 4,000株
メルカリ	75,100	2,544.00	191,054,400	貸付有価証券 16,200株
I P S	5,400	2,625.00	14,175,000	
F I G	17,100	305.00	5,215,500	貸付有価証券 8,000株
システムサポート	6,400	1,751.00	11,206,400	
イーソル	10,700	723.00	7,736,100	貸付有価証券 300株
アルテリア・ネットワークス	15,500	1,288.00	19,964,000	
東海ソフト	2,200	907.00	1,995,400	
ウイングアーク1st	17,200	1,819.00	31,286,800	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,400	1,568.00	6,899,200	
サーバーワークス	3,400	2,322.00	7,894,800	貸付有価証券 300株 (300株)
東名	1,100	2,450.00	2,695,000	貸付有価証券 500株
ヴィッツ	1,400	916.00	1,282,400	
トビラシステムズ	3,700	864.00	3,196,800	貸付有価証券 400株
S a n s a n	54,400	1,520.00	82,688,000	貸付有価証券 6,600株
L i n k - U	2,800	971.00	2,718,800	貸付有価証券 500株 (500株)
ギフトイ	18,100	2,566.00	46,444,600	貸付有価証券 7,500株 (6,500株)
メドレー	16,700	4,335.00	72,394,500	貸付有価証券 1,600株
ベース	5,600	4,720.00	26,432,000	
J M D C	27,300	4,280.00	116,844,000	貸付有価証券 600株 (500株)

フォーカスシステムズ	12,100	1,007.00	12,184,700	
クレスコ	12,800	1,743.00	22,310,400	
フジ・メディア・ホールディングス	159,900	1,112.00	177,808,800	
オービック	55,600	20,070.00	1,115,892,000	
ジャストシステム	23,900	3,445.00	82,335,500	
TDCソフト	14,000	1,509.00	21,126,000	
Zホールディングス	2,369,100	383.00	907,365,300	
トレンドマイクロ	96,100	6,500.00	624,650,000	貸付有価証券 2,600株
IDホールディングス	11,200	1,003.00	11,233,600	
日本オラクル	31,800	9,350.00	297,330,000	
アルファシステムズ	5,200	4,235.00	22,022,000	
フューチャー	41,400	1,783.00	73,816,200	
CAC Holdings	10,200	1,612.00	16,442,400	貸付有価証券 1,700株
SBテクノロジー	7,100	1,972.00	14,001,200	
トーセ	3,900	756.00	2,948,400	貸付有価証券 200株 (100株)
オービックビジネスコンサルタント	32,800	4,765.00	156,292,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	89,400	3,060.00	273,564,000	
アイティフォー	21,900	865.00	18,943,500	
東計電算	2,300	5,940.00	13,662,000	
エックスネット	2,100	1,015.00	2,131,500	
大塚商会	94,400	4,585.00	432,824,000	貸付有価証券 1,200株
サイボウズ	22,900	2,625.00	60,112,500	貸付有価証券 500株
電通国際情報サービス	20,200	4,890.00	98,778,000	
ACCESS	19,700	990.00	19,503,000	貸付有価証券 100株
デジタルガレージ	29,500	4,545.00	134,077,500	貸付有価証券 300株
EMシステムズ	27,800	869.00	24,158,200	
ウェザーニューズ	5,100	6,780.00	34,578,000	貸付有価証券 100株
CIJ	13,800	1,033.00	14,255,400	貸付有価証券 300株
ビジネスエンジニアリング	3,100	2,725.00	8,447,500	貸付有価証券 700株 (300株)

日本エンタープライズ	15,300	138.00	2,111,400	貸付有価証券 100株
WOWOW	9,400	1,251.00	11,759,400	貸付有価証券 3,200株
スカラ	15,400	725.00	11,165,000	
インテリジェント ウェ イブ	7,800	714.00	5,569,200	
WOW WORLD G ROUP	2,600	1,497.00	3,892,200	貸付有価証券 600株 (100株)
I M A G I C A G R O U P	13,900	669.00	9,299,100	
ネットワンシステムズ	62,000	3,285.00	203,670,000	
システムソフト	57,900	88.00	5,095,200	貸付有価証券 300株
アルゴグラフィックス	15,300	3,825.00	58,522,500	
マーベラス	27,000	720.00	19,440,000	
エイベックス	28,300	1,613.00	45,647,900	
B I P R O G Y	61,300	2,921.00	179,057,300	
兼松エレクトロニクス	10,700	6,180.00	66,126,000	貸付有価証券 300株 (300株)
都築電気	8,800	1,354.00	11,915,200	
T B S ホールディングス	85,200	1,629.00	138,790,800	
日本テレビホールディン グス	147,400	1,080.00	159,192,000	
朝日放送グループホール ディングス	15,600	660.00	10,296,000	貸付有価証券 4,900株
テレビ朝日ホールディン グス	40,400	1,402.00	56,640,800	
スカパー J S A T ホール ディングス	147,700	487.00	71,929,900	
テレビ東京ホールディン グス	12,000	2,128.00	25,536,000	
日本BS放送	5,300	910.00	4,823,000	貸付有価証券 1,200株
ビジョン	21,900	1,599.00	35,018,100	貸付有価証券 4,400株
スマートバリュー	3,600	434.00	1,562,400	
USEN-NEXT H OLDINGS	14,900	2,615.00	38,963,500	貸付有価証券 7,000株 (400株)
ワイヤレスゲート	6,400	265.00	1,696,000	貸付有価証券 500株 (500株)
コネクシオ	11,100	1,905.00	21,145,500	貸付有価証券 2,500株
日本通信	153,600	240.00	36,864,000	貸付有価証券 27,800株 (27,800 株)

クロップス	2,400	1,135.00	2,724,000	貸付有価証券 1,100株(500株)
日本電信電話	2,133,100	3,972.00	8,472,673,200	貸付有価証券 16,600株
KDDI	1,286,400	4,039.00	5,195,769,600	貸付有価証券 12,200株
ソフトバンク	2,674,300	1,532.50	4,098,364,750	
光通信	19,600	20,230.00	396,508,000	貸付有価証券 5,400株(400株)
エムティーアイ	15,200	510.00	7,752,000	貸付有価証券 4,800株
GMOインターネットグループ	61,800	2,573.00	159,011,400	
ファイバーゲート	8,900	889.00	7,912,100	
アイドママーケティングコミュニケーション	3,400	287.00	975,800	
KADOKAWA	88,000	2,733.00	240,504,000	
学研ホールディングス	27,700	863.00	23,905,100	
ゼンリン	28,500	852.00	24,282,000	
昭文社ホールディングス	6,300	296.00	1,864,800	貸付有価証券 2,500株(500株)
インプレスホールディングス	13,000	201.00	2,613,000	
アイネット	10,100	1,280.00	12,928,000	
松竹	9,500	11,050.00	104,975,000	貸付有価証券 4,400株
東宝	104,200	4,730.00	492,866,000	
東映	4,600	17,110.00	78,706,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	522,300	1,883.00	983,490,900	貸付有価証券 6,200株
ピー・シー・エー	9,600	1,239.00	11,894,400	
ビジネスブレイン太田昭和	7,100	2,095.00	14,874,500	
DTS	35,400	3,095.00	109,563,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	83,700	6,240.00	522,288,000	
シーイーシー	23,300	1,506.00	35,089,800	
カプコン	165,400	4,490.00	742,646,000	
アイ・エス・ビー	8,500	1,202.00	10,217,000	
ジャステック	10,200	1,238.00	12,627,600	
SCSK	135,900	1,952.00	265,276,800	
NSW	6,500	2,104.00	13,676,000	

アイネス	11,700	1,331.00	15,572,700	
TKC	29,900	3,645.00	108,985,500	
富士ソフト	18,800	7,710.00	144,948,000	
NSD	59,400	2,292.00	136,144,800	
コナミグループ	71,300	6,260.00	446,338,000	貸付有価証券 300株
福井コンピュータホールディングス	11,600	2,820.00	32,712,000	
JBCホールディングス	12,100	1,892.00	22,893,200	
ミロク情報サービス	15,100	1,809.00	27,315,900	
ソフトバンクグループ	962,500	5,729.00	5,514,162,500	貸付有価証券 3,900株
高千穂交易	5,600	2,407.00	13,479,200	貸付有価証券 2,900株
オルバヘルスケアホールディングス	2,300	1,623.00	3,732,900	
伊藤忠食品	3,900	4,970.00	19,383,000	
エレマテック	15,800	1,734.00	27,397,200	
あらた	13,400	4,035.00	54,069,000	
トーメンデバイス	2,500	6,770.00	16,925,000	貸付有価証券 100株
東京エレクトロニクス	6,500	7,930.00	51,545,000	
円谷フィールズホールディングス	15,100	4,045.00	61,079,500	貸付有価証券 6,700株
双日	186,400	2,576.00	480,166,400	貸付有価証券 200株
アルフレッサホールディングス	176,300	1,641.00	289,308,300	
横浜冷凍	47,800	997.00	47,656,600	
神栄	2,100	913.00	1,917,300	貸付有価証券 1,200株
ラサ商事	7,100	1,386.00	9,840,600	
アルコニックス	23,100	1,346.00	31,092,600	
神戸物産	135,900	3,610.00	490,599,000	貸付有価証券 5,000株
ハイパー	2,900	440.00	1,276,000	貸付有価証券 200株 (100株)
あいホールディングス	28,100	2,133.00	59,937,300	貸付有価証券 900株
ディーブイエックス	4,300	1,030.00	4,429,000	貸付有価証券 1,900株
ダイワボウホールディングス	71,800	2,064.00	148,195,200	

マクニカホールディングス	43,000	3,540.00	152,220,000	
ラクト・ジャパン	6,800	1,992.00	13,545,600	
グリムス	7,300	2,481.00	18,111,300	貸付有価証券 3,400株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	25,700	866.00	22,256,200	
八洲電機	14,200	1,119.00	15,889,800	貸付有価証券 5,100株
メディアスホールディングス	11,200	759.00	8,500,800	貸付有価証券 300株 (300株)
レスターホールディングス	16,800	2,215.00	37,212,000	
ジュテックホールディングス	3,600	1,240.00	4,464,000	貸付有価証券 100株
大光	6,000	660.00	3,960,000	貸付有価証券 3,000株 (400株)
OCHIホールディングス	3,500	1,335.00	4,672,500	貸付有価証券 1,600株 (100株)
TOKAIホールディングス	86,700	862.00	74,735,400	
黒谷	4,300	607.00	2,610,100	貸付有価証券 1,300株 (800株)
Cominix	3,100	770.00	2,387,000	
三洋貿易	18,000	1,139.00	20,502,000	
ビューティガレージ	2,800	3,825.00	10,710,000	
ウイン・パートナーズ	12,800	1,057.00	13,529,600	
ミタチ産業	4,000	1,288.00	5,152,000	
シップヘルスケアホールディングス	63,100	2,494.00	157,371,400	貸付有価証券 200株
明治電機工業	6,500	1,140.00	7,410,000	
デリカフーズホールディングス	6,100	528.00	3,220,800	貸付有価証券 3,000株 (300株)
スターティアホールディングス	3,100	1,041.00	3,227,100	
コメダホールディングス	43,000	2,360.00	101,480,000	貸付有価証券 300株 (300株)
ピーバンドットコム	2,200	531.00	1,168,200	
アセンテック	5,900	521.00	3,073,900	
富士興産	3,500	1,244.00	4,354,000	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
協栄産業	1,400	1,806.00	2,528,400	
フルサト・マルカホールディングス	17,500	2,955.00	51,712,500	貸付有価証券 1,200株
ヤマエグループホールデ	9,900	1,653.00	16,364,700	

インダス				
小野建	16,100	1,506.00	24,246,600	
南陽	3,000	2,022.00	6,066,000	
佐島電機	9,800	1,633.00	16,003,400	
エコートレーディング	3,000	847.00	2,541,000	貸付有価証券 1,400株
伯東	10,100	4,840.00	48,884,000	
コンドーテック	13,500	1,060.00	14,310,000	貸付有価証券 800株
中山福	8,300	346.00	2,871,800	貸付有価証券 3,300株 (1,100株)
ナガイレーベン	22,200	1,971.00	43,756,200	
三菱食品	16,200	3,290.00	53,298,000	
松田産業	13,400	2,270.00	30,418,000	
第一興商	34,000	4,250.00	144,500,000	貸付有価証券 100株
メディパルホールディングス	182,100	1,750.00	318,675,000	
S P K	7,800	1,519.00	11,848,200	
萩原電気ホールディングス	6,700	2,666.00	17,862,200	
アズワン	25,700	5,710.00	146,747,000	貸付有価証券 100株
スズデン	6,100	2,663.00	16,244,300	貸付有価証券 2,600株
尾家産業	3,700	1,019.00	3,770,300	貸付有価証券 1,700株 (400株)
シモジマ	12,000	1,023.00	12,276,000	
ドウシシャ	18,600	1,769.00	32,903,400	
小津産業	3,500	1,703.00	5,960,500	
高速	9,100	1,922.00	17,490,200	
たけびし	6,700	1,610.00	10,787,000	貸付有価証券 100株 (100株)
リックス	3,200	2,511.00	8,035,200	貸付有価証券 200株 (200株)
丸文	15,700	1,323.00	20,771,100	
ハピネット	14,900	1,858.00	27,684,200	
橋本総業ホールディングス	6,900	1,118.00	7,714,200	
日本ライフライン	51,500	914.00	47,071,000	
タカショー	15,300	686.00	10,495,800	貸付有価証券 3,100株 (1,100株)

I DOM	53,100	870.00	46,197,000	
進和	11,600	2,126.00	24,661,600	貸付有価証券 300株 (300株)
エスケイジャパン	3,800	564.00	2,143,200	
ダイトロン	6,900	2,457.00	16,953,300	
シークス	25,000	1,504.00	37,600,000	
田中商事	4,400	595.00	2,618,000	
オーハシテクニカ	8,800	1,545.00	13,596,000	
白銅	6,300	2,588.00	16,304,400	
ダイコー通産	1,600	1,095.00	1,752,000	
伊藤忠商事	1,082,200	4,108.00	4,445,677,600	貸付有価証券 22,100株
丸紅	1,386,500	1,758.50	2,438,160,250	貸付有価証券 2,700株
高島	2,500	2,955.00	7,387,500	貸付有価証券 300株
長瀬産業	82,600	2,044.00	168,834,400	
蝶理	9,400	2,509.00	23,584,600	
豊田通商	153,800	5,580.00	858,204,000	
三共生興	25,200	553.00	13,935,600	
兼松	68,200	1,591.00	108,506,200	
ツカモトコーポレーション	2,200	1,409.00	3,099,800	貸付有価証券 100株 (100株)
三井物産	1,285,000	3,908.00	5,021,780,000	貸付有価証券 18,900株
日本紙パルプ商事	9,300	5,150.00	47,895,000	
カメイ	18,700	1,376.00	25,731,200	
東都水産	800	5,820.00	4,656,000	貸付有価証券 400株
OUGホールディングス	2,300	2,484.00	5,713,200	
スターゼン	13,300	2,148.00	28,568,400	
山善	47,300	1,044.00	49,381,200	
椿本興業	2,800	4,090.00	11,452,000	
住友商事	1,087,600	2,361.50	2,568,367,400	貸付有価証券 22,200株
内田洋行	7,800	4,700.00	36,660,000	
三菱商事	1,098,000	4,675.00	5,133,150,000	貸付有価証券 13,600株
第一実業	6,200	5,200.00	32,240,000	
キャノンマーケティング ジャパン	40,700	3,090.00	125,763,000	

西華産業	6,900	1,720.00	11,868,000	
佐藤商事	12,200	1,367.00	16,677,400	
菱洋エレクトロ	15,000	2,436.00	36,540,000	貸付有価証券 1,000株
東京産業	16,000	773.00	12,368,000	
ユアサ商事	15,800	3,635.00	57,433,000	
神鋼商事	4,400	5,820.00	25,608,000	
トルク	8,300	215.00	1,784,500	
阪和興業	31,500	3,970.00	125,055,000	
正栄食品工業	11,700	4,165.00	48,730,500	貸付有価証券 5,400株
カナデン	14,200	1,103.00	15,662,600	
菱電商事	14,200	1,866.00	26,497,200	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	40,000	5,660.00	226,400,000	
ナイス	4,200	1,368.00	5,745,600	
ニチモウ	1,800	3,330.00	5,994,000	
極東貿易	10,500	1,446.00	15,183,000	貸付有価証券 600株 (200株)
アステナホールディングス	30,400	426.00	12,950,400	貸付有価証券 100株
三愛オブリ	48,500	1,402.00	67,997,000	
稲畑産業	35,500	2,610.00	92,655,000	
G S I クレオス	10,200	1,562.00	15,932,400	貸付有価証券 300株 (300株)
明和産業	23,300	702.00	16,356,600	貸付有価証券 8,000株 (300株)
クワザワホールディングス	5,000	466.00	2,330,000	貸付有価証券 2,300株 (300株)
ワキタ	32,300	1,167.00	37,694,100	
東邦ホールディングス	43,700	2,151.00	93,998,700	
サンゲツ	44,100	2,383.00	105,090,300	
ミツウロコグループホールディングス	22,600	1,350.00	30,510,000	
シナネンホールディングス	5,700	3,515.00	20,035,500	
伊藤忠エネクス	43,500	1,102.00	47,937,000	
サンリオ	49,800	4,080.00	203,184,000	
サンワテクノス	9,000	1,929.00	17,361,000	
リョーサン	18,600	3,075.00	57,195,000	
新光商事	23,600	1,288.00	30,396,800	

トーヨー	7,500	1,765.00	13,237,500	貸付有価証券 1,300株(500株)
三信電気	7,100	2,550.00	18,105,000	
東陽テクニカ	19,400	1,299.00	25,200,600	
モスフードサービス	25,800	3,080.00	79,464,000	
加賀電子	14,300	4,670.00	66,781,000	
ソーダニッカ	11,400	767.00	8,743,800	貸付有価証券 1,000株
立花エレテック	12,800	1,873.00	23,974,400	
フォーバル	6,900	1,011.00	6,975,900	
PAL TAC	27,600	4,860.00	134,136,000	
三谷産業	30,700	319.00	9,793,300	
太平洋興発	5,400	1,036.00	5,594,400	
西本Wismettac ホールディングス	4,500	3,625.00	16,312,500	貸付有価証券 1,000株
ヤマシタヘルスケアホール ディングス	1,300	1,849.00	2,403,700	
コア商事ホールディング ス	9,800	637.00	6,242,600	貸付有価証券 400株(400株)
KPPグループホールデ ィングス	40,900	787.00	32,188,300	貸付有価証券 2,900株(300株)
ヤマタネ	7,700	1,665.00	12,820,500	
丸紅建材リース	1,400	1,939.00	2,714,600	
日鉄物産	12,000	9,260.00	111,120,000	貸付有価証券 800株(100株)
泉州電業	8,800	3,655.00	32,164,000	貸付有価証券 2,400株
トラスコ中山	36,900	2,202.00	81,253,800	
オートバックスセブン	61,100	1,448.00	88,472,800	
モリト	12,600	985.00	12,411,000	貸付有価証券 5,800株
加藤産業	21,300	3,635.00	77,425,500	
北恵	3,500	699.00	2,446,500	貸付有価証券 1,700株
イエローハット	31,000	1,778.00	55,118,000	
JKホールディングス	13,800	1,062.00	14,655,600	
日伝	10,400	1,903.00	19,791,200	
北沢産業	8,300	267.00	2,216,100	貸付有価証券 100株
杉本商事	7,800	1,916.00	14,944,800	
因幡電機産業	45,500	2,804.00	127,582,000	

東テク	5,900	4,155.00	24,514,500	
ミスミグループ本社	265,000	3,115.00	825,475,000	貸付有価証券 100株
アルテック	8,700	272.00	2,366,400	
タキヒヨー	3,800	963.00	3,659,400	貸付有価証券 1,700株 (200株)
蔵王産業	2,600	1,995.00	5,187,000	
スズケン	54,600	3,485.00	190,281,000	
ジェコス	11,300	879.00	9,932,700	
グローセル	18,800	414.00	7,783,200	貸付有価証券 8,100株
ローソン	43,600	5,420.00	236,312,000	
サンエー	13,400	4,160.00	55,744,000	貸付有価証券 6,200株
カワチ薬品	13,700	2,323.00	31,825,100	貸付有価証券 5,100株
エービーシー・マート	25,600	6,780.00	173,568,000	貸付有価証券 100株
ハードオフコーポレーション	6,200	1,300.00	8,060,000	貸付有価証券 100株
アスクル	36,300	1,733.00	62,907,900	貸付有価証券 8,700株
ゲオホールディングス	18,500	1,767.00	32,689,500	
アダストリア	21,200	2,273.00	48,187,600	貸付有価証券 9,900株
ジーフット	7,900	299.00	2,362,100	貸付有価証券 4,500株 (300株)
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	2,000	416.00	832,000	貸付有価証券 900株
くら寿司	20,600	3,180.00	65,508,000	貸付有価証券 2,400株 (1,400株)
キャンドゥ	6,200	2,313.00	14,340,600	貸付有価証券 2,900株 (1,000株)
I Kホールディングス	5,000	368.00	1,840,000	貸付有価証券 300株 (300株)
パルグループホールディングス	17,200	2,761.00	47,489,200	
エディオン	69,500	1,319.00	91,670,500	貸付有価証券 32,600株 (20,000株)
サーラコーポレーション	36,900	712.00	26,272,800	貸付有価証券 300株 (300株)
ワッツ	7,600	688.00	5,228,800	貸付有価証券 3,300株
ハローズ	8,000	3,365.00	26,920,000	貸付有価証券 3,700株

フジオフードグループ本社	14,600	1,356.00	19,797,600	貸付有価証券 1,700株
あみやき亭	4,300	2,982.00	12,822,600	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	33,400	191.00	6,379,400	貸付有価証券 7,400株
大黒天物産	5,400	4,930.00	26,622,000	貸付有価証券 1,600株 (900株)
ハニーズホールディングス	13,900	1,453.00	20,196,700	
ファーマライズホールディングス	3,400	611.00	2,077,400	貸付有価証券 1,600株
アルペン	14,500	1,950.00	28,275,000	貸付有価証券 5,200株
ハブ	5,100	755.00	3,850,500	貸付有価証券 2,600株
クオールホールディングス	24,100	1,190.00	28,679,000	貸付有価証券 1,000株
ジンズホールディングス	10,400	3,520.00	36,608,000	
ビックカメラ	116,800	1,181.00	137,940,800	貸付有価証券 54,700株
DCMホールディングス	107,200	1,193.00	127,889,600	
Monotaro	249,000	1,908.00	475,092,000	貸付有価証券 10,500株
東京一番フーズ	3,600	492.00	1,771,200	貸付有価証券 1,800株
DDホールディングス	10,100	774.00	7,817,400	貸付有価証券 4,700株 (800株)
きちりホールディングス	3,700	586.00	2,168,200	貸付有価証券 2,200株
アークランドサービスホールディングス	14,400	2,187.00	31,492,800	貸付有価証券 5,600株
J. フロント リテイリング	218,300	1,284.00	280,297,200	貸付有価証券 400株
ドトール・日レスホールディングス	31,100	1,879.00	58,436,900	貸付有価証券 14,600株
マツキヨココカラ&カンパニー	106,500	6,620.00	705,030,000	
ブロンコビリー	9,400	2,411.00	22,663,400	貸付有価証券 800株
ZOZO	116,100	3,075.00	357,007,500	貸付有価証券 900株
トレジャー・ファクトリー	4,700	2,414.00	11,345,800	貸付有価証券 2,200株 (500株)
物語コーポレーション	9,800	7,130.00	69,874,000	貸付有価証券 4,500株 (100株)
三越伊勢丹ホールディングス	295,600	1,411.00	417,091,600	貸付有価証券 400株

H a m e e	6,100	840.00	5,124,000	貸付有価証券 1,800株
マーケットエンタープライズ	1,600	1,028.00	1,644,800	貸付有価証券 500株(400株)
ウエルシアホールディングス	91,100	3,025.00	275,577,500	貸付有価証券 21,900株
クリエイティブSDホールディングス	29,000	3,380.00	98,020,000	
丸善CHIホールディングス	18,400	350.00	6,440,000	貸付有価証券 8,100株
ミサワ	2,800	615.00	1,722,000	
ティーライフ	2,100	1,281.00	2,690,100	貸付有価証券 1,000株
エー・ピーホールディングス	3,200	777.00	2,486,400	貸付有価証券 1,500株
チムニー	4,800	1,158.00	5,558,400	貸付有価証券 2,400株
シュッピン	13,100	906.00	11,868,600	貸付有価証券 6,100株(2,300株)
オイシックス・ラ・大地	23,600	2,512.00	59,283,200	貸付有価証券 8,900株(3,500株)
ネクステージ	40,100	3,175.00	127,317,500	貸付有価証券 17,900株(1,700株)
ジョイフル本田	52,100	1,766.00	92,008,600	
鳥貴族ホールディングス	6,500	2,049.00	13,318,500	貸付有価証券 900株(900株)
ホットランド	13,400	1,379.00	18,478,600	貸付有価証券 800株(600株)
すかいらくホールディングス	240,100	1,599.00	383,919,900	貸付有価証券 27,900株
SFPホールディングス	9,600	1,768.00	16,972,800	貸付有価証券 4,500株(600株)
綿半ホールディングス	13,600	1,416.00	19,257,600	
ヨシックスホールディングス	3,100	2,120.00	6,572,000	貸付有価証券 1,300株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	57,200	1,122.00	64,178,400	貸付有価証券 26,800株(900株)
ゴルフダイジェスト・オンライン	7,900	977.00	7,718,300	貸付有価証券 1,700株(1,700株)
BEENOS	9,900	2,503.00	24,779,700	貸付有価証券 4,700株
あさひ	14,700	1,363.00	20,036,100	貸付有価証券 6,900株
日本調剤	11,900	1,173.00	13,958,700	貸付有価証券 5,200株(2,900株)
コスモス薬品	17,400	12,630.00	219,762,000	貸付有価証券 600株

トーエル	6,900	793.00	5,471,700	貸付有価証券 3,400株(200株)
セブン&アイ・ホールディングス	605,300	6,134.00	3,712,910,200	貸付有価証券 29,300株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	132,100	960.00	126,816,000	貸付有価証券 62,300株
ツルハホールディングス	36,900	9,490.00	350,181,000	貸付有価証券 9,300株
サンマルクホールディングス	14,100	1,788.00	25,210,800	
フェリシモ	3,500	1,000.00	3,500,000	貸付有価証券 500株(400株)
トリドールホールディングス	43,700	2,696.00	117,815,200	貸付有価証券 600株
TOKYO BASE	18,100	457.00	8,271,700	貸付有価証券 7,900株(1,000株)
ウイルプラスホールディングス	2,500	1,160.00	2,900,000	貸付有価証券 700株(700株)
JMホールディングス	14,900	1,872.00	27,892,800	
サツドラホールディングス	7,100	812.00	5,765,200	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
アレンザホールディングス	13,100	1,015.00	13,296,500	貸付有価証券 6,200株
串カツ田中ホールディングス	4,700	1,603.00	7,534,100	貸付有価証券 700株
バロックジャパンリミテッド	11,400	839.00	9,564,600	貸付有価証券 5,300株
クスリのアオキホールディングス	15,700	7,100.00	111,470,000	
力の源ホールディングス	9,000	1,392.00	12,528,000	貸付有価証券 4,000株
FOOD & LIFE COMPANIE	100,900	3,500.00	353,150,000	貸付有価証券 1,500株
メディカルシステムネットワーク	15,200	400.00	6,080,000	貸付有価証券 500株
一家ホールディングス	3,300	609.00	2,009,700	貸付有価証券 200株
ジャパングラフトホールディングス	4,500	579.00	2,605,500	貸付有価証券 2,100株
はるやまホールディングス	6,500	446.00	2,899,000	貸付有価証券 3,700株(600株)
ノジマ	57,300	1,309.00	75,005,700	貸付有価証券 100株
カッパ・クリエイト	27,600	1,429.00	39,440,400	貸付有価証券 12,900株(200株)
ライトオン	11,800	558.00	6,584,400	貸付有価証券 2,800株(2,800株)
良品計画	226,600	1,404.00	318,146,400	

パリミキホールディングス	19,500	277.00	5,401,500	貸付有価証券 700株
アドヴァングループ	16,700	905.00	15,113,500	
アルビス	5,700	2,402.00	13,691,400	
コナカ	17,000	357.00	6,069,000	貸付有価証券 6,100株
ハウス オブ ローゼ	1,900	1,649.00	3,133,100	
G-7ホールディングス	21,900	1,436.00	31,448,400	
イオン北海道	26,000	891.00	23,166,000	貸付有価証券 12,100株
コジマ	33,900	559.00	18,950,100	貸付有価証券 15,800株 (1,500株)
ヒマラヤ	4,900	945.00	4,630,500	貸付有価証券 2,300株 (300株)
コーナン商事	23,700	3,360.00	79,632,000	貸付有価証券 11,000株
エコス	6,500	1,854.00	12,051,000	貸付有価証券 3,000株 (100株)
ワタミ	21,200	900.00	19,080,000	貸付有価証券 6,500株
マルシェ	5,100	387.00	1,973,700	貸付有価証券 2,300株 (100株)
パン・パシフィック・インターナショナルホ	354,500	2,584.00	916,028,000	
西松屋チェーン	38,900	1,565.00	60,878,500	貸付有価証券 17,500株
ゼンショーホールディングス	96,100	3,810.00	366,141,000	貸付有価証券 5,700株 (2,700株)
幸楽苑ホールディングス	11,500	1,051.00	12,086,500	貸付有価証券 5,300株 (100株)
ハークスレイ	5,500	688.00	3,784,000	貸付有価証券 1,500株 (300株)
サイゼリヤ	29,200	3,055.00	89,206,000	貸付有価証券 2,100株
VTホールディングス	66,700	503.00	33,550,100	
魚力	5,400	2,156.00	11,642,400	
ポプラ	4,100	138.00	565,800	貸付有価証券 1,800株
フジ・コーポレーション	9,900	1,251.00	12,384,900	
ユナイテッドアローズ	18,800	1,741.00	32,730,800	貸付有価証券 2,100株
ハイデイ日高	26,000	2,057.00	53,482,000	貸付有価証券 12,300株
YU-WA Creation Holdi	9,300	201.00	1,869,300	貸付有価証券 300株 (100株)
コロワイド	80,900	1,875.00	151,687,500	貸付有価証券

				38,200株 (9,100株)
ピーシーデポコーポレーション	19,600	298.00	5,840,800	貸付有価証券 4,500株
壺番屋	13,900	4,690.00	65,191,000	貸付有価証券 6,400株
トップカルチャー	5,000	197.00	985,000	貸付有価証券 100株
P L A N T	3,600	666.00	2,397,600	貸付有価証券 200株 (200株)
スギホールディングス	35,400	5,730.00	202,842,000	貸付有価証券 3,000株
薬王堂ホールディングス	9,800	2,422.00	23,735,600	貸付有価証券 4,600株 (600株)
スクロール	26,100	785.00	20,488,500	貸付有価証券 100株
ヨンドシーホールディングス	15,100	1,795.00	27,104,500	貸付有価証券 7,000株
木曾路	26,600	2,191.00	58,280,600	貸付有価証券 12,400株
S R S ホールディングス	29,000	914.00	26,506,000	貸付有価証券 13,600株 (900株)
千趣会	32,300	396.00	12,790,800	
タカキュー	10,900	81.00	882,900	貸付有価証券 5,700株
リテールパートナーズ	26,100	1,307.00	34,112,700	貸付有価証券 11,900株
ケーヨー	28,300	896.00	25,356,800	貸付有価証券 600株
上新電機	15,600	1,991.00	31,059,600	
日本瓦斯	94,100	1,879.00	176,813,900	
ロイヤルホールディングス	34,000	2,560.00	87,040,000	貸付有価証券 11,700株
東天紅	1,100	747.00	821,700	
いなげや	17,100	1,339.00	22,896,900	貸付有価証券 800株 (700株)
チヨダ	16,800	792.00	13,305,600	貸付有価証券 6,600株 (100株)
ライフコーポレーション	15,300	2,796.00	42,778,800	
リンガーハット	22,700	2,251.00	51,097,700	貸付有価証券 10,600株
M r M a x H D	24,600	684.00	16,826,400	
テンアライド	16,700	275.00	4,592,500	貸付有価証券 8,600株 (1,600株)
A O K I ホールディングス	32,600	785.00	25,591,000	貸付有価証券 600株
オークワ	28,100	921.00	25,880,100	貸付有価証券

				13,100株
コメリ	27,000	2,650.00	71,550,000	
青山商事	37,500	951.00	35,662,500	貸付有価証券 400株
しまむら	20,600	12,930.00	266,358,000	貸付有価証券 3,000株 (1,000株)
はせがわ	7,400	338.00	2,501,200	
高島屋	132,400	1,904.00	252,089,600	貸付有価証券 2,400株
松屋	29,800	1,138.00	33,912,400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	85,500	1,359.00	116,194,500	
近鉄百貨店	5,600	2,454.00	13,742,400	貸付有価証券 1,700株
丸井グループ	129,500	2,066.00	267,547,000	
アクシアル リテイリング	12,000	3,545.00	42,540,000	
井筒屋	7,400	349.00	2,582,600	貸付有価証券 3,500株 (200株)
イオン	595,300	2,613.50	1,555,816,550	
イズミ	26,700	2,995.00	79,966,500	貸付有価証券 4,600株
平和堂	29,400	2,177.00	64,003,800	貸付有価証券 13,800株
フジ	27,000	1,827.00	49,329,000	貸付有価証券 12,800株 (400株)
ヤオコー	19,900	6,840.00	136,116,000	貸付有価証券 2,800株
ゼビオホールディングス	23,800	979.00	23,300,200	
ケーズホールディングス	139,700	1,182.00	165,125,400	
O l y m p i cグループ	5,800	535.00	3,103,000	貸付有価証券 2,600株
日産東京販売ホールディングス	19,900	349.00	6,945,100	貸付有価証券 6,700株
シルバーライフ	4,000	1,830.00	7,320,000	貸付有価証券 1,800株
Genky Drug S t o r e s	7,700	4,245.00	32,686,500	貸付有価証券 900株 (900株)
ナルミヤ・インターナシ ョナル	2,500	933.00	2,332,500	貸付有価証券 1,100株
ブックオフグループホー ルディングス	10,200	1,274.00	12,994,800	貸付有価証券 800株 (800株)
ギフトホールディングス	3,700	4,285.00	15,854,500	
アインホールディングス	24,200	5,600.00	135,520,000	
元氣寿司	5,000	3,045.00	15,225,000	貸付有価証券

				2,300株
ヤマダホールディングス	720,100	479.00	344,927,900	貸付有価証券 2,300株
アークランズ	25,700	1,455.00	37,393,500	
ニトリホールディングス	71,000	16,085.00	1,142,035,000	
グルメ杵屋	14,200	1,011.00	14,356,200	貸付有価証券 6,700株
愛眼	11,500	165.00	1,897,500	
ケーユーホールディングス	10,300	1,455.00	14,986,500	
吉野家ホールディングス	68,700	2,371.00	162,887,700	貸付有価証券 32,200株 (2,000株)
松屋フーズホールディングス	8,300	4,000.00	33,200,000	貸付有価証券 100株 (100株)
サガミホールディングス	28,200	1,273.00	35,898,600	貸付有価証券 13,200株
関西フードマーケット	15,900	1,357.00	21,576,300	
王将フードサービス	11,600	6,070.00	70,412,000	
ミニストップ	12,800	1,412.00	18,073,600	貸付有価証券 6,000株
アークス	32,200	2,218.00	71,419,600	貸付有価証券 15,000株
バローホールディングス	33,500	1,930.00	64,655,000	
ベルク	8,700	5,530.00	48,111,000	貸付有価証券 4,000株
大庄	8,400	1,038.00	8,719,200	貸付有価証券 4,000株
ファーストリテイリング	26,300	82,670.00	2,174,221,000	
サンドラッグ	66,700	3,710.00	247,457,000	
サックスパーホールディングス	16,700	774.00	12,925,800	貸付有価証券 700株 (700株)
ヤマザワ	2,900	1,458.00	4,228,200	貸付有価証券 1,400株 (700株)
やまや	3,200	2,613.00	8,361,600	貸付有価証券 1,500株
ベルーナ	42,300	685.00	28,975,500	
いよぎんホールディングス	194,500	811.00	157,739,500	
しずおかフィナンシャルグループ	369,400	1,109.00	409,664,600	貸付有価証券 15,700株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	137,600	966.00	132,921,600	
島根銀行	5,000	521.00	2,605,000	貸付有価証券 1,700株
じもとホールディングス	9,600	434.00	4,166,400	貸付有価証券

				600株
めぶきフィナンシャルグループ	811,200	369.00	299,332,800	貸付有価証券 400株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	20,900	3,010.00	62,909,000	
九州フィナンシャルグループ	287,600	511.00	146,963,600	
ゆうちょ銀行	465,500	1,208.00	562,324,000	貸付有価証券 114,000株
富山第一銀行	40,700	654.00	26,617,800	貸付有価証券 18,900株(800株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	901,000	572.00	515,372,000	貸付有価証券 900株
西日本フィナンシャルホールディングス	103,500	1,129.00	116,851,500	貸付有価証券 200株
三十三フィナンシャルグループ	14,600	1,717.00	25,068,200	貸付有価証券 300株
第四北越フィナンシャルグループ	25,700	3,225.00	82,882,500	
ひろぎんホールディングス	213,300	693.00	147,816,900	
おきなわフィナンシャルグループ	15,600	2,345.00	36,582,000	
十六フィナンシャルグループ	21,200	3,190.00	67,628,000	
北國フィナンシャルホールディングス	13,800	4,330.00	59,754,000	
プロクレアホールディングス	20,000	2,339.00	46,780,000	
あいちフィナンシャルグループ	22,900	2,344.00	53,677,600	貸付有価証券 900株
SBI新生銀行	48,200	2,436.00	117,415,200	貸付有価証券 2,300株
あおぞら銀行	102,800	2,651.00	272,522,800	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,379,700	998.30	10,362,054,510	
りそなホールディングス	2,086,500	753.90	1,573,012,350	貸付有価証券 1,900株
三井住友トラスト・ホールディングス	297,100	4,961.00	1,473,913,100	貸付有価証券 1,000株
三井住友フィナンシャルグループ	1,194,600	6,000.00	7,167,600,000	
千葉銀行	455,600	990.00	451,044,000	貸付有価証券 12,000株
群馬銀行	317,200	507.00	160,820,400	
武蔵野銀行	21,000	2,497.00	52,437,000	
千葉興業銀行	34,000	513.00	17,442,000	貸付有価証券 1,800株

筑波銀行	71,700	239.00	17,136,300	貸付有価証券 100株
七十七銀行	52,300	2,413.00	126,199,900	
秋田銀行	11,000	1,940.00	21,340,000	
山形銀行	18,200	1,277.00	23,241,400	貸付有価証券 100株
岩手銀行	11,200	2,437.00	27,294,400	
東邦銀行	129,300	248.00	32,066,400	
東北銀行	7,100	1,032.00	7,327,200	貸付有価証券 200株
ふくおかフィナンシャル グループ	130,500	3,095.00	403,897,500	
スルガ銀行	144,100	423.00	60,954,300	貸付有価証券 14,200株
八十二銀行	335,300	604.00	202,521,200	
山梨中央銀行	16,800	1,353.00	22,730,400	
大垣共立銀行	31,200	1,998.00	62,337,600	
福井銀行	14,600	1,694.00	24,732,400	
清水銀行	6,500	1,546.00	10,049,000	
富山銀行	2,200	1,805.00	3,971,000	貸付有価証券 200株
滋賀銀行	27,200	2,908.00	79,097,600	
南都銀行	24,600	2,673.00	65,755,800	貸付有価証券 100株
百五銀行	153,800	417.00	64,134,600	貸付有価証券 1,200株
京都銀行	51,800	6,430.00	333,074,000	
紀陽銀行	58,500	1,621.00	94,828,500	
ほくほくフィナンシャル グループ	103,900	1,056.00	109,718,400	
山陰合同銀行	102,300	843.00	86,238,900	
鳥取銀行	4,700	1,277.00	6,001,900	貸付有価証券 400株
百十四銀行	14,900	1,997.00	29,755,300	
四国銀行	26,000	952.00	24,752,000	
阿波銀行	24,200	2,236.00	54,111,200	貸付有価証券 2,300株
大分銀行	9,800	2,260.00	22,148,000	
宮崎銀行	10,700	2,783.00	29,778,100	貸付有価証券 100株
佐賀銀行	9,600	1,846.00	17,721,600	
琉球銀行	37,500	1,099.00	41,212,500	

セブン銀行	585,600	269.00	157,526,400	貸付有価証券 6,000株
みずほフィナンシャルグループ	2,364,300	2,145.00	5,071,423,500	貸付有価証券 5,000株
高知銀行	5,000	739.00	3,695,000	
山口フィナンシャルグループ	180,500	922.00	166,421,000	
長野銀行	4,500	1,524.00	6,858,000	
名古屋銀行	10,800	3,620.00	39,096,000	
北洋銀行	247,700	299.00	74,062,300	
大光銀行	4,300	1,256.00	5,400,800	貸付有価証券 100株
愛媛銀行	22,000	959.00	21,098,000	
トマト銀行	4,800	1,099.00	5,275,200	
京葉銀行	75,900	651.00	49,410,900	貸付有価証券 1,800株
栃木銀行	74,800	331.00	24,758,800	
北日本銀行	5,700	2,143.00	12,215,100	
東和銀行	30,000	608.00	18,240,000	
福島銀行	15,300	245.00	3,748,500	貸付有価証券 700株 (700株)
大東銀行	5,700	726.00	4,138,200	貸付有価証券 900株
トモニホールディングス	132,100	390.00	51,519,000	貸付有価証券 100株
フィデアホールディングス	16,900	1,477.00	24,961,300	貸付有価証券 100株 (100株)
池田泉州ホールディングス	209,300	255.00	53,371,500	貸付有価証券 1,400株
F P G	66,300	1,217.00	80,687,100	
ジャパンインベストメントアドバイザー	13,400	1,055.00	14,137,000	貸付有価証券 1,600株
マーキュリアホールディングス	8,500	782.00	6,647,000	貸付有価証券 200株
S B I ホールディングス	236,600	2,960.00	700,336,000	貸付有価証券 12,100株 (900株)
日本アジア投資	11,500	235.00	2,702,500	貸付有価証券 4,000株 (600株)
ジャフコ グループ	54,600	2,121.00	115,806,600	貸付有価証券 14,700株 (7,700株)
大和証券グループ本社	1,169,000	644.00	752,836,000	
野村ホールディングス	3,010,700	565.80	1,703,454,060	貸付有価証券 200株
岡三証券グループ	143,500	447.00	64,144,500	貸付有価証券 3,200株

丸三証券	54,400	440.00	23,936,000	貸付有価証券 2,600株
東洋証券	54,200	326.00	17,669,200	貸付有価証券 1,100株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	177,900	389.00	69,203,100	貸付有価証券 10,400株
光世証券	3,300	374.00	1,234,200	貸付有価証券 100株
水戸証券	43,900	303.00	13,301,700	
いちよし証券	30,100	651.00	19,595,100	
松井証券	96,600	805.00	77,763,000	貸付有価証券 100株
マネックスグループ	182,600	529.00	96,595,400	貸付有価証券 7,200株
極東証券	20,300	626.00	12,707,800	
岩井コスモホールディングス	18,600	1,383.00	25,723,800	
アイザワ証券グループ	23,600	710.00	16,756,000	貸付有価証券 300株
マネーパートナーズグループ	15,100	258.00	3,895,800	
スパークス・グループ	18,200	1,716.00	31,231,200	貸付有価証券 100株
小林洋行	6,200	235.00	1,457,000	貸付有価証券 1,100株
かんぼ生命保険	198,500	2,411.00	478,583,500	貸付有価証券 2,100株
SOMPPOホールディングス	280,600	5,796.00	1,626,357,600	貸付有価証券 400株
アニコムホールディングス	55,500	567.00	31,468,500	
MS&ADインシュアランスグループホール	332,700	4,457.00	1,482,843,900	
第一生命ホールディングス	832,200	2,964.00	2,466,640,800	貸付有価証券 2,700株
東京海上ホールディングス	1,646,200	2,866.50	4,718,832,300	貸付有価証券 500株
T&Dホールディングス	438,700	2,165.00	949,785,500	
アドバンスクリエイト	9,500	1,187.00	11,276,500	貸付有価証券 3,200株
全国保証	42,800	5,290.00	226,412,000	貸付有価証券 3,500株
あんしん保証	7,100	263.00	1,867,300	
ジェイリース	4,900	2,380.00	11,662,000	貸付有価証券 2,300株 (900株)
イントラスト	5,600	928.00	5,196,800	

日本モーゲージサービス	8,000	881.00	7,048,000	貸付有価証券 3,500株
C a s a	5,600	825.00	4,620,000	貸付有価証券 2,200株 (100株)
アルヒ	20,200	1,119.00	22,603,800	貸付有価証券 6,800株 (6,800株)
プレミアムグループ	27,400	1,556.00	42,634,400	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
ネットプロテクションズ ホールディングス	54,000	578.00	31,212,000	貸付有価証券 14,000株 (13,900 株)
クレディセゾン	103,600	1,824.00	188,966,400	貸付有価証券 100株
芙蓉総合リース	15,000	9,090.00	136,350,000	
みずほリース	24,300	3,585.00	87,115,500	
東京センチュリー	30,500	4,630.00	141,215,000	
日本証券金融	65,500	1,033.00	67,661,500	
アイフル	270,700	369.00	99,888,300	
リコーリース	15,500	3,955.00	61,302,500	貸付有価証券 7,200株
イオンフィナンシャルサ ービス	93,900	1,332.00	125,074,800	貸付有価証券 100株
アコム	291,700	327.00	95,385,900	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	17,400	4,290.00	74,646,000	
オリエントコーポレーシ ョン	42,700	1,166.00	49,788,200	貸付有価証券 100株
オリックス	1,093,500	2,426.50	2,653,377,750	
三菱HCキャピタル	637,400	695.00	442,993,000	貸付有価証券 3,600株
九州リースサービス	6,800	913.00	6,208,400	貸付有価証券 3,100株 (100株)
日本取引所グループ	459,300	1,966.50	903,213,450	
イー・ギャランティ	26,400	2,275.00	60,060,000	
アサックス	6,600	619.00	4,085,400	貸付有価証券 4,200株
NECキャピタルソリュ ーション	8,000	2,580.00	20,640,000	
大東建託	59,900	12,580.00	753,542,000	
いちご	188,200	288.00	54,201,600	貸付有価証券 44,500株
日本駐車場開発	194,600	256.00	49,817,600	
スター・マイカ・ホール ディングス	14,800	663.00	9,812,400	

SREホールディングス	8,000	3,470.00	27,760,000	貸付有価証券 3,700株(400株)
ADワークスグループ	36,600	163.00	5,965,800	貸付有価証券 17,300株(700株)
ヒューリック	381,300	1,083.00	412,947,900	貸付有価証券 24,300株
三栄建築設計	7,900	1,493.00	11,794,700	貸付有価証券 400株(400株)
野村不動産ホールディングス	102,200	2,921.00	298,526,200	
三重交通グループホールディングス	35,000	499.00	17,465,000	貸付有価証券 13,700株
サムティ	26,000	2,046.00	53,196,000	貸付有価証券 9,800株
ディア・ライフ	25,100	619.00	15,536,900	
コーセーアールイー	4,600	743.00	3,417,800	貸付有価証券 2,300株
地主	12,500	1,901.00	23,762,500	貸付有価証券 3,700株
プレサンスコーポレーション	21,500	1,677.00	36,055,500	
ハウスコム	2,300	1,115.00	2,564,500	
JPMC	8,300	998.00	8,283,400	
サンセイランディック	4,200	818.00	3,435,600	
エストラスト	1,800	600.00	1,080,000	
フージャースホールディングス	25,200	827.00	20,840,400	
オープンハウスグループ	59,800	4,840.00	289,432,000	
東急不動産ホールディングス	491,500	639.00	314,068,500	貸付有価証券 100株
飯田グループホールディングス	143,200	2,199.00	314,896,800	貸付有価証券 1,000株
イーランド	2,200	1,528.00	3,361,600	
ムゲンエステート	9,700	519.00	5,034,300	貸付有価証券 500株(500株)
ビーロット	9,900	591.00	5,850,900	貸付有価証券 500株(100株)
ファーストブラザーズ	2,900	878.00	2,546,200	貸付有価証券 1,600株
And Doホールディングス	9,700	889.00	8,623,300	
シーアールイー	7,400	1,090.00	8,066,000	貸付有価証券 800株(700株)
プロパティエージェント	1,800	1,226.00	2,206,800	
ケイアイスター不動産	7,900	4,105.00	32,429,500	貸付有価証券 100株

アグレ都市デザイン	2,600	1,626.00	4,227,600	
グッドコムアセット	15,100	844.00	12,744,400	
ジェイ・エス・ビー	4,000	3,795.00	15,180,000	
ロードスターキャピタル	7,000	1,561.00	10,927,000	貸付有価証券 1,000株
テンポイノベーション	4,400	1,194.00	5,253,600	貸付有価証券 300株
グローバル・リンク・マ ネジメント	2,800	1,242.00	3,477,600	貸付有価証券 500株(200株)
フェイスネットワーク	2,000	1,706.00	3,412,000	貸付有価証券 100株(100株)
パーク24	127,400	2,028.00	258,367,200	貸付有価証券 43,900株(16,800 株)
パラカ	5,800	1,949.00	11,304,200	
三井不動産	710,500	2,485.50	1,765,947,750	
三菱地所	986,400	1,638.00	1,615,723,200	
平和不動産	26,500	3,595.00	95,267,500	
東京建物	155,800	1,593.00	248,189,400	
京阪神ビルディング	20,600	1,219.00	25,111,400	
住友不動産	295,500	3,100.00	916,050,000	貸付有価証券 200株
テーオーシー	29,600	629.00	18,618,400	貸付有価証券 100株
東京楽天地	2,800	4,460.00	12,488,000	貸付有価証券 200株
レオパレス21	184,000	325.00	59,800,000	貸付有価証券 48,600株
スターツコーポレーショ ン	23,500	2,562.00	60,207,000	
フジ住宅	22,900	676.00	15,480,400	
空港施設	19,700	518.00	10,204,600	
明和地所	7,400	921.00	6,815,400	貸付有価証券 3,000株
ゴールドクレスト	15,500	1,658.00	25,699,000	貸付有価証券 200株
エスリード	7,700	2,097.00	16,146,900	貸付有価証券 3,600株(100株)
日神グループホールディ ングス	26,200	451.00	11,816,200	貸付有価証券 12,300株
日本エスコン	36,700	828.00	30,387,600	貸付有価証券 400株
MIRARTHホールディ ングス	82,600	361.00	29,818,600	貸付有価証券 200株

AVANTIA	7,400	798.00	5,905,200	貸付有価証券 500株
イオンモール	84,800	1,810.00	153,488,000	貸付有価証券 40,000株
毎日コムネット	5,400	720.00	3,888,000	貸付有価証券 400株 (400株)
ファースト住建	5,900	1,083.00	6,389,700	貸付有価証券 2,700株
カチタス	43,900	2,694.00	118,266,600	
トーセイ	27,200	1,442.00	39,222,400	貸付有価証券 100株
穴吹興産	2,900	2,180.00	6,322,000	
サンフロンティア不動産	27,200	1,221.00	33,211,200	
FJネクストホールディングス	17,200	985.00	16,942,000	
インテリックス	3,500	573.00	2,005,500	
ランドビジネス	5,300	226.00	1,197,800	
サンネクスタグループ	4,300	973.00	4,183,900	貸付有価証券 2,400株
グランディハウス	12,200	580.00	7,076,000	
日本空港ビルデング	57,800	6,500.00	375,700,000	
明豊ファシリティワークス	7,600	807.00	6,133,200	
日本工営	10,300	3,240.00	33,372,000	貸付有価証券 100株
LIFULL	58,300	194.00	11,310,200	貸付有価証券 9,600株 (4,300株)
MIXI	38,800	2,631.00	102,082,800	貸付有価証券 200株
ジェイエシーリクルートメント	15,400	2,279.00	35,096,600	
日本M&Aセンターホールディングス	292,800	1,199.00	351,067,200	
メンバーズ	5,000	1,453.00	7,265,000	貸付有価証券 1,300株 (600株)
中広	2,100	399.00	837,900	
UTグループ	25,100	2,421.00	60,767,100	
アイティメディア	6,500	1,504.00	9,776,000	
E・Jホールディングス	10,000	1,352.00	13,520,000	貸付有価証券 3,500株
オープンアップグループ	51,000	1,877.00	95,727,000	
コシダカホールディングス	51,100	919.00	46,960,900	貸付有価証券 9,400株
アルトナー	3,700	1,084.00	4,010,800	

パソナグループ	20,700	1,924.00	39,826,800	貸付有価証券 3,300株
CDS	3,800	1,804.00	6,855,200	
リンクアンドモチベーシ ョン	49,100	600.00	29,460,000	貸付有価証券 3,800株
エス・エム・エス	64,900	3,330.00	216,117,000	
サニーサイドアップグル ープ	4,500	586.00	2,637,000	貸付有価証券 300株 (300株)
パーソルホールディング ス	191,000	2,793.00	533,463,000	
リニカル	8,600	711.00	6,114,600	
クックパッド	46,700	222.00	10,367,400	貸付有価証券 21,900株 (2,300株)
エスクリ	6,200	355.00	2,201,000	貸付有価証券 2,800株
アイ・ケイ・ケイホール ディングス	7,400	637.00	4,713,800	貸付有価証券 1,700株
学情	7,700	1,384.00	10,656,800	貸付有価証券 2,700株
スタジオアリス	8,500	2,100.00	17,850,000	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディング ス	9,400	1,760.00	16,544,000	
エプコ	3,200	718.00	2,297,600	貸付有価証券 1,300株 (300株)
NJS	3,700	2,200.00	8,140,000	
総合警備保障	63,300	3,510.00	222,183,000	
カカクコム	127,400	1,925.00	245,245,000	貸付有価証券 3,400株
セントケア・ホールディ ング	10,900	785.00	8,556,500	
サイネックス	2,600	558.00	1,450,800	
ルネサンス	11,900	892.00	10,614,800	貸付有価証券 5,600株 (600株)
ディップ	29,900	3,660.00	109,434,000	
デジタルホールディング ス	13,300	1,166.00	15,507,800	
新日本科学	18,100	2,671.00	48,345,100	貸付有価証券 5,300株
キャリアデザインセンタ ー	3,200	1,977.00	6,326,400	貸付有価証券 300株
ベネフィット・ワン	79,100	2,084.00	164,844,400	
エムスリー	337,200	3,305.00	1,114,446,000	
ツカダ・グローバルホー ルディング	9,700	408.00	3,957,600	貸付有価証券 800株

プラス	2,000	1,169.00	2,338,000	
アウトソーシング	101,600	1,259.00	127,914,400	
ウェルネット	11,600	661.00	7,667,600	貸付有価証券 4,400株(3,600株)
ワールドホールディングス	7,700	2,691.00	20,720,700	
ディー・エヌ・エー	72,700	1,797.00	130,641,900	
博報堂DYホールディングス	217,600	1,504.00	327,270,400	
ぐるなび	31,400	370.00	11,618,000	貸付有価証券 100株
タカミヤ	23,100	434.00	10,025,400	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキューシステム	10,600	789.00	8,363,400	
ファンコミュニケーションズ	33,400	410.00	13,694,000	貸付有価証券 100株
ライク	6,400	1,901.00	12,166,400	
ビジネス・ブレークスルー	5,700	380.00	2,166,000	貸付有価証券 1,600株
エスプール	49,000	690.00	33,810,000	
WDBホールディングス	8,700	2,013.00	17,513,100	
ティア	8,900	428.00	3,809,200	
CDG	1,600	1,176.00	1,881,600	
アドウェイズ	23,500	650.00	15,275,000	貸付有価証券 600株
バリューコマース	12,800	1,711.00	21,900,800	
インフォマート	177,100	328.00	58,088,800	貸付有価証券 2,000株
J Pホールディングス	49,100	343.00	16,841,300	貸付有価証券 100株
CLホールディングス	4,700	802.00	3,769,400	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インターナショナル	71,800	675.00	48,465,000	
アミューズ	9,200	1,765.00	16,238,000	
ドリームインキュベータ	5,200	2,808.00	14,601,600	貸付有価証券 200株(100株)
クイック	13,000	1,834.00	23,842,000	
TAC	7,400	204.00	1,509,600	貸付有価証券 300株
電通グループ	167,700	4,360.00	731,172,000	貸付有価証券 3,300株
テイクアンドギヴ・ニーズ	5,200	1,475.00	7,670,000	貸付有価証券 600株(200株)

びあ	5,700	3,115.00	17,755,500	貸付有価証券 2,600株
イオンファンタジー	7,400	2,845.00	21,053,000	貸付有価証券 3,400株(400株)
シーティーエス	18,900	787.00	14,874,300	
ネクシィーズグループ	4,700	657.00	3,087,900	貸付有価証券 200株(200株)
H. U. グループホールディングス	49,900	2,687.00	134,081,300	
アルプス技研	14,800	2,398.00	35,490,400	
日本空調サービス	18,300	721.00	13,194,300	
オリエンタルランド	180,600	21,475.00	3,878,385,000	
ダスキン	38,000	3,120.00	118,560,000	
明光ネットワークジャパン	22,400	621.00	13,910,400	
ファルコホールディングス	7,700	1,964.00	15,122,800	
秀英予備校	3,300	424.00	1,399,200	貸付有価証券 1,500株
ラウンドワン	142,700	480.00	68,496,000	貸付有価証券 200株
リゾートトラスト	67,400	2,144.00	144,505,600	
ビー・エム・エル	21,200	3,165.00	67,098,000	
りらいあコミュニケーションズ	28,200	1,452.00	40,946,400	
リソー教育	77,600	354.00	27,470,400	
早稲田アカデミー	9,400	1,207.00	11,345,800	貸付有価証券 2,300株
ユー・エス・エス	175,500	2,232.00	391,716,000	
東京個別指導学院	20,200	531.00	10,726,200	貸付有価証券 2,100株(2,100株)
サイバーエージェント	408,300	1,200.00	489,960,000	貸付有価証券 500株
楽天グループ	789,800	691.00	545,751,800	貸付有価証券 370,300株
クリーク・アンド・リバー社	10,000	2,268.00	22,680,000	貸付有価証券 1,000株(900株)
モーニングスター	27,800	489.00	13,594,200	貸付有価証券 2,300株(1,400株)
テー・オー・ダブリュー	33,400	306.00	10,220,400	貸付有価証券 100株
山田コンサルティンググループ	8,600	1,536.00	13,209,600	
セントラルスポーツ	6,400	2,466.00	15,782,400	貸付有価証券 3,000株

フルキャストホールディングス	16,300	2,500.00	40,750,000	
エン・ジャパン	30,900	2,409.00	74,438,100	
リソルホールディングス	1,400	4,920.00	6,888,000	貸付有価証券 800株(200株)
テクノプロ・ホールディングス	100,900	3,470.00	350,123,000	貸付有価証券 2,200株
アトラグループ	3,400	183.00	622,200	貸付有価証券 400株
インターワークス	3,900	372.00	1,450,800	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,900	1,989.00	17,702,100	貸付有価証券 3,900株(2,000株)
Ke e P e r 技研	10,500	3,565.00	37,432,500	貸付有価証券 200株
ファーストロジック	2,400	874.00	2,097,600	
三機サービス	2,300	912.00	2,097,600	
G u n o s y	13,500	652.00	8,802,000	貸付有価証券 4,900株
デザインワン・ジャパン	4,500	193.00	868,500	貸付有価証券 900株(800株)
イー・ガーディアン	6,500	2,381.00	15,476,500	貸付有価証券 600株
リブセンス	7,000	264.00	1,848,000	貸付有価証券 800株
ジャパンマテリアル	52,200	2,363.00	123,348,600	
ベクトル	26,800	1,360.00	36,448,000	
ウチヤマホールディングス	6,400	269.00	1,721,600	貸付有価証券 3,000株(200株)
チャーム・ケア・コーポレーション	14,200	1,109.00	15,747,800	貸付有価証券 1,200株
キャリアリンク	6,300	2,530.00	15,939,000	
I B J	10,400	848.00	8,819,200	貸付有価証券 1,000株(900株)
アサンテ	8,400	1,644.00	13,809,600	
バリューHR	14,900	1,590.00	23,691,000	貸付有価証券 5,400株
M&Aキャピタルパートナーズ	15,800	4,535.00	71,653,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,100	1,121.00	6,838,100	貸付有価証券 900株(900株)
E R I ホールディングス	3,900	1,473.00	5,744,700	
アビスト	2,400	2,966.00	7,118,400	貸付有価証券 100株(100株)
シグマクシス・ホールディングス	25,900	1,102.00	28,541,800	

ウィルグループ	14,200	1,123.00	15,946,600	
エスクロー・エージェント・ジャパン	16,000	152.00	2,432,000	
メトピア	13,400	1,369.00	18,344,600	貸付有価証券 5,700株(3,500株)
レアジョブ	2,900	999.00	2,897,100	
リクルートホールディングス	1,263,300	3,809.00	4,811,909,700	貸付有価証券 8,400株
エラン	22,600	1,067.00	24,114,200	貸付有価証券 200株
土木管理総合試験所	6,400	307.00	1,964,800	
日本郵政	2,236,300	1,219.50	2,727,167,850	貸付有価証券 600株
ベルシステム24ホールディングス	22,900	1,478.00	33,846,200	
鎌倉新書	19,400	1,091.00	21,165,400	貸付有価証券 5,700株(5,700株)
SMN	3,600	458.00	1,648,800	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
一蔵	1,900	496.00	942,400	
グローバルキッズCOMPANY	2,300	793.00	1,823,900	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
エアトリ	11,000	2,551.00	28,061,000	貸付有価証券 3,900株(3,900株)
アトラエ	13,400	995.00	13,333,000	貸付有価証券 100株
ストライク	8,400	4,080.00	34,272,000	貸付有価証券 1,200株(800株)
ソラスト	47,000	679.00	31,913,000	
セラク	6,100	1,443.00	8,802,300	貸付有価証券 100株(100株)
インソース	42,300	1,309.00	55,370,700	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
ベिकाレント・コンサルティング	135,100	5,590.00	755,209,000	貸付有価証券 400株
Orchestra Holdings	3,700	1,875.00	6,937,500	貸付有価証券 200株(200株)
アイモバイル	8,900	1,241.00	11,044,900	
キャリアインデックス	5,200	326.00	1,695,200	
MS-Japan	5,000	1,118.00	5,590,000	貸付有価証券 600株
船場	2,600	748.00	1,944,800	貸付有価証券 200株
ジャパンエレベーターサービスホールディング	60,800	2,005.00	121,904,000	貸付有価証券 300株
フルテック	2,100	1,076.00	2,259,600	

グリーンズ	5,100	1,248.00	6,364,800	貸付有価証券 1,100株
ツナググループ・ホールディングス	4,200	581.00	2,440,200	貸付有価証券 100株
GameWith	4,600	325.00	1,495,000	貸付有価証券 2,300株(400株)
MS&Consulting	1,800	564.00	1,015,200	
ウェルビー	12,500	659.00	8,237,500	貸付有価証券 200株
エル・ティー・エス	2,200	2,478.00	5,451,600	
ミダックホールディングス	10,300	2,779.00	28,623,700	貸付有価証券 1,800株
日総工産	12,800	661.00	8,460,800	貸付有価証券 6,000株
キュービーネットホールディングス	8,100	1,452.00	11,761,200	
RPAホールディングス	23,100	340.00	7,854,000	貸付有価証券 4,400株(4,400株)
スプリックス	5,300	856.00	4,536,800	貸付有価証券 800株(700株)
マネジメントソリューションズ	9,400	3,690.00	34,686,000	貸付有価証券 4,200株(3,700株)
プロレド・パートナーズ	4,200	545.00	2,289,000	貸付有価証券 100株(100株)
and factory	4,400	363.00	1,597,200	貸付有価証券 100株(100株)
テノ.ホールディングス	1,900	988.00	1,877,200	貸付有価証券 900株(800株)
フロンティア・マネジメント	5,700	1,306.00	7,444,200	
ピアラ	2,500	524.00	1,310,000	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
コプロ・ホールディングス	2,500	1,201.00	3,002,500	
ギークス	2,100	1,092.00	2,293,200	貸付有価証券 600株
カーブスホールディングス	52,400	782.00	40,976,800	貸付有価証券 3,000株
フォーラムエンジニアリング	9,900	888.00	8,791,200	
Fast Fitness Japan	5,800	1,371.00	7,951,800	貸付有価証券 500株(500株)
ダイレクトマーケティングミックス	20,400	1,613.00	32,905,200	貸付有価証券 1,600株
ポピンズ	2,500	1,860.00	4,650,000	
LITALICO	13,300	2,589.00	34,433,700	貸付有価証券 1,000株

アドバンテッジリスクマ ネジメント	6,900	471.00	3,249,900	貸付有価証券 600株
リログループ	95,000	2,168.00	205,960,000	貸付有価証券 800株
東祥	11,900	1,189.00	14,149,100	貸付有価証券 5,100株 (400株)
ビーウィズ	3,200	1,537.00	4,918,400	
TREホールディングス	35,900	1,482.00	53,203,800	
人・夢・技術グループ	7,600	1,527.00	11,605,200	
大栄環境	32,600	1,751.00	57,082,600	貸付有価証券 7,900株 (7,900株)
エイチ・アイ・エス	44,600	2,091.00	93,258,600	貸付有価証券 6,800株 (500株)
ラックランド	5,300	2,898.00	15,359,400	貸付有価証券 2,400株 (1,800株)
共立メンテナンス	29,200	5,270.00	153,884,000	貸付有価証券 13,300株 (9,000株)
イチネンホールディング ス	18,100	1,272.00	23,023,200	
建設技術研究所	8,800	3,480.00	30,624,000	
スペース	12,400	890.00	11,036,000	
燦ホールディングス	7,600	2,080.00	15,808,000	貸付有価証券 100株 (100株)
スバル興業	900	9,180.00	8,262,000	
東京テアトル	5,600	1,130.00	6,328,000	貸付有価証券 1,300株 (100株)
タナベコンサルティング グループ	5,900	879.00	5,186,100	
ナガワ	4,600	7,600.00	34,960,000	貸付有価証券 2,100株 (200株)
東京都競馬	14,300	3,725.00	53,267,500	
常磐興産	5,200	1,243.00	6,463,600	貸付有価証券 2,700株
カナモト	31,300	2,226.00	69,673,800	
西尾レントオール	15,900	3,110.00	49,449,000	
トランス・コスモス	21,200	3,385.00	71,762,000	
乃村工藝社	74,400	898.00	66,811,200	貸付有価証券 400株
藤田観光	7,600	3,315.00	25,194,000	貸付有価証券 200株 (200株)
KNT-CTホールディ ングス	10,200	1,713.00	17,472,600	貸付有価証券 900株 (200株)
日本管財	17,900	2,551.00	45,662,900	
トーカイ	15,100	1,904.00	28,750,400	

	白洋舎	1,500	1,576.00	2,364,000	貸付有価証券 700株
	セコム	173,800	7,875.00	1,368,675,000	
	セントラル警備保障	9,200	2,490.00	22,908,000	貸付有価証券 4,300株 (300株)
	丹青社	33,100	712.00	23,567,200	貸付有価証券 800株
	メイテック	68,000	2,431.00	165,308,000	
	応用地質	15,900	1,998.00	31,768,200	
	船井総研ホールディングス	35,800	2,782.00	99,595,600	
	進学会ホールディングス	5,000	300.00	1,500,000	貸付有価証券 2,300株 (400株)
	オオバ	9,600	716.00	6,873,600	貸付有価証券 4,900株 (200株)
	いであ	3,400	1,526.00	5,188,400	貸付有価証券 100株 (100株)
	学究社	6,800	2,011.00	13,674,800	貸付有価証券 400株 (400株)
	ベネッセホールディングス	63,700	1,976.00	125,871,200	
	イオンディライト	18,900	3,020.00	57,078,000	貸付有価証券 8,500株 (200株)
	ナック	7,500	979.00	7,342,500	貸付有価証券 2,900株
	ダイセキ	34,800	4,025.00	140,070,000	
	ステップ	7,000	1,776.00	12,432,000	貸付有価証券 100株 (100株)
	小計	銘柄数：2,145		477,053,778,050	
		組入時価比率：98.8%		100.0%	
	合計			477,053,778,050	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月20日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	5,710,135,800	—	5,877,060,000	166,778,670

合計	5,710,135,800	—	5,877,060,000	166,778,670
----	---------------	---	---------------	-------------

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月20日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,022,719,302
国債証券	707,352,788,750
地方債証券	55,480,413,792
特殊債券	63,013,094,328
社債券	40,966,899,800
未収利息	1,851,057,386
前払費用	137,160,703
流動資産合計	873,824,134,061
資産合計	873,824,134,061
負債の部	
流動負債	
未払金	3,216,503,000
未払解約金	394,453,554
未払利息	1,038
流動負債合計	3,610,957,592
負債合計	3,610,957,592
純資産の部	
元本等	
元本	690,657,163,977
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	179,556,012,492
元本等合計	870,213,176,469
純資産合計	870,213,176,469
負債純資産合計	873,824,134,061

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益

	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2600円
(10,000口当たり純資産額)	(12,600円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月20日現在	
期首	2022年2月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	634,585,492,278円
同期中における追加設定元本額	142,025,564,670円
同期中における一部解約元本額	85,953,892,971円
期末元本額	690,657,163,977円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	389,041,716円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	42,628,916,660円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	18,413,059,710円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,439,518,708円

野村資産設計ファンド2015	337,897,639円
野村資産設計ファンド2020	365,366,065円
野村資産設計ファンド2025	396,131,019円
野村資産設計ファンド2030	344,189,313円
野村資産設計ファンド2035	205,802,674円
野村資産設計ファンド2040	245,084,800円
野村日本債券インデックスファンド	691,791,452円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	152,441,187,894円
のむらップ・ファンド（保守型）	19,781,691,103円
のむらップ・ファンド（普通型）	37,874,260,849円
のむらップ・ファンド（積極型）	4,162,983,938円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	9,685,945,546円
野村資産設計ファンド2045	36,152,168円
野村円債投資インデックスファンド	649,061,835円
野村インデックスファンド・国内債券 マイ・ロード	1,756,254,575円 37,775,138,138円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,652,304,388円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	18,590,653,564円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	2,529,454,609円
野村資産設計ファンド2050	29,065,190円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	34,700,683円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	11,267,584円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	5,170,758円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	3,640,306円
のむらップ・ファンド（やや保守型）	1,989,918,739円
のむらップ・ファンド（やや積極型）	877,740,565円
インデックス・ブレンド（タイプI）	28,984,068円
インデックス・ブレンド（タイプII）	8,189,750円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	23,208,822円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	3,786,337円
インデックス・ブレンド（タイプV）	3,722,052円
野村6資産均等バランス	6,156,266,742円
世界6資産分散ファンド	144,493,796円
野村資産設計ファンド2060	15,336,595円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	54,687,755,369円 20,925,685,986円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	473,692,475円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	86,615,259円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,388,239,802円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	462,134,478円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	9,672,916円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	10,802,845円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	140,543円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,149,898,243円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	3,856,118円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	29,222,590円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	37,900,589円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	375,737,343円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	282,287,235円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	923,013,207円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	122,950,630円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,441,926,475円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	385,092,366円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格 機関投資家専用）	15,054,492円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	39,630,369,896円

マイバランス50 (確定拠出年金向け)	55,764,206,988 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	22,360,432,655 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合 (確定拠出年金向け)	51,770,215,269 円
マイバランスDC30	16,881,747,464 円
マイバランスDC50	14,203,262,478 円
マイバランスDC70	5,370,319,380 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,556,276,722 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,024,413,532 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	6,765,976,931 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	2,695,325,312 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	294,216,520 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	46,629,540 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	55,764,766 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	147,550,756 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	58,976,132 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	20,921,321 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	2,408,804,299 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,053,604,493 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	438,551,743 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	494,731,097 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	10,401,937 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	170,647,742 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	644,624,647 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	4,167,943,421 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	82,189,625 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第435回	2,500,000,000	2,502,750,000	
		国庫債券 利付(2年)第436回	1,500,000,000	1,501,695,000	
		国庫債券 利付(2年)第437回	1,000,000,000	1,001,210,000	
		国庫債券 利付(2年)第438回	5,500,000,000	5,506,710,000	
		国庫債券 利付(2年)第439回	4,000,000,000	4,004,880,000	
		国庫債券 利付(2年)第442回	3,000,000,000	3,003,540,000	
		国庫債券 利付(2年)第444回	1,000,000,000	1,001,210,000	
		国庫債券 利付(5年)第139回	10,200,000,000	10,221,318,000	
		国庫債券 利付(5年)第140回	5,100,000,000	5,112,495,000	
		国庫債券 利付(5年)第141回	9,600,000,000	9,625,728,000	

	国庫債券 利付（５年）第１４２回	1,200,000,000	1,203,504,000	
	国庫債券 利付（５年）第１４３回	6,070,000,000	6,088,270,700	
	国庫債券 利付（５年）第１４４回	4,400,000,000	4,413,816,000	
	国庫債券 利付（５年）第１４５回	3,900,000,000	3,912,558,000	
	国庫債券 利付（５年）第１４６回	5,100,000,000	5,115,861,000	
	国庫債券 利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,600,000,000	
	国庫債券 利付（５年）第１４８回	7,300,000,000	7,295,109,000	
	国庫債券 利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,092,661,000	
	国庫債券 利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,280,722,000	
	国庫債券 利付（５年）第１５１回	5,500,000,000	5,474,315,000	
	国庫債券 利付（５年）第１５２回	4,000,000,000	3,996,720,000	
	国庫債券 利付（５年）第１５３回	11,500,000,000	11,428,240,000	
	国庫債券 利付（５年）第１５４回	4,000,000,000	3,985,440,000	
	国庫債券 利付（５年）第１５５回	1,500,000,000	1,507,170,000	
	国庫債券 利付（４０年）第１回	1,860,000,000	2,225,843,400	
	国庫債券 利付（４０年）第２回	2,700,000,000	3,118,527,000	
	国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	1,041,354,000	
	国庫債券 利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,888,974,400	
	国庫債券 利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,456,650,000	
	国庫債券 利付（４０年）第６回	2,300,000,000	2,519,374,000	
	国庫債券 利付（４０年）第７回	2,000,000,000	2,095,880,000	
	国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,459,605,000	
	国庫債券 利付（４０年）第９回	4,050,000,000	2,889,472,500	
	国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,010,000,000	1,688,560,800	
	国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,416,362,500	
	国庫債券 利付（４０年）第１２回	2,070,000,000	1,496,133,900	
	国庫債券 利付（４０年）第１３回	5,070,000,000	3,653,188,500	
	国庫債券 利付（４０年）第１４回	3,960,000,000	3,051,734,400	
	国庫債券 利付（４０年）第１５回	2,300,000,000	1,928,780,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３３３回	3,600,000,000	3,626,892,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３３４回	6,600,000,000	6,659,994,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３３５回	5,600,000,000	5,650,400,000	
	国庫債券 利付（１０年）第３３６回	2,750,000,000	2,778,160,000	

国庫債券 回	利付（10年）第337	3,000,000,000	3,019,740,000
国庫債券 回	利付（10年）第338	9,000,000,000	9,083,070,000
国庫債券 回	利付（10年）第339	7,000,000,000	7,070,840,000
国庫債券 回	利付（10年）第340	4,200,000,000	4,246,032,000
国庫債券 回	利付（10年）第341	5,900,000,000	5,951,684,000
国庫債券 回	利付（10年）第342	4,550,000,000	4,563,240,500
国庫債券 回	利付（10年）第343	6,000,000,000	6,014,940,000
国庫債券 回	利付（10年）第344	6,400,000,000	6,410,240,000
国庫債券 回	利付（10年）第345	7,000,000,000	7,003,990,000
国庫債券 回	利付（10年）第346	8,600,000,000	8,592,948,000
国庫債券 回	利付（10年）第347	12,000,000,000	11,974,200,000
国庫債券 回	利付（10年）第348	6,800,000,000	6,775,248,000
国庫債券 回	利付（10年）第349	4,300,000,000	4,279,403,000
国庫債券 回	利付（10年）第350	10,150,000,000	10,081,284,500
国庫債券 回	利付（10年）第351	6,500,000,000	6,443,645,000
国庫債券 回	利付（10年）第352	5,400,000,000	5,343,678,000
国庫債券 回	利付（10年）第353	1,500,000,000	1,481,535,000
国庫債券 回	利付（10年）第354	1,850,000,000	1,823,563,500
国庫債券 回	利付（10年）第355	1,900,000,000	1,868,859,000
国庫債券 回	利付（10年）第356	1,800,000,000	1,767,078,000
国庫債券 回	利付（10年）第357	2,000,000,000	1,959,460,000
国庫債券 回	利付（10年）第358	4,470,000,000	4,373,224,500
国庫債券 回	利付（10年）第359	6,200,000,000	6,046,054,000
国庫債券 回	利付（10年）第360	9,000,000,000	8,746,650,000

国庫債券 利付（10年）第361回	10,000,000,000	9,684,100,000
国庫債券 利付（10年）第362回	9,700,000,000	9,369,715,000
国庫債券 利付（10年）第363回	11,450,000,000	11,039,746,500
国庫債券 利付（10年）第364回	11,150,000,000	10,734,551,000
国庫債券 利付（10年）第365回	12,000,000,000	11,545,320,000
国庫債券 利付（10年）第366回	1,800,000,000	1,747,800,000
国庫債券 利付（10年）第367回	7,000,000,000	6,902,000,000
国庫債券 利付（10年）第369回	2,200,000,000	2,200,000,000
国庫債券 利付（30年）第1回	1,000,000,000	1,156,790,000
国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	568,645,000
国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	181,265,600
国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,654,842,000
国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	170,115,000
国庫債券 利付（30年）第6回	600,000,000	694,350,000
国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	692,334,000
国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	110,900,000
国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	283,751,400
国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	260,267,500
国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	725,300,400
国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	820,080,000
国庫債券 利付（30年）第13回	790,000,000	892,012,700
国庫債券 利付（30年）第14回	1,800,000,000	2,109,060,000
国庫債券 利付（30年）第15回	2,000,000,000	2,366,600,000
国庫債券 利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,676,109,950
国庫債券 利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,761,210,000
国庫債券 利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,559,106,000
国庫債券 利付（30年）第19回	2,050,000,000	2,386,958,500
国庫債券 利付（30年）第20回	1,270,000,000	1,509,826,800
国庫債券 利付（30年）第21回	300,000,000	349,704,000
国庫債券 利付（30年）第22回	600,000,000	714,384,000
国庫債券 利付（30年）第23回	1,840,000,000	2,190,299,200

国庫債券	利付（30年）第24回	700,000,000	833,994,000
国庫債券	利付（30年）第25回	500,000,000	583,210,000
国庫債券	利付（30年）第26回	850,000,000	1,003,000,000
国庫債券	利付（30年）第27回	2,950,000,000	3,521,946,000
国庫債券	利付（30年）第28回	1,500,000,000	1,791,210,000
国庫債券	利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,361,480,000
国庫債券	利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,915,725,000
国庫債券	利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,958,077,000
国庫債券	利付（30年）第32回	2,500,000,000	2,914,450,000
国庫債券	利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,684,544,000
国庫債券	利付（30年）第34回	2,800,000,000	3,218,236,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,569,744,000
国庫債券	利付（30年）第36回	2,000,000,000	2,236,180,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,531,150,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,731,488,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,538,754,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,405,521,000
国庫債券	利付（30年）第41回	1,500,000,000	1,594,410,000
国庫債券	利付（30年）第42回	1,600,000,000	1,698,832,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,300,000,000	1,379,911,000
国庫債券	利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,484,350,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,737,128,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,838,088,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,766,844,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,900,000,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,900,000,000	2,897,477,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	2,113,824,000
国庫債券	利付（30年）第51回	3,650,000,000	2,846,379,500
国庫債券	利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,796,454,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,417,732,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,481,652,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,303,560,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,473,067,000
国庫債券	利付（30年）第57回	1,600,000,000	1,382,368,000
国庫債券	利付（30年）第58回	2,100,000,000	1,810,704,000

国庫債券	利付（30年）第59回	1,600,000,000	1,342,880,000
国庫債券	利付（30年）第60回	1,150,000,000	1,011,229,500
国庫債券	利付（30年）第61回	1,500,000,000	1,250,985,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,366,700,000
国庫債券	利付（30年）第63回	3,000,000,000	2,292,780,000
国庫債券	利付（30年）第64回	3,300,000,000	2,514,633,000
国庫債券	利付（30年）第65回	2,200,000,000	1,673,056,000
国庫債券	利付（30年）第66回	2,000,000,000	1,515,120,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,794,680,000
国庫債券	利付（30年）第68回	1,950,000,000	1,554,559,500
国庫債券	利付（30年）第69回	2,200,000,000	1,801,404,000
国庫債券	利付（30年）第70回	2,110,000,000	1,723,743,400
国庫債券	利付（30年）第71回	2,400,000,000	1,957,968,000
国庫債券	利付（30年）第72回	1,300,000,000	1,063,244,000
国庫債券	利付（30年）第73回	2,000,000,000	1,633,600,000
国庫債券	利付（30年）第74回	1,500,000,000	1,327,995,000
国庫債券	利付（30年）第75回	2,000,000,000	1,910,740,000
国庫債券	利付（30年）第76回	2,000,000,000	1,957,000,000
国庫債券	利付（30年）第77回	600,000,000	613,626,000
国庫債券	利付（20年）第67回	310,000,000	316,646,400
国庫債券	利付（20年）第68回	290,000,000	297,154,300
国庫債券	利付（20年）第69回	560,000,000	573,210,400
国庫債券	利付（20年）第70回	540,000,000	557,809,200
国庫債券	利付（20年）第71回	200,000,000	206,066,000
国庫債券	利付（20年）第72回	1,470,000,000	1,520,391,600
国庫債券	利付（20年）第73回	1,200,000,000	1,245,216,000
国庫債券	利付（20年）第74回	800,000,000	831,608,000
国庫債券	利付（20年）第75回	600,000,000	626,712,000
国庫債券	利付（20年）第76回	910,000,000	946,736,700
国庫債券	利付（20年）第77回	700,000,000	729,715,000
国庫債券	利付（20年）第78回	800,000,000	836,032,000
国庫債券	利付（20年）第79回	860,000,000	900,738,200
国庫債券	利付（20年）第80回	1,400,000,000	1,469,580,000
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	378,802,800
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	864,944,200

国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,451,747,900
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,268,208,000
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	425,752,000
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,819,901,000
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	533,730,000
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,183,160,000
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	503,971,600
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,614,885,000
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	270,042,500
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	699,965,500
国庫債券	利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,475,789,000
国庫債券	利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,997,813,000
国庫債券	利付（20年）第95回	3,100,000,000	3,387,184,000
国庫債券	利付（20年）第96回	2,400,000,000	2,601,696,000
国庫債券	利付（20年）第97回	300,000,000	327,588,000
国庫債券	利付（20年）第98回	300,000,000	326,226,000
国庫債券	利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,200,210,000
国庫債券	利付（20年）第100回	820,000,000	901,237,400
国庫債券	利付（20年）第101回	250,000,000	277,277,500
国庫債券	利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,669,065,000
国庫債券	利付（20年）第103回	600,000,000	664,470,000
国庫債券	利付（20年）第104回	400,000,000	438,776,000
国庫債券	利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,090,494,000
国庫債券	利付（20年）第106回	400,000,000	442,300,000
国庫債券	利付（20年）第107回	800,000,000	882,472,000
国庫債券	利付（20年）第108回	1,600,000,000	1,746,608,000
国庫債券	利付（20年）第109回	900,000,000	984,429,000
国庫債券	利付（20年）第110回	1,100,000,000	1,216,292,000
国庫債券	利付（20年）第111回	800,000,000	891,872,000
国庫債券	利付（20年）第112回	1,800,000,000	1,995,570,000

	回			
	国庫債券 利付（20年）第113回	1,000,000,000	1,111,450,000	
	国庫債券 利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,121,110,000	
	国庫債券 利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,237,060,000	
	国庫債券 利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,564,794,000	
	国庫債券 利付（20年）第118回	500,000,000	555,950,000	
	国庫債券 利付（20年）第119回	800,000,000	877,840,000	
	国庫債券 利付（20年）第120回	800,000,000	866,472,000	
	国庫債券 利付（20年）第121回	1,200,000,000	1,326,528,000	
	国庫債券 利付（20年）第122回	900,000,000	988,308,000	
	国庫債券 利付（20年）第123回	1,500,000,000	1,682,670,000	
	国庫債券 利付（20年）第124回	1,000,000,000	1,114,240,000	
	国庫債券 利付（20年）第125回	1,400,000,000	1,584,702,000	
	国庫債券 利付（20年）第126回	1,200,000,000	1,339,164,000	
	国庫債券 利付（20年）第127回	500,000,000	554,105,000	
	国庫債券 利付（20年）第128回	800,000,000	888,456,000	
	国庫債券 利付（20年）第129回	1,300,000,000	1,433,367,000	
	国庫債券 利付（20年）第130回	2,200,000,000	2,429,240,000	
	国庫債券 利付（20年）第131回	800,000,000	876,792,000	
	国庫債券 利付（20年）第132回	1,300,000,000	1,427,049,000	
	国庫債券 利付（20年）第133回	1,400,000,000	1,548,624,000	
	国庫債券 利付（20年）第134回	1,900,000,000	2,105,257,000	
	国庫債券 利付（20年）第135回	700,000,000	769,237,000	
	国庫債券 利付（20年）第136回	700,000,000	763,189,000	
	国庫債券 利付（20年）第137回	1,000,000,000	1,100,550,000	

国庫債券 回	利付（20年）第138	800,000,000	865,880,000
国庫債券 回	利付（20年）第139	1,000,000,000	1,091,690,000
国庫債券 回	利付（20年）第140	3,000,000,000	3,301,890,000
国庫債券 回	利付（20年）第141	2,600,000,000	2,858,778,000
国庫債券 回	利付（20年）第142	950,000,000	1,053,341,000
国庫債券 回	利付（20年）第143	2,300,000,000	2,505,390,000
国庫債券 回	利付（20年）第144	1,300,000,000	1,403,805,000
国庫債券 回	利付（20年）第145	3,300,000,000	3,626,502,000
国庫債券 回	利付（20年）第146	3,400,000,000	3,734,832,000
国庫債券 回	利付（20年）第147	4,500,000,000	4,895,280,000
国庫債券 回	利付（20年）第148	2,600,000,000	2,799,368,000
国庫債券 回	利付（20年）第149	4,350,000,000	4,678,338,000
国庫債券 回	利付（20年）第150	4,030,000,000	4,286,187,100
国庫債券 回	利付（20年）第151	3,000,000,000	3,117,840,000
国庫債券 回	利付（20年）第152	2,650,000,000	2,750,037,500
国庫債券 回	利付（20年）第153	2,100,000,000	2,200,506,000
国庫債券 回	利付（20年）第154	2,820,000,000	2,917,233,600
国庫債券 回	利付（20年）第155	3,850,000,000	3,883,110,000
国庫債券 回	利付（20年）第156	5,150,000,000	4,803,817,000
国庫債券 回	利付（20年）第157	4,040,000,000	3,651,352,000
国庫債券 回	利付（20年）第158	3,470,000,000	3,254,790,600
国庫債券 回	利付（20年）第159	3,010,000,000	2,853,329,500
国庫債券 回	利付（20年）第160	2,000,000,000	1,915,340,000
国庫債券 回	利付（20年）第161	3,100,000,000	2,918,991,000

	国庫債券 利付（20年）第162回	1,700,000,000	1,594,209,000	
	国庫債券 利付（20年）第163回	2,000,000,000	1,868,940,000	
	国庫債券 利付（20年）第164回	3,600,000,000	3,301,488,000	
	国庫債券 利付（20年）第165回	2,200,000,000	2,009,744,000	
	国庫債券 利付（20年）第166回	2,300,000,000	2,158,964,000	
	国庫債券 利付（20年）第167回	2,600,000,000	2,357,914,000	
	国庫債券 利付（20年）第168回	2,700,000,000	2,399,220,000	
	国庫債券 利付（20年）第169回	4,130,000,000	3,595,536,700	
	国庫債券 利付（20年）第170回	4,300,000,000	3,726,208,000	
	国庫債券 利付（20年）第171回	4,000,000,000	3,450,080,000	
	国庫債券 利付（20年）第172回	3,340,000,000	2,919,961,600	
	国庫債券 利付（20年）第173回	4,250,000,000	3,698,647,500	
	国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	6,042,153,600	
	国庫債券 利付（20年）第175回	5,500,000,000	4,835,160,000	
	国庫債券 利付（20年）第176回	6,020,000,000	5,272,677,200	
	国庫債券 利付（20年）第177回	5,070,000,000	4,346,409,600	
	国庫債券 利付（20年）第178回	4,250,000,000	3,699,667,500	
	国庫債券 利付（20年）第179回	5,000,000,000	4,339,150,000	
	国庫債券 利付（20年）第180回	2,000,000,000	1,831,760,000	
	国庫債券 利付（20年）第181回	1,500,000,000	1,396,530,000	
	国庫債券 利付（20年）第182回	1,500,000,000	1,444,155,000	
	国庫債券 利付（20年）第183回	1,000,000,000	1,012,570,000	
	メキシコ合衆国 第19回円貨社債（2014）	200,000,000	201,570,000	
	ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,202,000	
小計	銘柄数：270	714,750,000,000	707,352,788,750	

		組入時価比率：81.3%		81.6%
	合計			707,352,788,750
地方債証券	日本円	東京都 公募第731回	100,000,000	100,665,000
		東京都 公募第736回	100,000,000	100,725,000
		東京都 公募第745回	300,000,000	303,192,000
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,537,000
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,644,000
		東京都 公募第769回	500,000,000	498,715,000
		東京都 公募第778回	100,000,000	99,004,000
		東京都 公募第784回	200,000,000	198,026,000
		東京都 公募第813回	200,000,000	192,122,000
		東京都 公募第822回	130,000,000	122,987,800
		東京都 公募第830回	400,000,000	381,608,000
		東京都 公募(30年)第7回	100,000,000	117,450,000
		東京都 公募第10回	200,000,000	229,202,000
		東京都 公募(20年)第3回	200,000,000	204,820,000
		東京都 公募第7回	100,000,000	105,324,000
		東京都 公募(20年)第13回	100,000,000	108,705,000
		東京都 公募(20年)第16回	200,000,000	217,602,000
		東京都 公募(20年)第17回	200,000,000	218,510,000
		東京都 公募(20年)第20回	180,000,000	197,731,800
		東京都 公募第23回	100,000,000	110,664,000
		東京都 公募(20年)第26回	100,000,000	108,344,000
		東京都 公募(20年)第28回	100,000,000	106,470,000
		東京都 公募(20年)第29回	200,000,000	213,460,000
		東京都 公募(20年)第30回	100,000,000	105,867,000
		東京都 公募(5年)第31回	300,000,000	299,934,000
		東京都 公募(5年)第32回	300,000,000	299,616,000
		北海道 公募平成26年度第13回	100,000,000	100,738,000
		北海道 公募平成27年度第7回	100,000,000	101,077,000
		北海道 公募平成29年度第5回	200,000,000	199,096,000
		北海道 公募平成29年度第7回	100,000,000	99,575,000
北海道 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,469,000		
北海道 公募平成30年度第15回	246,240,000	236,008,728		
北海道 公募平成30年度第18回	200,000,000	195,858,000		

北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	289,899,000	
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	95,954,000	
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	303,273,000	
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,731,000	
神奈川県	公募第205回	100,000,000	100,697,000	
神奈川県	公募第206回	100,000,000	100,840,000	
神奈川県	公募第208回	100,000,000	100,704,000	
神奈川県	公募第210回	200,000,000	201,482,000	
神奈川県	公募第212回	100,000,000	100,724,000	
神奈川県	公募第231回	200,000,000	199,000,000	
神奈川県	公募第243回	200,000,000	193,424,000	
神奈川県	公募第247回	200,000,000	192,786,000	
神奈川県	公募第258回	100,000,000	95,532,000	
神奈川県	公募(30年)第3回	100,000,000	118,775,000	
神奈川県	公募第7回	300,000,000	324,030,000	
神奈川県	公募(20年)第14回	100,000,000	109,516,000	
神奈川県	公募(20年)第17回	200,000,000	219,850,000	
神奈川県	公募(20年)第20回	100,000,000	108,049,000	
神奈川県	公募(20年)第21回	200,000,000	218,322,000	
神奈川県	公募(20年)第26回	100,000,000	105,549,000	
大阪府	公募第382回	100,000,000	100,707,000	
大阪府	公募第383回	100,000,000	100,782,000	
大阪府	公募第384回	100,000,000	100,810,000	
大阪府	公募第387回	300,000,000	302,142,000	
大阪府	公募第389回	100,000,000	100,800,000	
大阪府	公募第396回	200,000,000	202,120,000	
大阪府	公募第417回	102,000,000	102,011,220	
大阪府	公募第423回	100,000,000	99,464,000	
大阪府	公募第429回	179,000,000	177,474,920	
大阪府	公募第452回	100,000,000	96,492,000	
大阪府	公募第467回	140,000,000	133,673,400	
大阪府	公募第469回	150,000,000	142,557,000	
大阪府	公募第479回	200,000,000	191,300,000	
大阪府	公募第481回	100,000,000	96,953,000	
大阪府	公募第5回	100,000,000	110,745,000	

大阪府	公募第8回	100,000,000	109,039,000
大阪府	公募(5年)第173回	200,000,000	199,542,000
大阪府	公募(5年)第174回	200,000,000	199,502,000
大阪府	公募(5年)第178回	400,000,000	398,592,000
大阪府	公募(5年)第184回	400,000,000	397,876,000
大阪府	公募(5年)第190回	200,000,000	198,330,000
京都府	公募平成25年度第15回	200,000,000	201,384,000
京都府	公募平成26年度第5回	100,000,000	105,220,000
京都府	公募平成26年度第7回	200,000,000	201,648,000
京都府	公募(20年)平成27年度第5回	200,000,000	204,188,000
京都府	公募(15年)平成27年度第8回	100,000,000	100,799,000
京都府	公募(15年)平成28年度第2回	200,000,000	191,836,000
京都府	公募(20年)平成28年度第5回	100,000,000	90,173,000
京都府	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,635,000
兵庫県	公募平成26年度第17回	100,000,000	100,785,000
兵庫県	公募平成29年度第22回	100,000,000	99,250,000
兵庫県	公募(30年)第2回	200,000,000	230,642,000
兵庫県	公募(15年)第1回	300,000,000	315,375,000
兵庫県	公募(15年)第3回	200,000,000	209,302,000
兵庫県	公募(12年)第3回	300,000,000	303,123,000
兵庫県	公募(15年)第8回	100,000,000	103,520,000
兵庫県	公募(15年)第11回	100,000,000	100,711,000
兵庫県	公募第2回	100,000,000	109,362,000
兵庫県	公募第9回	100,000,000	111,057,000
兵庫県	公募(20年)第11回	200,000,000	216,986,000
兵庫県	公募(20年)第14回	100,000,000	108,314,000
兵庫県	公募(20年)第21回	100,000,000	106,217,000
兵庫県	公募(20年)第22回	100,000,000	104,571,000
静岡県	公募平成26年度第3回	165,000,000	166,371,150
静岡県	公募平成26年度第8回	100,000,000	100,825,000
静岡県	公募平成26年度第9回	200,000,000	201,700,000
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	115,346,916
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	299,586,000

静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,717,000
静岡県	公募(31年)第1回	174,000,000	169,893,600
静岡県	公募(5年)令和3年度第2回	100,000,000	99,632,000
静岡県	公募(5年)令和3年度第5回	300,000,000	298,557,000
静岡県	公募(15年)第2回	200,000,000	209,706,000
静岡県	公募(15年)第5回	200,000,000	207,138,000
静岡県	公募(15年)第9回	100,000,000	100,533,000
静岡県	公募(20年)第11回	100,000,000	108,529,000
静岡県	公募(20年)第14回	200,000,000	216,620,000
静岡県	公募(20年)第18回	100,000,000	105,478,000
静岡県	公募(20年)第30回	200,000,000	171,698,000
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	108,971,000
愛知県	公募(20年)平成22年度第8回	200,000,000	217,730,000
愛知県	公募(20年)平成24年度第4回	100,000,000	107,732,000
愛知県	公募(15年)平成24年度第14回	400,000,000	418,740,000
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	109,269,000
愛知県	公募(30年)平成25年度第8回	120,000,000	131,522,400
愛知県	公募(20年)平成25年度第17回	100,000,000	106,986,000
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	105,674,000
愛知県	公募平成26年度第13回	100,000,000	104,026,000
愛知県	公募平成26年度第17回	300,000,000	302,373,000
愛知県	公募(15年)平成27年度第2回	300,000,000	302,784,000
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	101,009,000
愛知県	公募平成29年度第8回	100,000,000	99,575,000
愛知県	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,323,000
愛知県	公募平成30年度第7回	200,000,000	197,550,000
愛知県	公募令和3年度第10回	200,000,000	198,664,000
広島県	公募平成26年度第5回	109,650,000	110,231,145
広島県	公募平成26年度第7回	200,000,000	201,606,000
広島県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,296,000
広島県	公募平成29年度第4回	211,300,000	210,357,602

広島県	公募令和2年度第2回	100,000,000	96,602,000
広島県	公募令和2年度第7回	300,000,000	288,084,000
埼玉県	公募平成25年度第11回	100,000,000	100,694,000
埼玉県	公募平成26年度第3回	100,000,000	100,807,000
埼玉県	公募平成26年度第6回	200,000,000	201,620,000
埼玉県	公募平成26年度第7回	400,000,000	403,132,000
埼玉県	公募平成26年度第9回	100,000,000	100,721,000
埼玉県	公募平成27年度第9回	100,000,000	100,330,000
埼玉県	公募平成28年度第5回	100,000,000	99,624,000
埼玉県	公募平成30年度第4回	200,000,000	197,958,000
埼玉県	公募令和元年度第4回	100,000,000	97,149,000
埼玉県	公募令和2年度第4回	300,000,000	289,815,000
埼玉県	公募(15年)第1回	100,000,000	102,479,000
埼玉県	公募(15年)第2回	200,000,000	203,524,000
埼玉県	公募(15年)第3回	100,000,000	97,114,000
埼玉県	公募(25年)第2回	200,000,000	177,814,000
埼玉県	公募(30年)第9回	200,000,000	168,746,000
埼玉県	公募(20年)第6回	100,000,000	110,009,000
埼玉県	公募(20年)第16回	100,000,000	101,938,000
埼玉県	公募(20年)第19回	100,000,000	92,395,000
埼玉県	公募(20年)第20回	100,000,000	93,022,000
福岡県	公募平成26年度第1回	100,000,000	100,844,000
福岡県	公募平成27年度第1回	300,000,000	303,495,000
福岡県	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,678,000
福岡県	公募平成23年度第1回	100,000,000	104,807,000
福岡県	公募(15年)平成27年度第1回	200,000,000	201,458,000
福岡県	公募(15年)令和元年度第1回	100,000,000	92,507,000
福岡県	公募(30年)平成19年度第1回	100,000,000	118,828,000
福岡県	公募(30年)平成26年度第1回	100,000,000	105,885,000
福岡県	公募(30年・定時償還)平成29年度第2回	100,000,000	86,451,000
福岡県	公募(30年・定時償還)令和元年度第3回	100,000,000	74,429,000
福岡県	公募(20年)平成20年度第1回	300,000,000	329,715,000

福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	109,028,000	
福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	324,006,000	
福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	332,190,000	
福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	107,789,000	
千葉県 公募平成26年度第1回	100,000,000	100,773,000	
千葉県 公募平成26年度第3回	200,000,000	201,646,000	
千葉県 公募平成26年度第6回	120,000,000	120,645,600	
千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	202,006,000	
千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	199,320,000	
千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,297,000	
千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,150,000	
千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	291,144,000	
千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	96,765,000	
千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	421,984,000	
千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	110,921,000	
千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	217,336,000	
千葉県 公募（20年）第16回	200,000,000	212,914,000	
千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	104,527,000	
新潟県 公募平成30年度第2回	200,000,000	197,848,000	
新潟県 公募令和2年度第2回	120,000,000	115,000,800	
長野県 公募令和3年度第1回	300,000,000	287,316,000	
茨城県 公募令和3年度第3回	200,000,000	198,848,000	
群馬県 公募第12回	100,000,000	101,075,000	
群馬県 公募（5年）第13回	300,000,000	298,332,000	
群馬県 公募（20年）第3回	100,000,000	107,992,000	
岐阜県 公募平成26年度第1回	186,670,000	188,193,227	
共同発行市場地方債 公募第132回	100,000,000	100,697,000	
共同発行市場地方債 公募第136回	200,000,000	201,646,000	
共同発行市場地方債 公募第137回	500,000,000	503,995,000	
共同発行市場地方債 公募第139回	155,000,000	156,292,700	
共同発行市場地方債 公募第143回	540,000,000	544,098,600	

共同発行市場地方債 公募第145回	1,000,000,000	1,007,180,000	
共同発行市場地方債 公募第152回	400,000,000	404,304,000	
共同発行市場地方債 公募第154回	300,000,000	302,490,000	
共同発行市場地方債 公募第156回	200,000,000	199,814,000	
共同発行市場地方債 公募第157回	300,000,000	299,478,000	
共同発行市場地方債 公募第161回	300,000,000	298,848,000	
共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	598,422,000	
共同発行市場地方債 公募第184回	100,000,000	98,752,000	
共同発行市場地方債 公募第186回	400,000,000	395,956,000	
共同発行市場地方債 公募第188回	300,000,000	296,865,000	
共同発行市場地方債 公募第190回	610,000,000	599,087,100	
共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	97,957,000	
共同発行市場地方債 公募第194回	200,000,000	195,088,000	
共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	388,312,000	
共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	290,853,000	
共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	96,778,000	
共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	289,815,000	
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	286,959,000	
共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	382,284,000	
共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	285,075,000	
共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	239,770,000	
共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	290,160,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	109,451,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	102,925,000	
堺市 公募第3回	100,000,000	94,703,000	

長崎県	公募令和元年度第3回	100,000,000	97,119,000
長崎県	公募令和4年度第3回	100,000,000	96,174,000
島根県	公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	86,614,000
佐賀県	公募平成28年度第1回	100,000,000	99,550,000
福島県	公募平成26年度第1回	200,000,000	201,588,000
滋賀県	公募平成26年度第1回	142,000,000	143,127,480
熊本県	公募平成28年度第2回	132,000,000	131,371,680
熊本市	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,388,000
新潟市	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,451,000
浜松市	公募平成26年度第1回	100,000,000	100,537,000
大阪市	公募平成26年度第5回	100,000,000	100,874,000
大阪市	公募平成27年度第6回	100,000,000	101,007,000
大阪市	公募令和2年度第2回	300,000,000	289,821,000
大阪市	公募令和3年度第2回	300,000,000	286,362,000
大阪市	公募(15年)第1回	100,000,000	105,409,000
大阪市	公募(20年)第1回	300,000,000	327,780,000
大阪市	公募(20年)第5回	100,000,000	111,185,000
大阪市	公募(20年)第6回	100,000,000	109,968,000
大阪市	公募(20年)第17回	200,000,000	217,086,000
大阪市	公募(20年)第26回	100,000,000	92,488,000
名古屋市	公募第488回	300,000,000	302,640,000
名古屋市	公募第489回	100,000,000	100,759,000
名古屋市	公募第501回	200,000,000	198,818,000
名古屋市	公募第503回	100,000,000	99,175,000
名古屋市	公募第504回	200,000,000	197,964,000
名古屋市	公募第511回	200,000,000	192,918,000
名古屋市	公募第512回	300,000,000	289,911,000
名古屋市	公募(12年)第1回	200,000,000	204,454,000
名古屋市	公募(15年)第2回	100,000,000	102,306,000
名古屋市	公募(20年)第19回	100,000,000	90,616,000
京都市	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,621,000
京都市	公募平成29年度第4回	101,280,000	100,762,459
京都市	公募(20年)第2回	100,000,000	105,208,000
京都市	公募(20年)第5回	200,000,000	216,356,000

京都市	公募（20年）第6回	100,000,000	109,407,000
京都市	公募（20年）第13回	100,000,000	103,937,000
京都市	公募（20年）第15回	200,000,000	183,556,000
神戸市	公募平成26年度第17回	300,000,000	301,302,000
神戸市	公募平成28年度第1回	200,000,000	199,654,000
神戸市	公募平成30年度第2回	200,000,000	168,746,000
横浜市	公募公債平成26年度5回	200,000,000	201,538,000
横浜市	公募平成28年度第5回	300,000,000	299,997,000
横浜市	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,690,000
横浜市	公募2019年度第3回	200,000,000	193,456,000
横浜市	公募（30年）第2回	200,000,000	233,144,000
横浜市	公募（20年）第11回	100,000,000	107,571,000
横浜市	公募（20年）第18回	100,000,000	110,343,000
横浜市	公募（20年）第26回	100,000,000	108,762,000
横浜市	公募（20年）第30回	100,000,000	104,250,000
札幌市	公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	209,958,000
札幌市	公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	108,905,000
札幌市	公募（20年）平成24年度第11回	100,000,000	108,829,000
札幌市	公募平成26年度第4回	100,000,000	100,689,000
札幌市	公募平成26年度第9回	200,000,000	201,406,000
札幌市	公募（5年）令和3年度第8回	100,000,000	95,034,000
札幌市	公募（5年）令和4年度第4回	100,000,000	97,482,000
川崎市	公募第95回	160,000,000	157,262,400
川崎市	公募（20年）第14回	100,000,000	108,697,000
川崎市	公募（20年）第17回	100,000,000	105,963,000
川崎市	公募（20年）第19回	100,000,000	104,186,000
川崎市	公募（30年）第11回	100,000,000	83,810,000
北九州市	公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	191,166,000
北九州市	公募（20年）第3回	200,000,000	218,258,000
北九州市	公募（20年）第14回	100,000,000	108,881,000
福岡市	公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	220,320,000
福岡市	公募（20年）平成23年	100,000,000	109,233,000

		度第4回			
		福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	105,683,000	
		福岡市 公募平成26年度第5回	100,000,000	100,830,000	
		福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	161,300,800	
		福岡市 公募(5年)2020年度第9回	300,000,000	299,106,000	
		広島市 公募平成26年度第2回	100,000,000	100,747,000	
		広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	504,945,000	
		広島市 公募(10年)平成30年度第6回	241,000,000	236,160,720	
		広島市 公募(10年)令和3年度第6回	100,000,000	95,526,000	
		千葉市 公募平成26年度第2回	200,000,000	201,622,000	
		三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	154,733,400	
		福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	199,682,000	
		福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	193,422,000	
		福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	96,633,000	
		徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	198,776,000	
		徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	296,859,000	
		山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	96,709,000	
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	168,624,693	
		岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	288,270,000	
		岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	95,139,000	
		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	111,145,452	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	109,926,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	332,769,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	109,505,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	101,237,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	91,801,000	
	小計	銘柄数：311 組入時価比率：6.4%	54,981,040,000	55,480,413,792 6.4%	
	合計			55,480,413,792	
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨債券(2014)	100,000,000	100,566,000	
		新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,713,350	

新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	313,740,000	
新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	103,437,000	
新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	102,340,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	102,605,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第66回	400,000,000	398,808,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	199,140,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	99,610,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	297,810,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	196,900,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	296,445,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第137回	400,000,000	398,164,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債第138回	400,000,000	381,236,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第37回	400,000,000	398,784,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	300,000,000	298,215,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第52回	410,000,000	409,807,300	
日本政策投資銀行社債 政府保証第55回	300,000,000	294,138,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第75回	370,000,000	363,895,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1回	400,000,000	496,408,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	116,440,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	200,000,000	213,878,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	107,480,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	300,000,000	326,301,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第26回	100,000,000	117,755,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	246,924,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	330,192,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	110,953,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	107,811,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	219,154,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	369,390,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	100,000,000	107,265,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第122回	100,000,000	100,696,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第123回	100,000,000	100,681,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第130回	200,000,000	201,338,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第134回	200,000,000	201,256,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第136回	200,000,000	201,600,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	293,397,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	99,251,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	101,502,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	101,164,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	100,313,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	72,414,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	91,478,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	81,352,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	152,026,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	110,404,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	221,012,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	221,282,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	222,856,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	221,974,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	110,322,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	219,222,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	111,817,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	109,598,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	109,023,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	107,442,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	109,528,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	200,000,000	219,060,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	300,000,000	328,170,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	326,658,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	220,086,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	108,843,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	109,009,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第185回	200,000,000	217,376,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第196回	400,000,000	437,928,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第213回	745,000,000	750,542,800	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	106,332,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	105,076,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	106,198,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第220回	300,000,000	302,610,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	105,035,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第225回	190,000,000	191,580,800	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第229回	630,000,000	635,575,500	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	104,082,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第234回	100,000,000	100,823,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	511,350,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第241回	200,000,000	201,746,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第245回	400,000,000	404,976,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第246回	100,000,000	102,335,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第258回	400,000,000	403,504,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第261回	401,000,000	404,444,590	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第271回	151,000,000	150,672,330	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第296回	200,000,000	185,708,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	100,000,000	99,674,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	402,012,650	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第315回	100,000,000	99,547,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第321回	600,000,000	597,312,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第324回	100,000,000	99,203,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第335回	100,000,000	85,806,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第339回	500,000,000	496,905,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第342回	131,000,000	129,781,700	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第351回	100,000,000	98,869,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第354回	200,000,000	197,438,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第357回	100,000,000	99,074,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第398回	100,000,000	75,134,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	118,094,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	400,000,000	471,304,000	

日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	119,318,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第38回	1,000,000,000	1,034,320,000	
公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	359,463,000	
地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	108,740,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	331,083,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	109,899,000	
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	106,803,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	332,970,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	443,180,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	322,884,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	108,205,000	
地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	102,493,000	
地方公共団体金融機構債券 F106回	100,000,000	101,308,000	
地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	104,590,000	
地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	104,597,000	
地方公共団体金融機構債券 F132回	500,000,000	511,915,000	
地方公共団体金融機構債券 F142回	100,000,000	101,671,000	
地方公共団体金融機構債券 F145回	200,000,000	203,990,000	
地方公共団体金融機構債券 F147回	100,000,000	103,967,000	
地方公共団体金融機構債券 F160回	100,000,000	102,987,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第29回	100,000,000	107,050,000	
地方公共団体金融機構債券(15年) 第2回	200,000,000	207,104,000	
政保 地方公共団体金融機構債券第59回	116,000,000	116,887,400	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第38回	100,000,000	104,993,000	

地方公共団体金融機構債券 F 2 4 0 回	300,000,000	309,039,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 8 回	100,000,000	104,158,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	100,825,000	
地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	100,803,000	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 3 9 回	200,000,000	208,396,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 5 回	400,000,000	403,456,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 9 回	420,000,000	423,250,800	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 4 3 回	100,000,000	101,035,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 2 回	189,000,000	191,014,740	
地方公共団体金融機構債券 第 7 4 回	300,000,000	302,976,000	
地方公共団体金融機構債券 第 7 7 回	100,000,000	100,979,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 8 回	509,000,000	513,402,850	
地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400,000,000	403,900,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 0 回	300,000,000	302,136,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116,000,000	115,726,240	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 3 回	200,000,000	175,566,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 1 回	300,000,000	299,088,000	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 8 回	100,000,000	93,716,000	
地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	200,000,000	198,966,000	
地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400,000,000	397,144,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 8 回	157,000,000	155,342,080	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 0 回	100,000,000	98,753,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110,000,000	108,958,300	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 9 回	116,000,000	113,222,960	

政保 地方公共団体金融機構債券 1 1 回	500,000,000	499,930,000	
地方公共団体金融機構債券 1 2 回	200,000,000	155,806,000	
公営企業債券（20年） 第19回 財投機関債	100,000,000	107,950,000	
公営企業債券（20年） 第20回 財投機関債	100,000,000	107,766,000	
公営企業債券（20年） 第23回 財投機関債	200,000,000	217,290,000	
公営企業債券（20年） 第24回 財投機関債	100,000,000	109,306,000	
公営企業債券（20年） 第25回 財投機関債	100,000,000	110,582,000	
首都高速道路 第28回	200,000,000	197,948,000	
阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,253,000	
日本政策金融公庫債券 政府保証第 6 3 回	270,000,000	259,386,300	
都市再生債券 財投機関債第9 3 回	100,000,000	103,092,000	
都市再生債券 財投機関債第9 6 回	200,000,000	201,650,000	
都市再生債券 財投機関債第9 7 回	100,000,000	102,509,000	
都市再生債券 財投機関債第1 0 1 回	100,000,000	101,973,000	
都市再生債券 財投機関債第1 0 9 回	100,000,000	101,625,000	
都市再生債券 財投機関債第1 1 3 回	300,000,000	302,715,000	
都市再生債券 財投機関債第1 2 1 回	200,000,000	195,584,000	
都市再生債券 財投機関債第1 2 7 回	100,000,000	99,414,000	
都市再生債券 財投機関債第1 5 5 回	100,000,000	75,157,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第 7 回	100,000,000	104,860,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第 1 7 回	400,000,000	400,720,000	
東京交通債券 第3 4 7 回	157,000,000	160,066,210	
関西国際空港債券 政府保証第5 4 回	300,000,000	332,223,000	
中部国際空港債券 政府保証第2 2 回	300,000,000	300,003,000	
預金保険機構債券 政府保証第2 3 0 回	600,000,000	600,840,000	
預金保険機構債券 政府保証第2 3 1 回	300,000,000	300,408,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債	400,000,000	431,208,000	

	第3回			
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第6回	200,000,000	217,972,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第42回	100,000,000	103,808,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第49回	100,000,000	110,013,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100,000,000	109,017,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100,000,000	110,121,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	300,000,000	315,321,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	110,130,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第81回	100,000,000	109,238,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第85回	200,000,000	217,292,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	209,952,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第94回	100,000,000	108,747,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第112回	100,000,000	108,942,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第115回	100,000,000	109,861,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	109,082,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	329,487,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	112,731,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	206,362,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	100,000,000	104,285,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	103,668,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	102,266,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	454,230,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	299,031,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	298,578,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	198,910,000	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	96,134,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	128,360,700
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	74,651,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	299,028,000
成田国際空港 第17回	400,000,000	402,660,000
成田国際空港 第19回	100,000,000	100,029,000
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	208,916,000
商工債券 利付第829回い号	200,000,000	200,116,000
商工債券 利付第831回い号	200,000,000	199,940,000
商工債券 利付第833回い号	100,000,000	99,898,000
商工債券 利付第845回い号	300,000,000	299,598,000
商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,514,000
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	397,548,000
商工債券 利付第856回い号	200,000,000	198,646,000
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	99,187,000
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	100,168,000
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	298,860,000
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,509,000
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	397,740,000
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,352,000
商工債券 利付(3年)第258回	100,000,000	99,924,000
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	201,616,000
商工債券 利付(10年)第41回	200,000,000	191,530,000
国際協力機構債券 第6回財投機関 債	200,000,000	220,054,000
国際協力機構債券 第15回財投機 関債	100,000,000	109,089,000
国際協力機構債券 第25回財投機 関債	100,000,000	105,396,000
国際協力機構債券 第32回財投機 関債	100,000,000	101,064,000
国際協力機構債券 第35回財投機 関債	100,000,000	99,570,000
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,390,000
東日本高速道路 第61回	200,000,000	193,632,000
東日本高速道路 第83回	200,000,000	198,384,000

東日本高速道路 第86回	400,000,000	395,168,000	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,965,000	
中日本高速道路 第79回	300,000,000	299,667,000	
中日本高速道路 第86回	100,000,000	99,492,000	
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,220,000	
中日本高速道路 第90回	300,000,000	297,402,000	
中日本高速道路 第91回	200,000,000	197,950,000	
西日本高速道路 第22回	400,000,000	402,956,000	
西日本高速道路 第23回	100,000,000	100,691,000	
西日本高速道路 第30回	300,000,000	298,887,000	
西日本高速道路 第50回	200,000,000	199,890,000	
西日本高速道路 第64回	200,000,000	197,948,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第68回	200,000,000	201,504,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	100,000,000	104,367,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第71回	500,000,000	503,920,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	285,924,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	289,101,000	
貸付債権担保第39回住宅金融公庫債券	19,508,000	19,545,260	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	22,208,000	22,534,679	
貸付債権担保第32回住宅金融公庫債券	40,136,000	40,205,836	
貸付債権担保第44回住宅金融公庫債券	38,716,000	38,814,338	
貸付債権担保第8回住宅金融支援機構債券	59,958,000	60,095,303	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	10,844,000	10,990,285	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	16,485,000	17,322,602	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	55,647,000	58,309,152	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	49,808,000	51,475,073	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	58,614,000	61,156,089	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	43,348,000	44,896,824	

貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	28,872,000	30,168,930	
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	54,405,000	56,793,379	
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	62,598,000	64,400,822	
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	94,704,000	97,211,761	
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	83,865,000	86,598,999	
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	56,422,000	58,081,371	
貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	20,125,000	20,902,428	
貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	49,032,000	51,044,273	
貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	32,548,000	33,211,002	
貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	72,442,000	73,881,422	
貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	31,822,000	32,489,625	
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	97,869,000	100,681,755	
貸付債権担保第33回住宅金融支援機構債券	20,673,000	21,621,063	
貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	21,007,000	21,984,665	
貸付債権担保第35回住宅金融支援機構債券	19,933,000	20,867,060	
貸付債権担保第46回住宅金融支援機構債券	19,210,000	20,065,613	
貸付債権担保第55回住宅金融支援機構債券	53,712,000	55,557,007	
貸付債権担保第56回住宅金融支援機構債券	76,674,000	79,316,186	
貸付債権担保第57回住宅金融支援機構債券	25,749,000	26,676,736	
貸付債権担保第76回住宅金融支援機構債券	62,620,000	64,311,366	
貸付債権担保第23回住宅金融支援機構債券	58,432,000	60,965,027	
貸付債権担保第32回住宅金融支援機構債券	58,494,000	60,995,788	
貸付債権担保第39回住宅金融支援機構債券	103,530,000	107,064,514	
貸付債権担保第58回住宅金融支援機構債券	57,460,000	59,484,315	

貸付債権担保第6 4回住宅金融支援機構債券	102,816,000	105,303,119	
貸付債権担保第7 1回住宅金融支援機構債券	92,976,000	94,900,603	
貸付債権担保第7 3回住宅金融支援機構債券	74,188,000	76,490,053	
貸付債権担保第7 5回住宅金融支援機構債券	61,440,000	63,240,192	
貸付債権担保第8 3回住宅金融支援機構債券	154,800,000	157,521,384	
貸付債権担保第8 4回住宅金融支援機構債券	265,062,000	269,401,064	
貸付債権担保第8 8回住宅金融支援機構債券	41,019,000	41,468,158	
貸付債権担保第8 9回住宅金融支援機構債券	42,125,000	42,618,283	
貸付債権担保第9 0回住宅金融支援機構債券	43,218,000	43,552,939	
貸付債権担保第9 2回住宅金融支援機構債券	91,874,000	91,793,150	
貸付債権担保第9 3回住宅金融支援機構債券	97,142,000	96,150,180	
貸付債権担保第9 4回住宅金融支援機構債券	51,213,000	51,272,919	
貸付債権担保第9 6回住宅金融支援機構債券	54,967,000	54,789,456	
貸付債権担保第9 7回住宅金融支援機構債券	162,810,000	163,096,545	
貸付債権担保第9 8回住宅金融支援機構債券	168,588,000	169,380,363	
貸付債権担保第9 9回住宅金融支援機構債券	113,746,000	114,048,564	
貸付債権担保第1 0 0回住宅金融支援機構債券	55,325,000	55,353,215	
貸付債権担保第1 0 1回住宅金融支援機構債券	56,300,000	56,488,042	
貸付債権担保第1 1 5回住宅金融支援機構債券	214,887,000	208,109,464	
貸付債権担保第1 1 6回住宅金融支援機構債券	144,058,000	140,092,083	
貸付債権担保第1 1 7回住宅金融支援機構債券	144,864,000	140,561,539	
貸付債権担保第1 1 8回住宅金融支援機構債券	72,120,000	70,066,022	
貸付債権担保第1 1 9回住宅金融支援機構債券	144,562,000	140,306,094	
貸付債権担保第1 2 0回住宅金融支援機構債券	72,802,000	70,323,819	

貸付債權担保第 1 2 1 回住宅金融支援機構債券	73,298,000	70,905,553	
貸付債權担保第 1 2 3 回住宅金融支援機構債券	74,666,000	72,302,074	
貸付債權担保第 1 2 5 回住宅金融支援機構債券	298,128,000	287,812,771	
貸付債權担保第 1 2 6 回住宅金融支援機構債券	225,873,000	218,060,052	
貸付債權担保第 1 2 8 回住宅金融支援機構債券	150,832,000	145,521,205	
貸付債權担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	154,356,000	149,161,920	
貸付債權担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	156,652,000	150,384,353	
貸付債權担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	78,962,000	75,770,355	
貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	78,980,000	76,042,733	
貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	79,203,000	75,866,969	
貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	245,181,000	233,566,776	
貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	243,405,000	231,882,207	
貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	428,825,000	403,511,460	
貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	173,214,000	164,433,782	
貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	174,840,000	165,412,627	
貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	275,169,000	260,213,564	
貸付債權担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	182,104,000	172,678,296	
貸付債權担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	274,914,000	261,726,375	
貸付債權担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	184,612,000	175,636,164	
貸付債權担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	184,076,000	174,938,467	
貸付債權担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	278,832,000	264,619,932	
貸付債權担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	465,945,000	440,984,326	
貸付債權担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	284,289,000	269,218,840	
貸付債權担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	287,172,000	271,331,592	

		貸付債権担保第176回住宅金融支援機構債券	287,061,000	270,012,447	
		貸付債権担保第177回住宅金融支援機構債券	192,024,000	181,854,408	
		貸付債権担保第178回住宅金融支援機構債券	287,337,000	274,188,458	
		貸付債権担保第179回住宅金融支援機構債券	289,698,000	275,624,471	
		貸付債権担保第180回住宅金融支援機構債券	193,146,000	184,323,090	
		貸付債権担保第183回住宅金融支援機構債券	588,384,000	561,747,856	
		貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	296,613,000	284,306,526	
		貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	198,318,000	192,743,281	
	小計	銘柄数：336 組入時価比率：7.2%	62,124,481,000	63,013,094,328 7.3%	
	合計			63,013,094,328	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第24回円貨社債	100,000,000	99,466,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第29回円貨社債	200,000,000	198,664,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第31回円貨社債	100,000,000	94,160,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	98,306,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	194,302,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債（2014）	100,000,000	100,251,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	96,453,000	
		マラヤン・バンキング・ベルハッド 第4回円貨社債（2019）	100,000,000	99,729,000	
		スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,694,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	98,447,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	95,707,000	
		サンタンデール銀行 第1回円貨社債	100,000,000	99,079,000	
		フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	98,920,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ 第1回円貨社債（2017）	100,000,000	100,175,000	

I N P E X 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	497,115,000	
長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,924,000	
五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,200,000	
大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,628,000	
大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,564,000	
明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,618,000	
アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	298,047,000	
キリンホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,813,000	
コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,346,000	
コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,521,000	
味の素 第24回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,067,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	98,340,000	
三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,745,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,926,000	
森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,436,000	
東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,285,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	598,242,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	197,680,000	
東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,504,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,640,000	
旭化成 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,876,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,810,000	
王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,227,000	
王子ホールディングス 第42回社債間限定同順位特約付	600,000,000	596,784,000	
日本製紙 第15回社債間限定同順	100,000,000	92,655,000	

	位特約付			
	住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,063,000	
	イビデン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,747,000	
	三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,527,000	
	JSR 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,161,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,268,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,340,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,160,000	
	ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,732,000	
	電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,808,000	
	電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,547,000	
	武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,212,000	
	ツムラ 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,988,000	
	オリエンタルランド 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,810,000	
	オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,840,000	
	ヤフー 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,886,000	
	ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,914,000	
	楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,788,000	
	楽天 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,476,000	
	富士フイルムホールディングス 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000	
	出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,038,000	
	JXホールディングス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,678,000	
	ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,363,000	
	住友理工 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,755,000	
	日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,349,000	

新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,112,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位	100,000,000	99,742,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第34回社債間限定同順位	100,000,000	100,037,000	
プロテリアル 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,711,000	
三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,175,000	
住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,446,000	
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,494,000	
LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,813,000	
日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,735,000	
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,591,000	
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,351,000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	208,016,000	
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,735,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,208,000	
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,579,000	
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,840,000	
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,568,000	
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,500,000	
デンソー 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,041,000	
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,888,000	
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,139,000	
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	297,228,000	
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,562,000	
JA三井リース 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,024,000	

三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,441,000	
トヨタ自動車 第26回社債間限定 同順位特約付	700,000,000	695,730,000	
トヨタ自動車 第27回社債間限定 同順位特約付	300,000,000	287,328,000	
楽天カード 第3回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	92,706,000	
ドンキホーテホールディングス 第 12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,243,000	
ニコン 第22回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,437,000	
丸紅 第113回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	94,570,000	
豊田通商 第18回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	102,004,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順 位特約付	200,000,000	204,004,000	
三井物産 第64回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	107,869,000	
三井物産 第71回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	102,727,000	
住友商事 第49回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	103,096,000	
住友商事 第53回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,088,000	
クレディセゾン 第50回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,777,000	
クレディセゾン 第65回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	98,895,000	
クレディセゾン 第76回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	96,362,000	
イオン 第20回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,788,000	
三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 第1回劣後特約付	100,000,000	100,615,000	
三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 第7回劣後特約付	100,000,000	101,104,000	
りそなホールディングス 第20回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,666,000	
三井住友トラスト・ホールディン グス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,790,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,461,000	
三菱東京UFJ銀行 第23回劣後 特約付	100,000,000	111,427,000	
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後 特約付	100,000,000	107,527,000	

三井住友フィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	300,000,000	301,131,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	100,547,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	100,362,000	
三井住友信託銀行 第18回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	198,638,000	
セブン銀行 第11回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	100,614,000	
セブン銀行 第12回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	297,447,000	
みずほフィナンシャルグループ 第 1回劣後特約付	200,000,000	200,820,000	
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	107,243,000	
みずほリース 第3回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	298,902,000	
みずほリース 第7回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	195,960,000	
NTTファイナンス 第2回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,602,000	
NTTファイナンス 第16回日本 電信電話保証付	100,000,000	99,749,000	
NTTファイナンス 第17回日本 電信電話保証付	200,000,000	198,100,000	
NTTファイナンス 第18回日本 電信電話保証付	300,000,000	291,222,000	
東京センチュリー 第33回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,723,000	
ホンダファイナンス 第63回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,759,000	
ホンダファイナンス 第69回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	198,388,000	
SBIホールディングス 第26回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,760,000	
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,063,000	
トヨタファイナンス 第96回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	795,624,000	
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,730,000	
イオンフィナンシャルサービス 第 6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,956,000	
アコム 第78回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,395,000	
オリエントコーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,051,000	
日立キャピタル 第61回社債間限	100,000,000	99,525,000	

	定同順位特約付			
	日立キャピタル 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,209,000	
	オリックス 第189回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,761,000	
	オリックス 第202回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,810,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,959,000	
	三菱UFJリース 第52回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,036,000	
	三菱UFJリース 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,019,000	
	三菱UFJリース 第76回社債間限定同順位特約付	300,000,000	289,674,000	
	大和証券グループ本社 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,050,000	
	大和証券グループ本社 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,097,000	
	三井住友海上火災保険 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,154,000	
	三井不動産 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,507,000	
	三井不動産 第68回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,868,000	
	三井不動産 第71回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,804,000	
	三菱地所 第93回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	220,614,000	
	三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,022,000	
	三菱地所 第129回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,385,000	
	三菱地所 第135回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,568,000	
	東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,639,000	
	ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,187,000	
	京阪神ビルディング 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,138,000	
	住友不動産 第109回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,946,000	
	イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,224,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,754,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	94,555,000	

グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,641,000	
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	110,519,000	
積水ハウス・S Iレジデンシャル投資法人 第5回特定投資法人債	100,000,000	100,798,000	
相鉄ホールディングス 第32回相模鉄道株式会社保証付	200,000,000	201,198,000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,575,000	
東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,690,000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,734,000	
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,887,000	
京成電鉄 第58回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,442,000	
東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	219,138,000	
東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,378,000	
東日本旅客鉄道 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,163,000	
東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,799,000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,056,000	
東日本旅客鉄道 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,052,000	
東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,904,000	
東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	138,252,000	
東日本旅客鉄道 第147回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,080,000	
東日本旅客鉄道 第153回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,412,000	
東日本旅客鉄道 第164回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,525,000	
東日本旅客鉄道 第165回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,547,000	
東日本旅客鉄道 第167回社債間限定同順位特約付	100,000,000	73,399,000	
西日本旅客鉄道 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,485,000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	300,000,000	324,366,000	

西日本旅客鉄道 第60回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,810,000	
西日本旅客鉄道 第65回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,640,000	
西日本旅客鉄道 第66回社債間限定同順位特約付	200,000,000	169,780,000	
西日本旅客鉄道 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,896,000	
東海旅客鉄道 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,364,000	
東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	219,074,000	
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,779,000	
東海旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	300,000,000	291,123,000	
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,715,000	
東京地下鉄 第22回	100,000,000	98,770,000	
東京地下鉄 第23回	100,000,000	90,527,000	
東京地下鉄 第24回	100,000,000	85,801,000	
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,994,000	
西日本鉄道 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,862,000	
阪急阪神ホールディングス 第47回	400,000,000	411,368,000	
阪急阪神ホールディングス 第49回	100,000,000	93,288,000	
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,923,000	
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,596,000	
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,622,000	
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,148,000	
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,508,000	
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	158,804,000	
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,665,000	
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,173,000	
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,522,000	

KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,108,000	
ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,098,000	
ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,412,000	
ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,561,000	
ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,332,000	
東京電力 第548回	100,000,000	103,046,000	
東京電力 第560回	100,000,000	101,593,000	
中部電力 第500回	200,000,000	201,712,000	
中部電力 第524回	100,000,000	98,984,000	
中部電力 第530回	200,000,000	191,394,000	
中部電力 第559回	100,000,000	88,886,000	
中部電力 第560回	100,000,000	89,242,000	
関西電力 第509回	100,000,000	99,151,000	
関西電力 第511回	300,000,000	295,947,000	
関西電力 第527回	200,000,000	200,044,000	
関西電力 第535回	200,000,000	198,352,000	
中国電力 第400回	100,000,000	98,441,000	
中国電力 第402回	100,000,000	100,023,000	
中国電力 第406回	100,000,000	87,545,000	
中国電力 第416回	100,000,000	96,228,000	
中国電力 第422回	600,000,000	570,258,000	
中国電力 第425回	100,000,000	94,911,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	101,975,000	
北陸電力 第308回	100,000,000	100,854,000	
北陸電力 第326回	200,000,000	174,310,000	
北陸電力 第330回	100,000,000	96,196,000	
東北電力 第475回	100,000,000	100,918,000	
東北電力 第481回	200,000,000	202,178,000	
東北電力 第484回	100,000,000	90,114,000	
東北電力 第491回	100,000,000	99,158,000	
東北電力 第508回	100,000,000	96,746,000	
東北電力 第521回	300,000,000	286,416,000	
東北電力 第529回	200,000,000	197,436,000	

四国電力 第293回	100,000,000	90,277,000	
九州電力 第428回	105,000,000	106,024,800	
九州電力 第449回	200,000,000	197,770,000	
九州電力 第451回	100,000,000	98,904,000	
九州電力 第476回	100,000,000	96,556,000	
九州電力 第478回	100,000,000	86,572,000	
九州電力 第481回	300,000,000	286,971,000	
九州電力 第484回	200,000,000	191,120,000	
九州電力 第493回	300,000,000	295,629,000	
北海道電力 第321回	100,000,000	101,138,000	
北海道電力 第323回	100,000,000	101,793,000	
北海道電力 第338回	100,000,000	90,238,000	
北海道電力 第345回	300,000,000	300,114,000	
電源開発 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,900,000	
電源開発 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,839,000	
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,988,000	
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,487,000	
電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,606,000	
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,024,000	
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	295,359,000	
東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	287,223,000	
東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	97,758,000	
東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	98,226,000	
東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	398,684,000	
東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	373,976,000	
東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	281,955,000	
東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	94,305,000	
東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	97,687,000	
J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,500,000	
東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,675,000	
東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,250,000	

	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,109,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,269,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,291,000	
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	154,158,000	
	北海道瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,937,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,872,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,655,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,146,000	
	ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,477,000	
	ソフトバンクグループ 第54回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,012,000	
小計	銘柄数：283 組入時価比率：4.7%	41,905,000,000	40,966,899,800 4.7%	
合計			40,966,899,800	
合計			866,813,196,670	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月20日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	11,415,242,714
コール・ローン	1,564,955,847
株式	1,431,301,213,848
投資証券	33,754,547,581
派生商品評価勘定	206,557,201
未収入金	6,899,818
未収配当金	1,547,056,498
差入委託証拠金	5,739,136,942
流動資産合計	1,485,535,610,449
資産合計	1,485,535,610,449

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	74,081,431
未払解約金	757,279,533
未払利息	323
その他未払費用	3,235,700
流動負債合計	834,596,987
負債合計	834,596,987
純資産の部	
元本等	
元本	311,898,207,724
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,172,802,805,738
元本等合計	1,484,701,013,462
純資産合計	1,484,701,013,462
負債純資産合計	1,485,535,610,449

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4,7602円
(10,000口当たり純資産額)	(47,602円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月20日現在	
期首	2022年2月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	272,333,706,456円
同期中における追加設定元本額	62,516,552,031円
同期中における一部解約元本額	22,952,050,763円
期末元本額	311,898,207,724円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	28,338,778円
バランスセレクト50	88,532,791円
バランスセレクト70	110,810,252円

野村外国株式インデックスファンド		499,749,008円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		2,931,676,071円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		3,798,915,728円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		4,274,173,726円
野村資産設計ファンド2015		8,985,336円
野村資産設計ファンド2020		9,714,965円
野村資産設計ファンド2025		16,238,600円
野村資産設計ファンド2030		25,491,265円
野村資産設計ファンド2035		24,597,778円
野村資産設計ファンド2040		42,903,659円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		45,897,634,637円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,178,903,328円
のむラップ・ファンド(普通型)		11,952,614,536円
のむラップ・ファンド(積極型)		13,188,576,033円
野村資産設計ファンド2045		9,594,033円
野村インデックスファンド・外国株式		8,689,072,465円
マイ・ロード		1,288,788,875円
ネクストコア		14,254,225円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		190,814,463円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)		2,598,410,589円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		187,318,765円
野村資産設計ファンド2050		10,897,471円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,800,090円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,796,020円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		1,404,410円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		1,279,992円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		259,266,504円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		1,151,901,975円
インデックス・ブレンド(タイプI)		2,799,686円
インデックス・ブレンド(タイプII)		3,043,763円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		27,731,853円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		9,550,373円
インデックス・ブレンド(タイプV)		38,208,862円
野村6資産均等バランス		1,693,517,477円
野村つみたて外国株投信		14,216,938,966円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		5,433,315,156円
世界6資産分散ファンド		39,748,513円
野村資産設計ファンド2060		8,606,606円
野村スリーゼロ先進国株式投信		1,550,065,884円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信		7,050,702,932円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式		5,969,465,198円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		108,580,987円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		59,608,552円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		459,832,830円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		425,226,654円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)		724,789円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)		4,083,538円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)		212,563円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)		529,796円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		8,037,694円
野村外国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)		324,040,453円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		3,909,166円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		25,809,696円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		77,582,146円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)		2,031,033,038円

野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	16,884,773 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,247,042,815 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,662,394,610 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,035,193 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,332,727 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,721,265 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,243,935 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I (確定拠出年金向け)	93,975,227,138 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,994,690,741 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,765,310,033 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,747,819,809 円
マイバランスDC30	846,341,098 円
マイバランスDC50	1,977,110,775 円
マイバランスDC70	1,821,076,509 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	41,568,931,620 円
野村DC運用戦略ファンド	528,276,828 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	36,585,703 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	499,721,676 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	496,082,488 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	453,693,665 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,233,891 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,619,615 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	53,690,555 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	10,927,944 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	10,324,140 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	7,844,143 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	300,906,438 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	212,670,773 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	136,135,696 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	170,118,564 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	5,837,361 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	58,679,021 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	106,397,286 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	57,325,968 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	22,609,389 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	221,000	30.59	6,760,390.00	
		HALLIBURTON CO	195,000	36.50	7,117,500.00	
		SCHLUMBERGER LTD	309,400	53.34	16,503,396.00	
		APA CORPORATION	72,000	38.09	2,742,480.00	
		CHENIERE ENERGY INC	49,500	144.87	7,171,065.00	

CHESAPEAKE ENERGY CORP	21,600	80.09	1,729,944.00
CHEVRON CORP	404,700	162.85	65,905,395.00
CONOCOPHILLIPS	277,100	104.12	28,851,652.00
COTERRA ENERGY INC	169,000	23.40	3,954,600.00
DEVON ENERGY CORP	135,600	53.33	7,231,548.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	36,700	134.68	4,942,756.00
EOG RESOURCES INC	128,200	118.42	15,181,444.00
EQT CORP	70,000	31.25	2,187,500.00
EXXON MOBIL CORP	907,100	111.28	100,942,088.00
HESS CORP	61,300	135.52	8,307,376.00
HF SINCLAIR CORP	34,200	52.30	1,788,660.00
KINDER MORGAN INC	444,000	17.73	7,872,120.00
MARATHON OIL CORP	148,000	25.86	3,827,280.00
MARATHON PETROLEUM CORP	108,400	122.50	13,279,000.00
OCCIDENTAL PETE CORP	204,100	60.73	12,394,993.00
ONEOK INC	97,700	67.26	6,571,302.00
OVINTIV INC	53,500	43.54	2,329,390.00
PHILLIPS 66	105,600	99.54	10,511,424.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	49,700	208.96	10,385,312.00
TARGA RESOURCES CORP	48,000	73.94	3,549,120.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,350	1,794.75	2,422,912.50
VALERO ENERGY CORP	86,400	129.61	11,198,304.00
WILLIAMS COS	266,000	31.26	8,315,160.00
AIR PRODUCTS	48,100	279.71	13,454,051.00
ALBEMARLE CORP	25,200	258.01	6,501,852.00
CELANESE CORP-SERIES A	22,800	118.90	2,710,920.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	43,500	82.35	3,582,225.00
CORTEVA INC	157,800	61.81	9,753,618.00
DOW INC	156,600	58.13	9,103,158.00
DUPONT DE NEMOURS INC	110,200	75.08	8,273,816.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	87.05	2,367,760.00
ECOLAB INC	55,900	162.41	9,078,719.00
FMC CORP	26,700	128.20	3,422,940.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	55,300	96.50	5,336,450.00
LINDE PLC	108,500	321.52	34,884,920.00

LYONDELLBASELL INDU-CL A	56,000	97.32	5,449,920.00
MOSAIC CO/THE	76,000	49.85	3,788,600.00
PPG INDUSTRIES	50,900	129.91	6,612,419.00
RPM INTERNATIONAL INC	27,800	88.07	2,448,346.00
SHERWIN-WILLIAMS	53,500	227.98	12,196,930.00
WESTLAKE CORPORATION	7,500	122.51	918,825.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13,500	371.68	5,017,680.00
VULCAN MATERIALS CO	28,700	185.65	5,328,155.00
AMCOR PLC	317,000	11.42	3,620,140.00
AVERY DENNISON CORP	18,000	182.50	3,285,000.00
BALL CORP	68,700	57.54	3,952,998.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	86.78	2,351,738.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	73,000	38.27	2,793,710.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	20,300	141.01	2,862,503.00
SEALED AIR CORP	33,000	50.26	1,658,580.00
WESTROCK CO	57,000	32.55	1,855,350.00
ALCOA CORP	41,000	46.89	1,922,490.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	19.82	2,279,300.00
FREEMONT-MCMORAN INC	311,000	41.74	12,981,140.00
NEWMONT CORP	171,000	45.42	7,766,820.00
NUCOR CORP	57,500	168.07	9,664,025.00
STEEL DYNAMICS	39,800	124.97	4,973,806.00
BOEING CO	122,800	211.66	25,991,848.00
GENERAL DYNAMICS	50,600	235.26	11,904,156.00
HEICO CORP	9,300	176.90	1,645,170.00
HEICO CORP-CLASS A	15,500	139.50	2,162,250.00
HOWMET AEROSPACE INC	83,000	43.02	3,570,660.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	8,400	224.54	1,886,136.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	41,700	214.02	8,924,634.00
LOCKHEED MARTIN	51,900	475.63	24,685,197.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	32,200	470.63	15,154,286.00
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	321,400	101.51	32,625,314.00
TEXTRON INC	46,400	74.81	3,471,184.00
TRANSDIGM GROUP INC	11,070	743.97	8,235,747.90
ALLEGION PLC	19,700	118.60	2,336,420.00

CARLISLE COS INC	11,400	266.19	3,034,566.00
CARRIER GLOBAL CORP	182,000	45.22	8,230,040.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	27,500	64.35	1,769,625.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	151,200	64.71	9,784,152.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,100	269.37	1,912,527.00
MASCO CORP	49,600	55.03	2,729,488.00
OWENS CORNING INC	21,100	99.93	2,108,523.00
SMITH (A.O.) CORP	27,900	67.24	1,875,996.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50,900	184.18	9,374,762.00
QUANTA SERVICES INC	30,900	154.90	4,786,410.00
AMETEK INC	50,100	146.49	7,339,149.00
EATON CORP PLC	87,200	175.24	15,280,928.00
EMERSON ELEC	129,700	85.44	11,081,568.00
GENERAC HOLDINGS INC	13,100	126.77	1,660,687.00
HUBBELL INC	11,300	252.06	2,848,278.00
PLUG POWER INC	118,000	15.58	1,838,440.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	24,800	297.72	7,383,456.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	32,000	52.17	1,669,440.00
3M CORP	120,100	112.99	13,570,099.00
GENERAL ELECTRIC CO	239,700	83.04	19,904,688.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	146,600	201.42	29,528,172.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	34,000	51.52	1,751,680.00
CATERPILLAR INC DEL	114,900	247.79	28,471,071.00
CUMMINS INC	30,500	257.47	7,852,835.00
DEERE & COMPANY	63,200	433.31	27,385,192.00
DOVER CORP	31,300	155.36	4,862,768.00
FORTIVE CORP	74,900	69.36	5,195,064.00
IDEX CORP	16,200	231.00	3,742,200.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	67,200	240.34	16,150,848.00
INGERSOLL-RAND INC	88,500	57.58	5,095,830.00
NORDSON CORP	11,200	246.22	2,757,664.00
OTIS WORLDWIDE CORP	91,700	84.76	7,772,492.00
PACCAR	112,800	75.69	8,537,832.00
PARKER HANNIFIN CORP	28,200	355.48	10,024,536.00

PENTAIR PLC	37,300	56.83	2,119,759.00
SNAP-ON INC	11,500	252.28	2,901,220.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	32,700	89.18	2,916,186.00
WABTEC CORP	38,400	105.49	4,050,816.00
XYLEM INC	39,600	107.29	4,248,684.00
AERCAP HOLDINGS NV	29,000	61.38	1,780,020.00
FASTENAL CO	126,000	53.44	6,733,440.00
FERGUSON PLC	45,600	148.04	6,750,624.00
GRAINGER(W.W.) INC	10,110	677.35	6,848,008.50
UNITED RENTALS INC	15,400	461.25	7,103,250.00
CINTAS CORP	19,800	444.10	8,793,180.00
COPART INC	92,100	68.40	6,299,640.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	47,900	131.96	6,320,884.00
ROLLINS INC	47,000	36.30	1,706,100.00
WASTE CONNECTIONS INC	55,200	136.11	7,513,272.00
WASTE MANAGEMENT INC	90,500	154.92	14,020,260.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	101.17	2,620,303.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	111.40	3,876,720.00
FEDEX CORPORATION	54,200	210.30	11,398,260.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	159,300	183.21	29,185,353.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	38.36	1,380,960.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	35.36	1,202,240.00
ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	17,000	22.16	376,720.00
CSX CORP	465,000	31.21	14,512,650.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	290,000	3.48	1,009,200.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	17,900	188.35	3,371,465.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	33,800	60.12	2,032,056.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	51,000	228.15	11,635,650.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	20,500	354.84	7,274,220.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	19,170	57.37	1,099,782.90
UBER TECHNOLOGIES INC	321,000	34.77	11,161,170.00
UNION PAC CORP	135,900	201.59	27,396,081.00
APTIV PLC	58,800	119.64	7,034,832.00
BORGWARNER INC	50,000	50.43	2,521,500.00

LEAR CORP	12,300	143.74	1,768,002.00
FORD MOTOR COMPANY	866,000	12.89	11,162,740.00
GENERAL MOTORS CO	299,000	43.17	12,907,830.00
LUCID GROUP INC	98,000	10.93	1,071,140.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	66,000	20.22	1,334,520.00
TESLA INC	579,700	208.31	120,757,307.00
DR HORTON INC	71,000	94.38	6,700,980.00
GARMIN LTD	33,100	97.01	3,211,031.00
LENNAR CORP-A	54,800	99.09	5,430,132.00
MOHAWK INDUSTRIES	10,900	113.93	1,241,837.00
NEWELL BRANDS INC	85,000	14.90	1,266,500.00
NVR INC	690	5,098.14	3,517,716.60
PULTEGROUP INC	51,000	54.30	2,769,300.00
WHIRLPOOL CORP	11,300	145.00	1,638,500.00
HASBRO INC	28,100	59.36	1,668,016.00
LULULEMON ATHLETICA INC	25,600	320.36	8,201,216.00
NIKE INC-B	275,000	124.84	34,331,000.00
V F CORP	72,000	26.99	1,943,280.00
AIRBNB INC-CLASS A	82,000	131.60	10,791,200.00
ARAMARK	50,000	38.30	1,915,000.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,610	2,462.01	21,197,906.10
CAESARS ENTERTAINMENT INC	48,000	52.80	2,534,400.00
CARNIVAL CORP	206,000	11.29	2,325,740.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,100	1,617.67	9,867,787.00
DARDEN RESTAURANTS INC	26,600	146.09	3,885,994.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	357.36	2,858,880.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	108.96	3,682,848.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,300	146.34	8,824,302.00
LAS VEGAS SANDS CORP	74,000	56.02	4,145,480.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	59,500	172.52	10,264,940.00
MCDONALD'S CORP	160,100	269.99	43,225,399.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	70,000	43.56	3,049,200.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	49,000	73.03	3,578,470.00
STARBUCKS CORP	249,700	107.10	26,742,870.00
VAIL RESORTS INC	8,900	243.34	2,165,726.00

WYNN RESORTS LTD	22,800	109.01	2,485,428.00
YUM BRANDS INC	62,000	132.04	8,186,480.00
GENUINE PARTS CO	30,500	180.14	5,494,270.00
LKQ CORP	56,300	58.84	3,312,692.00
POOL CORP	8,800	376.58	3,313,904.00
AMAZON.COM INC	1,995,600	97.20	193,972,320.00
CHEWY INC - CLASS A	20,000	44.61	892,200.00
DOORDASH INC-A	49,000	61.81	3,028,690.00
EBAY INC	121,000	48.24	5,837,040.00
ETSY INC	28,000	129.68	3,631,040.00
MERCADOLIBRE INC	9,930	1,100.87	10,931,639.10
DOLLAR GENERAL CORP	49,000	227.82	11,163,180.00
DOLLAR TREE INC	48,900	148.04	7,239,156.00
TARGET CORP	100,700	173.22	17,443,254.00
ADVANCE AUTO PARTS	13,100	149.99	1,964,869.00
AUTOZONE	4,240	2,605.62	11,047,828.80
BATH & BODY WORKS INC	50,400	42.89	2,161,656.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	86.94	3,886,218.00
BURLINGTON STORES INC	14,300	227.94	3,259,542.00
CARMAX INC	33,300	72.95	2,429,235.00
HOME DEPOT	222,800	317.95	70,839,260.00
LOWES COS INC	135,100	212.75	28,742,525.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	13,760	873.01	12,012,617.60
ROSS STORES INC	76,200	115.69	8,815,578.00
TJX COS INC	251,600	79.83	20,085,228.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,500	239.00	5,855,500.00
ULTA BEAUTY INC	11,100	530.00	5,883,000.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	96,400	507.48	48,921,072.00
KROGER CO	146,000	44.00	6,424,000.00
SYSCO CORP	111,300	78.71	8,760,423.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	159,000	36.76	5,844,840.00
WALMART INC	328,100	146.44	48,046,964.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	67,500	65.65	4,431,375.00
COCA COLA CO	894,200	60.12	53,759,304.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	46,300	56.23	2,603,449.00

CONSTELLATION BRANDS INC-A	34,700	226.80	7,869,960.00
KEURIG DR PEPPER INC	169,000	35.67	6,028,230.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	41,900	52.02	2,179,638.00
MONSTER BEVERAGE CORP	86,900	104.18	9,053,242.00
PEPSICO INC	300,400	176.28	52,954,512.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	120,800	81.59	9,856,072.00
BUNGE LIMITED	33,900	97.57	3,307,623.00
CAMPBELL SOUP CO	43,900	52.35	2,298,165.00
CONAGRA BRANDS INC	104,000	36.41	3,786,640.00
DARLING INGREDIENTS INC	33,700	66.55	2,242,735.00
GENERAL MILLS	130,800	76.77	10,041,516.00
HERSHEY CO/THE	32,100	240.69	7,726,149.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	45.74	3,064,580.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	22,700	149.94	3,403,638.00
KELLOGG CO	55,200	68.38	3,774,576.00
KRAFT HEINZ CO/THE	159,000	40.00	6,360,000.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	30,300	100.48	3,044,544.00
MCCORMICK & CO INC.	55,000	75.75	4,166,250.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	297,000	66.85	19,854,450.00
TYSON FOODS INC-CL A	62,400	61.37	3,829,488.00
ALTRIA GROUP INC	394,000	48.07	18,939,580.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	337,400	101.82	34,354,068.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	52,000	83.78	4,356,560.00
CLOROX CO	26,700	153.63	4,101,921.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	172,000	74.52	12,817,440.00
KIMBERLY-CLARK CORP	74,200	127.23	9,440,466.00
PROCTER & GAMBLE CO	519,200	140.01	72,693,192.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	50,200	252.88	12,694,576.00
ABBOTT LABORATORIES	381,100	106.74	40,678,614.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,100	316.71	5,099,031.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	110,200	41.00	4,518,200.00
BECTON, DICKINSON	62,400	244.52	15,258,048.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	311,000	46.54	14,473,940.00
DENTSPLY SIRONA INC	49,000	35.84	1,756,160.00
DEXCOM INC	85,400	114.76	9,800,504.00

EDWARDS LIFESCIENCES CORP	134,900	78.51	10,590,999.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	78,500	73.17	5,743,845.00
HOLOGIC INC	54,500	82.73	4,508,785.00
IDEXX LABORATORIES INC	18,200	496.46	9,035,572.00
INSULET CORP	15,000	296.00	4,440,000.00
INTUITIVE SURGICAL INC	78,100	238.91	18,658,871.00
MASIMO CORP	10,600	164.75	1,746,350.00
MEDTRONIC PLC	289,400	84.80	24,541,120.00
NOVOCURE LTD	21,200	84.74	1,796,488.00
RESMED INC	31,400	216.14	6,786,796.00
STERIS PLC	22,200	189.66	4,210,452.00
STRYKER CORP	74,400	263.16	19,579,104.00
TELEFLEX INC	10,300	247.47	2,548,941.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	10,500	345.12	3,623,760.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	45,200	125.97	5,693,844.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	33,300	161.49	5,377,617.00
CARDINAL HEALTH INC	58,300	78.78	4,592,874.00
CENTENE CORP	125,600	73.36	9,214,016.00
CIGNA CORP	66,100	301.06	19,900,066.00
CVS HEALTH CORP	285,700	88.58	25,307,306.00
DAVITA INC	12,500	83.93	1,049,125.00
ELEVANCE HEALTH INC	52,230	495.04	25,855,939.20
HCA HEALTHCARE INC	49,900	262.84	13,115,716.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	83.14	2,502,514.00
HUMANA INC	27,500	510.14	14,028,850.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,000	256.26	5,125,200.00
MCKESSON CORP	31,200	366.86	11,446,032.00
MOLINA HEALTHCARE INC	12,400	296.07	3,671,268.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	25,200	148.22	3,735,144.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	203,570	499.08	101,597,715.60
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	150.75	2,155,725.00
ABBVIE INC	384,800	151.31	58,224,088.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	26,500	222.79	5,903,935.00
AMGEN INC	116,400	240.53	27,997,692.00
BIOGEN INC	31,300	278.38	8,713,294.00

BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	40,200	108.31	4,354,062.00
EXACT SCIENCES CORP	39,800	63.48	2,526,504.00
GILEAD SCIENCES INC	272,800	84.76	23,122,528.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	46,700	109.93	5,133,731.00
INCYTE CORP	41,100	79.00	3,246,900.00
MODERNA INC	72,200	166.60	12,028,520.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,800	103.54	2,153,632.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,450	748.74	17,557,953.00
SEAGEN INC	30,000	162.53	4,875,900.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	55,600	293.66	16,327,496.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	464,700	71.11	33,044,817.00
CATALENT INC	36,500	71.37	2,605,005.00
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	95,000	13.13	1,247,350.00
ELI LILLY & CO.	175,800	328.40	57,732,720.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	13,400	147.73	1,979,582.00
JOHNSON & JOHNSON	572,200	160.39	91,775,158.00
MERCK & CO INC	551,400	109.52	60,389,328.00
PFIZER INC	1,221,500	43.21	52,781,015.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	78,000	37.84	2,951,520.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	236,000	10.06	2,374,160.00
VIATRIS INC	267,000	11.69	3,121,230.00
ZOETIS INC	102,400	172.03	17,615,872.00
BANK OF AMERICA CORP	1,574,000	35.35	55,640,900.00
CITIGROUP	420,000	51.42	21,596,400.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	43.18	4,706,620.00
FIFTH THIRD BANCORP	151,000	36.95	5,579,450.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	761.50	1,911,365.00
FIRST HORIZON CORP	113,000	24.84	2,806,920.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	39,500	128.89	5,091,155.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	317,000	15.40	4,881,800.00
JPMORGAN CHASE & CO	638,300	142.24	90,791,792.00
KEYCORP	200,000	19.15	3,830,000.00
M & T BANK CORP	38,800	159.92	6,204,896.00
PNC FINANCIAL	89,800	158.59	14,241,382.00
REGIONS FINANCIAL CORP	200,000	23.86	4,772,000.00

SIGNATURE BANK	14,300	124.31	1,777,633.00
SVB FINANCIAL GROUP	12,500	292.79	3,659,875.00
TRUIST FINANCIAL CORP	290,000	48.49	14,062,100.00
US BANCORP	309,000	48.60	15,017,400.00
WEBSTER FINANCIAL CORP	37,000	54.97	2,033,890.00
WELLS FARGO CO	826,000	47.49	39,226,740.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	86,000	71.44	6,143,840.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	283,200	308.24	87,293,568.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	32.75	2,587,250.00
AFLAC INC	131,900	69.37	9,149,903.00
ALLSTATE CORP	57,900	135.05	7,819,395.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	15,500	133.80	2,073,900.00
AMERICAN INTL GROUP	166,900	60.82	10,150,858.00
AON PLC	45,800	310.27	14,210,366.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	79,000	67.81	5,356,990.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	45,800	188.60	8,637,880.00
ASSURANT INC	11,300	132.41	1,496,233.00
BROWN & BROWN INC	52,800	57.67	3,044,976.00
CHUBB LTD	90,500	210.61	19,060,205.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	32,200	127.03	4,090,366.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,400	241.69	1,305,126.00
EVEREST RE GROUP LTD	8,500	386.75	3,287,375.00
FNF GROUP	59,000	42.95	2,534,050.00
GLOBE LIFE INC	19,700	122.93	2,421,721.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	70,800	78.45	5,554,260.00
LINCOLN NATIONAL CORP	33,200	33.82	1,122,824.00
LOEWS CORP	45,300	61.51	2,786,403.00
MARKEL CORP	2,980	1,326.57	3,953,178.60
MARSH & MCLENNAN COS	108,200	166.44	18,008,808.00
METLIFE INC	148,800	72.54	10,793,952.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	53,600	91.03	4,879,208.00
PROGRESSIVE CO	127,900	141.52	18,100,408.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	80,400	101.53	8,163,012.00
TRAVELERS COS INC/THE	51,700	185.75	9,603,275.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	24,300	240.89	5,853,627.00

WR BERKLEY CORP	45,300	67.14	3,041,442.00
ACCENTURE PLC-CL A	137,700	277.05	38,149,785.00
AFFIRM HOLDINGS INC	42,000	12.98	545,160.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	33,600	77.30	2,597,280.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	90,800	228.69	20,765,506.00
BLOCK INC	116,300	75.02	8,724,826.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,900	143.86	3,725,974.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	57,000	64.45	3,673,650.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	113,200	65.48	7,412,336.00
EPAM SYSTEMS INC	12,200	338.21	4,126,162.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	132,400	69.50	9,201,800.00
FISERV INC	131,900	115.37	15,217,303.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	15,700	213.58	3,353,206.00
GARTNER INC	17,500	346.02	6,055,350.00
GLOBAL PAYMENTS INC	61,100	116.31	7,106,541.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	77.81	2,684,445.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	196,600	135.02	26,544,932.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	16,000	169.00	2,704,000.00
MASTERCARD INC	187,800	361.13	67,820,214.00
MONGODB INC	15,100	213.13	3,218,263.00
OKTA INC	33,500	74.01	2,479,335.00
PAYCHEX INC	71,200	114.75	8,170,200.00
PAYPAL HOLDINGS INC	238,200	74.66	17,784,012.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	48,700	154.08	7,503,696.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	49,300	61.74	3,043,782.00
TOAST INC-CLASS A	52,000	19.48	1,012,960.00
TWILIO INC - A	37,200	70.67	2,628,924.00
VERISIGN INC	20,700	204.71	4,237,497.00
VISA INC-CLASS A SHARES	355,900	223.56	79,565,004.00
WESTERN UNION CO	88,000	13.83	1,217,040.00
WIX.COM LTD	12,200	85.40	1,041,880.00
ADOBE INC	101,850	356.85	36,345,172.50
ANSYS INC	18,800	270.76	5,090,288.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	6,100	213.95	1,305,095.00

AUTODESK INC.	46,900	219.98	10,317,062.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	40.89	1,635,600.00
BILL.COM HOLDINGS INC	19,600	93.30	1,828,680.00
BLACK KNIGHT INC	33,000	63.94	2,110,020.00
CADENCE DESIGN SYS INC	59,600	194.44	11,588,624.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	29,900	74.96	2,241,304.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	124.96	2,724,128.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	44,900	114.25	5,129,825.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	146.13	1,388,235.00
DATADOG INC - CLASS A	53,700	79.99	4,295,463.00
DOCUSIGN INC	42,200	64.47	2,720,634.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	21.22	1,209,540.00
DYNATRACE INC	44,000	42.71	1,879,240.00
FAIR ISAAC CORP	5,540	682.19	3,779,332.60
FORTINET INC	146,000	60.64	8,853,440.00
GEN DIGITAL INC	128,000	21.04	2,693,120.00
HUBSPOT INC	10,200	404.65	4,127,430.00
INTUIT INC	58,300	404.38	23,575,354.00
MICROSOFT CORP	1,542,000	258.06	397,928,520.00
ORACLE CORPORATION	348,000	87.28	30,373,440.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	354,000	9.20	3,256,800.00
PALO ALTO NETWORKS INC	65,600	169.28	11,104,768.00
PAYCOM SOFTWARE INC	10,900	303.89	3,312,401.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	8,700	209.31	1,820,997.00
PTC INC	23,800	130.29	3,100,902.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,300	427.68	9,964,944.00
SALESFORCE INC	217,640	165.17	35,947,598.80
SERVICENOW INC	43,800	439.01	19,228,638.00
SPLUNK INC	34,800	105.00	3,654,000.00
SYNOPSYS INC	33,000	354.45	11,696,850.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,200	343.60	3,161,120.00
UNITY SOFTWARE INC	52,000	39.67	2,062,840.00
VMWARE INC - CLASS A	46,700	116.15	5,424,205.00
WORKDAY INC-CLASS A	43,200	185.80	8,026,560.00

ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	50,000	76.11	3,805,500.00
ZSCALER INC	17,800	132.35	2,355,830.00
ARISTA NETWORKS INC	53,300	138.23	7,367,659.00
CISCO SYSTEMS	900,900	50.77	45,738,693.00
F5 INC	12,400	146.88	1,821,312.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	31.56	2,272,320.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	36,700	269.42	9,887,714.00
APPLE INC	3,497,800	152.55	533,589,390.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	42.48	2,506,320.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	285,000	16.36	4,662,600.00
HP INC	222,000	30.16	6,695,520.00
NETAPP INC	49,100	67.41	3,309,831.00
SEAGATE TECHNOLOGY	41,700	70.26	2,929,842.00
WESTERN DIGITAL CORP	67,000	41.58	2,785,860.00
AMPHENOL CORP-CL A	129,400	81.03	10,485,282.00
ARROW ELECTRS INC	13,700	123.28	1,688,936.00
CDW CORPORATION	28,900	213.93	6,182,577.00
COGNEX CORP	38,000	48.14	1,829,320.00
CORNING INC	174,000	35.58	6,190,920.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	38,800	185.78	7,208,264.00
TE CONNECTIVITY LTD	69,100	131.85	9,110,835.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,200	438.95	4,477,290.00
TRIMBLE INC	53,400	55.20	2,947,680.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11,500	322.58	3,709,670.00
ADVANCED MICRO DEVICES	351,348	78.50	27,580,818.00
ANALOG DEVICES INC	111,500	192.71	21,487,165.00
APPLIED MATERIALS	187,200	115.44	21,610,368.00
BROADCOM INC	87,890	595.59	52,346,405.10
ENPHASE ENERGY INC	29,600	204.99	6,067,704.00
ENTEGRIS INC	33,400	85.48	2,855,032.00
FIRST SOLAR INC	21,400	164.28	3,515,592.00
INTEL CORP	893,500	27.61	24,669,535.00
KLA CORP	30,800	387.92	11,947,936.00
LAM RESEARCH	29,800	495.66	14,770,668.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	186,000	44.14	8,210,040.00

MICROCHIP TECHNOLOGY	119,300	83.27	9,934,111.00
MICRON TECHNOLOGY	239,600	59.01	14,138,796.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,800	502.09	4,920,482.00
NVIDIA CORP	541,940	213.88	115,910,127.20
NXP SEMICONDUCTORS NV	57,200	188.46	10,779,912.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	94,800	81.86	7,760,328.00
QORVO INC	22,500	103.08	2,319,300.00
QUALCOMM INC	244,400	127.72	31,214,768.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,700	115.83	4,135,309.50
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	12,300	305.04	3,751,992.00
TERADYNE INC	34,300	105.25	3,610,075.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	198,900	175.32	34,871,148.00
WOLFSPEED INC	26,100	77.63	2,026,143.00
AT & T INC	1,551,000	19.44	30,151,440.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	31,000	20.94	649,140.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	64,000	21.43	1,371,520.00
LUMEN TECHNOLOGIES INC	216,000	3.93	848,880.00
VERIZON COMMUNICATIONS	914,000	40.22	36,761,080.00
T-MOBILE US INC	135,900	149.35	20,296,665.00
ALLIANT ENERGY CORP	55,100	53.97	2,973,747.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	112,700	92.41	10,414,607.00
CONSTELLATION ENERGY	70,800	84.55	5,986,140.00
DUKE ENERGY CORP	168,400	99.49	16,754,116.00
EDISON INTERNATIONAL	82,200	67.59	5,555,898.00
ENTERGY CORP	45,100	109.43	4,935,293.00
EVERGY INC	48,400	62.10	3,005,640.00
EVERSOURCE ENERGY	74,500	80.27	5,980,115.00
EXELON CORPORATION	214,000	43.05	9,212,700.00
FIRSTENERGY CORP	120,000	41.03	4,923,600.00
NEXTERA ENERGY INC	427,600	76.07	32,527,532.00
NRG ENERGY INC	49,000	34.22	1,676,780.00
PG&E CORP	324,000	15.57	5,044,680.00
PPL CORPORATION	163,000	28.81	4,696,030.00
SOUTHERN CO.	236,000	66.63	15,724,680.00
XCEL ENERGY INC	119,200	68.01	8,106,792.00

ATMOS ENERGY CORP	29,700	117.11	3,478,167.00
UGI CORP	45,000	39.15	1,761,750.00
AMEREN CORPORATION	57,200	87.26	4,991,272.00
CENTERPOINT ENERGY INC	135,000	29.21	3,943,350.00
CMS ENERGY CORP	63,400	61.97	3,928,898.00
CONSOLIDATED EDISON INC	76,100	93.25	7,096,325.00
DOMINION ENERGY INC	182,600	58.70	10,718,620.00
DTE ENERGY COMPANY	42,900	115.30	4,946,370.00
NISOURCE INC	86,000	27.14	2,334,040.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	109,000	62.23	6,783,070.00
SEMPRA ENERGY	69,000	158.49	10,935,810.00
WEC ENERGY GROUP INC	68,900	92.87	6,398,743.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	39,100	149.61	5,849,751.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	52,500	46.15	2,422,875.00
ALLY FINANCIAL INC	68,000	31.05	2,111,400.00
AMERICAN EXPRESS CO	138,700	177.30	24,591,510.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	84,300	111.17	9,371,631.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	60,200	111.18	6,693,036.00
SYNCHRONY FINANCIAL	103,800	35.77	3,712,926.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	23,800	351.48	8,365,224.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	32,600	83.11	2,709,386.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	165,000	51.50	8,497,500.00
BLACKROCK INC	32,810	716.16	23,497,209.60
BLACKSTONE INC	153,600	93.52	14,364,672.00
CARLYLE GROUP INC/THE	45,000	35.04	1,576,800.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	22,700	129.09	2,930,343.00
CME GROUP INC	78,700	188.64	14,845,968.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	26,200	65.20	1,708,240.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,400	431.23	3,622,332.00
FRANKLIN RESOURCES INC	65,000	31.33	2,036,450.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	47.31	615,030.00
GOLDMAN SACHS GROUP	74,300	368.50	27,379,550.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	121,300	107.11	12,992,443.00
INVESCO LTD	77,000	18.71	1,440,670.00
KKR & CO INC-A	121,000	57.18	6,918,780.00

LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	17,400	249.99	4,349,826.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	7,900	355.17	2,805,843.00
MOODYS CORP	35,900	301.45	10,822,055.00
MORGAN STANLEY	280,200	99.51	27,882,702.00
MSCI INC	17,680	544.83	9,632,594.40
NASDAQ INC	74,700	58.56	4,374,432.00
NORTHERN TRUST CORP	42,500	96.71	4,110,175.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	42,700	112.17	4,789,659.00
S&P GLOBAL INC	74,195	360.83	26,771,781.85
SCHWAB (CHARLES) CORP	316,500	80.32	25,421,280.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	61.40	1,596,400.00
STATE STREET CORP	79,000	92.00	7,268,000.00
T ROWE PRICE GROUP INC	49,900	118.73	5,924,627.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	72.57	1,763,451.00
AES CORP	143,000	26.23	3,750,890.00
VISTRA CORP	84,000	22.96	1,928,640.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,700	170.49	5,234,043.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	63,900	148.26	9,473,814.00
AVANTOR INC	150,000	24.54	3,681,000.00
BIO TECHNE CORP	34,500	75.96	2,620,620.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	4,670	483.23	2,256,684.10
CHARLES RIVER LABORATORIES	11,300	249.76	2,822,288.00
DANAHER CORP	150,400	256.29	38,546,016.00
ILLUMINA INC	33,800	211.83	7,159,854.00
IQVIA HOLDINGS INC	41,000	219.73	9,008,930.00
METTLER-TOLEDO INTL	4,870	1,513.93	7,372,839.10
PERKINELMER INC	27,400	133.44	3,656,256.00
REPLIGEN CORP	11,100	190.00	2,109,000.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	85,270	559.70	47,725,619.00
WATERS CORP	13,000	328.73	4,273,490.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	16,200	313.72	5,082,264.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,900	96.92	2,800,988.00
CLARIVATE PLC	65,000	10.71	696,150.00
COSTAR GROUP INC	85,700	77.56	6,646,892.00
EQUIFAX INC	26,600	211.72	5,631,752.00

JACOBS SOLUTIONS INC	27,500	121.89	3,351,975.00
LEIDOS HOLDINGS INC	27,500	101.24	2,784,100.00
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	24,700	82.42	2,035,774.00
TRUNSION	43,100	69.28	2,985,968.00
VERISK ANALYTICS INC	33,600	177.13	5,951,568.00
CBRE GROUP INC	70,300	88.76	6,239,828.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.70	1,222,000.00
ZILLOW GROUP INC - C	33,200	45.89	1,523,548.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,700	395.62	9,771,814.00
COMCAST CORP-CL A	958,100	39.12	37,480,872.00
DISH NETWORK CORP-A	51,000	14.15	721,650.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	37.03	2,518,040.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	34.22	1,026,600.00
INTERPUBLIC GROUP	85,000	37.36	3,175,600.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	92.42	2,504,582.00
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	34,000	33.84	1,150,560.00
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	17,000	33.86	575,620.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	19.00	1,634,000.00
OMNICOM GROUP	45,600	93.72	4,273,632.00
PARAMOUNT GLOBAL	129,000	23.69	3,056,010.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	4.60	786,600.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	98,000	60.30	5,909,400.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	171,400	77.57	13,295,498.00
DISNEY (WALT) CO	396,800	105.22	41,751,296.00
ELECTRONIC ARTS	60,100	112.00	6,731,200.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	43,700	70.01	3,059,437.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,600	76.39	2,948,654.00
NETFLIX INC	96,800	347.96	33,682,528.00
ROBLOX CORP -CLASS A	79,000	40.88	3,229,520.00
ROKU INC	27,700	71.56	1,982,212.00
SEA LTD-ADR	78,100	65.01	5,077,281.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	36,500	112.51	4,106,615.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	497,000	15.43	7,668,710.00
ALPHABET INC-CL A	1,305,000	94.35	123,126,750.00
ALPHABET INC-CL C	1,207,200	94.59	114,189,048.00

	MATCH GROUP INC	63,000	43.63	2,748,690.00
	META PLATFORMS INC-CLASS A	496,400	172.88	85,817,632.00
	PINTEREST INC- CLASS A	129,000	24.43	3,151,470.00
	SNAP INC-A	248,000	10.36	2,569,280.00
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	54,000	25.71	1,388,340.00
小計	銘柄数：601			7,679,667,678.15 (1,032,531,319,327)
	組入時価比率：69.5%			72.2%
カナダドル	LUMINE GROUP INC	12,991	14.34	186,420.75
	ARC RESOURCES LTD	148,000	14.73	2,180,040.00
	CAMECO CORP	94,000	38.78	3,645,320.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	243,600	75.05	18,282,180.00
	CENOVUS ENERGY INC	304,000	24.51	7,451,040.00
	ENBRIDGE INC	443,000	52.38	23,204,340.00
	IMPERIAL OIL	50,000	67.57	3,378,500.00
	KEYERA CORP	48,000	31.09	1,492,320.00
	PARKLAND CORP	36,000	30.20	1,087,200.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	120,000	45.76	5,491,200.00
	SUNCOR ENERGY INC	295,000	44.59	13,154,050.00
	TC ENERGY CORP	218,000	56.84	12,391,120.00
	TOURMALINE OIL CORP	68,200	58.96	4,021,072.00
	NUTRIEN LTD	118,300	100.70	11,912,810.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	32,000	61.63	1,972,160.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	99,200	62.31	6,181,152.00
	BARRICK GOLD	383,000	22.57	8,644,310.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	128,000	26.57	3,400,960.00
	FRANCO-NEVADA CORP	41,900	178.50	7,479,150.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	12.51	1,763,910.00
	KINROSS GOLD CORP	300,000	5.20	1,560,000.00
	LUNDIN MINING CORP	137,000	8.82	1,208,340.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	43,000	21.83	938,690.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	104,000	59.40	6,177,600.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	100,000	56.97	5,697,000.00
	WEST FRASER TIMBER	14,200	104.99	1,490,858.00
	CAE INC	67,000	31.44	2,106,480.00

WSP GLOBAL INC	27,700	172.39	4,775,203.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	17,000	112.50	1,912,500.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	38,000	41.77	1,587,260.00
RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	23,700	84.36	1,999,332.00
AIR CANADA	43,000	21.20	911,600.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	127,500	157.22	20,045,550.00
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	203,500	104.58	21,282,030.00
TFI INTERNATIONAL INC	17,000	169.63	2,883,710.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	58,700	76.28	4,477,636.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	120.00	888,000.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	37,000	40.18	1,486,660.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	62,500	90.99	5,686,875.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	174.64	2,008,360.00
DOLLARAMA INC	59,000	79.92	4,715,280.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	178,000	65.59	11,675,020.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	36.85	1,437,150.00
LOBLAW COMPANIES	35,600	118.89	4,232,484.00
METRO INC	53,000	71.90	3,810,700.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,700	169.61	2,662,877.00
SAPUTO INC	57,000	36.70	2,091,900.00
BANK OF MONTREAL	145,800	135.18	19,709,244.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	260,000	72.95	18,967,000.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	195,000	62.52	12,191,400.00
NATIONAL BANK OF CANADA	73,800	101.50	7,490,700.00
ROYAL BANK OF CANADA	302,900	138.79	42,039,491.00
TORONTO DOMINION BANK	395,900	92.87	36,767,233.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	83,000	19.54	1,621,820.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	932.70	4,607,538.00
GREAT-WEST LIFECO INC	64,000	36.52	2,337,280.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	89.34	2,153,094.00
INTACT FINANCIAL CORP	38,400	202.70	7,783,680.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	416,000	27.07	11,261,120.00
POWER CORPORATION OF CANADA	124,000	36.10	4,476,400.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	128,000	68.91	8,820,480.00

CGI INC	46,300	125.80	5,824,540.00	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	14,000	44.20	618,800.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	260,000	58.70	15,262,000.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,330	2,370.61	10,264,741.30	
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	17,800	101.29	1,802,962.00	
OPEN TEXT CORP	56,000	47.43	2,656,080.00	
BCE INC	14,400	61.78	889,632.00	
TELUS CORP	98,600	27.79	2,740,094.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	79,000	66.17	5,227,430.00	
EMERA INC	56,000	54.77	3,067,120.00	
FORTIS INC	106,000	55.74	5,908,440.00	
HYDRO ONE LTD	70,000	36.13	2,529,100.00	
ALTAGAS LTD	60,000	24.16	1,449,600.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	10.55	1,466,450.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	36.49	985,230.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	74,500	47.28	3,522,360.00	
BROOKFIELD CORP	306,000	48.26	14,767,560.00	
IGM FINANCIAL INC	21,000	42.81	899,010.00	
ONEX CORPORATION	16,900	67.46	1,140,074.00	
TMX GROUP LTD	11,300	135.56	1,531,828.00	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	40.47	1,173,630.00	
NORTHLAND POWER INC	53,000	33.47	1,773,910.00	
THOMSON REUTERS CORP	36,500	166.03	6,060,095.00	
FIRSTSERVICE CORP	8,500	191.28	1,625,880.00	
QUEBECOR INC-CL B	34,000	32.62	1,109,080.00	
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	104,000	39.25	4,082,000.00	
小計	銘柄数 : 87		535,672,476.05	
			(53,379,762,238)	
	組入時価比率 : 3.6%		3.7%	
ユーロ	TENARIS SA	101,000	16.51	1,668,015.00
	ENI SPA	545,000	14.30	7,793,500.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	109,000	11.65	1,270,395.00
	NESTE OYJ	91,000	45.01	4,095,910.00
	OMV AG	32,000	45.71	1,462,720.00
	REPSOL SA	302,000	15.01	4,534,530.00

TOTALENERGIES SE	541,500	58.66	31,764,390.00
AIR LIQUIDE SA	114,500	149.42	17,108,590.00
AKZO NOBEL	39,400	69.86	2,752,484.00
ARKEMA	13,600	93.84	1,276,224.00
BASF SE	199,700	52.24	10,432,328.00
COVESTRO AG	43,000	42.04	1,807,720.00
EVONIK INDUSTRIES AG	48,000	20.01	960,480.00
KONINKLIJKE DSM NV	37,400	123.40	4,615,160.00
OCI	21,000	30.14	632,940.00
SOLVAY SA	16,400	109.40	1,794,160.00
SYMRISE AG	28,900	96.06	2,776,134.00
UMICORE	44,000	32.40	1,425,600.00
CRH PLC	166,000	43.86	7,280,760.00
HEIDELBERGCEMENT AG	30,600	64.42	1,971,252.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	55,000	36.29	1,995,950.00
ARCELORMITTAL	111,000	28.26	3,136,860.00
VOESTALPINE AG	24,000	34.32	823,680.00
STORA ENSO OYJ-R	119,000	13.45	1,600,550.00
UPM-KYMMENE OYJ	113,000	34.06	3,848,780.00
AIRBUS SE	129,300	125.66	16,247,838.00
DASSAULT AVIATION SA	5,000	164.00	820,000.00
MTU AERO ENGINES AG	11,900	234.00	2,784,600.00
RHEINMETALL AG	9,400	249.60	2,346,240.00
SAFRAN SA	74,400	136.86	10,182,384.00
THALES SA	23,500	129.70	3,047,950.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	107,000	54.52	5,833,640.00
KINGSPAN GROUP PLC	33,400	63.42	2,118,228.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	50,094	27.48	1,376,583.12
BOUYGUES	52,000	31.77	1,652,040.00
EIFFAGE SA	18,100	103.25	1,868,825.00
FERROVIAL SA	105,847	26.49	2,803,887.03
VINCI	116,900	109.54	12,805,226.00
LEGRAND SA	59,100	89.52	5,290,632.00
PRYSMIAN SPA	54,000	37.70	2,035,800.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	117,600	156.26	18,376,176.00

SIEMENS ENERGY AG	99,000	19.20	1,900,800.00
SIEMENS AG	166,500	145.44	24,215,760.00
ALSTOM	71,000	27.32	1,939,720.00
CNH INDUSTRIAL NV	221,000	15.56	3,439,865.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	97,000	31.42	3,048,225.00
GEA GROUP AG	34,000	41.09	1,397,060.00
KNORR-BREMSE AG	15,200	63.60	966,720.00
KONE OYJ	76,000	48.49	3,685,240.00
RATIONAL AG	1,050	618.00	648,900.00
WARTSILA OYJ	101,000	9.31	940,512.00
BRENNTAG SE	34,100	72.92	2,486,572.00
IMCD NV	12,600	151.65	1,910,790.00
DEUTSCHE POST AG-REG	218,000	40.60	8,850,800.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	9.73	1,333,010.00
ADP	6,100	135.40	825,940.00
AENA SME SA	15,800	140.40	2,218,320.00
GETLINK	93,000	16.45	1,530,315.00
CONTINENTAL AG	23,200	69.62	1,615,184.00
MICHELIN (CGDE)	147,000	30.33	4,459,245.00
VALEO SA	45,000	21.08	948,600.00
BAYER MOTOREN WERK	71,700	99.75	7,152,075.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	12,500	91.65	1,145,625.00
DR ING HC F PORSCHE AG	25,500	114.10	2,909,550.00
FERRARI NV	27,100	249.00	6,747,900.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	174,300	74.64	13,009,752.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	31,900	55.60	1,773,640.00
RENAULT SA	40,000	42.21	1,688,400.00
STELLANTIS NV	485,000	15.95	7,735,750.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	166.80	1,050,840.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	40,000	131.22	5,248,800.00
SEB SA	5,400	99.80	538,920.00
ADIDAS AG	38,200	143.52	5,482,464.00
HERMES INTERNATIONAL	6,940	1,747.00	12,124,180.00
KERING SA	16,310	590.00	9,622,900.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	60,240	818.40	49,300,416.00

SE				
MONCLER SPA	45,500	57.66	2,623,530.00	
PUMA SE	24,100	61.32	1,477,812.00	
ACCOR SA	39,000	30.05	1,171,950.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	36,300	154.55	5,610,165.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	37.55	901,200.00	
SODEXO	18,200	86.68	1,577,576.00	
D' IETEREN GROUP	5,700	187.80	1,070,460.00	
DELIVERY HERO SE	38,000	40.38	1,534,440.00	
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	43,000	21.53	925,790.00	
PROSUS NV	180,100	73.00	13,147,300.00	
ZALANDO SE	50,000	39.78	1,989,000.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	236,000	28.80	6,796,800.00	
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	130,000	18.15	2,359,500.00	
HELLOFRESH SE	31,800	21.87	695,466.00	
JERONIMO MARTINS	64,000	20.30	1,299,200.00	
KESKO OYJ-B SHS	58,000	20.31	1,177,980.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	228,000	29.73	6,779,580.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	188,800	55.01	10,385,888.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	107,000	10.49	1,122,430.00	
HEINEKEN HOLDING NV	22,000	78.30	1,722,600.00	
HEINEKEN NV	56,800	95.66	5,433,488.00	
PERNOD RICARD SA	44,500	194.95	8,675,275.00	
REMY COINTREAU	4,900	167.70	821,730.00	
DANONE	140,100	52.09	7,297,809.00	
JDE PEET'S BV	21,000	27.70	581,700.00	
KERRY GROUP PLC-A	34,300	93.04	3,191,272.00	
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	64.10	1,467,890.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	38,300	67.24	2,575,292.00	
BEIERSDORF AG	21,400	113.20	2,422,480.00	
LOREAL-ORD	52,300	384.60	20,114,580.00	
BIOMERIEUX	8,800	95.78	842,864.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	133.50	1,148,100.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	116.30	697,800.00	
ESSILORLUXOTTICA	63,800	174.60	11,139,480.00	

KONINKLIJKE PHILIPS NV	197,000	15.84	3,121,662.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,400	50.32	3,089,648.00
AMPLIFON SPA	24,000	27.40	657,600.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	45,000	37.47	1,686,150.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	92,000	28.99	2,667,080.00
ARGENX SE	12,000	345.80	4,149,600.00
GRIFOLS SA	63,000	14.28	899,640.00
BAYER AG-REG	215,300	59.12	12,728,536.00
IPSEN	7,300	107.70	786,210.00
MERCK KGAA	28,300	183.45	5,191,635.00
ORION OYJ	24,200	45.35	1,097,470.00
RECORDATI SPA	24,000	41.10	986,400.00
SANOFI	248,300	89.10	22,123,530.00
UCB SA	26,300	77.90	2,048,770.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	82,000	16.53	1,355,870.00
AIB GROUP PLC	230,000	3.93	903,900.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,311,000	6.97	9,145,536.00
BANCO SANTANDER SA	3,680,000	3.52	12,968,320.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	225,000	9.77	2,199,600.00
BNP PARIBAS	241,100	65.43	15,775,173.00
CAIXABANK	950,000	4.11	3,905,450.00
COMMERZBANK AG	236,000	11.38	2,685,680.00
CREDIT AGRICOLE SA	265,000	11.75	3,113,750.00
ERSTE GROUP BANK AG	76,000	36.37	2,764,120.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	129,000	16.72	2,156,880.00
ING GROEP NV	826,000	13.21	10,913,112.00
INTESA SANPAOLO	3,670,000	2.56	9,411,715.00
KBC GROEP NV	55,600	71.82	3,993,192.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	10.25	1,271,620.00
SOCIETE GENERALE	175,000	27.86	4,875,500.00
UNICREDIT SPA	420,000	19.55	8,214,360.00
EURAZEO SE	10,700	64.90	694,430.00
EXOR NV	24,300	76.18	1,851,174.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	79.70	1,705,580.00

SOFINA SA	3,700	234.40	867,280.00
WENDEL	6,000	101.20	607,200.00
AEGON NV	410,000	5.17	2,119,700.00
AGEAS	36,000	43.54	1,567,440.00
ALLIANZ SE-REG	88,500	216.95	19,200,075.00
ASSICURAZIONI GENERALI	242,000	18.32	4,433,440.00
AXA SA	410,000	28.32	11,613,250.00
HANNOVER RUECK SE	13,000	181.95	2,365,350.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	30,700	329.90	10,127,930.00
NN GROUP NV	59,000	40.61	2,395,990.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.22	1,227,000.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	45.45	4,817,700.00
ADYEN NV	4,780	1,466.80	7,011,304.00
AMADEUS IT GROUP SA	99,500	57.02	5,673,490.00
BECHTLE AG	15,700	40.48	635,536.00
CAPGEMINI SA	35,800	186.00	6,658,800.00
EDENRED	53,500	52.04	2,784,140.00
NEXI SPA	130,000	7.85	1,020,500.00
WORLDLINE SA	54,000	41.11	2,219,940.00
DASSAULT SYSTEMES SE	147,000	37.44	5,504,415.00
NEMETSCHEK SE	11,000	50.66	557,260.00
SAP SE	227,300	109.48	24,884,804.00
NOKIA OYJ	1,180,000	4.45	5,259,850.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,300	323.05	3,327,415.00
ASML HOLDING NV	88,470	610.30	53,993,241.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	282,000	35.23	9,936,270.00
STMICROELECTRONICS NV	151,000	45.90	6,931,655.00
CELLNEX TELECOM SA	118,000	37.98	4,481,640.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	709,000	20.76	14,718,840.00
ELISA OYJ	31,700	53.10	1,683,270.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	10.47	754,200.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.25	2,372,500.00
ORANGE SA	435,000	10.71	4,660,590.00
TELECOM ITALIA SPA	1,930,000	0.31	605,055.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	210,000	2.83	594,510.00

TELEFONICA SA	1, 140, 000	3. 81	4, 350, 240. 00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	25, 000	20. 80	520, 000. 00
ACCIONA S. A.	5, 800	186. 80	1, 083, 440. 00
ELECTRICITE DE FRANCE	128, 000	11. 90	1, 523, 200. 00
ELIA GROUP SA/NV	6, 626	129. 50	858, 067. 00
ENDESA S. A.	65, 000	19. 04	1, 237, 925. 00
ENEL SPA	1, 769, 000	5. 35	9, 469, 457. 00
ENERGIAS DE PORTUGAL	588, 000	4. 70	2, 766, 540. 00
FORTUM OYJ	100, 000	14. 43	1, 443, 000. 00
IBERDROLA SA	1, 333, 358	10. 90	14, 533, 602. 20
RED ELECTRICA CORPORACION SA	89, 000	16. 31	1, 452, 035. 00
TERNA SPA	301, 000	7. 39	2, 224, 992. 00
VERBUND AG	14, 500	80. 85	1, 172, 325. 00
ENAGAS SA	48, 000	16. 85	809, 040. 00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32, 000	26. 76	856, 320. 00
SNAM SPA	460, 000	4. 77	2, 195, 120. 00
E. ON SE	488, 000	10. 16	4, 960, 520. 00
ENGIE	396, 000	13. 50	5, 346, 000. 00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	141, 000	28. 45	4, 011, 450. 00
AMUNDI SA	12, 800	62. 95	805, 760. 00
DEUTSCHE BANK AG-REG	446, 000	11. 88	5, 298, 480. 00
DEUTSCHE BOERSE AG	41, 500	171. 45	7, 115, 175. 00
EURONEXT NV	18, 000	77. 16	1, 388, 880. 00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14, 000	38. 00	532, 000. 00
EDP RENOVAVEIS SA	66, 000	19. 89	1, 312, 740. 00
RWE AG	138, 000	39. 52	5, 453, 760. 00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30, 600	67. 92	2, 078, 352. 00
QIAGEN N. V.	47, 900	44. 73	2, 142, 567. 00
SARTORIUS AG-VORZUG	5, 100	427. 10	2, 178, 210. 00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6, 000	330. 60	1, 983, 600. 00
BUREAU VERITAS SA	61, 000	26. 26	1, 601, 860. 00
RANDSTAD NV	25, 500	59. 24	1, 510, 620. 00
TELEPERFORMANCE	12, 500	255. 50	3, 193, 750. 00
WOLTERS KLUWER	56, 500	103. 50	5, 847, 750. 00

	AROWNTOWN SA	206,000	2.51	517,884.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	17,000	70.54	1,199,180.00	
	VONOVIA SE	158,000	25.46	4,022,680.00	
	PUBLICIS GROUPE	49,800	75.58	3,763,884.00	
	VIVENDI SE	164,000	9.88	1,620,320.00	
	BOLLORE SE	202,000	5.17	1,044,340.00	
	UBISOFT ENTERTAINMENT	17,300	20.43	353,439.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	154,000	22.52	3,468,080.00	
	SCOUT24 SE	17,900	51.86	928,294.00	
小計	銘柄数 : 222			1,042,015,729.35	
				(149,560,517,633)	
	組入時価比率 : 10.1%			10.4%	
英ポンド	BP PLC	4,095,000	5.59	22,927,905.00	
	SHELL PLC-NEW	1,581,000	25.41	40,173,210.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	69.94	2,175,134.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,000	22.20	888,000.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	279,000	32.09	8,954,505.00	
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	17.31	1,541,035.00	
	GLENCORE PLC	2,122,000	5.09	10,815,834.00	
	RIO TINTO PLC-REG	245,900	61.03	15,007,277.00	
	MONDI PLC	101,000	14.94	1,509,445.00	
	BAE SYSTEMS PLC	677,000	8.93	6,051,026.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,850,000	1.12	2,080,510.00	
	DCC PLC	21,200	46.07	976,684.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	870,000	1.43	1,249,755.00	
	SMITHS GROUP PLC	80,000	17.75	1,420,000.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	15,500	120.45	1,866,975.00	
	ASHTAD GROUP PLC	94,600	56.30	5,325,980.00	
	BUNZLE	71,000	30.66	2,176,860.00	
	RENTOKIL INTIAL PLC	554,000	5.11	2,833,156.00	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	207,000	4.63	959,031.00	
	PERSIMMON PLC	64,000	14.36	919,040.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	710,000	1.20	853,420.00	
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	41.89	1,017,927.00	
	BURBERRY GROUP PLC	82,000	25.57	2,096,740.00	

COMPASS GROUP PLC	381,000	19.24	7,332,345.00
ENTAIN PLC	132,000	13.97	1,844,700.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,300	55.94	2,310,322.00
WHITBREAD PLC	46,000	31.10	1,430,600.00
NEXT PLC	28,600	68.90	1,970,540.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.80	1,102,880.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.81	1,267,650.00
OCADO GROUP PLC	122,000	6.29	767,380.00
SAINSBURY	410,000	2.64	1,084,040.00
TESCO PLC	1,610,000	2.50	4,039,490.00
COCA-COLA HBC AG-DI	46,000	21.10	970,600.00
DIAGEO PLC	498,000	35.60	17,731,290.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	19.32	1,526,675.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	463,000	31.62	14,640,060.00
IMPERIAL BRANDS PLC	196,000	20.37	3,992,520.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	155,600	57.76	8,987,456.00
HALEON PLC	1,080,000	3.35	3,626,100.00
UNILEVER PLC	554,300	42.35	23,477,376.50
SMITH & NEPHEW PLC	182,000	11.55	2,102,100.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	6.65
ASTRAZENECA PLC	337,280	114.86	38,739,980.80
GSK PLC	890,000	14.84	13,209,380.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	17.70	655,085.00
BARCLAYS PLC	3,450,000	1.73	5,985,750.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,346,000	6.21	26,993,006.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	14,980,000	0.50	7,626,318.00
NATWEST GROUP PLC	1,180,000	2.84	3,358,280.00
STANDARD CHARTERED PLC	534,000	7.65	4,086,168.00
M&G PLC	500,000	2.01	1,007,000.00
ADMIRAL GROUP PLC	42,000	22.44	942,480.00
AVIVA PLC	610,000	4.47	2,730,360.00
LEGAL & GENERAL	1,270,000	2.60	3,302,000.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	6.33	1,077,120.00
PRUDENTIAL PLC	599,000	13.06	7,825,935.00
SAGE GROUP PLC (THE)	220,000	7.61	1,675,080.00

	HALMA PLC	83,000	22.39	1,858,370.00
	BT GROUP PLC	1,510,000	1.42	2,144,200.00
	VODAFONE GROUP PLC	5,780,000	1.02	5,917,564.00
	SSE PLC	232,000	17.55	4,072,760.00
	NATIONAL GRID PLC	804,000	10.70	8,602,800.00
	SEVERN TRENT PLC	53,000	28.07	1,487,710.00
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	151,000	10.50	1,586,255.00
	3I GROUP PLC	213,000	16.45	3,503,850.00
	ABRDN PLC	500,000	2.16	1,080,000.00
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	8.53	699,952.00
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	72,000	76.14	5,482,080.00
	SCHRODERS PLC	141,176	4.99	704,609.41
	ST JAMES S PLACE PLC	118,000	12.50	1,475,000.00
	PEARSON	143,000	9.17	1,311,596.00
	EXPERIAN PLC	198,000	29.89	5,918,220.00
	INTERTEK GROUP PLC	35,000	44.90	1,571,500.00
	RELX PLC	421,000	24.92	10,491,320.00
	INFORMA PLC	326,000	6.72	2,192,676.00
	WPP PLC	235,000	10.09	2,372,325.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	195,000	6.00	1,170,390.00
小計	銘柄数 : 78			416,880,700.36
				(67,372,089,985)
	組入時価比率 : 4.5%			4.7%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	41,000	15.87	650,670.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	715.50	1,166,265.00
	GIVAUDAN-REG	2,040	2,850.00	5,814,000.00
	SIKA AG-REG	31,800	276.90	8,805,420.00
	HOLCIM LTD	122,100	56.84	6,940,164.00
	SIG GROUP AG	66,000	22.20	1,465,200.00
	GEBERIT AG-REG	7,960	517.20	4,116,912.00
	ABB LTD	339,000	31.56	10,698,840.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	4,900	191.40	937,860.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,500	199.35	1,694,475.00
	VAT GROUP AG	6,000	285.40	1,712,400.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	11,700	245.50	2,872,350.00

	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	113,200	144.00	16,300,800.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,200	330.40	2,048,480.00	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	60.75	637,875.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,944.00	1,574,640.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	10,340.00	2,347,180.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	24	104,200.00	2,500,800.00	
	NESTLE SA-REG	598,500	109.28	65,404,080.00	
	ALCON INC	107,300	67.66	7,259,918.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	11,600	237.90	2,759,640.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	24,000	129.70	3,112,800.00	
	NOVARTIS AG-REG	470,800	80.29	37,800,532.00	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	152,900	279.20	42,689,680.00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	6,000	295.60	1,773,600.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	83.05	539,825.00	
	BALOISE HOLDING AG	9,900	152.50	1,509,750.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	6,800	554.40	3,769,920.00	
	SWISS RE LTD	64,900	96.14	6,239,486.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	32,900	440.50	14,492,450.00	
	TEMENOS AG-REG	13,700	68.78	942,286.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	53.34	2,005,584.00	
	SWISSCOM AG-REG	5,690	574.00	3,266,060.00	
	BKW AG	4,600	134.40	618,240.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	789,999	2.73	2,156,697.27	
	JULIUS BAER GROUP LTD	46,300	61.46	2,845,598.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	4,820	920.80	4,438,256.00	
	UBS GROUP AG	733,000	20.29	14,872,570.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	86.95	686,905.00	
	LONZA AG-REG	16,360	554.40	9,069,984.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	33,000	34.93	1,152,690.00	
	SGS SA-REG	1,350	2,201.00	2,971,350.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	17,500	82.25	1,439,375.00	
小計	銘柄数：43			306,101,607.27	
				(44,458,197,439)	
	組入時価比率：3.0%			3.1%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	59,000	445.05	26,257,950.00	

HOLMEN AB-B SHARES	19,000	425.40	8,082,600.00
SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	147.60	20,221,200.00
ASSA ABLOY AB-B	218,000	255.70	55,742,600.00
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	338,000	122.75	41,489,500.00
SKANSKA AB-B SHS	77,000	194.95	15,011,150.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	230.20	7,596,600.00
LIFCO AB-B SHS	52,000	214.30	11,143,600.00
ALFA LAVAL AB	63,000	351.50	22,144,500.00
ATLAS COPCO AB-A SHS	577,000	125.28	72,286,560.00
ATLAS COPCO AB-B SHS	334,000	110.42	36,880,280.00
EPIROC AB - A	141,000	203.50	28,693,500.00
EPIROC AB - B	89,000	174.90	15,566,100.00
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	92.00	8,648,000.00
INDUTRADE AB	55,000	233.00	12,815,000.00
SANDVIK AB	229,000	218.40	50,013,600.00
SKF AB-B SHARES	78,000	200.00	15,600,000.00
VOLVO AB-A SHS	40,000	218.60	8,744,000.00
VOLVO AB-B SHS	330,000	209.35	69,085,500.00
SECURITAS AB-B SHS	110,857	92.52	10,256,489.64
VOLVO CAR AB-B	120,000	50.83	6,099,600.00
ELECTROLUX AB-B	53,000	127.68	6,767,040.00
EVOLUTION AB	40,600	1,317.00	53,470,200.00
HENNES&MAURITZ AB-B	162,000	130.50	21,141,000.00
ESSITY AKTIEBOLAG-B	132,000	280.00	36,960,000.00
GETINGE AB-B SHS	53,000	234.10	12,407,300.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,000	236.90	8,528,400.00
NORDEA BANK ABP	725,000	128.26	92,988,500.00
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	349,000	127.90	44,637,100.00
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	320,000	107.85	34,512,000.00
SWEDBANK AB	197,000	208.60	41,094,200.00
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	288.00	8,928,000.00
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	32,000	287.30	9,193,600.00
INVESTOR AB-A SHS	105,000	208.10	21,850,500.00
INVESTOR AB-B SHS	401,000	203.70	81,683,700.00
KINNEVIK AB - B	56,000	160.75	9,002,000.00

	LUNDBERGS AB-B SHS	15,500	493.30	7,646,150.00	
	ERICSSON LM-B	620,000	60.31	37,392,200.00	
	HEXAGON AB-B SHS	431,000	119.10	51,332,100.00	
	TELIA CO AB	580,000	26.72	15,497,600.00	
	TELE 2 AB-B SHS	116,000	93.64	10,862,240.00	
	EQT AB	68,000	248.00	16,864,000.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	53.33	7,519,530.00	
	SAGAX AB-B	40,000	258.40	10,336,000.00	
	EMBRACER GROUP AB	134,000	55.18	7,394,120.00	
	小計 銘柄数：45			1,190,385,809.64	
	組入時価比率：1.0%			(15,284,553,795)	1.1%
ノルウェークロ ーネ	AKER BP ASA	72,000	277.20	19,958,400.00	
	EQUINOR ASA	206,000	318.05	65,518,300.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	464.20	17,175,400.00	
	NORSK HYDRO	291,000	77.36	22,511,760.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	430.60	9,042,600.00	
	MOWI ASA	84,000	177.05	14,872,200.00	
	ORKLA ASA	153,000	70.64	10,807,920.00	
	SALMAR ASA	16,000	436.80	6,988,800.00	
	DNB BANK ASA	205,000	197.85	40,559,250.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	40,000	181.70	7,268,000.00	
	TELENOR ASA	146,000	117.20	17,111,200.00	
	ADEVINTA ASA	63,000	84.95	5,351,850.00	
	小計 銘柄数：12			237,165,680.00	
組入時価比率：0.2%			(3,092,640,467)	0.2%	
デンマーククロ ーネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	496.00	11,656,000.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	44,500	347.30	15,454,850.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,700	1,774.50	3,016,650.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	221,000	205.00	45,305,000.00	
	DSV A/S	40,600	1,290.50	52,394,300.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	15,420.00	11,102,400.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	15,590.00	16,993,100.00	

	PANDORA A/S	20,000	660.60	13,212,000.00	
	CARLSBERG B	21,800	979.00	21,342,200.00	
	COLOPLAST-B	25,900	813.40	21,067,060.00	
	DEMANT A/S	20,100	217.60	4,373,760.00	
	GENMAB A/S	14,400	2,756.00	39,686,400.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	360,300	986.00	355,255,800.00	
	DANSKE BANK AS	148,000	152.75	22,607,000.00	
	TRYG A/S	76,000	155.80	11,840,800.00	
	ORSTED A/S	41,000	630.30	25,842,300.00	
小計	銘柄数 : 16			671,149,620.00	
				(12,939,764,673)	
	組入時価比率 : 0.9%			0.9%	
豪ドル	AMPOL LTD	49,000	31.77	1,556,730.00	
	SANTOS LTD.	710,000	6.85	4,863,500.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	48,000	29.15	1,399,200.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	413,000	34.51	14,252,630.00	
	ORICA LTD	99,000	16.06	1,589,940.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	32.47	3,279,470.00	
	BHP GROUP LIMITED	1,103,000	48.00	52,944,000.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	19.82	2,061,280.00	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	371,000	22.26	8,258,460.00	
	IGO LTD	150,000	13.54	2,031,000.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	37,500	85.07	3,190,125.00	
	NEWCREST MINING	191,000	23.57	4,501,870.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	11.39	2,927,230.00	
	PILBARA MINERALS LTD	540,000	4.44	2,397,600.00	
	RIO TINTO LTD	81,800	124.26	10,164,468.00	
	SOUTH32 LTD	1,010,000	4.53	4,575,300.00	
	REECE LTD	49,000	16.98	832,020.00	
	BRAMBLES LTD	295,000	12.13	3,578,350.00	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	6.60	1,452,000.00	
	AURIZON HOLDINGS LTD	380,000	3.42	1,299,600.00	
	TRANSURBAN GROUP	666,000	14.07	9,370,620.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	35.50	4,757,000.00	
	LOTTERY CORP LTD/THE	480,000	4.82	2,313,600.00	

WESFARMERS LIMITED	249,000	51.09	12,721,410.00	
COLES GROUP LTD	293,000	18.24	5,344,320.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	6.78	2,237,400.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	263,000	36.69	9,649,470.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	156,000	13.72	2,140,320.00	
COCHLEAR LTD	14,100	224.99	3,172,359.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	66.76	2,737,160.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	99,000	33.45	3,311,550.00	
CSL LIMITED	104,400	298.40	31,152,960.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	656,000	24.67	16,183,520.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	370,300	100.97	37,389,191.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	688,000	29.85	20,536,800.00	
WESTPAC BANKING CORP	767,000	22.78	17,472,260.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	540,000	4.83	2,608,200.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	590,000	3.12	1,840,800.00	
QBE INSURANCE	332,000	14.39	4,777,480.00	
SUNCORP GROUP LTD	268,000	12.78	3,425,040.00	
COMPUTERSHARE LTD	113,000	23.88	2,698,440.00	
WISETECH GLOBAL LTD	33,000	56.54	1,865,820.00	
XERO LIMITED	28,300	77.76	2,200,608.00	
TELSTRA GROUP LTD	850,000	4.21	3,578,500.00	
ORIGIN ENERGY LTD	370,000	7.00	2,590,000.00	
APA GROUP	257,000	10.86	2,791,020.00	
ASX LTD	41,500	67.97	2,820,755.00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	79,200	189.00	14,968,800.00	
IDP EDUCATION LTD	46,000	30.72	1,413,120.00	
REA GROUP LTD	12,500	126.43	1,580,375.00	
SEEK LTD	70,000	24.78	1,734,600.00	
小計	銘柄数 : 51		358,538,271.00	
			(33,103,838,561)	
	組入時価比率 : 2.2%		2.3%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	270,000	8.62	2,327,400.00
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	127,000	26.60	3,378,200.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.34	2,296,200.00

	MERCURY NZ LTD	137,000	6.47	887,075.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.47	1,642,500.00	
小計	銘柄数：5			10,531,375.00	
				(881,897,342)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	15.60	6,708,000.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	584,040	47.80	27,917,112.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	304,000	100.80	30,643,200.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	16.78	4,698,400.00	
	MTR CORP	340,000	40.10	13,634,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	466,000	52.20	24,325,200.00	
	SANDS CHINA LTD	512,000	28.15	14,412,800.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	350,000	23.30	8,155,000.00	
	WH GROUP LIMITED	1,759,806	4.68	8,235,892.08	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	780,000	26.25	20,475,000.00	
	HANG SENG BANK	172,000	123.30	21,207,600.00	
	AIA GROUP LTD	2,598,000	83.65	217,322,700.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	10.40	8,835,840.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	42.50	5,695,000.00	
	CLP HLDGS	366,000	56.20	20,569,200.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	310,000	42.45	13,159,500.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,410,383	7.46	17,981,457.18	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	264,000	330.80	87,331,200.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	441,040	49.90	22,007,896.00	
	ESR GROUP LTD	440,000	14.50	6,380,000.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	15.90	7,314,000.00	
	HENDERSON LAND	310,443	27.05	8,397,483.15	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	21.85	6,771,664.60	
	SINO LAND CO. LTD	730,000	10.24	7,475,200.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	322,000	110.90	35,709,800.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	66.05	6,869,200.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	20.90	4,807,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	350,000	43.00	15,050,000.00	
小計	銘柄数：28			672,089,345.01	

				(11,519,611,373)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	310,000	3.63	1,125,300.00	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	28.89	606,690.00	
	KEPPEL CORP.	313,000	7.27	2,275,510.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	280,000	5.84	1,635,200.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	1.02	1,438,200.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.97	1,746,800.00	
	DBS GROUP HLDGS	394,000	35.02	13,797,880.00	
	OCBC-ORD	740,000	13.13	9,716,200.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	256,000	30.98	7,930,880.00	
	VENTURE CORP LTD	58,000	18.49	1,072,420.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,790,000	2.45	4,385,500.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	8.97	1,785,030.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.87	2,322,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	7.82	782,000.00	
	UOL GROUP LIMITED	87,000	6.77	588,990.00	
小計	銘柄数：15			51,208,600.00	
				(5,149,024,730)	
	組入時価比率：0.3%			0.4%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	157,000	26.36	4,138,520.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	584.90	3,450,910.00	
	BANK HAPOALIM BM	273,000	31.17	8,509,410.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	337,000	30.11	10,147,070.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.31	5,126,800.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,000	116.00	3,828,000.00	
	NICE LTD	13,800	775.00	10,695,000.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	22,000	144.60	3,181,200.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	470,000	5.42	2,547,400.00	
	AZRIELI GROUP	8,600	212.00	1,823,200.00	
小計	銘柄数：10			53,447,510.00	
				(2,027,996,285)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
合計				1,431,301,213,848	

(1, 431, 301, 213, 848)

(注 1) 外貨建資産有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建資産有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 2 月 20 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	34,000	5,493,720.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	67,000	2,227,750.00	
		AMERICAN TOWER CORP	101,300	21,299,338.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	103,000	2,223,770.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	30,700	5,503,589.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	2,366,784.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,500	2,581,075.00	
		CROWN CASTLE INC	94,800	13,336,464.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	61,800	6,844,968.00	
		EQUINIX INC	19,940	14,292,194.40	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	37,500	2,695,500.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,100	5,211,108.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,300	3,386,669.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	29,700	4,722,003.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	56,000	2,950,080.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	86,000	1,802,560.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	114,000	2,978,820.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	158,000	2,676,520.00	
		INVITATION HOMES INC	136,000	4,437,680.00	
		IRON MOUNTAIN INC	62,000	3,261,200.00	
		KIMCO REALTY CORP	133,000	2,812,950.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	135,000	1,749,600.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,000	4,208,500.00	
		PROLOGIS INC	200,912	25,178,291.84	
		PUBLIC STORAGE	34,100	10,196,241.00	
		REALTY INCOME CORP	135,700	8,972,484.00	
REGENCY CENTERS CORP	31,900	2,052,127.00			
SBA COMMUNICATIONS CORP	23,400	6,581,016.00			
SIMON PROPERTY GROUP INC	71,300	8,816,958.00			

小計	SUN COMMUNITIES INC	27,000	4,267,350.00		
	UDR INC	73,000	3,266,750.00		
	VENTAS INC	87,000	4,390,020.00		
	VICI PROPERTIES INC	208,000	7,049,120.00		
	WELLTOWER INC	100,400	7,770,960.00		
	WEYERHAEUSER CO	159,000	5,119,800.00		
	WP CAREY INC	41,600	3,491,488.00		
	銘柄数：36	2,826,552	216,215,448.24	(29,070,167,015)	86.1%
組入時価比率：2.0%					
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,050,000.00		
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	624,680.00		
小計	銘柄数：2	49,000	1,674,680.00	(166,881,862)	0.5%
組入時価比率：0.0%					
ユーロ	COVIVIO	11,300	709,075.00		
	GECINA SA	9,600	1,056,960.00		
	KLEPIERRE	49,000	1,169,630.00		
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	23,900	1,447,145.00		
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	37,000	1,107,040.00		
	小計	銘柄数：5	130,800	5,489,850.00	(787,958,170)
組入時価比率：0.1%					
英ポンド	BRITISH LAND	183,000	819,291.00		
	LAND SECURITIES GROUP PLC	152,000	1,066,432.00		
	SEGRO PLC	265,000	2,295,430.00		
	小計	銘柄数：3	600,000	4,181,153.00	(675,716,136)
組入時価比率：0.0%					
豪ドル	DEXUS/AU	219,000	1,900,920.00		
	GOODMAN GROUP	366,000	7,276,080.00		
	GPT GROUP	440,000	2,046,000.00		
	LENDLEASE GROUP	135,000	1,047,600.00		
	MIRVAC GROUP	890,000	1,984,700.00		
	SCENTRE GROUP	1,100,000	3,234,000.00		

	小計	STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,095,200.00		
		VICINITY CENTRES	800,000	1,672,000.00		
		銘柄数：8	4,490,000	21,256,500.00		
		組入時価比率：0.1%		(1,962,612,645)	5.8%	
	香港ドル	小計	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	470,000	2,420,500.00	
			LINK REIT	463,000	24,562,150.00	
			銘柄数：2	933,000	26,982,650.00	
			組入時価比率：0.0%		(462,482,621)	1.4%
	シンガポールドル	小計	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,040	1,973,911.20	
			CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,160,021	2,250,440.74	
			MAPLETREE LOGISTICS TRUST	710,029	1,185,748.43	
			MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	842,800.00	
			銘柄数：4	3,070,090	6,252,900.37	
			組入時価比率：0.0%		(628,729,132)	1.9%
	合計				33,754,547,581	(33,754,547,581)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	18,565,702,353	—	18,689,175,389	123,473,036
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,226,640,156	—	1,234,192,790	7,552,634
米ドル	887,272,412	—	893,971,470	6,699,058
カナダドル	69,653,983	—	69,745,970	91,987
ユーロ	143,013,996	—	143,519,600	505,604
英ポンド	80,613,500	—	80,795,550	182,050
豪ドル	46,086,265	—	46,160,200	73,935

売建	572,785,250	—	571,335,150	1,450,100
米ドル	572,785,250	—	571,335,150	1,450,100
合計	—	—	—	132,475,770

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月20日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,320,459,721
コール・ローン	878,001,353
国債証券	672,697,968,278
派生商品評価勘定	2,351,923
未収利息	6,024,826,522
前払費用	627,105,505
その他未収収益	8,127,134
流動資産合計	682,558,840,436
資産合計	682,558,840,436
負債の部	
流動負債	
未払金	1,223,532,015
未払解約金	107,760,376
未払利息	181
その他未払費用	4,139,085
流動負債合計	1,335,431,657
負債合計	1,335,431,657

純資産の部

元本等	
元本	271,284,561,193
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	409,938,847,586
元本等合計	681,223,408,779
純資産合計	681,223,408,779
負債純資産合計	682,558,840,436

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5111円
(10,000口当たり純資産額)	(25,111円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	110,274,511,181円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	115,681,566,963円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ</p>

ります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月20日現在

期首	2022年2月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	248,307,306,144円
同期中における追加設定元本額	52,152,061,551円
同期中における一部解約元本額	29,174,806,502円
期末元本額	271,284,561,193円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	80,953,767円
バランスセレクト50	82,879,954円
バランスセレクト70	82,764,609円
野村外国債券インデックスファンド	261,650,881円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,583,306,689円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	23,217,137,832円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,238,955,506円
野村資産設計ファンド2015	21,870,933円
野村資産設計ファンド2020	23,644,460円
野村資産設計ファンド2025	39,171,312円
野村資産設計ファンド2030	51,187,783円
野村資産設計ファンド2035	41,161,716円
野村資産設計ファンド2040	64,615,151円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	76,076,876,901円
のむラップ・ファンド(保守型)	6,393,085,013円
のむラップ・ファンド(普通型)	27,479,287,335円
のむラップ・ファンド(積極型)	8,202,755,480円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	450,483,434円
野村資産設計ファンド2045	12,334,588円
野村インデックスファンド・外国債券	1,029,851,279円
マイ・ロード	7,894,761,395円

ネクストコア	75,105,924 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	349,849,654 円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	7,858,162,401 円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,170,455,706 円
野村資産設計ファンド2050	11,184,567 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,492,110 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,000,585 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,898,021 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,587,407 円
のむらップ・ファンド（やや保守型）	969,268,372 円
のむらップ・ファンド（やや積極型）	1,329,297,599 円
インデックス・ブレンド（タイプI）	3,999,637 円
インデックス・ブレンド（タイプII）	2,900,642 円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	9,394,047 円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	1,915,744 円
インデックス・ブレンド（タイプV）	9,479,668 円
野村6資産均等バランス	3,104,988,592 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	7,086,024,305 円
世界6資産分散ファンド	72,877,148 円
野村資産設計ファンド2060	5,956,109 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	10,380,780,393 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	8,077,910,934 円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	6,176,224 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	955,650,633 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	174,512,934 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	980,262,126 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	388,409,962 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1,326,158 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	8,156,151 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	70,793 円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	2,647,819,010 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	4,362,071 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	22,104,967 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	7,168,481 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	165,286,452 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	141,957,182 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,862,267,983 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	61,662,356 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	782,008,364 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,977,506,406 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	5,695,228 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,677,926 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,042,993 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	6,225,532 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	615,205,048 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,493,861,881 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,029,114,939 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	5,571,150,929 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	23,567,862,425 円
マイバランスDC30	2,299,164,878 円
マイバランスDC50	1,760,192,905 円
マイバランスDC70	1,344,301,722 円
野村DC外国債券インデックスファンド	9,530,080,666 円
野村DC運用戦略ファンド	2,786,558,598 円

野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	280,597,567 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	380,463,028 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	909,545,045 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	369,700,858 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	24,731,955 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	58,792,726 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	28,125,476 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	21,944,076 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	15,548,697 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,050,729 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	311,064,010 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	167,356,032 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	100,448,243 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	124,761,894 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	4,039,685 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	43,034,144 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	65,024,883 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	262,769,324 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	41,453,315 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	63,000,000.00	60,745,778.10	
		US TREASURY BOND	162,300,000.00	169,952,185.32	
		US TREASURY BOND	44,200,000.00	48,081,312.50	
		US TREASURY BOND	158,750,000.00	168,895,109.25	
		US TREASURY BOND	100,000.00	106,107.42	
		US TREASURY BOND	100,000.00	83,734.37	
		US TREASURY BOND	1,200,000.00	1,149,843.72	
		US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,794,731.20	
		US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,082,446.03	
		US TREASURY N/B	200,000.00	192,321.30	
		US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,094,088.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,313.16	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,165,229.40	
		US TREASURY N/B	400,000.00	389,425.48	
		US TREASURY N/B	19,900,000.00	19,202,116.95	

US TREASURY N/B	22,200,000.00	21,110,168.70
US TREASURY N/B	50,850,000.00	49,283,779.32
US TREASURY N/B	18,400,000.00	17,854,826.40
US TREASURY N/B	100,000.00	94,912.10
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,607,134.58
US TREASURY N/B	700,000.00	677,892.53
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,690,898.20
US TREASURY N/B	127,100,000.00	123,351,541.38
US TREASURY N/B	14,400,000.00	13,594,500.00
US TREASURY N/B	18,400,000.00	17,728,687.04
US TREASURY N/B	300,000.00	290,923.80
US TREASURY N/B	100,000.00	94,054.68
US TREASURY N/B	25,200,000.00	24,226,450.92
US TREASURY N/B	4,450,000.00	4,265,307.20
US TREASURY N/B	300,000.00	292,400.37
US TREASURY N/B	4,800,000.00	4,509,187.20
US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,135,390.41
US TREASURY N/B	750,000.00	717,333.97
US TREASURY N/B	1,000,000.00	973,671.80
US TREASURY N/B	10,800,000.00	10,111,710.60
US TREASURY N/B	2,050,000.00	1,960,152.19
US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,472,656.00
US TREASURY N/B	900,000.00	878,994.09
US TREASURY N/B	100,000.00	93,363.28
US TREASURY N/B	100,000.00	95,908.20
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,993,933.41
US TREASURY N/B	100,000.00	93,492.18
US TREASURY N/B	300,000.00	287,753.88
US TREASURY N/B	500,000.00	473,710.90
US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,637,690.27
US TREASURY N/B	9,500,000.00	8,873,407.55
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,099,664.96
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,270,015.52
US TREASURY N/B	200,000.00	187,183.58
US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,818,433.57

US TREASURY N/B	100,000.00	94,835.93
US TREASURY N/B	5,700,000.00	5,338,183.38
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,555,324.08
US TREASURY N/B	300,000.00	282,058.59
US TREASURY N/B	25,100,000.00	23,870,491.56
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,012,062.40
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,666,257.48
US TREASURY N/B	17,300,000.00	16,153,198.57
US TREASURY N/B	100,000.00	94,453.12
US TREASURY N/B	32,700,000.00	31,443,093.75
US TREASURY N/B	100,000.00	91,968.75
US TREASURY N/B	100,000.00	96,085.93
US TREASURY N/B	48,800,000.00	47,118,683.84
US TREASURY N/B	100,000.00	91,453.12
US TREASURY N/B	11,150,000.00	10,588,143.69
US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,946,250.00
US TREASURY N/B	1,000,000.00	964,960.90
US TREASURY N/B	6,500,000.00	5,909,413.90
US TREASURY N/B	100,000.00	96,511.71
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,885,273.40
US TREASURY N/B	200,000.00	181,507.80
US TREASURY N/B	300,000.00	290,121.09
US TREASURY N/B	5,200,000.00	5,014,343.36
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,618,437.20
US TREASURY N/B	36,750,000.00	34,672,761.37
US TREASURY N/B	700,000.00	672,191.38
US TREASURY N/B	200,000.00	180,320.30
US TREASURY N/B	43,750,000.00	42,227,294.37
US TREASURY N/B	200,000.00	180,078.12
US TREASURY N/B	100,000.00	96,501.95
US TREASURY N/B	200,000.00	179,367.18
US TREASURY N/B	51,300,000.00	48,522,582.09
US TREASURY N/B	13,200,000.00	12,697,780.92
US TREASURY N/B	200,000.00	179,476.56
US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,554,687.00

US TREASURY N/B	200,000.00	179,257.80
US TREASURY N/B	16,600,000.00	15,841,326.88
US TREASURY N/B	17,100,000.00	15,261,750.00
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,850,859.20
US TREASURY N/B	1,000,000.00	949,433.50
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,965,218.64
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,709,765.50
US TREASURY N/B	200,000.00	179,828.12
US TREASURY N/B	42,300,000.00	39,953,669.76
US TREASURY N/B	300,000.00	268,781.25
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,657,617.12
US TREASURY N/B	300,000.00	280,722.63
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,323,038.90
US TREASURY N/B	100,000.00	92,765.62
US TREASURY N/B	300,000.00	268,710.93
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,963,000.00
US TREASURY N/B	100,000.00	88,539.06
US TREASURY N/B	32,950,000.00	30,068,160.05
US TREASURY N/B	12,000,000.00	10,895,155.20
US TREASURY N/B	100,000.00	88,707.03
US TREASURY N/B	11,500,000.00	10,520,252.90
US TREASURY N/B	300,000.00	266,753.88
US TREASURY N/B	5,600,000.00	5,113,937.36
US TREASURY N/B	300,000.00	268,664.04
US TREASURY N/B	13,300,000.00	12,297,823.72
US TREASURY N/B	55,000,000.00	50,174,608.00
US TREASURY N/B	500,000.00	449,042.95
US TREASURY N/B	100,000.00	91,542.96
US TREASURY N/B	200,000.00	179,351.56
US TREASURY N/B	200,000.00	180,761.70
US TREASURY N/B	36,950,000.00	34,399,581.67
US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,581,679.47
US TREASURY N/B	100,000.00	91,603.51
US TREASURY N/B	300,000.00	260,789.04
US TREASURY N/B	100,000.00	93,830.07

US TREASURY N/B	17,000,000.00	14,658,515.20
US TREASURY N/B	350,000.00	331,447.23
US TREASURY N/B	67,500,000.00	62,927,928.00
US TREASURY N/B	200,000.00	171,929.68
US TREASURY N/B	100,000.00	94,160.15
US TREASURY N/B	300,000.00	257,320.29
US TREASURY N/B	300,000.00	289,716.78
US TREASURY N/B	100,000.00	85,066.40
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,323,738.22
US TREASURY N/B	20,300,000.00	18,783,843.75
US TREASURY N/B	100,000.00	85,363.28
US TREASURY N/B	100,000.00	96,078.12
US TREASURY N/B	100,000.00	84,660.15
US TREASURY N/B	300,000.00	254,800.77
US TREASURY N/B	1,000,000.00	922,500.00
US TREASURY N/B	300,000.00	255,808.59
US TREASURY N/B	500,000.00	425,273.40
US TREASURY N/B	500,000.00	427,011.70
US TREASURY N/B	28,200,000.00	26,572,989.72
US TREASURY N/B	100,000.00	86,890.62
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,308,925.65
US TREASURY N/B	100,000.00	87,109.37
US TREASURY N/B	53,600,000.00	50,686,545.20
US TREASURY N/B	500,000.00	434,687.50
US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,233,405.84
US TREASURY N/B	100,000.00	85,394.53
US TREASURY N/B	16,150,000.00	15,243,453.66
US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,670,218.75
US TREASURY N/B	100,000.00	86,273.43
US TREASURY N/B	300,000.00	260,191.38
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,291,437.44
US TREASURY N/B	100,000.00	87,226.56
US TREASURY N/B	100,000.00	86,519.53
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,823,499.84
US TREASURY N/B	35,050,000.00	32,503,396.68

US TREASURY N/B	18,000,000.00	15,994,686.60
US TREASURY N/B	8,100,000.00	7,393,781.25
US TREASURY N/B	100,000.00	93,906.25
US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,349,800.42
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,956,691.38
US TREASURY N/B	300,000.00	287,625.00
US TREASURY N/B	100,000.00	92,402.34
US TREASURY N/B	300,000.00	261,398.43
US TREASURY N/B	1,000,000.00	951,601.50
US TREASURY N/B	100,000.00	87,722.65
US TREASURY N/B	100,000.00	80,566.40
US TREASURY N/B	200,000.00	171,335.92
US TREASURY N/B	86,200,000.00	98,800,009.16
US TREASURY N/B	400,000.00	319,000.00
US TREASURY N/B	100,000.00	79,304.68
US TREASURY N/B	161,450,000.00	177,881,945.08
US TREASURY N/B	100,000.00	82,011.71
US TREASURY N/B	100,000.00	84,718.75
US TREASURY N/B	100,000.00	81,703.12
US TREASURY N/B	35,650,000.00	29,242,746.71
US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,120,625.00
US TREASURY N/B	100,000.00	92,632.81
US TREASURY N/B	800,000.00	732,250.00
US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,933,593.75
US TREASURY N/B	100,000.00	107,904.29
US TREASURY N/B	6,850,000.00	7,748,928.24
US TREASURY N/B	100,000.00	107,449.21
US TREASURY N/B	100,000.00	95,521.48
US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,148,554.66
US TREASURY N/B	100,000.00	107,457.03
US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,224,687.50
US TREASURY N/B	100,000.00	109,109.37
US TREASURY N/B	100,000.00	105,648.43
US TREASURY N/B	6,400,000.00	4,110,499.84
US TREASURY N/B	100,000.00	99,332.03

US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,616,952.92
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,457,695.26
US TREASURY N/B	100,000.00	66,570.31
US TREASURY N/B	100,000.00	110,804.68
US TREASURY N/B	200,000.00	144,828.12
US TREASURY N/B	100,000.00	105,761.71
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,615,236.21
US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,281,738.00
US TREASURY N/B	13,300,000.00	9,326,364.32
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,121,468.72
US TREASURY N/B	9,300,000.00	6,799,171.41
US TREASURY N/B	100,000.00	88,089.84
US TREASURY N/B	600,000.00	467,250.00
US TREASURY N/B	100,000.00	86,132.81
US TREASURY N/B	500,000.00	447,402.30
US TREASURY N/B	200,000.00	164,929.68
US TREASURY N/B	100,000.00	91,140.62
US TREASURY N/B	100,000.00	82,253.90
US TREASURY N/B	1,000,000.00	997,031.20
US TREASURY N/B	2,390,000.00	2,086,395.19
US TREASURY N/B	100,000.00	94,179.68
US TREASURY N/B	100,000.00	93,898.43
US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,218,436.80
US TREASURY N/B	39,950,000.00	34,572,354.47
US TREASURY N/B	44,800,000.00	37,929,498.88
US TREASURY N/B	44,700,000.00	34,555,191.96
US TREASURY N/B	22,900,000.00	19,341,552.97
US TREASURY N/B	17,500,000.00	14,445,018.00
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,699,749.76
US TREASURY N/B	49,700,000.00	38,204,931.73
US TREASURY N/B	28,200,000.00	21,662,224.80
US TREASURY N/B	36,500,000.00	26,626,461.65
US TREASURY N/B	14,200,000.00	11,691,702.06
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,682,656.20
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,682,187.40

	US TREASURY N/B	11,400,000.00	9,148,944.60	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	5,057,226.09	
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,132.81	
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,140.62	
	US TREASURY N/B	500,000.00	421,074.20	
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,332.03	
	US TREASURY N/B	470,000.00	397,131.62	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,523.43	
	US TREASURY N/B	11,250,000.00	8,139,550.50	
	US TREASURY N/B	300,000.00	222,972.63	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	681,718.70	
	US TREASURY N/B	45,900,000.00	25,631,381.61	
	US TREASURY N/B	44,200,000.00	25,498,736.90	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	20,101,208.90	
	US TREASURY N/B	25,800,000.00	16,947,375.00	
	US TREASURY N/B	75,850,000.00	56,025,297.88	
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	945,656.18	
	US TREASURY N/B	100,000.00	65,369.14	
	US TREASURY N/B	100,000.00	71,687.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,363.28	
小計	銘柄数：245	2,705,310,000.00	2,508,898,122.50	
			(337,321,352,570)	
	組入時価比率：49.5%		50.2%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	488,835.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	6,837,642.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	882,096.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,588,291.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,500,000.00	32,642,002.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,906.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,342,464.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,930,431.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,565,963.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	315,561.05	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	280,792.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	14,200,000.00	12,988,257.20	

	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,582.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	181,196.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	291,269.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	803,977.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	234,449.25	
	CANADIAN GOVERNMENT	17,180,000.00	19,555,564.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,290.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	281,683.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	434,699.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,183,949.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	86,466.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,781.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	841,220.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	20,434,888.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,040,000.00	5,982,847.92	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	544,855.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,661,602.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	544,118.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	9,235,506.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	780,018.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,415,846.40	
小計	銘柄数：33	141,670,000.00	140,727,056.32	
			(14,023,451,162)	
	組入時価比率：2.1%		2.1%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	78,500,000.00	75,082,738.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,500,000.00	51,078,390.10	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	73,000,000.00	65,483,920.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	118,000,000.00	105,076,321.40	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000.00	863,370.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	110,800,000.00	103,354,240.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,217,538.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	98,973,836.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	364,988.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	53,300,000.00	57,636,488.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	48,600,000.00	46,182,150.00	

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	59,667,498.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	54,000,000.00	48,479,040.00	
	銘柄数 : 13 組入時価比率 : 0.8%	841,200,000.00	787,460,517.50 (5,762,636,067) 0.9%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	5,515,590.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,700,000.00	5,483,400.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,621,930.90	
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	10,083,849.60	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,388.30	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,005.80	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	903,676.00	
	BELGIUM KINGDOM	6,500,000.00	5,789,400.50	
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	9,790,320.00	
	BELGIUM KINGDOM	7,500,000.00	8,082,165.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,500.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,231,978.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,682.30	
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,615,903.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	4,252,736.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,950,000.00	3,533,215.95	
	BELGIUM KINGDOM	2,700,000.00	1,920,186.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	2,841,220.80	
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,672,066.00	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	12,969,665.50	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	10,500,000.00	12,397,969.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,550,000.00	4,624,096.75	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,600,000.00	13,720,496.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,300,000.00	10,256,410.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,100,000.00	2,033,472.00	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,200,000.00	11,375,251.94	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,650,000.00	20,376,322.95	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,791.10		
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,098,000.00		
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	2,899,773.00		

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,000.00	54,567.55	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	752,273.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,905.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,290.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,300,000.00	10,455,777.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	772,245.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22,800,000.00	20,928,918.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,250,000.00	5,705,625.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	16,350,000.00	17,975,190.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,462.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	429,000.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	3,846,507.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	29,700,000.00	27,593,379.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,400,000.00	4,870,800.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	826,495.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	544,438.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,900,000.00	2,177,852.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	4,724,600.58	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	471,709.70	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000.00	15,666,092.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,955.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,238,399.85	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,600,000.00	5,092,662.40	
BUNDESobligation	2,600,000.00	2,480,946.00	
BUNDESobligation	1,300,000.00	1,198,132.00	
BUNDESobligation	2,950,000.00	2,687,627.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	589,758.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,459,185.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,700,000.00	2,581,011.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	7,377,832.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,600,000.00	18,403,028.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	914,840.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	640,080.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,300,000.00	24,708,639.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	183,234.00	

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,300,000.00	22,021,107.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	545,052.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,700,000.00	11,897,437.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	88,786.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	87,900.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,682.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,550,000.00	24,199,185.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	32,100,000.00	39,026,538.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,804,644.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,700,000.00	19,574,662.85	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,900,000.00	14,431,338.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	9,490,084.45	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,800,000.00	3,672,169.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,130,000.00	1,258,919.55	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,700,000.00	3,728,519.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,700,000.00	11,865,204.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,200,000.00	8,805,216.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	504,650.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,700,000.00	3,213,561.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	4,600,000.00	4,544,570.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	10,100,000.00	10,218,877.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	294,780.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,175,244.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,152,788.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,300,000.00	7,342,924.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,600,000.00	7,365,008.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	986,790.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	1,983,471.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	31,200,000.00	32,185,920.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,277,965.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	386,680.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,800,000.00	5,495,210.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	11,750,000.00	11,476,225.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	2,888,700.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	12, 550, 000. 00	12, 550, 000. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 736. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	18, 600, 000. 00	19, 133, 820. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800, 000. 00	753, 520. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 000, 000. 00	1, 912, 600. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 600, 000. 00	30, 087, 260. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	92, 040. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	90, 655. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	189, 360. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	187, 520. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	35, 450, 000. 00	39, 920, 245. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 600, 000. 00	2, 486, 640. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	185, 340. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	850, 000. 00	837, 080. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15, 000, 000. 00	15, 780, 000. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 490. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800, 000. 00	764, 800. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	40, 550, 000. 00	44, 207, 610. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 000, 000. 00	1, 991, 800. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 980. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	846, 900. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	20, 000, 000. 00	23, 100, 000. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 050, 000. 00	861, 945. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	76, 190. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	86, 850. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	18, 350, 000. 00	20, 597, 875. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 000, 000. 00	6, 070, 800. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 400, 000. 00	1, 189, 860. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	22, 300, 000. 00	23, 660, 300. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15, 700, 000. 00	14, 241, 470. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800, 000. 00	775, 200. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	79, 430. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 300, 000. 00	7, 070, 050. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	437, 200. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	82, 510. 00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	5,357,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	169,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,100,000.00	12,994,190.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	9,214,480.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,900,000.00	4,115,020.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	2,350,040.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	7,945,520.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,900,000.00	5,550,540.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,100,000.00	2,857,468.35	
	FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	692,454.00	
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	617,640.00	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	95,354.89	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,869,284.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,289,120.56	
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,063,625.60	
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,096,444.44	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,636,832.00	
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,070,435.95	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	375,886.00	
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	733,407.90	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,808.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,250.00	
	FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	11,415,600.00	
	FRANCE (GOVT OF)	5,700,000.00	5,358,570.00	
	FRANCE (GOVT OF)	9,950,000.00	9,431,804.00	
	FRANCE (GOVT OF)	3,100,000.00	2,878,294.20	
	FRANCE (GOVT OF)	13,300,000.00	12,102,853.70	
	FRANCE (GOVT OF)	8,000,000.00	7,434,112.00	
	FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	452,466.50	
	FRANCE (GOVT OF)	6,900,000.00	6,220,453.50	
	FRANCE (GOVT OF)	15,100,000.00	13,481,340.40	
	FRANCE (GOVT OF)	3,300,000.00	2,873,197.80	
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	294,790.50	
	FRANCE (GOVT OF)	14,500,000.00	12,074,648.80	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	79,220.00	

	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	82,684.40
	FRANCE (GOVT OF)	10,600,000.00	8,422,357.20
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,392,630.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	54,578.10
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	799,610.25
	FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	1,626,960.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5,400,000.00	5,289,381.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,650,000.00	11,502,000.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,150.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	275,652.69
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	36,400,000.00	37,049,740.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,700,000.00	8,687,820.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	40,150,000.00	46,393,325.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	90,649.20
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	28,050,000.00	34,750,359.60
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	40,050,000.00	46,740,072.15
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,300,000.00	11,333,350.59
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5,350,000.00	6,284,907.15
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,450,000.00	24,622,421.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,650,000.00	8,811,483.43
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	14,840,000.00	17,414,383.84
	IRISH GOVERNMENT	130,000.00	136,606.74
	IRISH GOVERNMENT	10,600,000.00	9,654,109.00
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	542,247.00
	IRISH TSY 1.3% 2033	5,100,000.00	4,339,493.10
	IRISH TSY 1.35% 2031	1,100,000.00	983,642.00
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,017,617.00
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,586,581.10
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	94,748.35
	IRISH TSY 2.4% 2030	7,500,000.00	7,308,510.00
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,290,438.40
	IRISH TSY 3.4% 2024	100,000.00	100,595.62
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	98,790.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	8,500,000.00	8,000,444.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,755.00

	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,000.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,300,000.00	13,886,700.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	904,450.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,711,032.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	86,047.60	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	11,750,000.00	11,512,650.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,850,000.00	7,790,457.05	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	349,471.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,300,000.00	6,064,515.99	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,800,000.00	9,972,450.60	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	348,350.88	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	592,000.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,300,000.00	1,247,116.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	685,644.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,600,000.00	4,413,948.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,362,150.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,857,340.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,600,000.00	8,655,602.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,074,600.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9,550,000.00	8,942,849.20	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,337,322.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,400,000.00	2,421,549.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	5,135,200.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,155,178.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	3,082,238.85	
	SPANISH GOVERNMENT	34,000,000.00	39,196,696.00	
	SPANISH GOVERNMENT	27,950,000.00	33,391,865.00	
	SPANISH GOVERNMENT	9,250,000.00	9,779,803.00	
小計	銘柄数 : 233	1,516,600,000.00	1,561,472,559.09	
			(224,118,156,406)	
	組入時価比率 : 32.9%		33.3%	
英債券	UK TREASURY	700,000.00	676,410.00	
	UK TREASURY	300,000.00	290,560.80	
	UK TREASURY	4,350,000.00	4,284,998.82	
	UK TREASURY	15,720,000.00	16,170,616.94	

UK TREASURY	200,000.00	187,830.00
UK TREASURY	500,000.00	482,654.35
UK TREASURY	1,910,000.00	1,791,773.29
UK TREASURY	1,680,000.00	1,500,729.21
UK TREASURY	400,000.00	364,373.60
UK TREASURY	8,600,000.00	8,903,064.00
UK TREASURY	200,000.00	181,502.20
UK TREASURY	7,330,000.00	8,279,205.68
UK TREASURY	700,000.00	586,519.36
UK TREASURY	200,000.00	169,516.88
UK TREASURY	7,200,000.00	7,824,536.64
UK TREASURY	5,260,000.00	5,556,716.60
UK TREASURY	17,350,000.00	18,648,446.24
UK TREASURY	750,000.00	517,200.00
UK TREASURY	10,830,000.00	11,310,960.30
UK TREASURY	1,500,000.00	1,143,882.00
UK TREASURY	27,750,000.00	27,170,025.00
UK TREASURY	4,250,000.00	4,659,105.00
UK TREASURY	18,600,000.00	19,238,664.48
UK TREASURY	500,000.00	517,100.00
UK TREASURY	320,000.00	342,560.12
UK TREASURY	10,440,000.00	9,648,447.55
UK TREASURY	1,900,000.00	1,962,890.00
UK TREASURY	3,000,000.00	1,835,370.00
UK TREASURY	10,400,000.00	6,667,960.00
UK TREASURY	350,000.00	364,154.00
UK TREASURY	100,000.00	54,127.00
UK TREASURY	6,250,000.00	6,022,609.37
UK TREASURY	1,800,000.00	1,056,602.52
UK TREASURY	700,000.00	422,415.00
UK TREASURY	8,600,000.00	8,896,562.40
UK TREASURY	100,000.00	73,334.96
UK TREASURY	200,000.00	188,618.00
UK TSY 0 1/2% 2061	6,600,000.00	2,293,196.40
UK TSY 0 5/8% 2050	6,100,000.00	2,719,685.00

小計	UK TSY 3 1/4% 2044	7,000,000.00	6,246,758.00		
	UNITED KINGDOM GILT	700,000.00	695,492.14		
	UNITED KINGDOM GILT	8,000,000.00	8,137,156.00		
	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	3,470,000.00	3,682,440.34		
	銘柄数 : 43 組入時価比率 : 4.8%	212,810,000.00	201,766,770.19 (32,607,527,730) 4.8%		
小計	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	34,350,000.00	34,061,460.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	16,000,000.00	15,110,467.20		
	SWEDISH GOVERNMENT	17,300,000.00	15,866,262.50		
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,684,509.28		
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	10,911,487.80		
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	24,398,006.19		
	銘柄数 : 6 組入時価比率 : 0.2%	106,150,000.00	104,032,192.97 (1,335,773,357) 0.2%		
小計	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,800,000.00	22,687,899.24	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,300,000.00	12,871,976.74		
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	6,740,434.70		
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,606,976.00		
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,849,066.00		
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,592,000.00		
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,400,000.00	6,498,475.76		
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	11,851,281.00		
	銘柄数 : 8 組入時価比率 : 0.2%	102,700,000.00	96,698,109.44 (1,260,943,347) 0.2%		
小計	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,459,120.00	
	KINGDOM OF DENMARK	6,500,000.00	5,885,808.50		
	KINGDOM OF DENMARK	37,250,000.00	32,368,387.50		
	KINGDOM OF DENMARK	38,100,000.00	47,571,858.12		
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,059,288.00		
	銘柄数 : 5 組入時価比率 : 0.3%	114,550,000.00	114,344,462.12 (2,204,561,229) 0.3%		

ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	38,800,000.00	36,368,792.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,377,040.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	47,880,809.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,666,070.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,148,994.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.4%	114,600,000.00	99,441,705.60 (2,998,953,013) 0.4%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,473,750.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,850,000.00	7,811,316.77	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,680,000.00	18,076,898.32	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,350,000.00	6,644,046.27	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,157,407.56	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,659.54	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,663,213.36	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,776,410.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,497,968.18	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,642,684.77	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,766,913.71	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	237,900.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	481,355.82	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,082,681.73	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,000,000.00	17,968,398.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	277,733.97	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,050,000.00	2,693,749.02	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,350,000.00	9,061,282.28	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,388,025.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,841,538.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	5,375,040.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	1,792,200.00	
小計	銘柄数：22 組入時価比率：1.6%	123,380,000.00	116,997,173.10 (10,802,348,992) 1.6%	
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,842,000.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	4,020,000.00	

小計	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,000,000.00	2,788,991.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,722,195.60	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,632,415.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	651,227.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	722,900.00	
	銘柄数 : 7	19,000,000.00	17,379,730.20	(1,455,378,606)
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,430,459.22	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,290,742.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,078,965.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,700,000.00	2,610,992.88	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	467,263.90	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,921,368.83	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	487,695.10	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	294,463.20	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,132,126.24	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,980,000.00	3,015,338.03	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	2,875,524.40	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,950,000.00	1,865,048.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,900,000.00	1,829,003.27	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,100,000.00	1,723,705.41	
	小計	銘柄数 : 14	32,110,000.00	31,022,696.48
	組入時価比率 : 0.5%			0.5%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	404,133.16	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,009,198.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,600,000.00	2,750,670.78	
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,217,492.08	
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,492,832.53	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,508,300.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,800,000.00	7,884,895.98	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,931,031.45	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,600,000.00	17,013,082.70	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,639,597.26	

	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,200,000.00	9,136,983.68
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,202,518.34
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	280,597.68
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,091,262.88
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,508,508.14
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,800,000.00	9,632,742.42
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,227,344.75
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,600,000.00	11,410,154.82
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,058,472.95
	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	321,402.09
小計	銘柄数：20	119,780,000.00	122,721,221.89
			(3,727,411,672)
	組入時価比率：0.5%		0.6%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	142,167,694.35
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	997,822.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	141,621,662.98
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,678,987.91
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	72,945,119.10
	CHINA GOVERNMENT BOND	102,500,000.00	101,846,849.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	89,755,307.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	32,649,368.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	84,134,701.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	53,581,797.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,195,458.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	48,800,000.00	48,692,640.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	70,546,000.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	59,944,404.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	73,645,377.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	92,209,419.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,423,337.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,021,140.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,766,834.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,141,344.15
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	69,045,053.61
	CHINA GOVERNMENT BOND	42,100,000.00	41,773,093.50

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	16,093,098.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	37,430,780.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	88,602,275.14	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	14,582,155.50	
		銘柄数：26 組入時価比率：4.4%	1,520,600,000.00	1,517,491,721.24 (29,686,387,044) 4.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,200,000.00	6,171,832.16	
		ISRAEL FIXED BOND	1,900,000.00	1,788,797.94	
		ISRAEL FIXED BOND	12,200,000.00	11,566,277.10	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	7,027,617.35	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,662,935.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,300,000.00	5,857,014.87	
		ISRAEL FIXED BOND	4,500,000.00	3,755,783.25	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,482,876.64	
		ISRAEL FIXED BOND	7,200,000.00	8,910,981.36	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,700,323.76	
		銘柄数：10 組入時価比率：0.3%	61,400,000.00	59,924,439.43 (2,273,754,952) 0.3%	
	合計		672,697,968,278 (672,697,968,278)		

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2023年2月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	18,000,000	
		US TREASURY N/B	10,385,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	14,000,000	
		US TREASURY N/B	875,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	

		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	13,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY BOND	21,570,000	
		US TREASURY N/B	23,000,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	1,870,000	
		US TREASURY N/B	14,450,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	200,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,877,000	
		US TREASURY N/B	15,600,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	5,650,000	
		US TREASURY N/B	11,605,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	6,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	22,500,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	23,000,000	
		US TREASURY N/B	14,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	850,000	
豪ドル		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
ノルウェークローネ		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000	
メキシコペソ		MEX BONOS DESARR FIX RT	570,000	
新シェケル		ISRAEL FIXED BOND	5,015,000	
ユーロ		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,295,000	
		BUNDESREPUBLIC OF GERMANY	2,507,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	850,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	595,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,640,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,664,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	356,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,550,000	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,400,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,500,000
	FRANCE (GOVT OF)	11,600,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,570,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,500,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,570,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,600,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,061,000
	SPANISH GOVERNMENT	10,000,000
	SPANISH GOVERNMENT	24,030,000
	SPANISH GOVERNMENT	4,870,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,200,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	8,300,000
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,700,000
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,900,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	850,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,100,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,810,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月20日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	315,929,017	—	318,280,940	2,351,923
米ドル	173,131,777	—	174,761,340	1,629,563
ユーロ	142,797,240	—	143,519,600	722,360
合計	315,929,017	—	318,280,940	2,351,923

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(2023年2月20日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	513,565,611
コール・ローン	187,609,432
投資証券	126,617,081,258
派生商品評価勘定	24,341,229
未収入金	12,977,239
未収配当金	283,967,074
差入委託証拠金	159,749,332
流動資産合計	127,799,291,175
資産合計	127,799,291,175
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,703,184
未払解約金	12,309,049
未払利息	38
その他未払費用	315,200
流動負債合計	16,327,471
負債合計	16,327,471
純資産の部	
元本等	
元本	52,895,570,153
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	74,887,393,551
元本等合計	127,782,963,704
純資産合計	127,782,963,704
負債純資産合計	127,799,291,175

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年2月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4158円
(10,000口当たり純資産額)	(24,158円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	

ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年2月20日現在	
期首	2022年2月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	44,974,940,511円
同期中における追加設定元本額	13,203,263,288円
同期中における一部解約元本額	5,282,633,646円
期末元本額	52,895,570,153円
期末元本額の内訳*	
野村世界REITインデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	8,747,858,010円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,740,118,187円
のむラップ・ファンド (普通型)	12,791,831,211円
のむラップ・ファンド (積極型)	6,705,930,068円
マイ・ロード	824,091,938円
野村世界REITインデックス (野村SMA・EW向け)	1,608,763,658円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	330,049,636円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	814,930,773円
野村世界REITインデックスファンド (確定拠出年金向け)	19,331,996,672円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年2月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	231	26,126,100	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	310	27,249,000	
		S O S i L A物流リート投資法人 投資証券	434	55,118,000	
		東海道リート投資法人 投資証券	109	12,578,600	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	328	198,112,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,068	160,947,600	
		産業ファンド投資法人 投資証券	1,347	189,388,200	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	894	292,785,000	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネ クスト投資法人 投資証券	678	138,108,600	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	476	183,022,000	
		G L P投資法人 投資証券	3,071	444,987,900	
		コンフォリア・レジデンシャル投資	428	131,824,000	

法人 投資証券			
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,741	504,541,800	
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	167	124,582,000	
Oneリート投資法人 投資証券	184	44,344,000	
イオンリート投資法人 投資証券	1,112	161,684,800	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	834	128,352,600	
日本リート投資法人 投資証券	288	94,320,000	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	2,798	196,979,200	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	208	26,936,000	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	392	95,020,800	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	238	39,603,200	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	460	50,048,000	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	3,076	469,705,200	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	163	18,989,500	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,162	180,342,400	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	1,252	67,733,200	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	110	13,838,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	348	153,642,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	131	8,488,800	
投資法人みらい 投資証券	1,111	49,272,850	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	194	24,482,800	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	327	131,127,000	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	360	61,596,000	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	133	15,467,900	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	441	40,792,500	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	392	53,390,400	

	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,108	623,804,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	903	509,292,000	
	日本都市ファンド投資法人 投資証券	4,560	470,136,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,770	328,158,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	638	226,809,000	
	N T T都市開発リート投資法人	904	119,689,600	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	601	114,129,900	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	626	67,608,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	2,017	304,365,300	
	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	624	88,296,000	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	3,918	219,016,200	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	336	169,008,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	614	94,678,800	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	608	176,198,400	
	福岡リート投資法人 投資証券	476	79,396,800	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	554	173,956,000	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	964	82,325,600	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	186	113,646,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	433	61,789,100	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	160	37,376,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	1,394	384,604,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	2,914	241,279,200	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	1,475	164,315,000	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	828	101,430,000	
小計	銘柄数：61	55,607	9,566,835,450	
	組入時価比率：7.5%		7.6%	

米ドル	ACADIA REALTY TRUST	61,000	924,760.00
	AGREE REALTY CORP	57,000	4,263,600.00
	ALEXANDER & BALDWIN INC	48,000	923,040.00
	ALEXANDERS INC	1,300	293,033.00
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	97,000	15,673,260.00
	ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	8,000	154,640.00
	AMERICAN ASSETS TRUST INC	33,300	875,790.00
	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	197,800	6,576,850.00
	AMERICOLD REALTY TRUST INC	173,500	5,524,240.00
	APARTMENT INCOME REIT CO	97,000	3,824,710.00
	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	97,000	738,170.00
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	138,000	2,347,380.00
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	44,000	591,800.00
	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	22,000	128,920.00
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	90,900	16,295,643.00
	BLUEROCK HOMES TRUST INC	2,262	49,764.00
	BOSTON PROPERTIES	91,900	6,473,436.00
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	36,000	172,080.00
	BRANDYWINE REALTY TRUST	109,000	707,410.00
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	193,000	4,481,460.00
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	111,000	2,040,180.00
	BRT APARTMENTS CORP	7,000	149,240.00
	CAMDEN PROPERTY TRUST	69,300	8,319,465.00
	CARETRUST REIT INC	63,000	1,304,100.00
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	17,000	452,030.00
	CENTERSPACE	9,800	634,354.00
	CHATHAM LODGING TRUST	33,000	440,550.00
	CITY OFFICE REIT INC	26,000	238,680.00
	CLIPPER REALTY INC	10,000	67,800.00
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	15,200	621,072.00
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	73,700	1,936,836.00
	COUSINS PROPERTIES INC	98,000	2,548,000.00
	CTO REALTY GROWTH INC	10,500	202,020.00
CUBESMART	145,100	6,575,932.00	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	136,000	1,200,880.00	

DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	240,000	144,000.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	186,700	20,678,892.00	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	150,000	129,375.00	
DOUGLAS EMMETT INC	115,000	1,773,300.00	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	240,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	58,000	918,140.00	
EASTGROUP PROPERTIES	28,300	4,699,215.00	
ELME COMMUNITIES	57,000	1,088,130.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	87,000	682,950.00	
EPR PROPERTIES	48,000	2,030,880.00	
EQUINIX INC	60,070	43,055,773.20	
EQUITY COMMONWEALTH	72,000	1,869,840.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	113,800	8,179,944.00	
EQUITY RESIDENTIAL	221,000	14,559,480.00	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	92,000	2,381,880.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	42,100	9,970,543.00	
EXTRA SPACE STORAGE INC	87,000	13,832,130.00	
FARMLAND PARTNERS INC	34,000	425,340.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	47,100	5,138,139.00	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	85,000	4,579,800.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	54,000	1,535,760.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	65,000	177,450.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	167,500	8,823,900.00	
GETTY REALTY CORP	27,700	960,913.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	26,000	425,620.00	
GLADSTONE LAND CORP	20,000	372,800.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	41,000	440,750.00	
GLOBAL NET LEASE INC	68,000	981,920.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	245,000	5,135,200.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	350,000	9,145,500.00	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	23,000	196,420.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	67,300	1,912,666.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	465,000	7,877,100.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	82,000	833,120.00	

INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	145,000	2,717,300.00	
INDUS REALTY TRUST INC	3,500	221,585.00	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	38,000	186,580.00	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	18,100	1,570,356.00	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	44,000	1,071,840.00	
INVITATION HOMES INC	377,500	12,317,825.00	
IRON MOUNTAIN INC	189,000	9,941,400.00	
ISTAR INC	57,000	491,340.00	
JBG SMITH PROPERTIES	65,000	1,217,450.00	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	570,000	270,750.00	
KILROY REALTY CORP	68,300	2,616,573.00	
KIMCO REALTY CORP	402,000	8,502,300.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	142,000	3,189,320.00	
LIFE STORAGE INC	55,200	6,795,672.00	
LTC PROPERTIES INC	26,200	995,600.00	
LXP INDUSTRIAL TRUST	181,000	2,023,580.00	
MACERICH CO /THE	140,000	1,782,200.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,139,999	324,899.71	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	385,000	4,989,600.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	75,000	12,625,500.00	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	115,100	5,399,341.00	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	55,300	2,317,623.00	
NATL HEALTH INVESTORS INC	27,900	1,632,429.00	
NETSTREIT CORP	36,000	707,400.00	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	21,000	271,740.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	14,900	724,289.00	
OFFICE PROPERTIES INCOME	32,000	563,840.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	151,000	4,262,730.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	11,000	261,030.00	
ORION OFFICE REIT INC	36,000	328,320.00	
PARAMOUNT GROUP INC	108,000	619,920.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	144,000	1,980,000.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	86,000	1,293,440.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	76,400	2,615,936.00	

PHYSICIANS REALTY TRUST	149,000	2,336,320.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	79,000	793,160.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	24,000	528,960.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	12,000	182,520.00	
PRIME US REIT	340,000	142,800.00	
PROLOGIS INC	599,100	75,079,212.00	
PUBLIC STORAGE	102,640	30,690,386.40	
REALTY INCOME CORP	407,200	26,924,064.00	
REGENCY CENTERS CORP	99,200	6,381,536.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	81,000	1,186,650.00	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	119,400	7,340,712.00	
RLJ LODGING TRUST	105,000	1,189,650.00	
RPT REALTY	56,000	604,800.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	35,400	3,155,202.00	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	151,000	1,966,020.00	
SAFEHOLD INC	15,363	493,305.93	
SAUL CENTERS INC	8,500	354,025.00	
SERVICE PROPERTIES TRUST	107,000	1,135,270.00	
SIMON PROPERTY GROUP INC	212,300	26,253,018.00	
SITE CENTERS CORP	120,000	1,651,200.00	
SL GREEN REALTY CORP	42,300	1,586,673.00	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	90,400	3,995,680.00	
STAG INDUSTRIAL INC	115,300	4,088,538.00	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	70,000	554,400.00	
SUN COMMUNITIES INC	80,500	12,723,025.00	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	136,000	1,388,560.00	
TANGER FACTORY OUTLET CENTER	68,000	1,253,240.00	
TERRENO REALTY CORP	47,100	3,015,813.00	
THE NECESSITY RETAIL REIT WHERE AMERICA	86,000	572,760.00	
UDR INC	199,000	8,905,250.00	
UMH PROPERTIES INC	33,000	582,780.00	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	8,400	471,408.00	
URBAN EDGE PROPERTIES	75,000	1,186,500.00	
URSTADT BIDDLE-CL A	20,000	363,200.00	

	VENTAS INC	259,700	13,104,462.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	52,000	867,880.00	
	VICI PROPERTIES INC	625,500	21,198,195.00	
	VORNADO REALTY TRUST	105,000	2,321,550.00	
	WELLTOWER INC	306,900	23,754,060.00	
	WHITESTONE REIT	31,000	314,340.00	
	WP CAREY INC	135,200	11,347,336.00	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	73,000	1,023,460.00	
小計	銘柄数：145	16,706,934	672,545,625.24	
			(90,423,759,313)	
	組入時価比率：70.8%		71.3%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	39,000	1,134,510.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	36,000	344,880.00	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	15,000	187,500.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	15,200	902,728.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	220,990.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	18,000	69,660.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	55,400	2,770,000.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	107,000	1,583,600.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	31,000	506,850.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	35,000	582,400.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	85,000	1,269,050.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	11,000	187,000.00	
	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	22,000	78,540.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	67,000	1,212,700.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	20,700	1,765,089.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	88,000	1,163,360.00	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	8,000	36,000.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	43,000	640,270.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	39,000	737,880.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	13,000	211,900.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	12,100	225,060.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	17,000	188,700.00	

小計	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	73,000	716,860.00	
	PRIMARIS REIT	32,500	504,075.00	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	17,000	108,800.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	98,000	2,186,380.00	
	SLATE GROCERY REIT	19,000	288,990.00	
	SLATE OFFICE REIT	21,000	93,450.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	46,000	1,276,500.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	26,000	160,420.00	
	銘柄数：30	1,120,900	21,354,142.00	
	組入時価比率：1.7%		(2,127,940,250)	1.7%
ユーロ	AEDIFICA	25,800	2,084,640.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	8,000	63,400.00	
	ALTAREA	3,200	408,320.00	
	CARE PROPERTY INVEST	22,533	324,925.86	
	CARMILA	36,000	500,400.00	
	COFINIMMO	19,300	1,664,625.00	
	COVIVIO	30,100	1,888,775.00	
	CROMWELL REIT EUR	240,000	412,800.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	26,306	614,508.16	
	GECINA SA	35,300	3,886,530.00	
	HAMBORNER REIT AG	41,000	312,420.00	
	ICADE	20,800	926,848.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	41,000	115,005.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	193,000	1,326,875.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	16,200	323,028.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	280,000	324,800.00	
	KLEPIERRE	126,000	3,007,620.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	40,000	190,800.00	
	MERCIALYS	54,000	554,580.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	215,000	1,959,725.00	
	MONTEA	8,000	625,600.00	
	NSI NV	11,700	283,725.00	
	RETAIL ESTATES	7,200	480,960.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	68,800	4,165,840.00	

小計	VASTNED RETAIL NV	12,000	264,000.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	100,700	3,012,944.00	
	WERELDHAVE NV	27,000	402,030.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	14,700	457,170.00	
	銘柄数 : 28	1,723,639	30,582,894.02	(4,389,562,778)
	組入時価比率 : 3.4%			3.5%
英債券	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	230,000	149,500.00	
	AEW UK REIT PLC	120,000	119,880.00	
	ASSURA PLC	1,950,000	1,022,775.00	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	510,000	431,970.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	114,000	1,462,620.00	
	BRITISH LAND	612,000	2,739,924.00	
	CAPITAL & COUNTIES PROPERTIES PLC	530,000	651,370.00	
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	360,000	227,160.00	
	CLS HOLDINGS PLC	120,000	187,200.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	260,000	239,720.00	
	DERWENT LONDON PLC	72,000	1,882,080.00	
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	180,000	118,440.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	379,285	331,495.09	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	167,000	941,880.00	
	HAMMERSON PLC	2,590,000	789,950.00	
	HOME REIT PLC	540,000	205,470.00	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	273,750	276,487.50	
	INTU PROPERTIES PLC	335,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	488,000	3,423,808.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	650,000	1,251,900.00	
	LXI REIT PLC	1,130,000	1,317,580.00	
	NEWRIVER REIT PLC	210,000	193,830.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	360,000	280,800.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	900,000	978,300.00	
	PRS REIT PLC/THE	370,000	335,220.00	
	REGIONAL REIT LTD	280,000	171,920.00	
SAFESTORE HOLDINGS PLC	135,000	1,432,350.00		

	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	300,000	142,500.00	
	SEGRO PLC	789,000	6,834,318.00	
	SHAFTESBURY PLC	179,000	750,010.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	820,000	793,760.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	240,000	136,560.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,190,000	1,836,170.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	560,000	309,120.00	
	UNITE GROUP PLC	261,000	2,596,950.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	310,000	443,300.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	280,000	309,680.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	87,000	443,700.00	
小計	銘柄数 : 38	18,882,035	35,759,697.59	
			(5,779,124,727)	
	組入時価比率 : 4.5%		4.6%	
豪ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	270,000	793,800.00	
	ARENA REIT	240,000	919,200.00	
	BWP TRUST	305,000	1,201,700.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	450,000	839,250.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	350,000	1,144,500.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	300,000	493,500.00	
	CHARTER HALL GROUP	305,000	4,425,550.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	413,000	1,908,060.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	328,000	1,305,440.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	208,000	682,240.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	920,000	662,400.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	130,000	400,400.00	
	DEXUS/AU	700,000	6,076,000.00	
	GDI PROPERTY GROUP	362,730	295,624.95	
	GOODMAN GROUP	1,107,000	22,007,160.00	
	GPT GROUP	1,246,000	5,793,900.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	170,000	561,000.00	
	HEALTHCO REIT	200,000	306,000.00	
	HMC CAPITAL LTD	120,000	549,600.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	1,040,000	1,352,000.00	

		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	130,000	457,600.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	232,000	1,071,840.00	
		MIRVAC GROUP	2,570,000	5,731,100.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	700,000	1,673,000.00	
		RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	200,000	165,000.00	
		REGION RE LTD	720,000	1,843,200.00	
		RURAL FUNDS GROUP	260,000	618,800.00	
		SCENTRE GROUP	3,390,000	9,966,600.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	1,550,000	6,014,000.00	
		VICINITY CENTRES	2,540,000	5,308,600.00	
		WAYPOINT REIT	470,000	1,283,100.00	
小計		銘柄数：31	21,926,730	85,850,164.95 (7,926,545,729)	
		組入時価比率：6.2%		6.3%	
ニュージーランド ドル		ARGOSY PROPERTY LTD	570,000	652,650.00	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	680,000	1,428,000.00	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	1,090,000	1,040,950.00	
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEALAND	835,965	1,082,574.67	
		STRIDE PROPERTY GROUP	330,000	468,600.00	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	309,761	754,268.03	
小計		銘柄数：6	3,815,726	5,427,042.70 (454,460,555)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
香港ドル		CHAMPION REIT	1,200,000	4,320,000.00	
		FORTUNE REIT	950,000	6,336,500.00	
		LINK REIT	1,363,000	72,307,150.00	
		PROSPERITY REIT	840,000	1,906,800.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	640,000	2,240,000.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,489,700	3,739,147.00	
小計		銘柄数：6	6,482,700	90,849,597.00 (1,557,162,092)	
		組入時価比率：1.2%		1.2%	
シンガポールドル		AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	360,000	478,800.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,179,982	6,060,349.96	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,360,044	1,428,046.20	

	CAPITALAND CHINA TRUST	790,012	908,513.80	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	3,300,028	6,402,054.32	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	520,040	665,651.20	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	420,000	260,400.00	
	EC WORLD REIT	120,000	55,200.00	
	ESR-LOGOS REIT	3,549,995	1,171,498.35	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	740,000	477,300.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	600,038	168,010.64	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	690,007	1,476,614.98	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,869,990	2,318,787.60	
	KEPPEL DC REIT	849,983	1,691,466.17	
	KEPPEL REIT	1,270,000	1,162,050.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	1,250,000	868,750.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,310,000	3,065,400.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	2,079,991	3,473,584.97	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	1,480,024	2,545,641.28	
	QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	1,554,367	520,712.94	
	PARAGON REIT	730,000	708,100.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	244,000	983,320.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	320,000	252,800.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	960,000	518,400.00	
	SUNTEC REIT	1,440,000	1,987,200.00	
小計	銘柄数：25	29,988,501	39,648,652.41	
			(3,986,671,999)	
	組入時価比率：3.1%		3.1%	
ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	29,000	103,385,000.00	
	E KOCREF CR-REIT CO LTD	18,000	92,700,000.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	96,859	406,323,505.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	23,000	115,920,000.00	
	JR REIT XXVII	106,000	478,590,000.00	
	KORAMCO ENERGY PLUS REIT	20,346	104,171,520.00	
	LOTTE REIT CO LTD	73,000	283,240,000.00	
	MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	62,000	258,540,000.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	16,000	57,360,000.00	

	小計	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	36,519	246,503,250.00	
		SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LTD	15,000	59,400,000.00	
		SK REITS CO LTD	60,573	314,979,600.00	
		銘柄数：12	556,297	2,521,112,875.00	(261,439,405)
		組入時価比率：0.2%			0.2%
	新シェケル 小計	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	480,000	737,760.00	
		REIT 1 LTD	117,000	1,853,280.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	160,000	1,192,960.00	
		銘柄数：3	757,000	3,784,000.00	(143,578,960)
		組入時価比率：0.1%			0.1%
合計				126,617,081,258	(117,050,245,808)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年2月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	819,248,380	—	839,537,285	20,285,385
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	93,749,600	—	94,102,260	352,660
米ドル	93,749,600	—	94,102,260	352,660
合計	—	—	—	20,638,045

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

のむラップ・ファンド（保守型）

のむラップ・ファンド（普通型）

のむラップ・ファンド（積極型）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 14 期中間計算期間(2023 年 2 月 21 日から 2023 年 8 月 20 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

のむラップ・ファンド（やや積極型）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期中間計算期間(2023 年 2 月 21 日から 2023 年 8 月 20 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年10月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（保守型）の2023年2月21日から2023年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（保守型）の2023年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月21日から2023年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（保守型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 14 期中間計算期間末 (2023 年 8 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	998,076,425	1,001,890,238
親投資信託受益証券	56,013,229,733	58,251,560,740
流動資産合計	57,011,306,158	59,253,450,978
資産合計	57,011,306,158	59,253,450,978
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36,765,634	-
未払解約金	71,233,414	108,979,884
未払受託者報酬	9,307,135	9,439,544
未払委託者報酬	325,749,695	330,384,097
未払利息	206	1,448
その他未払費用	930,644	943,894
流動負債合計	443,986,728	449,748,867
負債合計	443,986,728	449,748,867
純資産の部		
元本等		
元本	36,765,634,095	36,565,238,563
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△) (分配準備積立金)	19,801,685,335 3,344,929,514	22,238,463,548 2,985,321,936
元本等合計	56,567,319,430	58,803,702,111
純資産合計	56,567,319,430	58,803,702,111
負債純資産合計	57,011,306,158	59,253,450,978

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期中間計算期間 自 2022 年 2 月 19 日 至 2022 年 8 月 18 日	第 14 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	80
有価証券売買等損益	1,885,333,627	2,905,841,007
営業収益合計	1,885,333,627	2,905,841,087
営業費用		
支払利息	45,533	174,637
受託者報酬	8,416,863	9,439,544
委託者報酬	294,590,136	330,384,097
その他費用	841,629	943,894
営業費用合計	303,894,161	340,942,172

営業利益又は営業損失（△）	1,581,439,466	2,564,898,915
経常利益又は経常損失（△）	1,581,439,466	2,564,898,915
中間純利益又は中間純損失（△）	1,581,439,466	2,564,898,915
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	40,891,270	235,250,595
期首剰余金又は期首欠損金（△）	17,231,738,113	19,801,685,335
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,789,093,158	2,436,152,585
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,789,093,158	2,436,152,585
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,069,051,711	2,329,022,692
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,069,051,711	2,329,022,692
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	20,492,327,756	22,238,463,548

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年2月21日から2023年8月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年2月20日現在	第14期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 36,765,634,095 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 36,565,238,563 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5386円 (10,000口当たり純資産額) (15,386円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6082円 (10,000口当たり純資産額) (16,082円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2023年2月20日現在	第14期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日		第14期中間計算期間 自 2023年 2月 21日 至 2023年 8月 20日	
期首元本額	31,500,368,264円	期首元本額	36,765,634,095円
期中追加設定元本額	9,157,557,507円	期中追加設定元本額	4,130,657,390円
期中一部解約元本額	3,892,291,676円	期中一部解約元本額	4,331,052,922円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年10月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや保守型）の2023年2月21日から2023年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや保守型）の2023年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月21日から2023年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや保守型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年2月20日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	144,757,900	152,582,236
親投資信託受益証券	7,909,326,340	8,712,363,648
流動資産合計	8,054,084,240	8,864,945,884
資産合計	8,054,084,240	8,864,945,884
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,271,210	-
未払解約金	1,486,751	10,212,650
未払受託者報酬	1,292,203	1,345,439
未払委託者報酬	48,457,552	50,453,986
未払利息	29	220
その他未払費用	129,165	134,482
流動負債合計	57,636,910	62,146,777
負債合計	57,636,910	62,146,777
純資産の部		
元本等		
元本	6,271,210,939	6,524,043,008
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△) (分配準備積立金)	1,725,236,391	2,278,756,099
元本等合計	7,996,447,330	8,802,799,107
純資産合計	7,996,447,330	8,802,799,107
負債純資産合計	8,054,084,240	8,864,945,884

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年2月19日 至 2022年8月18日	第8期中間計算期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月20日
営業収益		
受取利息	-	14
有価証券売買等損益	347,917,007	513,758,308
営業収益合計	347,917,007	513,758,322
営業費用		
支払利息	6,473	25,293
受託者報酬	1,110,589	1,345,439
委託者報酬	41,646,837	50,453,986
その他費用	111,000	134,482
営業費用合計	42,874,899	51,959,200

営業利益又は営業損失（△）	305,042,108	461,799,122
経常利益又は経常損失（△）	305,042,108	461,799,122
中間純利益又は中間純損失（△）	305,042,108	461,799,122
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	10,039,901	27,159,855
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,290,244,305	1,725,236,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	340,571,586	313,019,975
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	340,571,586	313,019,975
剰余金減少額又は欠損金増加額	95,778,289	194,139,534
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	95,778,289	194,139,534
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,830,039,809	2,278,756,099

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年2月21日から2023年8月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年2月20日現在	第8期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,271,210,939 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 6,524,043,008 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.2751円 (10,000口当たり純資産額) (12,751円)	1口当たり純資産額 1.3493円 (10,000口当たり純資産額) (13,493円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年2月20日現在	第8期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日		第8期中間計算期間 自 2023年 2月 21日 至 2023年 8月 20日	
期首元本額	4,878,498,437 円	期首元本額	6,271,210,939 円
期中追加設定元本額	2,060,079,927 円	期中追加設定元本額	960,848,667 円
期中一部解約元本額	667,367,425 円	期中一部解約元本額	708,016,598 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年10月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（普通型）の2023年2月21日から2023年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（普通型）の2023年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月21日から2023年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（普通型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 14 期中間計算期間末 (2023 年 8 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,426,333,857	5,237,294,995
親投資信託受益証券	239,418,807,215	280,542,621,425
流動資産合計	243,845,141,072	285,779,916,420
資産合計	243,845,141,072	285,779,916,420
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	106,364,596	-
未払解約金	193,812,851	340,412,799
未払受託者報酬	37,831,260	42,304,990
未払委託者報酬	1,513,250,320	1,692,199,526
未払利息	915	7,570
その他未払費用	3,783,066	4,230,442
流動負債合計	1,855,043,008	2,079,155,327
負債合計	1,855,043,008	2,079,155,327
純資産の部		
元本等		
元本	106,364,596,803	116,534,973,986
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△) (分配準備積立金)	135,625,501,261	167,165,787,107
	18,791,496,852	16,801,924,188
元本等合計	241,990,098,064	283,700,761,093
純資産合計	241,990,098,064	283,700,761,093
負債純資産合計	243,845,141,072	285,779,916,420

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期中間計算期間 自 2022 年 2 月 19 日 至 2022 年 8 月 18 日	第 14 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	371
有価証券売買等損益	12,529,351,840	19,321,614,210
営業収益合計	12,529,351,840	19,321,614,581
営業費用		
支払利息	182,224	889,999
受託者報酬	30,202,384	42,304,990
委託者報酬	1,208,095,276	1,692,199,526
その他費用	3,020,170	4,230,442
営業費用合計	1,241,500,054	1,739,624,957

営業利益又は営業損失（△）	11,287,851,786	17,581,989,624
経常利益又は経常損失（△）	11,287,851,786	17,581,989,624
中間純利益又は中間純損失（△）	11,287,851,786	17,581,989,624
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	369,913,186	1,239,041,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	89,811,733,648	135,625,501,261
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,631,171,059	31,556,098,110
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,631,171,059	31,556,098,110
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,388,263,708	16,358,760,525
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,388,263,708	16,358,760,525
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	121,972,579,599	167,165,787,107

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年2月21日から2023年8月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年2月20日現在	第14期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 106,364,596,803口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 116,534,973,986口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2751円 (10,000口当たり純資産額) (22,751円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4345円 (10,000口当たり純資産額) (24,345円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2023年2月20日現在	第14期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日		第14期中間計算期間 自 2023年 2月 21日 至 2023年 8月 20日	
期首元本額	73,633,291,800 円	期首元本額	106,364,596,803 円
期中追加設定元本額	42,856,076,867 円	期中追加設定元本額	22,995,879,125 円
期中一部解約元本額	10,124,771,864 円	期中一部解約元本額	12,825,501,942 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年10月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや積極型）の2023年2月21日から2023年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや積極型）の2023年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月21日から2023年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや積極型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年2月20日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	258,121,837	320,221,948
親投資信託受益証券	13,859,589,450	17,110,172,562
流動資産合計	14,117,711,287	17,430,394,510
資産合計	14,117,711,287	17,430,394,510
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,048,896	-
未払解約金	12,792,821	23,968,445
未払受託者報酬	2,121,021	2,516,792
未払委託者報酬	90,143,288	106,963,550
未払利息	53	462
その他未払費用	212,036	251,621
流動負債合計	114,318,115	133,700,870
負債合計	114,318,115	133,700,870
純資産の部		
元本等		
元本	9,048,896,783	10,270,918,998
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△) (分配準備積立金)	4,954,496,389 1,042,106,047	7,025,774,642 929,042,500
元本等合計	14,003,393,172	17,296,693,640
純資産合計	14,003,393,172	17,296,693,640
負債純資産合計	14,117,711,287	17,430,394,510

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年2月19日 至 2022年8月18日	第8期中間計算期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月20日
営業収益		
受取利息	-	26
有価証券売買等損益	819,448,091	1,433,418,112
営業収益合計	819,448,091	1,433,418,138
営業費用		
支払利息	9,816	54,913
受託者報酬	1,604,794	2,516,792
委託者報酬	68,203,751	106,963,550
その他費用	160,418	251,621
営業費用合計	69,978,779	109,786,876

営業利益又は営業損失（△）	749,469,312	1,323,631,262
経常利益又は経常損失（△）	749,469,312	1,323,631,262
中間純利益又は中間純損失（△）	749,469,312	1,323,631,262
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	23,780,163	85,914,315
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,774,038,325	4,954,496,389
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,067,150,253	1,461,419,336
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,067,150,253	1,461,419,336
剰余金減少額又は欠損金増加額	213,048,430	627,858,030
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	213,048,430	627,858,030
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,353,829,297	7,025,774,642

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年2月21日から2023年8月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年2月20日現在	第8期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,048,896,783 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,270,918,998 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.5475円 (10,000口当たり純資産額) (15,475円)	1口当たり純資産額 1.6840円 (10,000口当たり純資産額) (16,840円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年2月20日現在	第8期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日		第8期中間計算期間 自 2023年 2月 21日 至 2023年 8月 20日	
期首元本額	5,718,111,113 円	期首元本額	9,048,896,783 円
期中追加設定元本額	4,165,589,208 円	期中追加設定元本額	2,369,021,953 円
期中一部解約元本額	834,803,538 円	期中一部解約元本額	1,146,999,738 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年10月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（積極型）の2023年2月21日から2023年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（積極型）の2023年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月21日から2023年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（積極型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 14 期中間計算期間末 (2023 年 8 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,428,847,355	2,900,457,985
親投資信託受益証券	118,319,858,246	141,341,380,361
流動資産合計	120,748,705,601	144,241,838,346
資産合計	120,748,705,601	144,241,838,346
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,367,573	-
未払解約金	294,865,722	187,219,646
未払受託者報酬	18,137,146	20,884,056
未払委託者報酬	816,171,881	939,782,397
未払利息	502	4,192
その他未払費用	1,813,652	2,088,338
流動負債合計	1,172,356,476	1,149,978,629
負債合計	1,172,356,476	1,149,978,629
純資産の部		
元本等		
元本	41,367,573,209	45,096,889,724
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	78,208,775,916	97,994,969,993
（分配準備積立金）	11,912,304,478	10,072,219,446
元本等合計	119,576,349,125	143,091,859,717
純資産合計	119,576,349,125	143,091,859,717
負債純資産合計	120,748,705,601	144,241,838,346

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期中間計算期間 自 2022 年 2 月 19 日 至 2022 年 8 月 18 日	第 14 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日
営業収益		
受取利息	-	183
有価証券売買等損益	7,969,694,833	12,969,888,115
営業収益合計	7,969,694,833	12,969,888,298
営業費用		
支払利息	89,192	476,418
受託者報酬	13,841,239	20,884,056
委託者報酬	622,855,636	939,782,397
その他費用	1,384,064	2,088,338
営業費用合計	638,170,131	963,231,209

営業利益又は営業損失（△）	7,331,524,702	12,006,657,089
経常利益又は経常損失（△）	7,331,524,702	12,006,657,089
中間純利益又は中間純損失（△）	7,331,524,702	12,006,657,089
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	342,840,221	996,023,764
期首剰余金又は期首欠損金（△）	46,571,450,575	78,208,775,916
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,633,881,412	22,667,643,897
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,633,881,412	22,667,643,897
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,606,778,009	13,892,083,145
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,606,778,009	13,892,083,145
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	66,587,238,459	97,994,969,993

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年2月21日から2023年8月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年2月20日現在	第14期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 41,367,573,209口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 45,096,889,724口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8906円 (10,000口当たり純資産額) (28,906円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.1730円 (10,000口当たり純資産額) (31,730円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期 2023年2月20日現在	第14期中間計算期間末 2023年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第13期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日		第14期中間計算期間 自 2023年 2月 21日 至 2023年 8月 20日	
期首元本額	26,719,669,620円	期首元本額	41,367,573,209円
期中追加設定元本額	19,997,678,152円	期中追加設定元本額	11,077,424,612円
期中一部解約元本額	5,349,774,563円	期中一部解約元本額	7,348,108,097円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

「のむらっぴ・ファンド」の各ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「世界REITインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年 8月 20日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	25,294,112,069
株式	552,702,444,565
派生商品評価勘定	63,436,245
未収配当金	750,675,941
未収利息	526,190
その他未収収益	11,676,082
差入委託証拠金	298,332,002
流動資産合計	579,121,203,094
資産合計	579,121,203,094
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	83,097,337
未払金	725,829,533
未払解約金	51,150,098
未払利息	36,562
有価証券貸借取引受入金	16,983,942,723
流動負債合計	17,844,056,253
負債合計	17,844,056,253
純資産の部	
元本等	
元本	227,648,092,029
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	333,629,054,812
元本等合計	561,277,146,841

純資産合計	561, 277, 146, 841
負債純資産合計	579, 121, 203, 094

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4655円
(10,000口当たり純資産額)	(24,655円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	15,942,075,190円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
先物取引	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月20日現在	
期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	222,272,766,631円
同期中における追加設定元本額	19,080,481,945円
同期中における一部解約元本額	13,705,156,547円
期末元本額	227,648,092,029円
期末元本額の内訳*	

バランスセレクト30	111,548,867円
バランスセレクト50	264,435,578円
バランスセレクト70	411,877,610円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,825,011,284円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,434,414,974円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,499,988,248円
野村資産設計ファンド2015	27,796,161円
野村資産設計ファンド2020	31,458,046円
野村資産設計ファンド2025	48,091,878円
野村資産設計ファンド2030	80,705,261円
野村資産設計ファンド2035	79,605,243円
野村資産設計ファンド2040	144,268,020円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	19,972,626,458円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,927,685,843円
のむラップ・ファンド(普通型)	14,799,124,066円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,295,472,750円
野村資産設計ファンド2045	33,150,342円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,093,683,136円
マイ・ロード	2,350,431,760円
ネクストコア	12,334,179円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,242,375,708円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,660,061,850円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,253,212,357円
野村資産設計ファンド2050	36,724,189円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	9,064,020円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5,814,544円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,703,512円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,530,285円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	358,523,268円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	962,130,957円
インデックス・ブレンド(タイプI)	5,705,430円
インデックス・ブレンド(タイプII)	4,055,166円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	28,403,729円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	10,333,405円
インデックス・ブレンド(タイプV)	36,302,414円
野村6資産均等バランス	3,838,656,003円
世界6資産分散ファンド	83,898,925円
野村資産設計ファンド2060	29,042,763円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	2,596,416円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,319,486,522円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	196,206,011円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	113,070,536円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	271,852,462円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	128,834,049円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	969,504円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	5,438,986円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	201,838円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,561,122,977円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	1,276,923円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	15,438,975円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	33,747,047円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	9,469,561円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	71,298,984円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	138,631,619円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,576,141,486円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	31,163,535円

ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	219,702,380 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	3,900,888,679 円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	33,717,951 円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	129,928,750 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,893,952 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5,313,422 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	26,031,126 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	33,440,474 円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	101,358,922 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	7,960,821,214 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	24,123,064,080 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,064,607,798 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	38,963,911,537 円
マイバランスDC30	3,375,100,331 円
マイバランスDC50	6,156,665,829 円
マイバランスDC70	7,116,862,500 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,963,588,735 円
野村DC運用戦略ファンド	493,863,298 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	39,036,644 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,897,018,616 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,802,876,580 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,560,532,598 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,757,670 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,151,466 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	128,373,548 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	42,191,445 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	43,141,442 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	32,482,075 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,021,633,010 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	793,044,608 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	589,023,697 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	774,150,343 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	26,076,007 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	296,123,578 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	157,596,460 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	179,472,374 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	78,453,230 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月20日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,665,360,198
国債証券	752,281,088,000
地方債証券	53,775,572,608
特殊債券	60,639,278,365
社債券	41,846,880,000

未収入金	2,997,690,000
未収利息	2,011,016,983
前払費用	59,605,454
流動資産合計	919,276,491,608
資産合計	919,276,491,608
負債の部	
流動負債	
未払金	3,702,761,000
未払解約金	189,149,316
未払利息	8,189
流動負債合計	3,891,918,505
負債合計	3,891,918,505
純資産の部	
元本等	
元本	723,277,792,383
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	192,106,780,720
元本等合計	915,384,573,103
純資産合計	915,384,573,103
負債純資産合計	919,276,491,608

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2656円
(10,000口当たり純資産額)	(12,656円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月20日現在	
--------------	--

期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	690,657,163,977円
同期中における追加設定元本額	81,969,517,925円
同期中における一部解約元本額	49,348,889,519円
期末元本額	723,277,792,383円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	374,598,022円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	44,035,527,395円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	19,579,915,683円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,457,727,250円
野村資産設計ファンド2015	335,365,739円
野村資産設計ファンド2020	379,524,273円
野村資産設計ファンド2025	435,151,188円
野村資産設計ファンド2030	391,375,099円
野村資産設計ファンド2035	236,287,294円
野村資産設計ファンド2040	283,912,956円
野村日本債券インデックスファンド	652,680,225円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	137,165,994,217円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	21,453,167,529円
のむらっぴ・ファンド(普通型)	49,102,021,451円
のむらっぴ・ファンド(積極型)	5,173,715,376円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	9,834,519,303円
野村資産設計ファンド2045	44,437,777円
野村円債投資インデックスファンド	588,661,430円
野村インデックスファンド・国内債券 マイ・ロード	2,176,855,290円 38,952,535,806円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,665,396,742円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	19,666,719,361円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	2,309,270,661円
野村資産設計ファンド2050	33,348,666円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	36,449,173円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	13,146,539円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	5,943,045円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,348,581円
のむらっぴ・ファンド(やや保守型)	2,296,114,540円
のむらっぴ・ファンド(やや積極型)	1,101,877,598円
インデックス・ブレンド(タイプI)	51,853,898円
インデックス・ブレンド(タイプII)	22,134,528円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	111,630,470円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	28,427,835円
インデックス・ブレンド(タイプV)	22,292,273円
野村6資産均等バランス	7,718,550,791円
世界6資産分散ファンド	168,699,182円
野村資産設計ファンド2060	16,685,006円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	48,341,373,900円 32,034,000,439円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	473,423,659円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	90,941,334円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,365,721,640円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	386,885,430円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	7,149,025円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	9,720,401円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	162,108円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	3,139,010,236円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	2,054,051円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	20,697,401円

野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	38,081,031円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	382,270,523円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	278,413,761円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,027,241,902円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	125,142,679円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,633,823,011円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券 (適格機関投資家専用)	407,332,935円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	15,232,820円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	41,801,280,437円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	60,646,575,952円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	26,163,657,834円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合 (確定拠出年金向け)	52,275,093,025円
マイバランスDC30	18,040,355,118円
マイバランスDC50	15,832,976,457円
マイバランスDC70	6,203,867,390円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,567,899,723円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,620,003,397円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	8,388,183,541円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	3,452,566,537円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	356,086,362円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	57,518,972円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	73,750,312円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	204,604,783円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	84,900,681円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	29,496,174円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	3,150,810,781円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,396,382,590円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	625,240,107円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	691,829,312円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	14,980,625円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	264,631,415円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	660,179,359円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	4,811,631,625円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	157,749,396円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月20日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	9,619,754,210
コール・ローン	2,148,491,257
株式	1,667,179,146,022
投資証券	34,641,982,506
派生商品評価勘定	3,330,903
未収入金	7,331,840
未収配当金	2,290,046,926
差入委託証拠金	8,104,342,737

流動資産合計	1,723,994,426,401
資産合計	1,723,994,426,401
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	684,266,876
未払解約金	166,217,175
未払利息	3,105
その他未払費用	2,531,000
流動負債合計	853,018,156
負債合計	853,018,156
純資産の部	
元本等	
元本	316,630,964,856
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,406,510,443,389
元本等合計	1,723,141,408,245
純資産合計	1,723,141,408,245
負債純資産合計	1,723,994,426,401

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月20日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額
(10,000口当たり純資産額)

5,4421円
(54,421円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当
該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場
の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物
相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価して
おります。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価として
おります。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月20日現在

期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	311,898,207,724円
同期中における追加設定元本額	21,872,108,130円
同期中における一部解約元本額	17,139,350,998円
期末元本額	316,630,964,856円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	25,710,207円
バランスセレクト50	81,326,426円
バランスセレクト70	104,530,294円
野村外国株式インデックスファンド	490,348,289円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,531,206,402円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,376,420,248円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,392,014,082円
野村資産設計ファンド2015	7,453,709円
野村資産設計ファンド2020	8,435,297円
野村資産設計ファンド2025	12,969,677円
野村資産設計ファンド2030	21,728,451円
野村資産設計ファンド2035	21,380,781円
野村資産設計ファンド2040	38,599,502円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	40,973,949,583円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	1,175,943,043円
のむらっぴ・ファンド(普通型)	12,157,085,233円
のむらっぴ・ファンド(積極型)	13,765,024,800円

野村資産設計ファンド2045	8,911,781円
野村インデックスファンド・外国株式	8,672,189,576円
マイ・ロード	1,241,152,551円
ネクストコア	7,249,807円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	174,069,661円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	2,928,396,681円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	371,813,446円
野村資産設計ファンド2050	9,858,419円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,430,275円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,564,825円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,258,111円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,218,766円
のむらっぴ・ファンド（やや保守型）	265,714,953円
のむらっぴ・ファンド（やや積極型）	1,235,337,433円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	4,184,052円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	4,473,276円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	39,095,495円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	13,803,379円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	49,660,181円
野村6資産均等バランス	1,774,679,125円
野村つみたて外国株投信	16,279,123,212円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,122,983,259円
世界6資産分散ファンド	38,787,973円
野村資産設計ファンド2060	7,787,652円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,094,949,371円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	62,008,732円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,984,495,583円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	6,546,698,222円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	90,709,536円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	52,273,462円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	372,878,031円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	294,695,839円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	448,195円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	3,073,070円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	205,274円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	236,126円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,758,140円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	309,102,063円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	3,283,271円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	21,973,351円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	64,087,014円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,889,501,604円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	14,406,363円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,122,065,810円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,329,993,166円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	875,610円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,214,255円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,938,185円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,437,856円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	99,019,124,520円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,832,927,420円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,431,412,593円

マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,750,897,653 円
マイバランスDC30	772,914,870 円
マイバランスDC50	1,894,697,032 円
マイバランスDC70	1,806,097,399 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	44,384,954,150 円
野村DC運用戦略ファンド	289,764,964 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	19,670,289 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	518,242,362 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	455,996,631 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	469,279,265 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,468,201 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,918,751 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	59,349,380 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	11,359,294 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	11,542,673 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,719,572 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	297,510,642 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	226,870,323 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	154,523,590 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	198,835,275 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	6,992,135 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	76,057,416 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	91,074,569 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	55,315,517 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	36,270,328 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月20日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,581,443,312
コール・ローン	487,983,451
国債証券	756,977,175,466
派生商品評価勘定	369,156
未収入金	479,733,046
未収利息	5,994,685,876
前払費用	1,309,767,782
その他未収収益	7,228,948
流動資産合計	766,838,387,037
資産合計	766,838,387,037
負債の部	
流動負債	
未払金	744,545,618
未払解約金	188,392,604
未払利息	705
その他未払費用	3,478,728

流動負債合計	936,417,655
負債合計	936,417,655
純資産の部	
元本等	
元本	282,143,398,863
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	483,758,570,519
元本等合計	765,901,969,382
純資産合計	765,901,969,382
負債純資産合計	766,838,387,037

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,7146円
(10,000口当たり純資産額)	(27,146円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	179,965,158,299円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	189,917,728,646円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	
国債証券	<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>
派生商品評価勘定	
為替予約取引	<p>1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。</p> <p>①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当</p>

該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月20日現在	
期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	271,284,561,193円
同期中における追加設定元本額	27,645,597,821円
同期中における一部解約元本額	16,786,760,151円
期末元本額	282,143,398,863円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	78,284,315円
バランスセレクト50	82,726,699円
バランスセレクト70	86,175,092円
野村外国債券インデックスファンド	259,134,694円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,480,589,945円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	23,212,884,197円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,588,149,776円
野村資産設計ファンド2015	20,151,932円
野村資産設計ファンド2020	22,797,109円
野村資産設計ファンド2025	35,157,085円
野村資産設計ファンド2030	51,605,053円
野村資産設計ファンド2035	41,205,896円
野村資産設計ファンド2040	66,733,166円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	79,981,965,289円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	5,812,746,551円
のむらっぴ・ファンド(普通型)	29,736,671,388円
のむらっぴ・ファンド(積極型)	9,177,686,456円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	382,034,370円
野村資産設計ファンド2045	13,346,387円
野村インデックスファンド・外国債券	1,020,311,628円
マイ・ロード	6,972,967,423円
ネクストコア	76,205,006円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	359,018,559円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	5,738,914,064円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,001,390,529円
野村資産設計ファンド2050	12,088,979円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,379,173円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,063,119円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,959,783円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,731,661円
のむらっぴ・ファンド(やや保守型)	984,224,124円
のむらっぴ・ファンド(やや積極型)	1,541,425,343円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,589,670円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,679,958円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	9,097,061円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,269,410円
インデックス・ブレンド(タイプV)	8,305,432円

野村6資産均等バランス	3,660,274,175円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	8,017,835,316円
世界6資産分散ファンド	80,000,130円
野村資産設計ファンド2060	6,013,370円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	11,454,543,537円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	8,629,342,640円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,413,961円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	898,024,156円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	172,517,955円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	907,382,873円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	307,125,199円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	924,623円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	6,916,671円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	77,013円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,480,964,148円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	2,191,654円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	14,724,363円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	6,773,424円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	158,672,089円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	132,238,316円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,948,548,351円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	59,250,402円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,006,618,697円
ノムラFOF s用インデックスファンド・外国債券(適格機関投資家専用)	1,933,158,248円
野村FOF s用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	5,417,540円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	3,711,265円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	8,261,136円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	6,989,715円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	638,643,528円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	5,468,633,816円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	7,209,372,430円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	6,244,830,194円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	24,942,249,423円
マイバランスDC30	2,343,164,212円
マイバランスDC50	1,844,130,707円
マイバランスDC70	1,485,817,536円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,216,278,056円
野村DC運用戦略ファンド	3,097,786,223円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	355,548,800円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	447,648,271円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	1,071,544,634円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	429,669,950円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	28,143,768円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	68,191,400円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	34,973,732円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	26,978,313円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	19,955,660円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	10,690,560円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	384,809,708円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	202,626,052円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	129,310,538円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	164,039,067円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	5,399,097円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	62,744,063円

多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	62,613,735 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	285,220,592 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	74,807,509 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

世界REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年8月20日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	747,205,097
コール・ローン	576,827,634
投資証券	134,813,487,484
派生商品評価勘定	98,880
未収入金	14,464,800
未収配当金	347,565,096
差入委託証拠金	140,677,795
流動資産合計	136,640,326,786
資産合計	136,640,326,786
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	34,990,566
未払金	748,748,556
未払解約金	26,186,133
未払利息	833
その他未払費用	200,900
流動負債合計	810,126,988
負債合計	810,126,988
純資産の部	
元本等	
元本	55,765,689,284
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	80,064,510,514
元本等合計	135,830,199,798
純資産合計	135,830,199,798
負債純資産合計	136,640,326,786

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
--------------------	--

	す。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年8月20日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.4357円
(10,000口当たり純資産額)	(24,357円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年8月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年8月20日現在	
期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	52,895,570,153円

同期中における追加設定元本額	5,045,382,471円
同期中における一部解約元本額	2,175,263,340円
期末元本額	55,765,689,284円
期末元本額の内訳*	
野村世界REITインデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	9,027,024,475円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,711,557,684円
のむラップ・ファンド (普通型)	14,381,336,371円
のむラップ・ファンド (積極型)	7,984,418,853円
マイ・ロード	806,675,631円
野村世界REITインデックス (野村SMA・EW向け)	1,678,180,340円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	330,352,596円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,000,254,268円
野村世界REITインデックスファンド (確定拠出年金向け)	18,845,889,066円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

のむラップ・ファンド (保守型)

2023年9月29日現在

I 資産総額	58,931,640,099円
II 負債総額	142,020,760円
III 純資産総額 (I - II)	58,789,619,339円
IV 発行済口数	36,606,124,421口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.6060円

のむラップ・ファンド (やや保守型)

2023年9月29日現在

I 資産総額	8,946,199,616円
II 負債総額	17,153,043円
III 純資産総額 (I - II)	8,929,046,573円
IV 発行済口数	6,611,907,084口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.3504円

のむラップ・ファンド (普通型)

2023年9月29日現在

I 資産総額	296,546,688,979円
II 負債総額	771,751,084円
III 純資産総額 (I - II)	295,774,937,895円
IV 発行済口数	121,110,363,558口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.4422円

のむラップ・ファンド（やや積極型）

2023年9月29日現在

I 資産総額	18,483,525,873円
II 負債総額	34,631,952円
III 純資産総額（I－II）	18,448,893,921円
IV 発行済口数	10,891,692,096口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6939円

のむラップ・ファンド（積極型）

2023年9月29日現在

I 資産総額	152,729,381,448円
II 負債総額	412,274,246円
III 純資産総額（I－II）	152,317,107,202円
IV 発行済口数	47,713,071,949口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.1924円

（参考）国内株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	677,611,244,365円
II 負債総額	91,441,436,226円
III 純資産総額（I－II）	586,169,808,139円
IV 発行済口数	226,854,520,724口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.5839円

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	951,838,837,489円
II 負債総額	28,691,498,245円
III 純資産総額（I－II）	923,147,339,244円
IV 発行済口数	735,770,359,338口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2547円

（参考）外国株式MSCI－KOKUSA Iマザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	1,782,587,235,480円
II 負債総額	9,826,208,340円
III 純資産総額（I－II）	1,772,761,027,140円
IV 発行済口数	322,470,135,026口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.4974円

(参考) 外国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	771,662,804,367円
II 負債総額	3,852,613,471円
III 純資産総額 (I - II)	767,810,190,896円
IV 発行済口数	282,673,641,422口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.7162円

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	137,788,011,118円
II 負債総額	620,434,407円
III 純資産総額 (I - II)	137,167,576,711円
IV 発行済口数	57,356,735,962口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.3915円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

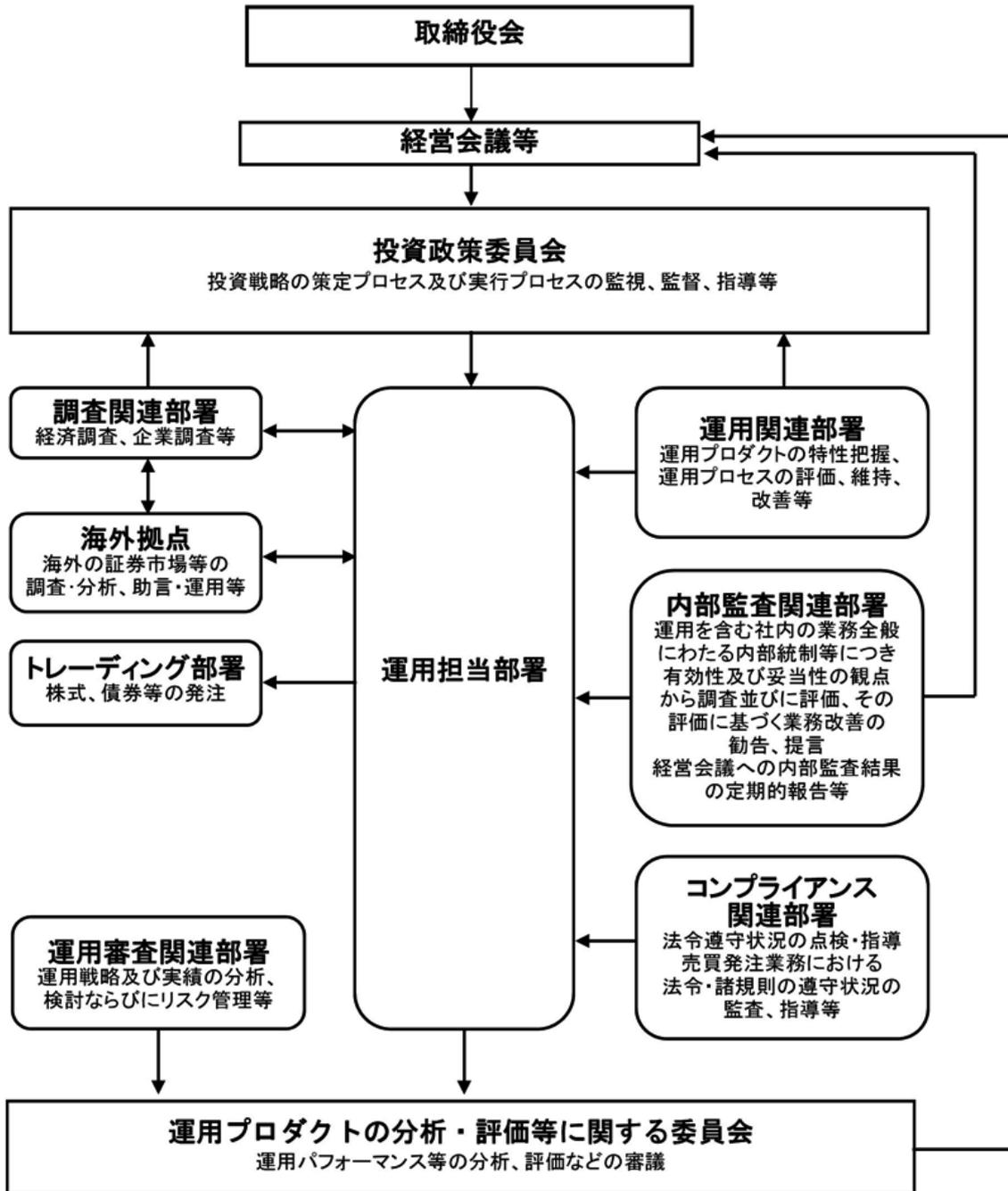
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,013	45,319,867
単位型株式投資信託	183	684,350
追加型公社債投資信託	14	6,826,247
単位型公社債投資信託	474	1,009,460
合計	1,684	53,839,924

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率 1.4%

退職一時金制度の割引率 1.1%

長期期待運用収益率 2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(のむらップ・ファンド (保守型))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（保守型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 108 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第45条 <削除>

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 3 月 15 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむラップ・ファンド (やや保守型))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（やや保守型）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等

ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年2月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第 46 条 <削除>

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 28 年 11 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年 3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年 6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむラップ・ファンド (普通型))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 75%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（普通型）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 123 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第45条 <削除>

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 3 月 15 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむラップ・ファンド (やや積極型))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 85%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行いません。

② デリバティブの直接利用は行いません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド (やや積極型)
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等

ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年2月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第 46 条 <削除>

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 28 年 11 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年 3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年 6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむらップ・ファンド (積極型))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計には制限を設けません。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（積極型）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 138 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第45条 <削除>

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 3 月 15 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないません。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、50 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする

有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 18 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 19 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 20 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託

者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」とい

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

ときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. （削除）
- ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

とができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 17 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 19 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することが

できます。

(有価証券の保管)

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 22 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式

の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第 16 条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(世界 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 15 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
世界 REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 50 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 16 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条の2に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第15条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 1 月 20 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 42 条 この信託は、受益者が第 34 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資

法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年2月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社